

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家等が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

刑事訴訟法（法律番号 101/2015/QH13）

目次

第 1 編 一般規定	17
第 1 章 刑事訴訟法の適用範囲、役割、効力	17
第 1 条 適用範囲	17
第 2 条 刑事訴訟法の役割	17
第 3 条 刑事訴訟法の効力	17
第 4 条 語句の解釈	18
第 5 条 犯罪防止のために戦う国家機関、組織及び個人の責任	19
第 6 条 犯行の原因・条件の発見と克服	20
第 2 章 基本原則	20
第 7 条 刑事訴訟における社会主義法制の保障	20
第 8 条 人権、個人の権利や法的利益の尊重及び擁護	20
第 9 条 法の下での平等権の保障	20
第 10 条 身体不可侵の権利の保障	20
第 11 条 個人の生命、健康、名誉、尊厳、財産、及び法人の名誉、評判、財産の保護	21
第 12 条 住居、私生活、個人のプライバシー、家族のプライバシー、及び個人の信書、電話、電報の安全性と機密性に対する不可侵の権利の保障	21
第 13 条 無罪の推定	21
第 14 条 何人も、同一の犯罪について再び刑事上の責任を問われない。	21
第 15 条 事実関係の確定	21
第 16 条 罪に問われている者の防御権の保障、及び被害者、当事者の権利と法的利益の保護	22
第 17 条 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の責任	22
第 18 条 刑事事件の立件と取り扱い責任	22
第 19 条 捜査活動中の法律の遵守	22
第 20 条 刑事訴訟における公訴権の行使及び法律遵守の検察の責任	22
第 21 条 訴訟遂行管轄官と訴訟参加人の公平さの保障	23
第 22 条 参審員参加の審理制度の実施	23
第 23 条 裁判官と参審員は独立して審理を行い、法律にのみ従う。	23
第 24 条 合議体による裁判所の審理	23
第 25 条 裁判所の迅速、公平、かつ公開の審理	23
第 26 条 審理における争訟の保障	23
第 27 条 第一審審理・控訴審の制度の保障	24
第 28 条 裁判所の判決・決定の効力の保障	24
第 29 条 刑事訴訟で使用される言語と文字	24
第 30 条 刑事事件における民事問題の処理	24

第31条	刑事訴訟活動における損害を受けた者の賠償を受ける権利の保障	25
第32条	刑事訴訟における不服申立てと告発の権利の保障	25
第33条	刑事訴訟における検査と監察	25
第3章	訴訟遂行管轄機関、訴訟遂行管轄官	26
第34条	訴訟遂行機関及び訴訟遂行官	26
第35条	捜査活動の遂行に任せられる各種機関及び各種の者	26
第36条	捜査機関の長官、副長官の任務、権限、及び責任	27
第37条	捜査官の任務、権限、及び責任	28
第38条	捜査機関の幹部の任務、権限、及び責任	29
第39条	特定捜査活動の遂行を任せられた国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、 漁業資源監視局の各機関の長官、副長官、幹部捜査官の任務、権限、及び責任	29
第40条	各種捜査活動の遂行に任せられた人民公安及び人民軍のその他の機関の長官、副 長官、幹部捜査官の任務、権限、及び責任	30
第41条	検察院長官、副長官の任務、権限、及び責任	31
第42条	検察官の任務、権限、及び責任	33
第43条	検査官の任務、権限、及び責任	34
第44条	裁判所長官、副長官の任務、権限、及び責任	34
第45条	裁判官の任務、権限、及び責任	35
第46条	参審員の任務、権限、及び責任	36
第47条	裁判所書記官の任務、権限、及び責任	36
第48条	審査官の任務、権限、及び責任	36
第49条	管轄権を有する訴訟遂行管轄官が回避又は交代しなければならない状況	36
第50条	訴訟遂行管轄官の交代を建議する権利を有する人物	37
第51条	捜査官及び幹部捜査官の交代	37
第52条	検察官及び検査官の交代	37
第53条	裁判官及び参審員の交代	38
第54条	裁判所書記官の交代	38
第4章	訴訟参加人	38
第55条	訴訟参加人	38
第56条	告発人、犯罪通報人、立件建議人	39
第57条	被告発人及び被立件建議人	40
第58条	被緊急留置人及び被逮捕人	40
第59条	被暫定留置人	41
第60条	被疑者	41
第61条	被告人	42
第62条	被害者	43
第63条	民事原告	44
第64条	民事被告	45
第65条	事件の利害関係人	46

第66条	証人	46
第67条	目撃者	47
第68条	鑑定人	48
第69条	財産価値鑑定人	49
第70条	通訳人, 翻訳人	50
第71条	訴訟参加人の権利と義務の行使・履行に関する通知, 説明, 保障責任	50
第5章	被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の弁護と保護	51
第72条	弁護人	51
第73条	弁護人の権限と義務	51
第74条	弁護人が訴訟に参加する時期	53
第75条	弁護人の選任	53
第76条	弁護人の指定	53
第77条	弁護人の交代又は回避	54
第78条	弁護の登録手続	54
第79条	弁護人への通知責任	55
第80条	被逮捕人, 被暫定留置人, 勾留中の被疑者又は被告人との面会	56
第81条	弁護に関する証拠, 証拠書類, 及び証拠物の収集と提出	56
第82条	事件記録内の書類の閲覧, 記録, 及び複写	56
第83条	被告発人及び被立件建議人の法的諸権利と利益の保護人	56
第84条	被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人	57
第6章	証明と証拠	58
第85条	刑事事件において証明しなければならない諸事項	58
第86条	証拠	58
第87条	証拠の情報源	58
第88条	証拠の収集	59
第89条	証拠物	59
第90条	証拠物の保管	59
第91条	証人の供述	60
第92条	被害者の供述	60
第93条	民事原告, 民事被告の供述	61
第94条	刑事事件の利害関係人の供述	61
第95条	被緊急留置人, 被告発人, 被立件建議人, 自首・降伏した人物, 被逮捕人, 被暫定留置人の供述	61
第96条	告発人及び犯罪通報人の供述	61
第97条	目撃者の証言	61
第98条	被疑者又は被告人の供述	61
第99条	電子データ	61
第100条	鑑定の結論	62
第101条	財産価値鑑定の結論	62

第102条	犯罪の情報源, 立件, 捜査, 起訴, 審理についての検査, 確認活動の調書	62
第103条	司法共助及び国際協力の実施の結果	63
第104条	刑事事件におけるその他の書類及び証拠物	63
第105条	証拠物の収集	63
第106条	証拠物の取扱い	63
第107条	電子媒体及び電子データの収集	64
第108条	証拠の検査と評価	64
第7章	予防措置及び強制措置	64
第1節	予防措置	64
第109条	各予防措置	64
第110条	緊急留置	65
第111条	現行犯逮捕	66
第112条	指名手配犯の逮捕	66
第113条	被疑者又は被告人を勾留するための逮捕	67
第114条	緊急留置若しくは逮捕又は被留置人若しくは被逮捕人の受け取り後、直ちに講ずべき措置	67
第115条	緊急留置調書及び逮捕調書	68
第116条	緊急留置及び逮捕に関する通知	68
第117条	暫定留置	68
第118条	暫定留置期限	69
第119条	勾留	69
第120条	被暫定留置人又は被勾留人の親族の世話, 及び財産の保管	70
第121条	立保証	71
第122条	保証金の預託	72
第123条	居住地外出の禁止	72
第124条	出国暫定延期	73
第125条	予防措置の取消し又は代替措置	74
第2節	強制措置	74
第126条	各強制措置	74
第127条	連行と勾引	74
第128条	財産の差押え	75
第129条	口座凍結	75
第130条	財産差押え措置, 及び口座凍結措置の取消し	76
第8章	事件記録, 訴訟文書, 訴訟期限及び訴訟費用	76
第131条	事件記録	77
第132条	訴訟文書	77
第133条	調書	77
第134条	期限の計算	78
第135条	訴訟費用	78

第136条	訴訟費用・経費の支払い責任	78
第137条	訴訟文書の交付, 送達, 転送, 送達, 掲示, 通告	79
第138条	訴訟文書の交付, 送達, 直接手渡し	79
第139条	訴訟文書の郵送手続	80
第140条	訴訟文書の公開掲示の手続	80
第141条	報道機関による訴訟文書の通告手続	80
第142条	訴訟文書の交付, 送達, 移送, 送付, 掲示, 通告の責任	80
第2編	刑事事件の立件と捜査	80
第9章	刑事事件の立件	81
第143条	刑事事件の立件根拠	81
第144条	犯罪の告発, 通報, 及び立件建議	81
第145条	犯罪の告発, 通報, 立件建議を受理・処理する責任と管轄権	81
第146条	犯罪の告発, 通報, 立件建議の受理手続	82
第147条	犯罪の告発, 通報, 立件建議の処理の手続期限	83
第148条	犯罪の告発, 通報, 立件建議の処理の暫定中止	83
第149条	犯罪の告発, 通報, 立件建議の処理の再開	84
第150条	犯罪の告発, 通報, 立件建議を処理する管轄権に関する紛争の処理	84
第151条	訴訟遂行管轄機関が直接発見した犯罪の兆候を示す事件の処理	85
第152条	犯人の自首, 降伏	85
第153条	刑事事件立件の管轄権	85
第154条	刑事事件の立件決定	85
第155条	被害者の訴えに基づく刑事事件の立件	86
第156条	刑事事件の立件決定の変更又は補充	86
第157条	刑事事件の不立件の根拠	86
第158条	刑事事件の不立件の決定, 刑事事件の立件決定の取消し決定	87
第159条	犯罪の情報源に対処中に公訴権を行使するに当たっての検察院の任務と権限	87
第160条	犯罪の情報源の受理・対処に対する検察についての検察院の任務と権限	88
第161条	公訴権を行使し, また刑事事件立件を検察するに当たっての検察院の任務と権限	88
第162条	立件のため, 検察院の要求・決定を遂行するに当たっての捜査機関, 及び「捜査活動の遂行に任せられた各種機関」の責任	89
第10章	刑事事件の捜査に関する一般規定	89
第163条	捜査の管轄権	89
第164条	各種の捜査活動の遂行に任せられた国境警備隊, 税関, 森林警備隊, 沿岸警備隊, 漁業資源監視局の各捜査機関, 及び人民公安, 人民軍のその他の捜査機関の任務と権限	90
第165条	検察院が刑事事件の捜査段階において公訴権を行使するに際しての任務と権限	90
第166条	刑事事件の捜査を検察するに当たっての検察院の任務と権限	91
第167条	捜査段階において検察院の要求又は決定を実施する捜査機関, 及び「各種捜査活動の遂行に任せられた各種機関」の責任	92

第168条	捜査機関, 「各種捜査活動の遂行に任せられた各種機関」, 及び検察院の決定又は要求が実施中の機関, 組織, 及び個人の責任	92
第169条	捜査のための事件の移送	92
第170条	捜査実施のための刑事事件の併合又は分離	93
第171条	捜査の委託	93
第172条	捜査期間	94
第173条	捜査のための勾留の期限	95
第174条	捜査の再開, 補充捜査, 再捜査の期限	96
第175条	訴訟参加人の依頼の処理	97
第176条	目撃者の立ち会い	97
第177条	捜査上の秘密の漏示禁止	97
第178条	捜査調書	98
第11章	被疑者の立件及び尋問	98
第179条	被疑者の立件	98
第180条	被疑者の立件決定の変更又は補充	99
第181条	被疑者の職務の暫定中止	99
第182条	被疑者の召喚	100
第183条	被疑者の取調べ	100
第184条	被疑者の取調べ調書	101
第12章	証人, 被害者, 民事原告, 民事被告, 事件の利害関係人の供述聴取, 及び対質尋問・人定尋問	101
第185条	証人の召喚	101
第186条	証人の供述聴取	102
第187条	証人の供述調書	102
第188条	被害者及び訴訟当事者の召喚, 供述聴取	102
第189条	対質尋問	103
第190条	人定尋問	103
第191条	音声認識	104
第13章	証拠書類・証拠物の搜索, 採取, 暫定採取	105
第192条	人物, 住居, 勤務先, 所在地, 電子媒体, 文書, 物品, 信書, 電報, 郵便小包, その他の郵便物, 電子データの搜索の根拠	105
第193条	搜索令状の発付権限	105
第194条	人物の搜索	105
第195条	住居, 勤務先, 所在地, 電子媒体の搜索	106
第196条	電子媒体及び電子データの採取	106
第197条	郵便及び電信電話機関・組織での信書, 電報, 郵便小包, その他の郵便物の採取	107
第198条	搜索時の証拠書類・証拠物の暫定採取	107
第199条	採取, 暫定採取, 又は封印した電子媒体, 書類, 物品, 電子データ, 信書, 電	

報, 郵便小包, その他の郵便物の保管責任	107
第200条 搜索, 採取, 暫定採取命令の発令者及び執行官の責任	108
第14章 現場検証, 検視解剖, 身体上の痕跡の検討, 及び捜査実験	108
第201条 現場検証	108
第202条 検視解剖	108
第203条 身体上の痕跡の検討	109
第204条 捜査実験	109
第15章 鑑定及び財産価値鑑定	109
第205条 鑑定意見の要請	110
第206条 必ず鑑定を実施する必要がある場合	110
第207条 鑑定意見の建議	110
第208条 鑑定期限	111
第209条 鑑定実施	111
第210条 補充鑑定	111
第211条 再鑑定	112
第212条 特別な場合の再鑑定	112
第213条 鑑定の結論	112
第214条 鑑定の結論に関する, 被疑者, 被告人, 被害者, 又はその他の訴訟参加人の権利	112
第215条 財産価値の鑑定の要請	113
第216条 財産価値の鑑定の期限	113
第217条 財産価値の鑑定の実施	113
第218条 財産価値の再鑑定	114
第219条 紛失したか, 既に存在しない財産の価値の鑑定	114
第220条 特別な場合の財産価値の再鑑定	114
第221条 財産価値の鑑定の結論	114
第222条 財産価値鑑定の結論に関する, 被疑者, 被告人, 被害者, 又はその他の訴訟参加人の権利	114
第16章 特別訴訟捜査措置	115
第223条 特別訴訟捜査措置	115
第224条 特別訴訟捜査措置を適用する場合	115
第225条 特別訴訟捜査措置の適用を決定・執行する管轄権及び責任	115
第226条 特別訴訟捜査措置の適用期限	116
第227条 特別訴訟捜査措置によって収集した情報及び書類の使用	116
第228条 特別訴訟捜査措置の適用取消し	116
第17章 捜査の暫定中止及び捜査の終了	116
第229条 捜査の暫定中止	117
第230条 捜査の中止	117
第231条 被疑者の指名手配	118

第232条	捜査の終了	118
第233条	起訴建議の場合の捜査の結論	118
第234条	捜査中止の場合の捜査の結論	118
第235条	捜査の再開	119
第3編	起訴	119
第18章	一般規定	119
第236条	起訴段階で公訴権を行使するに当たっての検察院の任務と権限	119
第237条	起訴段階で検察するに当たっての検察院の任務と権限	120
第238条	事件記録及び捜査結論書の授受	120
第239条	起訴の管轄権限	120
第240条	起訴決定期限	121
第241条	予防措置及び強制措置の適用, 変更, 取消し	122
第242条	起訴段階における事件の併合又は分離	122
第19章	被疑者の起訴決定	122
第243条	被疑者の起訴決定	122
第244条	事件記録及び起訴状の裁判所への送付	122
第245条	補充捜査のための事件記録差し戻し	123
第246条	裁判所からの補充捜査要求への対処	123
第247条	事件の暫定中止	124
第248条	事件の中止	124
第249条	事件の再開	125
第4編	刑事事件の審理	125
第20章	一般規定	125
第250条	直接審理, 口頭審理, 及び連続審理	125
第251条	公判の暫定停止	126
第252条	裁判所による証拠の確認, 収集, 補充	126
第253条	証拠及び事件に関連する書類・物品の受理	126
第254条	審理合議体の構成	126
第255条	事件を審理に付す決定	127
第256条	公判の内規	127
第257条	法廷	128
第258条	公判調書	128
第259条	評議の調書	128
第260条	判決	129
第261条	判決文の訂正, 補充	130
第262条	判決文の交付と送達	130
第263条	公判における通訳人	131
第264条	管理上の不備及び違反の是正勧告	131
第265条	管轄機関への, 法律文書の検討・取り扱いに関する勧告	131

第266条	審理段階で公訴権を行使するに当たっての検察院の任務と権限	131
第267条	審理を検察するに当たっての検察院の任務と権限	132
第21章	第一審の審理	132
第1節	各審級裁判所の管轄権	132
第268条	裁判所の審理管轄権	133
第269条	区域管轄権	133
第270条	ベトナムの領空外又は領海外を航行中のベトナム社会主義共和国の航空機又は船舶で行われた犯罪を審理する管轄権	133
第271条	互いに異なる審級の裁判所の管轄区域において、複数の犯罪を犯した被告人の審理	134
第272条	軍事裁判所の審理管轄権	134
第273条	人民裁判所及び軍事裁判所の管轄区内で複数の犯罪を犯した被告人の審理	134
第274条	審理段階における事件の移送	134
第275条	審理管轄権紛争の処理	135
第2節	審理準備	135
第276条	事件記録と起訴状の受領、及び事件の受理	135
第277条	審理準備期限	136
第278条	予防措置又は強制措置の適用、変更、取消し	136
第279条	公判開始前までの要請・提案への対処	136
第280条	補充捜査のための事件記録の差し戻し	137
第281条	事件の暫定中止	137
第282条	事件の中止	138
第283条	事件の再開	138
第284条	検察院に対する補充書類及び追加証拠の要求	139
第285条	検察院による起訴決定の撤回	139
第286条	第一審裁判所の決定の送達、送付	139
第287条	公判において尋問する必要のある人物の召喚	140
第3節	公判における訴訟手続の一般規定	140
第288条	審理合議体の構成員と裁判所書記官の出廷	140
第289条	検察官の出廷	140
第290条	被告人の公判出廷	140
第291条	弁護人の出廷	141
第292条	被害者、訴訟当事者、又はその代理人の出廷	141
第293条	証人の出廷	141
第294条	鑑定人、財産価値鑑定人の出廷	142
第295条	通訳人、翻訳人の出廷	142
第296条	捜査官及びその他の人物の出廷	142
第297条	公判の延期	142
第298条	審理の制限	143

第299条	裁判所の判決又は決定	143
第4節	公判開始手続	143
第300条	公判開始準備	143
第301条	公判開始	144
第302条	裁判官, 参審員, 検察官, 裁判所書記官, 鑑定人, 財産価値鑑定人, 通訳人, 翻訳人の交代建議に対する対処	144
第303条	通訳人, 翻訳人, 鑑定人, 財産価値鑑定人の誓約	144
第304条	証人の誓約及び隔離	144
第305条	証拠調べの要求への対処, 及び関係人が欠席した場合の公判延期要求への対処	144
第5節	公判における争訟手続	144
第306条	起訴状の朗読	145
第307条	尋問手順	145
第308条	捜査及び起訴段階における供述の公表	145
第309条	被告人尋問	145
第310条	被害者, 訴訟当事者, 又はその代理人の尋問	146
第311条	証人尋問	146
第312条	証拠物の検討	147
第313条	録音又は録音及び録画による記録内容	147
第314条	場所の検討	147
第316条	鑑定人, 財産価値鑑定人の尋問	148
第317条	捜査官, 検察官, その他の訴訟管轄遂行官, 訴訟参加人による意見陳述	148
第318条	尋問の終了	148
第319条	公判における検察官の起訴決定の撤回, 又はより軽微な罪状の結論	148
第320条	弁論時の陳述の順番	148
第321条	検察官の論告	149
第322条	公判における弁論	149
第323条	再尋問	150
第324条	被告人の最終陳述	150
第325条	公判における起訴決定の取り下げ, 又はより軽微な犯罪の結論の検討	150
第6節	判決の評議と宣告	150
第326条	判決の評議	150
第328条	被告人の釈放	152
第329条	判決宣告後の被告人の逮捕, 勾留	152
第22章	控訴審	152
第1節	控訴審の性質, 控訴権, 及び異議申立ての権利	152
第330条	控訴審の性質	152
第331条	控訴権を有する人物	153
第332条	控訴手続	153
第333条	控訴期限	154

第334条	控訴状の受理及び取扱い手続	154
第335条	期限の過ぎた控訴	154
第336条	検察院の異議申立て	155
第337条	異議申立ての期限	155
第338条	控訴・異議申立て決定通知	156
第339条	控訴, 異議申立ての結果	156
第340条	事件の受理	156
第341条	検察院への事件記録の送付	156
第342条	控訴及び異議申立ての変更, 補充, 取り下げ	157
第343条	控訴又は異議申立てを受けなかった第一審裁判所の判決・決定の効力	157
第2節	控訴審の手続	157
第344条	控訴審管轄権を有する裁判所	157
第345条	控訴審の審理の範囲	157
第346条	控訴審の準備期限	158
第347条	予防措置又は強制措置の適用, 変更, 取消し	158
第348条	控訴審の中止	159
第349条	控訴審合議体構成員及び裁判所書記官の出廷	159
第350条	検察官の出廷	159
第351条	弁護士, 被害者の法的諸権利と利益の保護人, 当事者, 被告人, 控訴人, 控訴・異議申立て関係人の出廷	160
第352条	控訴審公判の延期	160
第353条	補充証拠, 書類, 及び証拠物調べ	161
第354条	控訴審の公判手続	161
第355条	第一審判決に対する控訴審審理合議体の管轄権	161
第356条	控訴・異議申立ての棄却, 及び第一審判決の維持	161
第357条	第一審判決の訂正	162
第358条	再捜査又は再審理のための第一審判決の破棄	162
第359条	第一審判決の棄却, 及び事件の中止	163
第360条	刑事事件の再捜査又は再審理	163
第361条	第一審の決定に対する控訴審審理合議体の管轄権	163
第362条	第一審の決定に対する控訴審手続	164
第5編	裁判所の判決・決定の執行に関する各条項	164
第23章	直ちに執行される判決・決定, 及び判決執行決定の管轄	164
第363条	直ちに執行される裁判所の判決・決定	164
第364条	判決執行決定の管轄及び手続	165
第365条	裁判所の判決・決定の説明と訂正	165
第366条	裁判所の判決, 決定に対する異議申立てへの対処	165
第24章	死刑執行, 条件付仮釈放の検討, 及び前科抹消に関する各手続	165
第367条	死刑判決の執行前の検討手続	165

第368条	条件付き仮釈放の検討手続	166
第369条	前科抹消手続	168
第6編	既に法的効力が発生している判決及び決定の再検討	168
第25章	監督審手続	169
第370条	監督審の性質	169
第371条	監督審手続に基づく異議申立ての根拠	169
第372条	既に法的効力が発生しているものの、監督審手続に基づく再検討が必要な判決・決定の発見	169
第373条	監督審手続に基づいて異議申立てをする権利を有する人物	169
第374条	監督審手続に基づく、既に法的効力が発生している裁判所の判決・決定の再検討の通報手続	170
第375条	既に法的効力が発生しているが、監督審手続に基づいて再検討すべき裁判所の判決・決定の通報受理手続	170
第376条	監督審手続に基づく異議申立ての検討のための事件記録の移送	170
第377条	監督審により異議を申立てられた判決・決定の執行の暫定中止	171
第378条	監督審の決定に対する異議申立て	171
第379条	監督審手続に基づく異議申立ての期限	171
第380条	監督審による異議申立て決定書の送付	172
第381条	異議申立ての変更、補充、取り下げ	172
第382条	監督審の管轄権	173
第383条	監督審公判の参加人	174
第384条	監督審の公判準備	174
第385条	監督審の公判期限	174
第386条	監督審の公判手続	174
第387条	監督審の範囲	174
第388条	監督審合議体の管轄権	175
第389条	既に法的効力が発生している判決・決定に対する異議申立ての棄却、及び当該判決・決定の維持	175
第390条	既に法的効力が発生している判決又は決定の取消し、及び、第一審裁判所又は控訴審級裁判所の下した法的判決・決定であって、その後不法に取り消し、又は訂正されたものの取消し	175
第391条	再捜査又は再審理のための、既に法的効力が発生している判決及び決定の取消し	175
第392条	既に法的効力が発生している判決及び決定の取消し、及び事件の中止	175
第393条	既に法的効力が発生している判決及び決定の訂正	176
第394条	監督審の決定	176
第395条	監督審の決定の効力、及び監督審の決定書の送付	176
第396条	再捜査又は再審のための、事件記録の移送期限	177
第26章	再審手続	177
第397条	再審の性質	177

第398条	再審手続に基づく異議申立ての根拠	177
第399条	新たに発見された事件のその他の事実関係の通知及び確認	177
第400条	再審手続に基づいて異議申立てを行う権利を有する人物	178
第401条	再審手続に基づく異議申立ての期限	178
第402条	再審査議体の管轄権	178
第403条	その他の再審手続	178
第27章	最高人民裁判所の裁判官評議会による決定の再検討手続	179
第404条	最高人民裁判所の裁判官評議会による決定に対する再検討の要求, 建議, 提案	179
第405条	建議・提案を検討するための, 最高人民裁判所裁判官評議会の会議の参加構成員	179
第406条	建議・提案を検討する会議の開催準備	179
第407条	建議・提案の検討会議の開会手順	180
第408条	建議・提案再検討会議の結果の通知	180
第409条	事件記録の評価審査: 証拠, 証拠書類, 証拠物の確認, 収集	180
第410条	最高人民裁判所の裁判官評議会が下した決定の再検討会議の開催期限	181
第411条	最高人民裁判所の裁判官評議会が下した決定の再検討手続と管轄権	181
第412条	最高人民裁判所の裁判官評議会の下した決定の再検討に関する決定書の送付	181
第7編	特別手続	182
第28章	18歳未満の人物に関する訴訟手続	182
第413条	適用範囲	182
第414条	訴訟遂行の原則	182
第415条	訴訟遂行官	182
第416条	18歳未満の罪に問われている者に対する訴訟遂行に当たって特定すべき事項	182
第417条	18歳未満の罪に問われている者及び被害者の年齢特定	183
第418条	18歳未満の罪に問われている者の監察	183
第419条	予防措置, 強制措置の適用	183
第420条	代理人, 学校, 組織の訴訟手続参加	184
第421条	被緊急留置人, 被逮捕人, 被暫定留置人, 被害者, 証人の供述聴取: 被疑者の取調べ, 及び対質尋問	184
第422条	弁護	185
第423条	審理	185
第424条	村(コミュニティ), 区, 町における教導措置の終了, 更生施設における教育措置の終了, 及び執行刑の減免	186
第425条	前科の抹消	186
第426条	犯罪の刑事責任を免罪された18歳未満の人物に対する各監察措置及び教育措置の適用権	186
第427条	けん責措置の適用手順, 手続	186
第428条	共同体内での調停措置の適用手順及び手続	187
第429条	村(コミュニティ), 区, 町内における教導措置の適用手順・手続	188

第430条	更生施設における教導措置の適用手順・手続	189
第29章	法人の刑事責任の追及手続	189
第431条	適用範囲	189
第432条	事件の立件，及び刑事事件の立件決定の変更・補充	189
第433条	法人被疑者の立件，及び法人被疑者の立件決定の変更・補充	189
第434条	法人の法定代表者の訴訟参加	190
第435条	法人の法定代表者の権利と義務	190
第436条	法人に対する強制措置	191
第437条	財産の差押え	191
第438条	口座の凍結	192
第439条	法人の犯罪行為に関連する活動の期限付き暫定中止措置，及び判決の執行を保障するための保証金の強制的支払い	192
第440条	法人の法定代表者の召喚	193
第441条	被疑者，被立件人，被告発人，被起訴人となった法人に対する訴訟手続を実施するに当たっての証明すべき問題	193
第442条	法人の法定代表者の供述聴取	194
第443条	捜査の暫定中止，事件及び捜査の中止，被疑者又は被告人の地位の中止	194
第444条	法人に対する管轄権，及び審理手続	195
第445条	法人に対する判決の執行，及び管轄	195
第446条	法人に対する前科抹消許可手続	195
第30章	強制医療措置の適用手続	195
第447条	強制医療措置の適用条件及び管轄権	195
第448条	刑事責任能力が疑われる人物に対する捜査	195
第449条	捜査段階における強制医療措置の適用	196
第450条	起訴段階における検察院の決定	196
第451条	審理段階における裁判所の決定	196
第452条	懲役刑を執行されている人物に対する強制医療措置の適用	197
第453条	不服申立て，控訴，異議申立て	197
第454条	強制医療措置の執行中止	197
第31章	略式手続	198
第455条	略式手続の適用範囲	198
第456条	略式手続の適用条件	198
第457条	略式手続の適用決定	198
第458条	略式手続の適用決定の取消し	199
第459条	捜査，起訴，審理のための暫定留置及び勾留	199
第460条	捜査	199
第461条	起訴決定	200
第462条	第一審審理の準備	200
第463条	第一審公判審理	201

第464条	控訴審の準備	201
第465条	控訴審の公判審理	201
第32章	各刑事訴訟活動に対する妨害行為への対処	201
第466条	訴訟遂行管轄機関による訴訟活動に対して妨害行為を行った人物に対する対処	201
第467条	公判の内規に違反した人物の処分	202
第468条	処罰形式, 管轄権, 手順, 処罰手続	203
第33章	刑事訴訟における不服申立て及び告発	203
第469条	不服申立ての権利を有する人物	203
第470条	不服申立てのできる訴訟手続上の決定及び訴訟活動	203
第471条	不服申立ての時効	203
第472条	不服申立人の権利と義務	203
第473条	被不服申立て人の権利と義務	204
第474条	緊急留置, 逮捕, 暫定留置, 勾留に関する決定・訴訟手続に対する不服申立ての権限及び処理期限	204
第475条	捜査機関の長官及び副長官, 幹部捜査官, 捜査官, 及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種の者」に対する不服申立てに関する権限及び処理期限	205
第476条	検察院長官, 副長官, 検査官, 及び検察官に対する不服申立ての権利及び処理期限	206
第477条	裁判所長官, 副長官, 裁判官, 審査官に対する不服申立てに関する管轄権及び処理期限	207
第478条	告発権を有する人物	208
第479条	告発人の権利と義務	208
第480条	被告告発人の権利と義務	208
第481条	告発処理の管轄権及び期限	209
第482条	不服申立て及び告発の管轄機関・人物の責任	209
第483条	不服申立て及び告発の処理を検察するに当たっての検察院の任務と権限	210
第34章	犯罪告発人, 証人, 被害者, 及び他の訴訟参加人の保護	210
第484条	被保護人	210
第485条	保護措置の適用決定の管轄権を有する機関, 人物	211
第486条	保護措置	212
第487条	保護措置の適用の提案又は要求	212
第488条	保護措置の適用の決定	213
第489条	保護措置の終了	213
第490条	保護記録	213
第8編	国際協力	214
第35章	一般手続	214
第491条	刑事訴訟における国際協力の範囲	214
第492条	刑事訴訟における国際協力の原則	214
第493条	刑事訴訟における国際協力に関する中央機関	214

第494条 刑事訴訟における国際協力を通じて収集された証拠書類及び証拠物の法的価値	215
第495条 外国におけるベトナムの管轄権を有する者及びベトナムにおける外国の管轄権を有する者の訴訟遂行	215
第496条 証人、鑑定人、及びベトナムで服役している人物の外国での出頭・出廷、又は、証人、鑑定人、及び外国で服役している人物のベトナムでの出頭・出廷	215
第36章 各種の国際協力活動	215
第497条 事件に関連する書類及び物品の受領又は転送	215
第498条 ベトナム公民の身柄引渡しを棄却した場合の処置	215
第499条 身柄引渡しを棄却したベトナム公民に対する刑事責任追及の要求についての検討及び処理の手順・手続	216
第500条 身柄引渡しを棄却したベトナム公民に対して、外国の裁判所による刑事判決・決定を執行するための条件	216
第501条 身柄引渡しを棄却したベトナム公民に対する外国の裁判所による刑事判決・決定の執行要求についての検討手順・手続	216
第502条 管轄権に基づく各予防措置、及び予防措置の適用	218
第503条 身柄引渡しを要求された人物の逮捕、勾留	218
第504条 居住地外出の禁止、出国暫定延期措置	218
第505条 保証金の預託措置	219
第506条 予防措置の取消し又は代替措置	219
第507条 犯罪行為によって取得された財産の処理	219
第508条 捜査の連携又は特別訴訟捜査措置の適用	219
第9編 条項の施行	220
第509条 施行	220
第510条 細則の制定	220

国会

ベトナム社会主義共和国

法律番号 : 101/2015/QH13

独立, 自由, 幸福

刑事訴訟法¹

ハノイ, 2015年11月27日

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき,
国会は, 本刑事訴訟法を制定する。

第1編 一般規定

第1章 刑事訴訟法の適用範囲, 役割, 効力

第1条 適用範囲

刑事訴訟法は, 以下の各項目を含め, 犯罪に関する情報源を受理し処理する手順及び手続, 立件, 捜査, 起訴, 審理及び刑事判決の執行の各種の手続について規定する。(i) 訴訟遂行管轄機関の任務, 権限及び相互の関係, (ii) 訴訟遂行管轄官の任務, 権限, 及び責任, (iii) 訴訟参加人, 機関, 組織, 個人の権利と義務, 及び, (iv) 刑事訴訟における国際協力。

第2条 刑事訴訟法の役割

刑事訴訟法は, 正義の擁護, 人権・公民権の擁護, 社会主義体制の擁護, 国家利益の擁護, 機関及び個人の権利と法的利益の擁護に貢献し, また全ての人民の法の遵守と犯罪の予防, また犯罪と戦う自覚の向上を図りつつ, あらゆる犯罪行為を正確, 迅速に発見し, 公正かつ適正に処理し, 犯罪者の未処罰や無実の者の不正な処罰を看過しない役割を担うものとする。

第3条 刑事訴訟法の効力

1. 刑事訴訟法は, ベトナム社会主義共和国の領土内における全ての刑事訴訟活動に対して効力を有する。
2. ベトナム社会主義共和国の領土内における外国人の犯罪に対する刑事訴訟活動については, ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定, 又は相互主義の原則²に基づいて実施されるものとする。

当該外国人が, ベトナム法, 又はベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約, あるいは国際慣行

¹ 2023年6月7日付仮和訳である。

² 原文” nguyên tắc có đi có lại”。辞書では, nguyên tắc が「原則」, có đi có lại が「贈り物をもらったりそのお返しに物を贈ること」「相互協力政策」であり, ここでは, 「相手国が与える相当の保証・給付や, 同種の行為の程度に応じて等価の権利・利益の許与, 義務・負担の引受けを保証しあい, 相互の間に待遇の均等を維持する関係に立つこと」という意味の「相互主義」と訳出されている。

に基づき外交官免責特権や領事免責特権を享受する資格を有する場合、当該犯罪は国際条約の規定又は国際慣行に基づいて解決するものとする。当該国際条約又は国際慣行がこれを規定していない場合、外交ルートを通じて解決するものとする。

第4条 語句の解釈

1. 本法律においては、各語句の解釈は下記に掲げる通りとする。

- a) 「訴訟遂行管轄機関」には、各訴訟遂行機関及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」が含まれる。
- b) 「訴訟遂行管轄官」には、訴訟遂行官、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種の者」が含まれる。
- c) 「訴訟参加人」とは、本法律に規定する訴訟活動に参加する個人、機関、組織を意味する。
- d) 「犯罪の情報源」には、犯罪の告発、通報、機関、組織、個人による立件建議、犯人の自首・供述、及び訴訟遂行管轄機関が直接発見する犯罪に関する情報が含まれる。
- dd³) 「罪に問われている者」には、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者及び被告人が含まれる。
- e) 「訴訟参加人及び訴訟遂行管轄官の親族」とは、訴訟参加人や訴訟遂行管轄官と親戚関係にある人物であって、その妻、夫、父母、義父母（夫の父母）、養父母、実子、養子、父方の祖父母、母方の祖父母、兄弟、姉妹、父方の曾祖父母、母方の曾祖父母、父方の叔父叔母、母方の叔父叔母、甥、姪が含まれる。
- g) 「当事者」には、刑事事件に関係する権利・義務を有する民事原告と民事被告が含まれる。
- h) 「自首」とは、犯人が、犯した犯罪又は自身が発見される前に、自発的に管轄機関・組織に通報することを意味する。
- i) 「降伏」とは、犯人が、犯した犯罪又は自身が発見された後に、自発的に管轄機関・組織に向いて自身の犯罪行為を告知することを意味する。
- k) 「連行」とは、管轄権を有する機関が、被緊急留置人、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者、又は被告人を強制的に捜査、立件、又は審理の場所に連れて行くことを意味する。
- l) 「勾引」とは、管轄権を有する機関が、証人、被告発人、又は被立件建議人、あるいは鑑定を拒否した被害者を、強制的に捜査、起訴、又は審理の場所に連れて行くことを意味する。
- m) 「記録簿」とは、管轄機関が作成、保管する被疑者の簡易情報記録であって、被疑者の身上、身元、三方向からの顔写真、両方の人差し指の指紋を含む。
- n) 「単独名簿」とは、管轄機関が作成、保管する被疑者の簡易情報記録であって、被疑者の身上及び全ての指の指紋を含む。
- o) 「訴訟手続の重大な違反」とは、訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官が、立件、捜査、起訴、

³ なお、元のベトナム語の条文では、“dd”は、ベトナム語特有のアルファベット “đ” である。

及び審理中に、本法律に定める手順・手続を実施しないか、又は不正・不完全な手順・手続を実施するか、あるいは訴訟参加人の法的諸権利と利益に重大な損害を生じさせるか、若しくは、事件の客観的、総合的な事実の確定に悪影響を及ぼすことを意味する。

2. 本法律においては、下記の用語は以下の通り解釈するものとする。

- a) 本法律で言及される県、郡、市、省・中央直轄市に属する市の公安捜査機関は、県級捜査機関とみなす。
- b) 本法律で言及される省と中央直轄市の公安捜査機関は、省級捜査機関とみなす。
- c) 本法律で言及される人民軍捜査機関及び同等の捜査機関は、軍区級捜査機関とみなす。
- d) 本法律で言及される県、郡、市、省・中央直轄市に属する市の人民検察院は、県級捜査機関とみなす。
- dd) 本法律で言及される省と中央直轄市の人民検察院は、省級人民検察院とみなす。
- e) 本法律で言及される軍事検察院及び同等の検察院は、軍区級軍事検察院とみなす。
- g) 本法律で言及される県、郡、市、省・中央直轄市に属する市の人民裁判所は、県級人民裁判所とみなす。
- h) 本法律で言及される省と中央直轄市の人民裁判所は、省級人民裁判所とみなす。
- i) 本法律で言及される軍事裁判所及び同等の裁判所は、軍区級軍事裁判所とみなす。

第5条 犯罪防止のために戦う国家機関、組織及び個人の責任

1. 国家機関は各自の責任範囲において、犯罪を防止する措置を適用し、犯罪の予防及び防止のために、訴訟遂行管轄機関と協力して犯罪防止のために戦わなければならない。

国家機関は、課された任務を日常的に検査、監査し、違法行為を適時に発見し、自らの機関及びその所管内で犯された全ての犯罪行為を直ちに捜査機関又は検察院に通報しなければならない。国家機関は、犯罪行為を犯した者について検討し、立件することを捜査機関に建議し、関連書類を捜査機関に送付しなければならない。

国家機関の長官は、自身の機関内又はその管区内で生じた犯罪行為に関する捜査機関又は検察院への通報を怠ったか、あるいは虚偽の通報をした場合、その責任を負わなければならない。

2. 組織及び個人は、犯罪を発見し、告発し、通報し、犯罪防止の戦いに参加する権利と義務を有するものとする。

3. 訴訟遂行管轄機関は、国家機関、組織及び個人の犯罪防止の戦いへの参加を助勢する責任を負うものとする。

4. 国家機関、組織及び個人は、訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官がその職務を実施することを要請し、また助勢する責任を負うものとする。

5. 国家査察・監査機関は、犯罪の発見と処理について、訴訟遂行管轄機関に協力する責任を負うものとする。犯罪の兆候を発見した場合は、直ちに捜査機関又は検察院に関連書類・物品を送付し、刑事事件として検討・立件することを建議しなければならない。

6. 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官によるその職務の実施を妨害するいかなる行為も、これを厳正に禁じる。

第 6 条 犯行の原因・条件の発見と克服

1. 刑事訴訟の遂行過程において、訴訟遂行管轄機関は犯行の原因と条件を解明する責任を負うものとし、関係機関・組織に対して各自が克服・防止の措置を講じることを要請、建議する。
2. 関係機関・組織は、訴訟遂行管轄機関の当該要請・建議を実施しなければならない。受理の日から数えて15日以内に、関係機関・組織は、訴訟遂行管轄機関の要請・建議に対し、書面で回答しなければならない。

第 2 章 基本原則

第 7 条 刑事訴訟における社会主義法制の保障

全ての刑事訴訟活動は、本法律の規定に従って実施しなければならない。未解決の犯罪に関する情報源、立件、捜査、起訴、審理、さらにはそれらの根拠、手順、手続については、本法律に定める。

第 8 条 人権、個人の権利や法的利益の尊重及び擁護

訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官が、自らの職務と権限の範囲内で訴訟を実施するに当たっては、人権、個人の権利や法的利益を尊重・擁護しなければならない。既に実施されている措置の合法性と必要性を定期的に検査し、いずれかの措置が法律に反していると思われる場合、又は最早不要と思われる場合は、速やかに廃止又は変更するものとする。

第 9 条 法の下での平等権の保障

民族、性別、信条、宗教、生い立ち、社会的地位に関わりなく、全て人は法の下に平等との原則に基づいて刑事訴訟は遂行される。これを侵害した者は、法律に基づいて処分される。

全ての法人は、その所有形態や事業分野に関わらず、法の下に平等である。

第 10 条 身体不可侵の権利の保障

すべて人は、身体不可侵の権利を有する。何人も、現行犯の場合を除き、裁判所の決定又は検察院の決定・許可なくして逮捕されることはない。

緊急留置、逮捕、暫定留置、勾留は、本法律の規定に従わなければならない。いかなる形式の拷問、強要、体罰、又は他の人体、生命、健康を侵害する扱いも、これを厳正に禁じる。

第 11 条 個人の生命, 健康, 名誉, 尊厳, 財産, 及び法人の名誉, 評判, 財産の保護

人は全て, その生命, 健康, 名誉, 尊厳, 財産に法的保護を受ける権利を有する。

個人の生命, 健康, 名誉, 尊厳, 財産, 及び法人の名誉, 評判, 財産を, 違法に侵害する全ての行為は, 法律に基づいて罰せられる。

ベトナム公民を国外追放したり, 他国に引き渡したりすることはできない。

第 12 条 住居, 私生活, 個人のプライバシー, 家族のプライバシー, 及び個人の信書, 電話, 電報の安全性と機密性に対する不可侵の権利の保障

何人も, 法律に反して, 住居, 私生活, 個人のプライバシー, 家族のプライバシー, 及び個人の信書, 電話, 電報その他の形式の個人の通信の安全性と機密性を侵害されない。

家宅捜査: 信書, 電話, 電報, 電子データ及びその他の形式の私的通信の搜索, 暫定採取及び採取については, 本法律の規定に従って実施されなければならない。

第 13 条 無罪の推定

罪に問われている者は, 本法律の定める手順と手続に基づいて有罪と証明され, 裁判所の判決が発効するまでは無罪と推定される。

告発, 論告の根拠が不十分であり, 解明できない場合は, 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官は, 本法律の定める手順と手続に基づいて罪に問われている者を無罪と決定するものとする。

第 14 条 何人も, 同一の犯罪について再び刑事上の責任を問われない。

何人も, 既に発効した裁判所の判決を科された行いによって, 再び立件され, 捜査され, 起訴され, 審理に付されることはないものとする。但し, 刑法が犯罪を構成すると規定する別の社会への悪質な行為を行った場合は例外とする。

第 15 条 事実関係の確定

犯罪の証明責任は訴訟遂行管轄機関にある。罪に問われている者は自らの無罪を証明する権利を有するが, 義務は負わないものとする。

訴訟遂行管轄機関は, その職務範囲と権限内において, 客観的, 多角的かつ十分に事実関係を確定し, 罪に問われている者の有罪又は無罪の証拠, 刑事責任を加重又は減輕する状況を明らかにするために, あらゆる法的措置を取らなければならない。

第 16 条 罪に問われている者の防御権の保障、及び被害者、当事者の権利と法的利益の保護

罪に問われている者は、自身で弁護するか、又は弁護士や他の法定代理人に弁護を依頼する権利を有する。

訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官は、罪に問われている者、被害者、利害関係人に対し、本法律に従って、彼らの権利と法的利益を防御する権利の行使について通知、説明、及び保障する責任を負うものとする。

第 17 条 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の責任

訴訟を遂行するに当たって、訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官は、法律の条項を厳正に実施し、自身の行動・決定に責任を負わなければならない。

緊急留置、逮捕、勾留、留置、立件、捜査、起訴、審理、判決執行の各状況において、人を拘束する人物が法律に違反したときは、その違反の性質及び重大性に応じて、懲戒又は刑事責任を追及されるものとする。

第 18 条 刑事事件の立件と取り扱い責任

犯罪の兆候を示す行為を発見した場合は、訴訟遂行管轄機関は、犯罪を犯した犯罪者や法人を処分するために、各自の職務と権限の範囲内で事件を立件し、本法律の定める各措置を適用する責任を負うものとする。

本法律に定める根拠及び手順・手続を踏まずに、事件を立件してはならない。

第 19 条 捜査活動中の法律の遵守

各種捜査活動の遂行に任せられた各種捜査機関や組織は、捜査活動を実施するに当たっては、本法律に定める規定を遵守しなければならない。

全ての捜査活動は、客観的、総合的、かつ十分に事実を重視し、あらゆる犯罪行為を迅速かつ発見し、有罪・無罪を決定づける証拠の有無、刑事責任を加重又は減輕する情状、犯罪の原因と条件、及び事件解決のために意味のあるその他の状況を明らかにしなければならない。

第 20 条 刑事訴訟における公訴権の行使及び法律遵守の検察の責任⁴

検察院は、犯罪及び犯罪者・犯罪法人を逃さず、無辜の者の冤罪を行わないため、あらゆる犯罪行為、

⁴ 原文ベトナム語” Trách nhiệm thực hành quyền công tố và kiểm sát việc tuân theo pháp luật trong tố tụng hình sự “ (刑事訴訟における公訴権の行使と法律遵守の検察の責任)。ベトナムにおいて「検察する」(kiểm sát)とは、各機関の司法活動が法令に従って行われ、関係当事者の権利が保障され、法の執行がきちんに行われるように監督するという(人民検察院組織法第4条参照)、単に「検査する」「検証する」「(kiểm tra)」、「審査する」(thẩm tra)、「監察する」(giám sát)という一般的に使われる動詞以上の特別な意味がある。そこで、本法律では、原文ベトナム語で、動詞で kiểm sát が使われている部分については「検察」と訳出することとした。

犯罪者・犯罪法人、法律違反が等しく適時・厳密に発見及び処理されること、処罰を受けるべき者に適正な罪、適正な法律によって立件・捜査・起訴・審理・判決の執行が行われることを保障することを目的として、公訴権を行使し、刑事訴訟における法律遵守を検察し、起訴を決定し、法律違反を発見するものとする。

第 21 条 訴訟遂行管轄官と訴訟参加人の公平さの保障

訴訟遂行管轄官、通訳人、翻訳人、鑑定人、財産価値鑑定人及び証人は、自らの義務を履行するに当たって公正さを確保できないと信じるに足る理由があるときは、訴訟に参加してはならない。

第 22 条 参審員参加の審理制度の実施

第一審裁判所の審理は、略式手続の審理でない限り、本法律に従って参審員が参加する。

第 23 条 裁判官と参審員は独立して審理を行い、法律にのみ従う。

審理において、裁判官と参審員は独立し、法律にのみ従うものとし、いかなる機関、組織、個人も、裁判官と参審員の審理に介入することは厳正に禁じる。

いかなる形態であれ、裁判官と参審員の審理に介入した機関、組織、個人については、その法律違反の性質及び重大性に依じて、法に定める懲戒、行政処分、又は刑事責任を追及されるものとする。

第 24 条 合議体による裁判所の審理

裁判所の審理は、本法律に規定の略式手続の場合を除き、合議体によって審理を行い、多数決で決定するものとする。

第 25 条 裁判所の迅速、公平、かつ公開の審理

第一審裁判所は、公平さを保障しつつ、法定期限内に迅速に審理を行うものとする。

法律に特段の定めのない限り、裁判所は公開審理を行い、本法律に定める場合を除き、全ての人は公判に参加する権利を有するものとする。国家機密又は少数民族の伝統・慣習の保持、18歳未満の人物の保護、又は訴訟当事者の合法的な要求による個人の秘密の保持を特に必要とする場合、裁判所は非公開で審理を行うことができるが、判決の宣告は公開で行わなければならない。

第 26 条 審理における争訟の保障

立件、捜査、起訴、審理の過程において、捜査官、検察官、その他の訴訟遂行管轄官、罪に問われている者、弁護人、及びその他の訴訟参加人は、事件を客観的に明らかにするため、証拠の提出、証拠評価、

要請の提出に関して、平等に権利を有する。検察院が裁判所に送付する審理のための事件記録の書類及び証拠は、不足なく、合法的でなければならない。刑事事件の公判審理には、不可抗力又は正当な支障の事由がある場合を除き、本法律に定める人物は全員出廷しなければならない。裁判所は、検察官、被告人、弁護人、及びその他の訴訟参加人が十分に自身の権利を行使し、義務を履行できる条件、また裁判所における民主的な争訟、平等の条件を整える義務を負うものとする。

犯罪の発生の有無、無罪の証明、刑事責任を加重減軽する事実関係、科罰を決定する刑法の適用条項、刑罰の決定、被告人による損害賠償の程度、証拠物の取扱い、及びその他の、事件解決にとって重要な事実関係を確定する全ての証拠については、公判で陳述され、論争され、解明されなければならない。

裁判所の判決又は決定は、公判での検査結果、証拠評価及び争訟の結果に基づくものでなければならない。

第 27 条 第一審審理・控訴審の制度の保障

1. 第一審審理・控訴審の制度が保障されるものとする。

第一審の判決と決定は、本法律の規定に従って控訴又は異議申立てを行うことができる。本法律の定める期限内に控訴及び異議申立てを行わなかった場合は、当該第一審判決・決定は法的効力が発生する。

控訴又は異議申立てされた第一審の判決及び決定については、当該事件を控訴審で審理しなければならない。控訴審判決及び決定は、法的効力が発生する。

2. 法的効力が発生した判決及び決定については、重大な法律違反又は新たな事件状況が発見された場合は、本法律の定めるところにより、監督審又は再審の手順に基づいて再検討するものとする。

第 28 条 裁判所の判決・決定の効力の保障

1. 法的効力が発生した裁判所の判決又は決定については、機関、組織、個人のいずれもこれを尊重しなければならない。また、管轄機関、組織、個人は、これを厳密に執行しなければならない。

2. 機関、組織、個人は、各自の職務、権限、義務の範囲内において、裁判所の判決・決定の執行機関、組織、個人の要請に対し、連携、助力、及び協力する責任を負う。

第 29 条 刑事訴訟で使用される言語と文字

刑事訴訟で使われる言語と文字は、ベトナム語とする。訴訟参加人は、自身の民族言語と文字を使う権利を有し、この場合は通訳・翻訳しなければならない。

第 30 条 刑事事件における民事問題の処理

刑事事件における民事問題の処理は、刑事事件の処理と同時に行うことができる。当該刑事事件が賠償や弁償の問題を処理する必要があるものの、まだ証明の条件が整っていない場合であって、それでもそ

の問題が刑事事件の処理に影響を及ぼさないときは、分離して民事訴訟手続に従って処理することができる。

第 31 条 刑事訴訟活動における損害を受けた者の賠償を受ける権利の保障

1. 法律に反して、違法に緊急留置、逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理、誤った判決の執行を受けた人物は、物質的・精神的損害の賠償を受け、名誉を回復する権利を有する。

国家は、訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官によって、法律に反して、違法に緊急留置、逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理、誤った判決の執行を受けた人物の損害を補償し、名誉を回復する責任を負うものとする。

2. 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官に損害を負わされた他の人物は、国家に対して損害賠償を求める権利を有する。

第 32 条 刑事訴訟における不服申立てと告発の権利の保障

訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官、又は当該機関に属する人物による刑事訴訟活動中の違法行為に対しては、個人、機関及び組織は不服申立てをする権利を有し、個人は告発する権利を有する。

不服申立て及び告発の受理機関・人物は、当該不服・告発を適時にかつ適法に受理し、検討し、処理しなければならない。また、不服申立人及び告発人がその内容を知り是正策を講じられるように、当該処理の結果を文書で通知しなければならない。

不服申立て及び告発の対処手順、手続、管轄権については、本法律に定める。

不服申立て人及び告発人への報復、又は人を中傷する目的での不服申立て・告発の権利の悪用は、これを厳正に禁じる。

第 33 条 刑事訴訟における検査と監察

1. 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官は、各自の管轄下にある各訴訟活動、即ち、犯罪の情報源の受理及び解決、立件、捜査、起訴、審理、判決執行といった任務の実施を定期的に検査し、各機関間の管理調整を実施しなければならない。

2. 国家機関、ベトナム祖国戦線委員会、祖国戦線各構成組織、及び人民代表は、訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の行動を監視し、当該機関・人物による不服申立てや告発の対処を監察する権利を有するものとする。

訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官が違法行為を発見したときは、国家機関及び人民代表、及びベトナム祖国戦線委員会及び祖国戦線各構成組織は、それぞれ訴訟遂行管轄機関に対して、本法律の規定に従って問題を検討・処理するよう、要請又は建議する権利を有するものとする。訴訟遂行管轄機関は、法律の規定に基づいて、当該要請・建議を検討し、問題を解決し、回答しなければならない。

第 3 章 訴訟遂行管轄機関、訴訟遂行管轄官

第 34 条 訴訟遂行機関及び訴訟遂行官

1. 訴訟遂行機関には、下記に掲げる組織が含まれる。
 - a) 捜査機関。
 - b) 検察院。
 - c) 裁判所。
2. 訴訟遂行官には、以下の者が含まれる。
 - a) 捜査機関の長官、副長官、捜査官、幹部捜査官。
 - b) 検察院長官、副長官、検察官、検査官。
 - c) 裁判所長官、副長官、裁判官、参審員、裁判所書記官、審査官。

第 35 条 捜査活動の遂行に任ぜられる各種機関及び各種の者

1. 捜査活動の遂行に任ぜられる各種機関には、下記に掲げる組織が含まれる。
 - a) 国境警備隊。
 - b) 税関。
 - c) 森林警備隊。
 - d) 沿岸警備隊。
 - dd) 漁業資源監視局。
 - e) 捜査活動の遂行に任ぜられる各種人民公安機関。
 - g) 捜査活動の遂行に任ぜられる人民軍のその他の機関。

本項に規定される各種の捜査活動に任ぜられる特定機関については、刑事捜査機関組織法で定義づけられている。

2. 「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種の者」とは、下記に掲げる者を含む。

- a) 国境警備隊で各種捜査活動の遂行に任ぜられる者には、次に掲げる者が含まれる。

国境偵察局の局長・副局長、麻薬犯罪取締局の局長・副局長、麻薬犯罪合同任務部隊の隊長・副隊長、省及び中央直轄市の国境警備隊の指揮官・副指揮官、国境基地指揮官・副指揮官、国境入出国管理所の所長・副所長

- b) 税関で各種捜査活動の遂行に任ぜられる者には、次に掲げる者が含まれる。

税関長、密輸捜査局の局長・副局長、通関後監査部の部長・副部長、省・省間・中央直轄市の各税関の税関長・副税関長、税関ゲートの長、副長

- c) 森林警備隊で各種捜査活動の遂行に任せられる者には、次に掲げる者が含まれる。
森林警備隊の隊長・副隊長、各森林警備部隊の隊長・副隊長、郡森林警備隊の各隊長、各隊長
- d) 沿岸警備隊で各種捜査活動の遂行に任せられる者には、次に掲げる者が含まれる。
沿岸警備隊指揮官・副指揮官、地方沿岸警備隊の地方指揮官・副地方指揮官、産業-法律局の局長・副局長、麻薬犯罪合同任務部隊の隊長・副隊長、艦隊長官・副長官、艦隊艦長・副艦長、沿岸警備隊の作戦部隊の艦長・副艦長
- dd) 漁業資源監視局で各種捜査活動の遂行に任せられる者には、次に掲げる者が含まれる。
漁業資源監視局の局長・副局長、地域の漁業資源監視局の局長・副局長
- e) 他の人民公安の機関で各種捜査活動の遂行に任せられる者には、刑事捜査機関組織法の規定に基づき、次に掲げる者が含まれる。
防火消防警察の監視長・副監視長、各種捜査活動の遂行に任せられる人民公安各機関の長・副長、刑務所の看守長・副看守長
- g) 人民軍の他の機関で各種捜査活動の遂行に任せられる者には、次に掲げる者が含まれる。
刑務所の看守長・副看守長、独立部隊の長、又は同格の者。
- h) 本条第1項に定める各機関の幹部捜査官。

第 36 条 捜査機関の長官、副長官の任務、権限、及び責任

1. 捜査機関の長官は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
- a) 捜査機関による立件と捜査、犯罪の情報源の受理と解決を組織化し、指導すること。
- b) 捜査機関の副長官の任免を決定し、犯罪の情報源を受理、解決し、捜査機関の副長官による刑事事件の立件、捜査を検査すること。捜査機関の副長官による根拠のない違法な決定の変更又は取消しを決定すること。
- c) 捜査官及び幹部捜査官の任免を決定すること。捜査官及び幹部捜査官による犯罪の情報源の受理と解決、立件、捜査活動の経過を検査すること。捜査機関の捜査官及び幹部捜査官による根拠のない違法な決定の変更又は取消しを決定すること。
- d) 管轄捜査機関に対する不服申立て及び告発を処理すること。
- 捜査機関の長官が不在の場合は、長官の委任した副長官が長官の任務を遂行し、その権限を行使すること。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負うこと。
2. 捜査機関の長官は、刑事訴訟を遂行するに当たっては、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
- a) 処理した告発の暫定中止決定、犯罪の報告、立件建議、立件決定、不起訴、事件の立件決定の補充提出又は変更：被疑者立件の決定、立件決定の補充提出又は変更、事件の併合・分離の決定、捜査委託の決定。

- b) 本法律の規定に定める予防措置、強制措置、特別訴訟捜査措置の適用、変更、取消しの決定。
 - c) 被疑者の指名手配、指名手配の取り止め、捜索、採取、暫定採取、証拠物の取扱いの決定。
 - d) 鑑定、補充鑑定又は再鑑定、遺体掘り返し、捜査実験の決定。鑑定の変更又は鑑定変更要請。価格鑑定又は財産再鑑定の要請。財産価値鑑定人の変更要請。
 - dd) 直接犯罪の情報源を検査、確認し、捜査措置を遂行すること。
 - e) 事件の捜査の結論を出すこと。
 - g) 捜査の暫定中止、中止、及び再開の決定、被疑者の決定。
 - h) 捜査機関が管轄する他の訴訟活動についての、命令、決定、遂行。
3. 捜査機関の副長官は、刑事事件の立件及び捜査の遂行に任ぜられたときは、本条第1項第b号に規定のない限り、本条第1項及び第2項に定める義務と権限を有するものとする。捜査機関の副長官は、捜査機関の決定に対する不服申立てや犯罪の告発の処理に当たることができないものとする。
4. 捜査機関の長官と副長官は、自己の行為及び決定について法律に定められた責任を負わなければならない。捜査機関の長官と副長官は、捜査官が代わりに自分達の職務を履行し、権限を行使することを許可してはならない。

第 37 条 捜査官の任務、権限、及び責任

1. 刑事事件の立件活動及び捜査に任ぜられた捜査官は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
- a) 犯罪を解明する犯罪の情報源を直接検査、確認し、事件書類にまとめること。
 - b) 刑事事件記録を作成すること。c) 弁護人の選定又は変更についての要請又は提案、通訳人又は翻訳人の変更について要請すること。
 - d) 被疑者の召喚と尋問。被告発人の召喚及び供述聴取。犯罪、被告発人、立件建議、法人の法定代理人についての連絡。被緊急留置人、被逮捕人、被暫定留置人の供述聴取。証人、被害者、及びその他の関係人の召喚及び供述聴取。
 - dd) 被緊急留置人、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者の連行の決定。証人、被告発人、被立件建議人、及び被害者の勾引の決定。18歳未満の人物の監視責任を有する機関、組織、個人への勾引決定。18歳未満の犯人に対する監視者の変更決定。
 - e) 緊急留置命令、逮捕、暫定留置、勾留、財産の捜索、採取、暫定採取、差押え、口座凍結、証拠物の処分に関する命令又は決定の執行。
 - g) 現場検証、遺体掘り返し、検視解剖、身体上の痕跡の検討、対質尋問、人定尋問、捜査実験の遂行。
 - h) 本法律の規定に基づき捜査機関の長官が命じた他の訴訟手続の職務と権限の行使。
2. 捜査官は、捜査機関の長官及び副長官に対し、自らの行動と決定について法的責任を負わなければならない。

第 38 条 捜査機関の幹部の任務、権限、及び責任

1. 幹部捜査官は捜査機関の長官の任命に従い、下記各号に掲げるその他の職務と権限を行使する。
 - a) 捜査官が犯罪の情報源を検査・確認し、刑事事件を捜査している場合は、供述調書、尋問調書及び他の各調書を作成すること。
 - b) 本法律の規定に従い、各命令及び決定またその他の訴訟文書を割り当て、送達し、送付すること。
 - c) 捜査官による事件発生情報の調書、事件記録の作成、及びその他の訴訟活動の実施に助力すること。
2. 幹部捜査官は、捜査機関の長官及び副長官に対し、自らの行動と決定について法的責任を負わなければならない。

第 39 条 特定捜査活動の遂行を任せられた国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、漁業資源監視局の各機関の長官、副長官、幹部捜査官の任務、権限、及び責任

1. 本法律第35条第2項第a号、第b号、第c号、第d号及び第dd号に定める各種捜査活動の遂行に任せられた各種機関の長官は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 管轄下で生じた犯罪の情報源の受理と解決、立件、刑事事件の捜査活動を直接指導すること。
 - b) 犯罪の情報源の受理・解決、刑事事件の立件・捜査において、捜査機関の副長官及び幹部捜査官の任免を決定すること。
 - c) 副長官及び幹部捜査官による犯罪の情報源の受理・解決、及び刑事事件の立件と捜査を検査すること。
 - d) 副長官又は幹部捜査官による根拠のない違法な決定に対し、変更又は取消しを決定する
 - dd) 18歳未満の罪に問われている者の、監視代理人への移送を決定すること。

捜査機関の長官が不在の場合は、長官の委任した副長官が長官の任務を遂行し、その権限を行使するものとする。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負う。捜査機関の長官と副長官は、幹部捜査官が代わりに自分達の職務を履行し、権限を行使することを許可してはならない。

2. 現行犯であって、証拠及び犯人の身元が明白な場合、本法律第35条第2項第a号、第b号、第c号、第d号及び第dd号に定めるその他の人物は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 犯罪の情報源を検査、確認するために、関係者から証拠、証拠書類、及び証拠物を収集すること。
 - b) 処理した告発の暫定中止を決定すること。犯罪を連絡すること。事件の立件・不立件を決定し、又は変更・補充提出すること。被疑者の立件を決定、又は当該立件決定を変更・補充すること。
 - c) 現場検証を組織、指導すること。
 - d) 鑑定及び財産価値鑑定の要請の決定。事件に直接関係する証拠物や書類の搜索、採取、暫定採取及び保管を決定すること。

- dd) 被疑者を召喚・尋問すること。被害者及び被告人を召喚・供述聴取すること。告発人を召喚及び供述聴取し、被告発人に当該犯罪を連絡し、立件建議すること。証人を召喚及び供述聴取すること。被緊急留置人の供述聴取をすること。
 - e) 本法律の規定に基づく予防措置及び強制措置の適用を決定すること。
 - g) 捜査の結論を出す。起訴を建議するか、又は捜査の結論を出して、捜査の暫定中止又は中止を決定すること。捜査の再開を決定すること。
3. 「重大な犯罪」、「極めて重大な犯罪」、「特別に極めて重大な犯罪」、又は重大でなくても複雑な犯罪の刑事訴訟を実施するに当たっては、本法律第35条第2項第a号、第b号、第c号、第d号及び第dd号に定めるその他の人物は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
- a) 関係者から証拠書類及び証拠物を収集して、犯罪の情報源を検査、確認すること。
 - b) 処理した告発の暫定中止を決定し、犯罪を連絡し、事件の立件建議を決定すること。又は事件の立件・不立件の決定を変更・補充提出すること。
 - c) 事件に直接関係する証拠物や書類の搜索、採取、暫定採取及び保管を決定すること。
 - d) 証人、被害者、被告人の召喚及び供述の聴取。
4. 幹部捜査官は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
- a) 犯罪の情報源の解決の事件記録を作成すること。関係者の証言を聴取して、犯罪の情報源を検査、確認すること。
 - b) 刑事事件の事件記録を作成すること。
 - c) 被疑者の尋問。告発人の陳述を聴取し、被告発人、被立件建議人、被緊急留置人、被逮捕人、被暫定留置人、証人、被害者、被告人に犯罪を連絡すること。
 - d) 現場検証を遂行すること。搜索令状を執行し、事件に直接関係する証拠物や書類を採取し、暫定採取すること。
5. 各種の捜査活動の遂行に任ぜられた国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、漁業資源監視局の各機関の長官、副長官、幹部捜査官は、自らの責任範囲において、自らの行動と決定に法律に定められた責任を負わなければならない。捜査機関の長官と副長官は、捜査官が代わりに自分達の職務を履行し、権限を行使することを許可してはならない。

第 40 条 各種捜査活動の遂行に任ぜられた人民公安及び人民軍のその他の機関の長官、副長官、幹部捜査官の任務、権限、及び責任

1. 本法律第35条第2項第e号及び第g号に定める「捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の長官は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 管轄下で生じた刑事事件の立件・捜査活動を直接指導すること。
 - b) 刑事事件の立件・捜査において、副長官及び幹部捜査官の任免を決定すること。
 - c) 副長官又は幹部捜査官による犯罪の情報源の受理・解決活動、及び刑事事件の立件と捜査を検査

すること。

- d) 副長官又は幹部捜査官による根拠のない違法な決定に対し、変更又は取消しを決定すること。
捜査機関の長官が不在の場合は、長官の委任した副長官が長官の任務を遂行し、その権限を行使するものとする。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負う。
2. 刑事訴訟を実施するに当たっては、本法律第35条第2項第e号及び第g号に定めるその他の人物は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 関係者から証拠書類及び証拠物を収集して、犯罪の情報源を検査・確認すること。
 - b) 犯罪の情報源の解決の暫定中止を決定し、事件の立件を決定すること。又は事件の立件・不立件の決定を変更・補充提出すること。
 - c) 現場検証を直接組織、指導すること。
 - d) 事件に直接関係する証拠物や書類の、搜索、採取、暫定採取及び保管を決定すること。
 - dd) 告発人を召喚し、供述を聴取し、当該犯罪について被告発人、被立件建議人、証人、被害者、被告人に連絡すること。
 3. 捜査機関の幹部は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 犯罪の情報源の解決について事件記録を作成すること。関係者の証言を聴取し、犯罪の情報源を検査、確認すること。
 - b) 刑事事件の事件記録を作成すること。
 - c) 告発人の陳述を聴取すること。被告発人、被立件建議人、証人、被害者、被告人に当該犯罪について連絡すること。
 - d) 現場検証を遂行し、捜査令状を執行し、事件に直接関係する証拠物や書類を採取、暫定採取及び保管すること。
 - dd) 本法律の規定に従い、各命令及び決定またその他の訴訟文書を割り当て、送達し、送付すること。
 4. 各種捜査活動の遂行に任ぜられた人民公安及び人民軍の各機関の長官、副長官、幹部捜査官は、自らの責任範囲内において、自身の行動と決定に法律に定められた責任を負わなければならない。捜査機関の長官と副長官は、幹部捜査官が代わりに自分達の職務を履行し、権限を行使することを許可してはならない。

第 41 条 検察院長官、副長官の任務、権限、及び責任

1. 検察院長官は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 刑事訴訟における公訴権の行使及び法律遵守に関する検察を直接組織し、指導すること。
 - b) 検察院副長官の任免を決定すること。刑事訴訟における検察院副長官の公訴権行使を検査し、また法律遵守を検査すること。検察院副長官による根拠のない違法な決定に対し、変更又は取消しを決定すること。

- c) 検察官及び検査官の任免を決定すること。刑事訴訟における検察官及び検査官の公訴権行使を検査し、また法律遵守を検察すること。検察官による根拠のない違法な決定に対し、変更又は取消しを決定すること。
- d) 下級検察院による根拠のない違法な決定の中止又は取消しを決定すること。
- dd) 検察院の管轄権についての不服申立てと告発を処理すること。

検察院長官が不在の場合は、副長官が長官の任務を遂行、その権限を行使することを許可するものとする。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負うものとする。

2. 検察院長官は、刑事訴訟活動における公訴権の行使及び法律遵守の検察に当たっては、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。

- a) 捜査機関又は各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関に対し、犯罪の情報源の受入れと解決、刑事事件の立件、変更、補充提出、及び被疑者の立件を要請する。本法律の規定に従い、刑事事件の立件・不立件、変更、補充提出の決定を行う。
- b) 犯罪の情報源の解決の暫定中止決定。事件の立件・不立件、補充・変更の決定。被疑者立件の決定又は当該立件決定の補充・変更決定。事件の分離、併合の決定。
- c) 予防措置、強制措置、特別訴訟捜査措置の適用の決定、変更、取消し。犯罪の情報源に対する検査・確認及び暫定留置の再開決定。捜査及び勾留の再開、公訴の再開の決定。
- d) 証拠物の捜索、採取、暫定採取、及び取扱いの決定。
- dd) 鑑定、補充鑑定・再鑑定、又は捜査実験の要請の決定。鑑定人の変更又は変更要請。財産価値鑑定、再鑑定の要請、財産価値鑑定人の変更要請。
- e) 捜査機関の長官、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の長官に対し、捜査官及び幹部捜査官の交代を要請。
- g) 捜査機関、又は「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」による決定・命令の認可又は不認可。
- h) 捜査機関又は「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」による、根拠のない違法な決定や命令の取消し決定。
- i) 犯罪の情報源の解決、立件、捜査に関する管轄権紛争の処理。事件の移送の決定。
- k) 強制措置の適用又は中止の決定。
- l) 略式手続適用の決定、又は略式手続適用決定の取消し。
- m) 被疑者の公訴決定。補充捜査又は再捜査のために、事件記録を返送。
- n) 捜査の再開要請。事件の中止又は暫定中止の決定。被疑者に対する事件の暫定中止又は中止。犯罪の情報源の解決の暫定中止決定の取消し決定。事件の捜査の再開決定。事件の再開、被疑者に対する捜査の再開。
- o) 控訴審手続、監督審、再審判決、本法律の規定に定める裁判所の決定に基づく異議申立て。
- p) 法律に基づく建議権の行使。

q) 決定、命令の公布、検察院の管轄下にある各訴訟活動の遂行。

3. 検察院副長官は、刑事訴訟において公訴権の行使及び法律遵守の検察に任ぜられたときは、本条第1項第b号の場合を除き、本条第1項及び第2項に定める任務と権限を有するものとする。検察院副長官は、検察院の決定に対する不服申立てや告発の処理に当たることはできないものとする。

4. 検察院長官及び副長官は、自らの行動と決定に対して、法律に定められた責任を負わなければならない。検察院長官及び副長官は、検察官が代わりに自分達の職務を履行し、権限を行使することを許可してはならない。

第 42 条 検察官の任務、権限、及び責任

1. 検察官は、刑事訴訟手続における公訴権の行使及び法律遵守の検察に当たっては、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。

a) 捜査機関又は捜査権を有する人物による犯罪の情報源の受入れと解決を検察すること。

b) 直接犯罪の情報源を解決し、その事件調書を作成すること。

c) 犯罪の情報源の受理、解決、立件、及び予防措置、強制措置の適用を検察すること。捜査機関又は捜査権を有する人物が作成した犯罪の情報源の解決の事件調書を監査すること。捜査機関又は「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」による立件・捜査活動を検察すること。

d) 現場検証、検視解剖、対質尋問、人定尋問、音声認識、捜査実験、及び搜索を直接検察すること。

dd) 犯罪の情報源の解決の暫定中止と再開、捜査の暫定中止、中止、再開、終了を検察すること。

e) 捜査機関に対し、被疑者の捜査、指名手配、手配の取り止めを要求すること。

g) 被疑者を召喚・尋問すること。告発人を召喚し供述聴取し、被告発人、被立件建議人、法人の法定代理人、証人、被害者、被告人に、当該犯罪について連絡すること。被緊急留置人の場合、その供述を聴取すること。

h) 被逮捕人又は被疑者の連行を決定すること。証人、被告発人、被立件建議人、及び被害者の勾引を決定すること。18歳未満の人物の、監視責任を有する機関、組織、個人への移送を決定すること。18歳未満の犯人の監視人の交代を決定すること。

i) 本法律に定める各種の捜査活動を直接行うこと。

k) 管轄の訴訟遂行管轄官の交代を要請すること。弁護人の選任を要請し、又は交代を建議すること。通訳人、翻訳人の選任を要請、又は交代を建議すること。

l) 法廷で訴訟手続を遂行すること。起訴を公表するか、又は略式手続に基づいて起訴を決定すること。被告人に対する告発に関し、検察院として決定すること。尋問し、証拠、文書、証拠物を提出し、法廷においては論告、弁論を行い、会議において事件処理に関する意見を発表すること。

m) 第一審裁判所での審理及びその訴訟参加人の法律遵守を検察すること。裁判所の判決、決定、その他の訴訟手続文書を検察すること。

n) 裁判所の判決又は決定の執行を検察すること。

- o) 法律に規定する請求権及び建議権を行使すること。
 - p) 検察院の管轄下であり、検察院長官に任命されたその他の訴訟手続についての任務と権限を、本法律の規定に従って実施・行使すること。
2. 検察官は、検察院長官と副長官に対し、自らの行動及び決定について法律に定められた責任を負わなければならない。

第 43 条 検査官の任務、権限、及び責任

1. 検査官は、検察官の任命に基づき、下記各号に掲げる任務と権限を行使するものとする。
- a) 供述調書及び尋問調書を作成し、またその他の刑事訴訟手続に関する調書を作成すること。
 - b) 本法律の規定に従い、各命令及び決定またその他の訴訟文書を割り当て、送達し、送付すること。
 - c) 検察官による事件記録の作成、犯罪の情報源の解決の記録の作成、及びその他の訴訟活動に助力すること。
2. 検査官は、検察院長官、副長官、及び検察官に対し、自らの行動について法律に定められた責任を負わなければならない。

第 44 条 裁判所長官、副長官の任務、権限、及び責任

1. 裁判所長官は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
- a) 刑事事件の審理を直接組織し、審理管轄権に関する紛争の処理を決定すること。
 - b) 刑事事件の処理又は審理に対して、裁判所副長官、裁判官、参審員の任命を決定すること。刑事事件に対して、訴訟を遂行する裁判所書記官の任命を決定すること。刑事事件に対して、事件記録を審査する審査官の任命を決定すること。
 - c) 公判の開始までに、裁判官、参審員、及び書記官の交代を決定すること。
 - d) 刑事判決の執行の決定。
 - dd) 懲役刑の執行延期の決定。
 - e) 懲役刑の執行暫定中止の決定。
 - g) 前科抹消の決定。
 - h) 裁判所の管轄下にある不服申立て及び告発の処理。

裁判所長官が不在の場合は、長官が委任した副長官がその任務を遂行し、権限を行使するものとする。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負わなければならない。

2. 裁判所長官は、刑事事件の処理を遂行するに当たっては、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
- a) 勾留措置及び証拠物の取扱い措置の適用を決定、変更又は取り消すこと。

- b) 病気を治療する強制措置の適用及び中止を決定すること。
 - c) 略式手続の適用決定、又は略式手続の適用決定を取り消すこと。
 - d) この法律の定めに従い、既に法的効力を発生している判決又は決定に対し、監督審の手続に基づいて異議申立てを建議し、あるいは自ら異議申立てをすること。
 - dd) 裁判所の管轄下にあるその他の訴訟活動を決定し、遂行すること。
 - e) 本法律に定めるその他の訴訟活動を遂行すること。
3. 裁判所副長官は、刑事事件の処理又は審理に任ぜられたときは、本条第1項の場合を除き、本条第1項及び第2項に定める任務と権限を有するものとする。裁判所副長官は、裁判所の行動・決定に対する不服申立てや告発の処理に当たることはできないものとする。
4. 裁判所長官及び副長官は、自らの行動と決定に対して、法律に定められた責任を負わなければならない。裁判所長官及び副長官は、裁判官が代わりに自分達の職務を履行し、権限を行使することを許可してはならない。

第 45 条 裁判官の任務、権限、及び責任

1. 刑事事件の処理又は審理に任ぜられた裁判官は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
- a) 審理の開始までに事件記録を研究すること。
 - b) 事件の審理を遂行すること。
 - c) 訴訟活動を遂行し、審理合議体の管轄下にある問題について投票すること。
 - d) 裁判所長官の割り当てた裁判所管轄下の他の訴訟活動を遂行すること。
2. 公判を主宰する裁判官は、下記に掲げる任務と権限を含め、本条第1項に定める任務と権限を有するものとする。
- a) 勾留措置を除き、予防措置及び強制措置の適用、変更、取消しを決定すること。
 - b) 補充捜査のために、事件記録を差し戻すこと。
 - c) 事件を審理に付す決定をすること。事件の暫定中止・中止を決定すること。
 - d) 事件の審理及び公判の争訟を取り扱うこと。
 - dd) 鑑定、補充鑑定、再鑑定、捜査実験の要請を決定すること。鑑定人の変更、又は変更を要請すること。財産価値鑑定を要請、又は財産価値鑑定人変更を要請すること。
 - e) 弁護人の選出・変更を要請又は建議すること。18歳未満の犯人の監視人の変更を要請すること。通訳人又は翻訳人の選出・変更を要請すること。
 - g) 尋問する必要がある人物を公判へ召喚する決定を下すこと。
 - h) 裁判所長官の任命により、裁判所の管轄下にある本法律に規定の各訴訟手続の任務と権限を実施・行使すること。

3. 裁判官は、自らの行動及び決定について、法律に定められた責任を負わなければならない。

第 46 条 参審員の任務、権限、及び責任

1. 刑事事件の第一審審理に任ぜられた参審員は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 公判の開始までに、事件記録を研究すること。
 - b) 事件の審理を遂行すること。
 - c) 訴訟活動を遂行し、審理合議体の管轄下にある問題について投票すること。
2. 参審員は、自らの行動及び決定について法律に定められた責任を負わなければならない。

第 47 条 裁判所書記官の任務、権限、及び責任

1. 刑事事件の訴訟の実施に任ぜられた裁判所書記官は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 被召喚人が出廷しているか検査し、欠席者がいる場合はその理由を記載しなければならない。
 - b) 公判の内規を周知すること。
 - c) 出席した被召喚人、及び欠席した被召喚人の名簿を審理合議体に提出すること。
 - d) 公判調書を作成すること。
 - dd) 裁判所長官の割り当てた裁判所管轄下の他の訴訟活動を遂行すること。
2. 裁判所書記官は裁判所長官に対し、自らの行動について法律に定められた責任を負わなければならない。

第 48 条 審査官の任務、権限、及び責任

1. 刑事事件の訴訟手続の遂行に任ぜられた審査官は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 裁判所長官又は副長官の任命に従って、既に法的効力が発生している裁判所の判決及び決定を記載した事件記録を審査すること。
 - b) 当該審査の結論を出し、審査結果を裁判所長官又は副長官に報告すること。
 - c) 裁判所長官による、裁判所の管轄下の判決執行活動任務の実施を手助けし、また裁判所長官又は副長官の任命に基づいて、その他の任務を実施すること。
2. 審査官は、裁判所長官及び副長官に対し、自らの行動について法律に定められた責任を負わなければならない。

第 49 条 管轄権を有する訴訟遂行管轄官が回避又は交代しなければならない状況

訴訟遂行管轄官が下記の各号のいずれかに該当する場合、訴訟遂行を回避又は交代しなければならない。

1. 被害者，訴訟当事者，被害者の代理人又は親族，利害関係人，被疑者又は被告人。
2. 弁護士，証人，鑑定人，財産価値鑑定人，通訳人，翻訳人として，既に当該事件に参加している人物。
3. 当該人物が，その任務遂行時に公平さを保てないと信ずるに足るその他の明白な根拠が存在する場合。

第 50 条 訴訟遂行管轄官の交代を建議する権利を有する人物

1. 検察官。
2. 被暫定留置人，被疑者又は被告人，被害者，民事原告，民事被告及びそれぞれの代理人。
3. 弁護士。被害者及び民事原告及び民事被告の権利と法的利益の保護人。

第 51 条 捜査官及び幹部捜査官の交代

1. 捜査官及び幹部捜査官は，下記の各号のいずれかに該当する場合，訴訟遂行を回避又は交代しなければならない。
 - a) 本法律第49条に定める場合。
 - b) 検察官，検査官，裁判官，参審員，審査官又は裁判所書記官として，既に当該事件の訴訟手続を遂行している人物。
2. 捜査官又は幹部捜査官の交代については，捜査機関の長官又は副長官が決定するものとする。

捜査機関の長官が本条第 1 項に定めるいずれかの場合に該当して交代するときは，事件の捜査は，直属上級の捜査機関が行うものとする。

第 52 条 検察官及び検査官の交代

1. 検察官及び検査官は，下記の各号のいずれかに該当する場合，訴訟遂行を回避又は交代しなければならない。
 - a) 本法律第49条に定める場合。
 - b) 捜査官，幹部捜査官，裁判官，参審員，審査官，又は裁判所書記官として，既に当該事件の訴訟手続を遂行している人物。
2. 公判の開廷までの検察官の交代については，事件処理に任ぜられた同審級の検察院の長官又は副長官が決定するものとする。

検察院長官が交代するときは，事件の捜査は，直属上級の捜査機関が行うものとする。

公判検察官が交代しなければならない場合は，審理合議体は公判の延期を決定するものとする。

第 53 条 裁判官及び参審員の交代

1. 裁判官及び参審員は、下記の各号のいずれかに該当する場合、審理への参加を回避又は交代しなければならない。

- a) 本法律第49条に定める場合。
- b) 審理合議体を構成する裁判官及び参審員が親族同士である場合。
- c) 捜査官、幹部捜査官、検察官、検査官、審査官、裁判所書記官として、既に第一審審理又は控訴審あるいは事件の訴訟遂行に参加している人物。

2. 公判の開廷までの裁判官及び参審員の交代については、事件処理に任ぜられた裁判所の長官又は副長官が決定するものとする。

交代すべき裁判官が裁判所長官である場合は、当該交代は、直属上級の裁判所長官が決定する。

公判の裁判官や参審員が交代しなければならない場合は、審理合議体は尋問が開始される前に、当該交代を評議室において多数決で決定する。

公判の裁判官又は参審員が交代しなければならない場合は、審理合議体は公判の延期を決定するものとする。

第 54 条 裁判所書記官の交代

1. 裁判所書記官は、下記の各号のいずれかに該当する場合、訴訟遂行を回避又は交代しなければならない。

- a) 本法律第49条に定める場合。
- b) 検察官、検査官、捜査官、幹部捜査官、裁判官、参審員、審査官、裁判所書記官として、既に事件の訴訟遂行に参加している人物。

2. 裁判所書記官が公判の開始前に交代するときは、事件処理に任ぜられた裁判所の長官又は副長官がこれを決定するものとする。

公判における裁判所書記官の交代については、審理合議体がこれを決定するものとする。

公判において裁判所書記官を交代しなければならない場合は、審理合議体は公判の暫定停止を決定するものとする。

第 4 章 訴訟参加人

第 55 条 訴訟参加人

- 1. 告発人、犯罪通報人、立件建議人
- 2. 被告発人及び被立件建議人

3. 被緊急留置人
4. 被逮捕人
5. 被暫定留置人
6. 被疑者
7. 被告人
8. 被害者
9. 民事原告
10. 民事被告
11. 事件の利害関係人
12. 証人
13. 目撃者
14. 鑑定人
15. 財産価値鑑定人
16. 通訳人, 翻訳人
17. 弁護人
18. 被害者及び被告人の権利と法的利益の保護人
19. 被告発人及び被立件建議人の権利と法的利益の保護人
20. 犯罪を犯した法人の法定代理人, 及び本法律の規定に定めるその他の代理人

第 56 条 告発人, 犯罪通報人, 立件建議人

1. 告発を行った者, 犯罪を通報した者, 又は当該犯罪の通報を受理し, 立件建議の権限を有する機関及び組織は, それぞれ下記に掲げる権限を有するものとする。
 - a) 脅迫を受けた場合, 告発, 犯罪通報, 及び立件建議の秘密を守り, 自身又はその親族の生命, 健康, 名誉, 尊厳, 評判, 財産, その他の権利と法的利益の擁護を管轄機関に要請すること。
 - b) 犯罪の告発, 通報, 立件建議の処理に関する結果の通知を受けること。
 - c) 犯罪の告発, 通報, 立件建議の受理・処理における訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の決定及び行為に対して, 不服を申立てること。
2. 本条第1項に規定の個人, 機関, 組織は, 犯罪の情報源の解決に当たる管轄機関の要請があったときは出廷し, 当該犯罪に関して自身が知っている詳細な事実を提示しなければならない。

第 57 条 被告発人及び被立件建議人

1. 被告発人及び被立件建議人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 告発された行為又は立件建議された行為について、通知を受けること。
 - b) 本条に定める権限と義務の説明について、通知を受けること。
 - c) 供述を行い、意見を述べること。
 - d) 証拠書類及び証拠物を提出し、要求を述べること。
 - dd) 関連証拠、証拠書類、及び証拠物に関する意見を述べ、訴訟遂行管轄権を有する人物に対して、検査と評価を要請すること。
 - e) 自身の権利と法的利益を擁護すること、又はその旨をいずれかの人物に依頼すること。
 - g) 告発及び立件建議の処理の結果について通知を受けること。
 - h) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による決定及び行為に対して、不服を申し立てること。
2. 被告発人及び被立件建議人は、告発及び立件建議処理の管轄機関の要請があり次第、出頭しなければならない。

第 58 条 被緊急留置人及び被逮捕人

1. 被緊急留置人、及び現行犯逮捕及び指名手配の決定によって逮捕された被逮捕人は、以下に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 緊急留置命令、被緊急留置人に対する逮捕命令、被緊急留置人に対する逮捕命令についての承認決定、指名手配の決定を受け、聞かされること。
 - b) 自身の留置、逮捕理由を知らされること。
 - c) 本条に定める権利と義務についての説明と通告を受けること。
 - d) 供述を行い、意見を陳述すること。但し、自らの不利になる供述や、自身を有罪と認める自供は強要されない。
 - dd) 証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出すこと。
 - e) 関連証拠書類及び証拠物に関する意見を陳述し、訴訟管轄権を有する人物に当該証拠、証拠書類、及び証拠物の検査、評価を要求すること。
 - g) 自己弁護するか、又は弁護士により弁護されること。
 - h) 留置又は逮捕における訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による決定又は訴訟活動に対して、不服を申し立てること。
2. 被緊急留置人又は被逮捕人は、留置命令、逮捕命令及び本法律の規定に従って留置、逮捕の管轄権を有する機関、者による要求に従わなければならない。

第 59 条 被暫定留置人

1. 被暫定留置人とは、被緊急留置人、現行犯で逮捕された人物、指名手配の決定、又は自首、降伏によって逮捕された人物、及び既に暫定留置が決定された人物を意味する。
2. 被暫定留置人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 被暫定留置の理由を通告されること。暫定留置決定、暫定留置期限の延長決定、暫定留置期限の延長決定についての承認決定、及び本法律の定めるその他の訴訟手続の決定を受けとること。
 - b) 本条に定める権限と義務についての説明と通告を受けること。
 - c) 供述を行い、意見を陳述すること。但し、自らの不利になる供述や、自身を有罪と認める自供は強要されない。
 - d) 自己弁護するか、又は弁護士により弁護されること。
 - dd) 証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出すこと。
 - e) 関連証拠書類及び証拠物に関する意見を陳述し、訴訟管轄権を有する人物に当該証拠書類及び証拠物の検査、評価を要求すること。
 - g) 暫定留置における訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による決定又は訴訟活動に対して、不服を申し立てること。
3. 被暫定留置人は、本法律及び暫定留置・勾留の執行法の規定に定められた各義務に従うものとする。

第 60 条 被疑者

1. 被疑者とは、刑事立件された人物又は法人を意味する。法人被疑者の権利と義務は、本法律の定めるところにより、当該法人の法定代表者を通じて行使・履行されるものとする。
2. 被疑者は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 自身への立件理由を知らされること。
 - b) 本条に定める権限と義務についての説明と通告を受けること。
 - c) 被疑者立件の決定を受けること。被疑者立件の決定の変更・補充の決定、被疑者立件の決定認可の決定、被疑者立件の決定の変更・補充の決定を受けること。また、予防措置又は強制措置の適用、変更、又は取消しの決定を受けること。捜査の結果、捜査の中止、暫定中止の決定、事件の暫定中止、中止の決定を受けること。起訴状、起訴決定及び本法律に定めるその他の訴訟手続の決定を受けること。
 - d) 供述を行い、意見を陳述すること。但し、自らの不利になる供述や、自身を有罪と認める自供は強要されない。
 - dd) 証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出すこと。
 - e) 関連証拠、証拠書類、及び証拠物に関する意見を陳述し、訴訟遂行管轄権を有する人物に当該証拠書類及び証拠物の検査、評価を要求すること。

- g) 鑑定又は財産価値鑑定を建議すること、訴訟遂行管轄官、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人の交代を建議すること。
 - h) 自己弁護するか、又は弁護士により弁護されること。
 - i) 捜査の終了時以降、必要な場合、又は刑事責任を裏付ける、あるいは刑事責任を免れさせることに関連する文書又は電子文書を閲覧し、書き留め、又は複写すること。又は弁護に関連するその他の文書を複写すること。
 - k) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による訴訟手続上の決定又は行為に対して、不服を申し立てること。
3. 被疑者は、下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 訴訟遂行管轄官の召喚に応じて出頭すること。不可抗力又は正当な支障の事由なく出頭しなかった場合は連行され、また逃亡した場合は指名手配されるものとする。
 - b) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の決定又は要求を実施すること。
4. 公安省長官は、最高人民検察院長官、最高人民裁判所長官、及び国防省長官と協力して、本条第2項第i号の規定に従って被疑者が請求する場合における、刑事責任を裏付ける、あるいは刑事責任を免れさせることに関連する文書又は電子文書を被疑者が閲覧し、書き留め、複写し、又は弁護に関連するその他の文書を複写することに関する手順、手続、期限、所在地等の詳細規定の制定を主宰するものとする。

第 61 条 被告人

1. 被告人とは、裁判所によって審理実施が決定された人物又は法人を意味する。本法律の定めるところにより、法人被告人の権利と義務はその法定代理人を通じて行使・履行されるものとする。
2. 被告人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
- a) 事件を審理に付す決定、予防措置又は強制措置の適用、変更、取消し、事件の中止の決定、裁判所の判決又は決定及び本法律の定めるその他の訴訟手続の決定を受け取ること。
 - b) 公判に参加すること。
 - c) 本条に定める権限と義務についての説明と通告を受けること。
 - d) 鑑定又は財産価値鑑定を建議すること。訴訟遂行管轄官、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人の交代を建議すること。証人、被害者、事件の利害関係人、鑑定人、財産価値鑑定人、その他の訴訟参加人、及び当該公判の訴訟遂行管轄官の召喚を建議すること。
 - dd) 証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出すこと。
 - e) 関連証拠、証拠書類、及び証拠物に関する意見を陳述し、訴訟遂行管轄権を有する人物に当該証拠、証拠書類、及び証拠物の検査、評価を要求すること。
 - g) 自己弁護するか、又は弁護士により弁護されること。
 - h) 供述を行い、意見を陳述すること。但し、自らの不利になる供述や、自身を有罪と認める自供は強要されない。
 - i) 裁判長に対し、公判参加者に当該裁判長の宰領に同意するか否かを問うよう提案すること。又は

公判参加者に直接、当該裁判長の宰領に同意するか否かを問うこと。公判において弁論すること。

- k) 判決の評議前に最終発言を行うこと。
 - l) 公判調書を閲覧し、当該調書の訂正部の記録、及び補記を請求すること。
 - m) 裁判所の判決、決定に対して控訴すること。
 - n) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による訴訟手続上の決定又は行為に対して、不服を申し立てること。
 - o) 法律に定めるその他の諸権利。
3. 被告人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 裁判所の召喚に応じて出廷すること。不可抗力又は正当な支障の事由なく出廷しなかった場合は、連行され、また逃亡した場合は指名手配されるものとする。
 - b) 裁判所の決定又は要求を実施すること。

第 62 条 被害者

1. 被害者とは、犯罪によって直接、身体上、精神上、財産上の損害を被った個人、及び犯罪又は脅迫によって財産及び評判上の損害を被った組織を意味する。
2. 被害者又はその代理人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 本条に定める権限と義務についての説明と通告を受けること。
 - b) 証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出すこと。
 - c) 関連証拠、証拠書類、及び証拠物に関する意見を陳述し、訴訟遂行管轄権を有する人物に当該証拠、証拠書類、及び証拠物の検査、評価を要求すること。
 - d) 法律に基づいて、鑑定又は財産価値鑑定を提案すること。
 - dd) 捜査の結果及び事件の処理について、通知を受けること。
 - e) 訴訟遂行管轄官、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人の交代を建議すること。
 - g) 刑罰、損害賠償の程度、及び損害賠償を保障する措置について建議すること。
 - h) 公判に参加すること。意見を陳述し、裁判長に対して被告人及びその他の公判参加人に尋問するよう提案すること。自らの法的諸権利と利益を守るために、公判で弁論を行うこと。公判調書を閲覧すること。
 - i) 自らの法的諸権利と利益を自分で守るか、人に依頼して守ってもらうこと。
 - k) 本法律の規定に従って、各訴訟活動に参加すること。
 - l) 脅迫を受けた場合は、訴訟遂行管轄機関に対し、自身及び親族の生命、健康、名誉、尊厳、財産、法的諸権利と利益を保護するよう要請すること。

- m) 裁判所の判決、決定に対して控訴すること。
 - n) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による訴訟手続上の決定又は行為に対して、不服を申し立てること。
 - o) 法律に定めるその他の諸権利。
3. 事件が被害者の要求によって立件された場合、被害者又はその代理人は公判において罪を問うことを陳述するものとする。
4. 被害者は、下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 訴訟遂行管轄官の送達する召喚状に応じて、出廷すること。不可抗力又は正当な支障の事由なく出廷しなかった場合は、勾引されるものとする。
 - b) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の決定又は要求を実施すること。
5. 当該被害者が死亡、住所不定、失踪、又は民事訴訟の効力下で拘束されている場合、その代理人が、本条に定める被害者の権利及び義務を行使・履行するものとする。
- 機関又は組織が被害者であって、既に分離、合併吸収、統合されている場合は、その法定代表者又は組織あるいは個人が、本条に規定の諸権利と義務を含めた当該機関又は組織の諸権利と義務を継承するものとする。

第 63 条 民事原告

1. 民事原告とは、犯罪によって損害を被り、その損害の補償を請求する個人、機関、又は組織を意味する。
2. 民事原告又はその代理人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
- a) 本条に定める権限と義務についての説明と通告を受けること。
 - b) 証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出すこと。
 - c) 関連証拠、証拠書類、及び証拠物に関する意見を陳述し、訴訟遂行管轄権を有する人物に当該証拠、証拠書類、及び証拠物の検査、評価を要求すること。
 - d) 捜査の結果及び事件の処理について、通知を受ける。
 - dd) 法律に基づいて、鑑定又は財産価値鑑定を要請する。
 - e) 訴訟遂行管轄官、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人の交代を建議すること。
 - g) 損害賠償の程度及び賠償を保障する措置について建議すること。
 - h) 公判に参加すること。意見を陳述し、裁判長に対して公判参加人に尋問するよう提案すること。原告の法的諸権利と利益を守るために、公判で弁論を行うこと。公判調書を閲覧すること。
 - i) 自らの法的諸権利と利益を自分で守るか、人に依頼して守ってもらうこと。
 - k) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による訴訟手続上の決定又は行為に対して、不服を申し立てること。

- l) 損害賠償に関する裁判所の判決又は決定に対して、控訴すること。
 - m) 法律に定めるその他の諸権利。
3. 民事原告は、下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 訴訟遂行管轄官の送達する召喚状に応じて、出廷すること。
 - b) 損害賠償に関連して、詳細な事実を提示すること。
 - c) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の決定又は要求を実施すること。

第 64 条 民事被告

1. 民事被告とは、法律に定める損害賠償の責任を負わなければならない個人、機関、及び組織を意味する。
2. 民事被告又はその代理人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
- a) 本条に定める権限と義務についての説明と通告を受けること。
 - b) 民事原告の要求の一部又は全部を受け入れるか、又は拒否すること。
 - c) 証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出すこと。
 - d) 関連証拠、証拠書類、及び証拠物に関する意見を陳述し、訴訟遂行管轄権を有する人物に当該証拠、証拠書類、及び証拠物の検査、評価を要求すること。
 - dd) 法律に基づいて、鑑定又は財産価値鑑定を要請する。
 - e) 損害賠償に関連する捜査の結果及び事件の処理について通告を受けること。
 - g) 訴訟遂行管轄官、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人の交代を建議すること。
 - h) 公判に参加すること。意見を陳述し、裁判長に対して公判参加人に尋問するよう提案すること。被告の法的諸権利と利益を守るために、公判で弁論を行うこと。公判調書を閲覧すること。
 - i) 自らの法的諸権利と利益を自分で守るか、人に依頼して守ってもらうこと。
 - k) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による訴訟手続上の決定又は行為に対して、不服を申し立てること。
 - l) 損害賠償に関する裁判所の判決又は決定に対して、控訴すること。
 - m) 法律に定めるその他の諸権利。
3. 民事被告は、下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 訴訟遂行管轄官の送達する召喚状に応じて、出廷すること。
 - b) 損害賠償に関連する詳細な事実を提示すること。
 - c) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の決定又は要求を実施すること。

第 65 条 事件の利害関係人

1. 事件の利害関係人とは、刑事事件に関連する権利又は義務を持つ個人、機関、あるいは組織を意味する。
2. 事件の利害関係人又はその代理人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 本条に定める権限と義務についての説明と通告を受けること。
 - b) 証拠書類及び証拠物を提出し、要求を出すこと。
 - c) 法律に基づいて、鑑定又は財産価値鑑定を要請する。
 - d) 公判に参加すること。意見を陳述し、裁判長に対して公判参加人に尋問するよう提案すること。自身の法的諸権利と利益を守るために、公判で弁論を行うこと。公判調書を閲覧すること。
 - dd) 自らの法的諸権利と利益を自分で守るか、人に依頼して守ってもらうこと。
 - e) 関連証拠、証拠書類、及び証拠物に関する意見を陳述し、訴訟遂行管轄権を有する人物に当該証拠、証拠書類、及び証拠物の検査、評価を要求すること。
 - g) 自らの権利と義務に直接関連するその他の問題についての裁判所の判決又は決定に対して、控訴すること。
 - h) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による訴訟手続上の決定又は行為に対して、不服を申し立てること。
 - i) 法律に定めるその他の諸権利。
3. 事件の利害関係人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
 - a) 訴訟遂行管轄官の送達する召喚状に応じて、出廷すること。
 - b) 自らの権利及び義務に関連する詳細な事実を提示すること。
 - c) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による決定又は要求を実施すること。

第 66 条 証人

1. 証人とは、犯罪の情報源及び事件に関係する事実を知っていて、その証言のために訴訟遂行管轄機関が召喚する人物を意味する。
2. 以下に掲げる人物は、証人になれないものとする。
 - a) 罪に問われている者の弁護人。
 - b) 身体的又は精神的に障害を持つ人物であって、犯罪の情報源及び事件に関連する事実関係を認識すること、又は供述することが不可能な者。
3. 証人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 本条に定める権限と義務についての説明と通告を受けること。
 - b) 脅迫を受けた場合、告発、犯罪通報、及び立件建議の秘密を守り、自身又はその親族の生命、健

康, 名誉, 尊厳, 評判, 財産, その他の権利と法的利益の保護を召喚機関に要請すること。

- c) 当人が証人として参加した訴訟手続に関し, 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による決定及び訴訟活動に対して不服を申立てること。
 - d) 召喚機関に対して, 法律に定める旅費交通費及びその他の費用の支払いを請求すること。
4. 証人は, 下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 訴訟遂行管轄機関の召喚状に応じて出廷すること。不可抗力によらず, 又は明白な事由なく故意に欠席して, 犯罪の情報源への対処, 立件, 捜査, 起訴, 及び審理を妨害するに至った場合, 当該証人は勾引されるものとする。
 - b) 犯罪の情報源及び事件に関して自身が知っている詳細な事実, 及び当該事実を知るに至った理由を証言しなければならない。
5. 証人が虚偽の証言をしたか, 証言を拒否したか, 又は不可抗力によらず, 正当な支障の事由もなく証言を拒否した場合, 当該証人は刑法に定める刑事責任を負うものとする。
6. 証人が勤務又は学習している機関及び組織は, 当該証人が訴訟手続に参加し得る条件を整える責任があるものとする。

第 67 条 目撃者

1. 目撃者とは, 本法律に定めるところにより, 訴訟遂行管轄機関によって, 訴訟活動の遂行を目撃するよう要請される人物を意味する。
2. 以下に掲げる人物は, 目撃者になれないものとする。
- a) 罪に問われている者の親族又は訴訟遂行管轄官。
 - b) 精神障害又は身体障害によって, 事件の事実を正しく認識する能力のない人物。
 - c) 18歳未満の人物。
 - d) その他の理由によって, 公正さを欠くとみなされる人物。
3. 目撃者は, 下記に掲げる権利を有するものとする。
- a) 本条に定める権限と義務についての説明と通告を受けること。
 - b) 脅迫を受けた場合, 法律の遵守, 及び自身又はその親族の生命, 健康, 名誉, 尊厳, 評判, 財産, その他の権利と法的利益の保護を訴訟遂行管轄官に要請すること。
 - c) 訴訟の調書を開覧し, 自身が目撃した訴訟活動について意見を述べること。
 - d) 当人が目撃者として参加した訴訟に関し, 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による決定及び行為に対して不服を申し立てること。
 - dd) 召喚機関に対して, 法律に定める経費の支払いを請求すること。
4. 目撃者は, 下記に掲げる義務を負うものとする。

- a) 訴訟遂行管轄機関の要請を受けて、出廷すること。
- b) 要求される訴訟活動の十分な目撃を行うこと。
- c) 自身が目撃した活動の調書に署名すること。
- d) 訴訟参加時に知り得た捜査活動上の秘密を厳守すること。
- dd) 訴訟遂行管轄機関の要請を受けて、自身が目撃した詳細な事実を忠実に陳述すること。

第 68 条 鑑定人

1. 鑑定人とは、鑑定分野の専門的な知識を有し、法律に基づいて訴訟遂行管轄機関がその意見を求め、訴訟参加人がその鑑定を要請する人物を意味する。
2. 鑑定人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 鑑定すべき対象に関連する事件書類を調査すること。
 - b) 鑑定を要請した機関及び訴訟参加人に対して、結論を出すのに必要な書類を提供するよう要請すること。
 - c) 取調べや供述聴取に参加し、鑑定すべき対象に関する質問をすること。
 - d) 鑑定を実施するための十分な時間がない場合、提供された書類が不十分か又は鑑定のためには役に立たない場合、又は鑑定すべき内容が自身の専門知識の範囲内を超えている場合は、鑑定を回避すること。
 - dd) 複数の鑑定人が合同で鑑定を行った場合において、自身がその合同結論に同意しないときは、合同結論書に自らの意見を記載すること。
 - e) その他、司法鑑定に関して法律に定める各権利。
3. 鑑定人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
 - a) 訴訟遂行管轄機関の召喚状に応じて出廷すること。
 - b) 鑑定実施時に知り得た捜査活動上の秘密を厳守すること。
 - c) その他、司法鑑定に関して法律に定める各義務。
4. 鑑定人が虚偽の結論を出したか、又は不可抗力によらず、正当な支障の事由もなく鑑定の結論を回避した場合、当該鑑定人は刑法に定める刑事責任を負うものとする。
5. 鑑定人は、下記の各号のいずれかに該当する場合、刑事訴訟活動への参加を回避するか交代しなければならない。
 - a) 自身が被害者か事件当事者である場合。又は、被害者、利害関係人、被告、原告の代理人か親族である場合。
 - b) 自身が既に当該訴訟において、弁護人、証人、通訳人、翻訳人、又は財産価値鑑定人として参加している場合。

- c) 自身が既に当該訴訟において、訴訟手続を遂行している場合。
6. 鑑定人の交代については、鑑定を請求した機関が決定するものとする。

第 69 条 財産価値鑑定人

1. 財産価値鑑定人とは、財産価値鑑定分野の専門的な知識を有し、法律に基づいて訴訟遂行管轄機関、訴訟参加人がその財産価値鑑定を要請する人物を意味する。
2. 財産価値鑑定人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 財産価値鑑定すべき対象に関連する事件書類を調査すること。
 - b) 財産価値鑑定を要請した機関及び訴訟参加人に対して、結論を出すのに必要な書類を提供するよう要請すること。
 - c) 財産価値鑑定を実施するための十分な時間がない場合、提供された書類が不十分か又は鑑定のためには役に立たない場合、又は鑑定すべき内容が自身の専門知識の範囲内を超えている場合は、財産価値鑑定を回避すること。
 - d) 財産価値鑑定評議会が財産価値鑑定を行った場合において、自身がその合同結論に同意しないときは、合同結論書に自らの意見を記載すること。
 - dd) 法律に定めるその他の諸権利。
3. 財産価値鑑定人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
 - a) 訴訟遂行管轄機関の召喚状に応じて、出廷すること。
 - b) 財産価値鑑定実施時に知り得た捜査活動上の秘密を厳守すること。
 - c) その他、司法鑑定に関して法律に定める各義務。
4. 財産価値鑑定人が虚偽の結論を出したか、又は不可抗力によらず、正当な支障の事由もなく財産価値鑑定の結論を回避した場合、当該財産価値鑑定人は刑法に定める刑事責任を負うものとする。
5. 財産価値鑑定人は、下記の各号のいずれかに該当する場合、刑事訴訟活動への参加を回避するか交代しなければならない。
 - a) 自身が被害者か事件当事者である場合。又は、被害者、利害関係人、被告、原告の代理人か親族である場合。
 - b) 自身が既に当該訴訟において、弁護人、証人、通訳人、翻訳人、又は鑑定人として参加している場合。
 - c) 自身が既に当該訴訟において、訴訟手続を遂行している場合。
6. 財産価値鑑定人の交代については、鑑定を請求した機関が決定するものとする。

第 70 条 通訳人、翻訳人

1. 通訳人及び翻訳人とは、それぞれ通訳又は翻訳の能力を有する人物であって、ベトナム語が話せず、またベトナム語で書かれた訴訟手続書類が使用できない者が訴訟手続に関与した場合、訴訟遂行管轄機関が通訳又は翻訳を要請する人物を意味する。
2. 通訳人及び翻訳人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 本条に定める権利と義務についての説明と通告を受けること。
 - b) 脅迫を受けた場合、自身又はその親族の生命、健康、名誉、尊厳、評判、財産、その他の権利と法的利益の保護を、通訳・翻訳を要請した機関に申し入れること。
 - c) 通訳、翻訳に関連して、訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による決定及び訴訟活動に対して不服を申し立てること。
 - d) 通訳又は翻訳を要請した機関に対して、法律に定める通訳、翻訳及び他の制度の報酬支払いを請求すること。
3. 通訳人及び翻訳人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
 - a) 訴訟遂行管轄機関の召喚状に応じて、出廷すること。
 - b) 通訳人又は翻訳人は、公正かつ正直でなければならない。通訳人又は翻訳人が虚偽の通訳・翻訳をした場合、当該通訳人又は翻訳人は刑法に定める刑事責任を負うものとする。
 - c) 通訳・翻訳時に知り得た捜査活動上の秘密を厳守すること。
 - d) 要請した機関に対して、自らの義務の履行を宣誓しなければならない。
4. 通訳人及び翻訳人は、下記の各号のいずれかに該当する場合、刑事訴訟活動への参加を回避するか交代しなければならない。
 - a) 自身が被害者か事件当事者である場合。又は、被害者、利害関係人、被告、原告の代理人か親族である場合。
 - b) 自身が既に当該訴訟において、弁護士、証人、鑑定人、又は財産価値鑑定人として参加している場合。
 - c) 自身が既に当該訴訟において、訴訟手続を遂行している場合。
5. 通訳人及び翻訳人の交代については、通訳・翻訳を請求した機関が決定するものとする。
6. 本条に定める条項は、聾啞又は盲目の人物の手話、点字を解釈できる人物にも準用するものとする。

第 71 条 訴訟参加人の権利と義務の行使・履行に関する通知、説明、保障責任

1. 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官は、本法律に定める訴訟参加人の権利と義務について、通知、説明、保障する責任を負うものとする。

罪に問われている者及び被害者が、法律扶助法の定めるところにより法律扶助を受ける資格がある場合、訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官は、法律扶助を受ける権利について彼らに説明しなければならない。

彼らが法律扶助を希望した場合、訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官はその旨を国家法律扶助センターに通知するものとする。

2. 当該通知及び説明は、調書に記録しなければならない。

第 5 章 被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の弁護と保護

第 72 条 弁護人

1. 弁護人とは、罪に問われている者が弁護を依頼し又は訴訟遂行管轄機関が指定した者であって、訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官によって弁護登録を受け入れられた者を意味する。

2. 下記に掲げる者は弁護人になることができる。

a) 弁護士。

b) 罪に問われている者の代理人。

c) 人民弁護員。

d) 罪に問われている者が適切な法律扶助を受ける資格がある場合は、法律扶助弁護員。

3. 人民弁護員とは、祖国に忠誠心を持つ18歳以上のベトナム公民であって、優れた道徳性と高い法律知識を有し、十分健康で、ベトナム祖国戦線委員会、又は所属員が罪に問われている者となった同祖国戦線の構成組織から託された弁護任務の遂行を保障できる人物を意味する。

4. 以下に掲げる人物は、弁護にあたることができない。

a) 既に当該訴訟事件を遂行している人物、及び同人物の親族。

b) 証人、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人として、既に当該事件に参加している者。

c) 刑事責任を問われて起訴されている人物、有罪判決を受けた前科があり、その前科が抹消されていない人物、強制更生施設又は強制教育施設への収容の行政是正措置の対象となっている人物。

5. 一名の弁護人が、同一事件の複数の罪に問われている者を弁護できるものとする。但し、当該被告人同士の権利と利益が対立しないことを条件とする。

複数の弁護人が一名の罪に問われている者を弁護することができるものとする。

第 73 条 弁護人の権限と義務

1. 弁護人は、下記に掲げる権限を有するものとする。

a) 被告人に面会し、質問すること。

b) 被逮捕人又は被暫定留置人の供述聴取時、被疑者の尋問時に立ち会うこと。また訴訟遂行管轄機関が、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者の供述聴取及び尋問を行う場合も立ち会うこと。管轄官による供述聴取及び尋問が終了した後、弁護人は被逮捕人、被暫定留置人、被疑者に質問するこ

とができる。

- c) 対質尋問・人定尋問活動，音声認識，及び本法律に規定のその他の捜査活動に立ち会うこと。
 - d) 訴訟遂行管轄機関に連絡して，供述聴取と尋問が行われる時間と場所，及び本法律の定めるその他の捜査活動が行われる時間と場所を通知させること。
 - dd) 自身が参加する訴訟活動の調書，及び自身が弁護する人物に関する訴訟決定書を閲覧すること。
 - e) 訴訟遂行管轄官，鑑定人，財産価値鑑定人，通訳人，翻訳人の交代を建議すること。予防措置又は強制措置の変更，取消しを建議すること。
 - g) この法律の規定に基づく訴訟活動の遂行を建議すること。訴訟遂行管轄官に対して，証人及び他の訴訟参加人の召喚を建議すること。
 - h) 証拠，証拠書類，及び証拠物を収集又は提出し，要求を出すこと。
 - i) 関連証拠，証拠書類，及び証拠物を検査し，評価し，それらに関する意見を陳述すること。また訴訟遂行管轄官に対して，当該証拠，証拠書類，及び証拠物の検査，評価を要求すること。
 - k) 訴訟遂行管轄機関に対して，証拠収集及び財産の補充鑑定，再鑑定，評価を建議すること。
 - l) 捜査終了後，弁護に関連する事件記録を閲覧し，書き写し，又は複写すること。
 - m) 尋問に参加し，公判で弁論を行うこと。
 - n) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による訴訟手続上の決定又は行為に対して，不服を申し立てること。
 - o) 本法律に規定する被告人が未成年者，身体障害者又は精神障害者である場合に，裁判所の判決又は決定に控訴すること。
2. 弁護人は，下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 被暫定留置人，被疑者又は被告人の無罪を証明する事実関係，及び被逮捕人，被暫定留置人，被疑者又は被告人の刑事責任を減輕する情状を解明するため，法律に定めるすべての手段を講じること。
 - b) 罪に問われている者の合法的権利及び利益を保護するため，法的援助を提供すること。
 - c) 不可抗力によらず，また正当な支障の事由もなく，一旦引き受けた，罪に問われている者の弁護を拒否してはならない。
 - d) 真実を尊重し，買収してはならない。また，他人に対して虚偽の供述，虚偽の書類の提出を強要・教唆してはならない。
 - dd) 裁判所の召喚に応じて出廷すること。本法律第76条第1項に従って任命された弁護人は，捜査機関又は検察院の要請があり次第，出廷しなければならない。
 - e) 弁護活動を行うに当たって知り得た捜査上の秘密を漏示してはならない。また，国家の利益，機関，組織及び個人の合法的権利及び利益を侵害する目的で事件記録のメモ又は写しを使用してはならない。
 - g) 訴訟当事者の書面による同意のない限り，弁護活動を行うに当たって知り得た事件及び罪に問われている者に関する情報を，国家の利益，機関，組織及び個人の合法的権利及び利益を侵害する目的

で漏示してはならない。

3. 法律に違反した弁護士は、その違反の性質及び程度に応じて、弁護士の認可証を取り消し、行政処分を課し、又は刑事責任を追及される。損害を与えた場合は、法律の規定に従って損害賠償をしなければならない。

第74条 弁護士が訴訟に参加する時期

弁護士が訴訟に参加するのは、被疑者が立件された時点以降とする。

被逮捕人又は被暫定留置人の場合、弁護士は、被逮捕者が捜査機関、「各種捜査活動の遂行に任せられた各種機関」の本部で逮捕された時から、又は暫定留置の決定時から、訴訟に参加するものとする。

国家安全保障を侵害する犯罪に対する捜査の秘密を守るために必要な場合、管轄の検察院長官は、捜査終了後から弁護士を訴訟活動に参加させる決定を許可するものとする。

第75条 弁護士の選任

1. 弁護士は、罪に問われている者、又はその代理人、親族によって選任されるものとする。
2. 被逮捕人又は被暫定留置人が書面によって弁護士依頼の要請を出した場合、当該被逮捕人又は被暫定留置人を処置している管轄機関は、受理後12時間以内にこの要請文書を弁護士、代理人、又は親族に転送しなければならない。当該被逮捕人又は被暫定留置人が弁護士を指定しなかった場合、管轄機関は、当該被逮捕人又は被暫定留置人が弁護士を希望している代理人又は親族宛てに、当該要請文書を転送しなければならない。

被拘留人から書面によって弁護士依頼の要請が出された場合、当該被拘留人を処置している管轄機関は、受理後24時間以内にこの要請文書を弁護士、代理人、又は親族に転送しなければならない。当該被拘留人が弁護士を指定しなかった場合、管轄機関は、当該被拘留人が弁護士を希望している代理人又は親族宛てに、当該要請文書を転送しなければならない。

3. 被逮捕人、被暫定留置人、被拘留人の代理人又は親族が、書面によって弁護士依頼の要請を出した場合、管轄機関は当該被逮捕人、被暫定留置人、被拘留人の弁護士依頼の意向を直ちに弁護士に通知しなければならない。
4. 罪に問われている者、又はその代理人あるいは親族は、ベトナム祖国戦線委員会、又は罪に問われている者が構成員である県、郡、市、省直轄市、中央直轄市所属市に所在の祖国戦線構成機関に対し、人民弁護士の選任について提案するものとする。

第76条 弁護士の指定

1. 下記各号に掲げる場合において、罪に問われている者又はその代理人や親族が弁護士を依頼しないときは、訴訟遂行管轄機関が彼らのために弁護士を指定しなければならない。
 - a) 被疑者又は被告人が、刑法に規定の最高20年の懲役刑、終身刑、又は死刑の刑事罰を科せられる可能性がある場合。

- b) 罪に問われている者に、自身を弁護できない身体障害又は精神障害がある場合。又は18歳未満である場合。
2. 本条第1項に定める場合において、訴訟遂行管轄機関は下記各号に掲げる各組織に対し、弁護人を指定するよう要請するか又は提案しなければならない。
- a) 弁護人を指定する弁護士会の弁護人任命部署。
 - b) 法律扶助を受ける資格のある人々のために、法律扶助及び弁護を提供する国家法律扶助センター。
 - c) ベトナム祖国戦線委員会、及び、罪に問われている者がその構成員であって、人民弁護士が弁護に任ぜられる各地の祖国戦線構成組織。

第 77 条 弁護人の交代又は回避

1. 下記に掲げる人物は、弁護人の交代又は回避を建議する権利を有するものとする。
- a) 罪に問われている者。
 - b) 罪に問われている者の代理人。
 - c) 罪に問われている者の親族。

本法律第76条第1項第b号に定める場合を除き、弁護人の交代又は回避については、いかなる場合であれ罪に問われている者の同意を得なければならず、また事件記録中の調書に記録しなければならない。

2. 捜査段階にある被逮捕人、被暫定留置人、被勾留人が、その親族を通して弁護人の回避を建議した場合、捜査官は弁護人と共に、当該被逮捕人、被暫定留置人、被勾留人と直接会ってその回避を確認しなければならない。

3. 本法律第76条第1項に定めるところによって弁護人を指定する場合、罪に問われている者及びその代理人又は親族は、弁護人の交代又は回避を要請する権利を有するものとする。

弁護人を交代させる場合、別の弁護人の指定は、本法律第76条第2項に基づいて実施するものとする。

本法律第76条第1項第b号に規定の罪に問われている者又はそれぞれの代理人、親族が弁護人を回避した場合、訴訟遂行管轄機関は当該弁護人の回避を文書に記録し、弁護人の指定を解消するものとする。

第 78 条 弁護の登録手続

1. 訴訟に参加する弁護人は、いかなる場合でも弁護の登録をしなければならない。
2. 弁護を登録するときは、弁護人は下記に掲げる文書を提出しなければならない。
- a) 弁護士は、弁護士証とその認証済みの写し、及び罪に問われている者又はそれぞれの代理人、親族が要求する文書を提出すること。
 - b) 罪に問われている者の代理人は、人民証明書又は公民証、及びそれらの認証済みの写し、及び罪に問われている者と代理人との続柄を証明する管轄機関の文書を提出すること。

- c) 人民弁護士は、人民証明書又は公民証及びそれらの認証済みの写しを添付の上、ベトナム祖国戦線委員会及び祖国戦線の各構成組織が発行した人民弁護士任命文書を提出すること。
 - d) 法律扶助弁護士又は法律扶助を実践している弁護士は、法律扶助実施組織の発行する任命書及び法律扶助弁護士証、又は弁護士証を、認証済みの写しを添付の上提出すること。
3. 本法律第76条の規定に従って弁護人を指定する場合、当該弁護人は下記に掲げる文書を提出しなければならない。
- a) 弁護士は、自身が勤務する組織が発行した当該弁護の任命書、又は弁護士会発行の独立弁護士への任命書を、弁護士証とその認証済みの写しを添付の上、提出すること。
 - b) 人民弁護士は、人民証明書又は公民証及びそれらの認証済みの写しを添付の上、ベトナム祖国戦線委員会及び祖国戦線の各構成組織が発行した人民弁護士任命文書を提出すること。
 - c) 法律扶助弁護士又は法律扶助を実践している弁護士は、法律扶助弁護士証又は弁護士証とその認証済みの写し、及び国家法律扶助センターによる法律扶助を實踐する任命書を提出すること。
4. 訴訟遂行管轄機関は、本条第2項又は第3項に定める文書の受領後24時間以内に全ての文書を検査し、本条第5項に定めるいずれの弁護登録拒否の場合にも該当しないと判明したときは、速やかに当該弁護を登録し、弁護人、弁護登記官、及び留置施設に対して書面による通知を送達し、当該弁護登録に関する文書を事件記録に保管しなければならない。当該文書が不適格であって、弁護登録の申請の拒否が妥当と思われる場合は、その拒否理由を書面で述べなければならない。
5. 訴訟遂行管轄機関は、下記の各号のいずれかに該当する場合、弁護の登録を拒否するものとする。
- a) 本法律第72条第4項に該当する場合。
 - b) 罪に問われている者が、一旦指定した弁護人を回避した場合。
6. 下記に掲げる場合を除き、弁護人への通知文書は、訴訟活動に参加している期間中は有効とする。
- a) 罪に問われている者が、弁護人の回避又は交代を建議したとき。
 - b) 本法律第76条第1項第b号に規定する、罪に問われている者の代理人又は親族が、弁護人の回避又は交代を建議したとき。
7. 下記に掲げるいずれかの場合、訴訟遂行管轄機関は弁護登録を取り消し、弁護人及び留置施設にその旨を通知するものとする。
- a) 弁護人が本法律第72条第4項のいずれかの規定に該当すると判明した場合。
 - b) 弁護を実施中に法律違反を犯した場合。

第79条 弁護人への通知責任

- 1. 訴訟遂行管轄機関は、弁護人に対し、同人が本法律の定める権利を有する訴訟活動の遂行への参加の適切な時期及び場所を、事前に通知しなければならない。
- 2. 本法律第291条に定める場合を除き、弁護人が既に参加している場合、訴訟遂行管轄機関は事前通知なく当該訴訟活動を遂行させるものとする。

第 80 条 被逮捕人，被暫定留置人，勾留中の被疑者又は被告人との面会

1. 被逮捕人，被暫定留置人，勾留中の被疑者又は被告人と面会するためには，弁護人は，弁護人への通知文書，弁護士証，又は法律扶助弁護士証，又は人民証明書又は公民証を提出しなければならない。
2. 被逮捕人，被暫定留置人，勾留中の被疑者又は被告人を管理している機関は，留置施設の内規，規則を周知し，弁護人に厳守することを要求しなければならない。弁護人が面会規則に違反しているのを発見した場合，直ちに面会を止め，当該違反を記録し，法律の規定に従って管轄権を有する者に報告しなければならない。

第 81 条 弁護に関する証拠，証拠書類，及び証拠物の収集と提出

1. 弁護人は，本法律第88条第2項に従って，弁護に関連する証拠，書類，証拠物，及び事件の事情を収集するものとする。
2. 弁護に関連する証拠，書類，証拠物を収集したときは，弁護人は訴訟手続の進捗度に応じて，事件記録に記載するため速やかに訴訟遂行管轄機関に送付しなければならない。当該証拠，書類，証拠物の提出と受理については，本法律第133条に従って文書に記録するものとする。
3. 弁護に関連する証拠，書類，証拠物の収集が不可能な場合は，弁護人は訴訟遂行管轄機関に対して収集を要請することができる。

第 82 条 事件記録内の書類の閲覧，記録，及び複写

1. 捜査の終了後，事件記録内の弁護に関する書類の閲覧，記録，及び複写を要求された場合，訴訟遂行管轄機関は，弁護人が事件記録内の弁護に関する当該書類を閲覧，記録，及び複写する時期と場所を手配する責任を負うものとする。
2. 閲覧，記録，及び複写後，弁護人は，事件記録を機関が提供しておいた元の状態で返却しなければならない。事件記録又は書類を紛失したり，違う場所に置いたり，棄損した場合は，当該違反の性質と程度に応じて，法律に基づいて処分されるものとする。

第 83 条 被告発人及び被立件建議人の法的諸権利と利益の保護人

1. 被告発人及び被立件建議人の法的諸権利と利益の保護人とは，被告発人及び被立件建議人の法的諸権利と利益を擁護する人物を意味する。
2. 被告発人及び被立件建議人の法的諸権利と利益の保護人には，下記に掲げる人物が含まれる。
 - a) 弁護士。
 - b) 人民弁護士。
 - c) 代理人。

- d) 法律扶助弁護士。
- 3. 被告発人及び被立件建議人の法的諸権利と利益の保護人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出すこと。
 - b) 証拠、証拠書類、及び証拠物を検査し、評価し、それらについての自身の意見を陳述すること。また、訴訟遂行管轄官に対して検査と評価を要請すること。
 - c) 被告発人及び被立件建議人の供述聴取を実施するときには立ち会うこと。また、捜査官又は検察官が同意した場合は、被告発人及び被立件建議人に質問すること。管轄権を有する者による各供述聴取が終了する毎に、被告発人及び被立件建議人の法的諸権利と利益の保護人は、当該被告発人と被立件建議人に対して質問する権利を有するものとする。
 - d) 被告発人又は被立件建議人に対する対質尋問、人定尋問、音声認識に立ち会うこと。
 - dd) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による訴訟手続上の決定又は行為に対して、不服を申し立てること。
- 4. 被告発人及び被立件建議人の法的諸権利と利益の保護人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
 - a) 事件の客観的な事実の解明に寄与するため、法律に定められた各措置を講ずること。
 - b) 被告発人及び被立件建議人の法的諸権利と利益を擁護するため、彼らを支援すること。

第 84 条 被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人

- 1. 被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人とは、被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益を擁護する人物を意味する。
- 2. 被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人には、下記に掲げる人物が含まれる。
 - a) 弁護士。
 - b) 代理人。
 - c) 人民弁護士。
 - d) 法律扶助員。
- 3. 被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出すこと。
 - b) 証拠、証拠書類、及び証拠物を検査し、評価し、それらについての自身の意見を陳述すること。また、訴訟遂行管轄官に対して検査と評価を要請すること。
 - c) 鑑定又は財産価値鑑定を要請すること。
 - d) 自身が擁護すべき人物の供述聴取、対質尋問、人定尋問、音声認識を訴訟遂行管轄機関が行うときには、立ち会うこと。捜査の終了後、被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の擁護に関する事件記録内の書類を閲覧し、書き留め、複写すること。

- dd) 尋問に参加し、公判で弁論を行うこと。公判調書を閲覧すること。
 - e) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による決定又は訴訟活動に対して、不服を申し立てること。
 - g) 訴訟遂行管轄官、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人の交代を建議すること。
 - h) 弁護する人物が18歳未満、又は精神障害者か身体障害者であるとき、彼らの権利と義務に関する裁判所の判決又は決定に対して控訴すること。
4. 被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 事件の客観的な事実の解明に寄与するため、法律に定められた各措置を講ずること。
 - b) 被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益を擁護するため、彼らを支援すること。

第6章 証明と証拠

第85条 刑事事件において証明しなければならない諸事項

刑事事件の捜査、起訴、及び審理時、訴訟遂行管轄機関は下記に掲げる事項を証明しなければならない。

1. 犯罪行為発生の有無。犯罪行為の時間、場所、及びその他の状況。
2. 犯罪を犯したのは誰か。有罪か無罪か、故意か過失か。刑事責任能力の有無。犯罪の目的と動機。
3. 被疑者及び被告人の刑事責任の加重減軽。被疑者及び被告人の身上の特性。
4. 発生した犯罪行為のもたらした損害の性質と度合い。
5. 犯罪の原因と状況。
6. 刑事責任の除外及び免除。及び刑罰の免除に関するその他の状況。

第86条 証拠

証拠とは、本法律に定める手順及び手続に基づいて収集される事実であって、犯罪行為が行われたか否か、及び犯罪行為を行った者、又は事件の適切な処理のために必要なその他の事実関係を判断するための根拠として使用するものをいう。

第87条 証拠の情報源

1. 証拠は、下記に掲げる情報源から収集・解明するものとする。
 - a) 証拠物。
 - b) 供述、証言。
 - c) 電子データ。
 - d) 鑑定又は財産価値鑑定の結論。

- dd) 立件, 捜査, 起訴, 審理, 判決執行の各活動の調書。
 - e) 司法共助及び各国際協力の実施結果。
 - g) その他の書類, 証拠物。
2. たとえ真正であっても, 本法律に定める手順及び手続に基づかずに収集された証拠は法的価値がなく, 刑事事件の処理のための根拠として使うことはできないものとする。

第 88 条 証拠の収集

1. 証拠を収集するため, 訴訟遂行管轄機関は本法律の規定に従って証拠収集行動を実施し, 機関, 組織, 個人に対して証拠, 書類, 証拠物, 及び電子データの提出, 及び事件を解明する事実を提示するよう要求する権利を有するものとする。
2. 証拠を収集するため, 弁護人は自身が弁護する人物, 被害者, 証人, 及び事件について聞くべき何かを知っているその他の人物に面会して, 彼らの事件に関する事柄についての発言を聞く権利を有するものとする。また, 機関, 組織, 個人に対して, 弁護に係る書類, 証拠物, 電子データを提出するよう提案する権利を有するものとする。
3. その他の訴訟参加人, 機関, 組織, 又は個人についても, 証拠, 書類, 証拠物, 及び電子データを提出することができ, また事件に関連する事柄について発言できるものとする。
4. 本条第2項及び第3項に規定の人物から, 事件に関連する証拠, 書類, 証拠物, 及び電子データを受理したときは, 訴訟遂行管轄機関は, 本法律の定めるところにより当該物の提出, 検査, 評価を文書に記録するものとする。
5. 捜査機関及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は, 本法律の定めるところにより検察官が直接検察していない捜査活動の記録の作成日, 及び事件に関連する書類, 証拠物の収集及び受理の記録の作成日から数えて5日以内に, 事件記録の編綴を検察する検察官宛に当該記録及び書類を送付する責任を負うものとする。正当な支障が生じた場合は, この期限は最長15日間まで延長することができる。検察官は3日以内に, 記録簿, 控えの調書, 検察記録書を封印し, 書類原本を捜査機関及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」宛に引き渡すものとする。書類及び記録の提出・受理については, 本法律第133条の規定に従って文書に記録するものとする。

第 89 条 証拠物

証拠物とは, 犯行の道具又は手段として使用された物, 犯罪の痕跡を有する物, 犯罪の目的物及び犯罪及び犯人を証明することができる金銭等の貴重品又はその他の物を意味する。

第 90 条 証拠物の保管

1. 証拠物は現状の状態で保管し, 紛失, 混合, 及び損傷のないようにしなければならない。証拠物の保管は, 下記のように実施するものとする。

- a) 封印する必要のある証拠物は、その収集後直ちに封印しなければならない。封印、開封については文書に記録し、事件記録に編綴する。証拠物の封印、破封の決定については、政府の定める規則に従うものとする。
 - b) 証拠物には、金銭、金、銀、貴金属、宝石、骨董品、爆発物、可燃物、毒物、放射性物質、軍事兵器が含まれ、収集後直ちに検査し、速やかに国庫又はその他の専門機関に移送して保管しなければならない。証拠物が犯罪の痕跡を有する金銭、金、銀、貴金属、宝石、骨董品である場合は、本項第a号の規定に基づいて封印するものとする。
 - c) 訴訟遂行管轄機関に保管のために運搬できない証拠物については、当該訴訟遂行管轄機関は当該証拠物を、財産の所有者、証拠物・財産の法的管理人、又はその親族、あるいは証拠物が存在する地の地方政府、機関、組織に引き渡すものとする。
 - d) 腐敗しやすい証拠物又は保存が難しい証拠物である証拠物については、管轄機関は、自身の権限の範囲内で、法律に従って証拠物を売却することを決定し、売却金をその管理のため国庫の保管口座に預託するものとする。
 - dd) 保管のために訴訟遂行管轄機関に搬送された証拠物については、人民公安、人民軍、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、捜査段階及び起訴段階において当該証拠物を保管する責任を負うものとする。また民事判決執行機関は、審理の段階及び判決執行の段階において、当該証拠物を保管する責任を有するものとする。
2. 刑事事件の証拠物の保管責任者が、証拠物を紛失、毀損、封印破封、消費、違法使用、譲渡、すり替え、隠匿、破壊した場合は、その違反の性質及び重大性に応じて、法律に基づき懲戒されるか、又は刑事責任を問われるものとする。
- 刑事事件の証拠物の保管責任者が、事件記録を歪曲するために刑事事件の証拠物を補充し、領得し、改竄し、すり替え、破壊し、又は損害を与えた場合は、刑事責任を負わなければならない。損害を与えた場合は、法律の規定に従って損害を補償しなければならない。

第 91 条 証人の供述

1. 証人は、事件及び犯罪の情報源について知っていること、罪に問われている者及び被害者の身上経歴、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者又は被告人、被害者及び他の証人と自らの関係を陳述し、提起された質問に答えるものとする。
2. 証人が陳述した事実関係は、当該証人が如何にして当該事実関係を知ったのかを明確に言えなければ、証拠として使用してはならない。

第 92 条 被害者の供述

1. 被害者は、犯罪の情報源及び事実関係、また罪に問われている者と自らの関係について陳述し、提起された質問に答えるものとする。
2. 被害者が陳述した事実関係は、当該被害者が如何にして当該事実関係を知ったのかを明確に言えな

ければ、証拠として使用してはならない。

第 93 条 民事原告、民事被告の供述

1. 民事原告及び民事被告は、犯罪行為による損害の賠償に関する事実を陳述するものとする。
2. 民事原告及び民事被告が陳述した事実関係は、当該民事原告及び民事被告が如何にして当該事実関係を知ったのかを明確に言えなければ、証拠として使用してはならない。

第 94 条 刑事事件の利害関係人の供述

1. 刑事事件の利害関係人は、自らの利害に直接関係する事実関係を陳述する。
2. 事件の利害関係人が陳述した事実関係は、当該利害関係人が如何にして当該事実関係を知ったのかを明確に言えなければ、証拠として使用してはならない。

第 95 条 被緊急留置人、被告発人、被立件建議人、自首・降伏した人物、被逮捕人、被暫定留置人の供述

被緊急留置人、被告発人、被立件建議人、自首・降伏した人物、被逮捕人、被暫定留置人は、自らが犯したと容疑をかけられている犯罪に関する事実関係を供述するものとする。

第 96 条 告発人及び犯罪通報人の供述

告発人及び犯罪通報人は、自らが告発又は通報した犯罪の事実関係について陳述するものとする。

第 97 条 目撃者の証言

目撃者は、訴訟活動において目撃した詳細な事実を陳述するものとする。

第 98 条 被疑者又は被告人の供述

1. 被疑者又は被告人は、事件の事実関係について陳述するものとする。
2. 被疑者又は被告人の自白は、事件の他の証拠と適合する場合にのみ証拠として扱う。

被疑者又は被告人の自白は、有罪判決の唯一の証拠として使用してはならない。

第99条 電子データ

1. 電子データとは、電子媒体によって作製し、保存し、発信し、受信する記号、文字、数字、画像、音声、等を意味する。

2. 電子データは、電子媒体、コンピュータ・ネットワーク、遠隔通信ネットワーク、通信回線、及びその他の情報ネットワークから収集できる。
3. 電子データの証拠としての有効性は、電子データの作成方法、保存方法、又は発信方法によって、即ち当該電子データの保全性の確保・維持方法、作成者の特定方法、その他の適切な要素に基づいて決定するものとする。

第100条 鑑定結論

1. 鑑定結論は、鑑定要請を受けた事柄に結論を出した個人鑑定人又は鑑定機関、組織が文書にしなければならない。
2. 鑑定を要請された問題の結論に出す鑑定機関、組織、及び個人は、その結論に責任を負わなければならない。複数の鑑定人が合同で鑑定を行った場合は、全員が結論書に署名しなければならない。互いに異なる意見がある場合は、各鑑定人がそれぞれの結論を結論書に明記するものとする。
3. 訴訟遂行管轄機関が鑑定結論に同意しない場合は、その理由を明示しなければならない。鑑定結論が不明確な場合又は不完全な場合は、訴訟遂行管轄機関は、本法律に定める一般手続に従って補充鑑定又は再鑑定を決定するものとする。
4. 鑑定を要請された人物による鑑定結論が拒否又は変更となった場合、当該鑑定結論に法的有効性はなく、事件処理の根拠として使用してはならない。

第101条 財産価値鑑定結論

1. 財産価値鑑定結論は、財産価値鑑定要求を受けて結論を出すために構成される合同鑑定士グループが文書にしなければならない。財産価値鑑定評議会は当該財産について結論を出し、その結論に責任を負うものとする。
2. 財産価値鑑定結論書には、財産価値鑑定評議会の構成員全員が署名しなければならない。互いに異なる意見がある場合は、各鑑定人がそれぞれの結論を結論書に明記するものとする。
3. 訴訟遂行管轄機関が財産価値鑑定結論に同意しない場合は、その理由を明示しなければならない。財産価値鑑定結論が不明確な場合又は不完全な場合は、訴訟遂行管轄機関は、本法律に定める一般手続に従って補充鑑定又は再鑑定を決定するものとする。
4. 財産価値鑑定評議会が本法律の規定及び財産価値に関する他の法律の規定に違反した場合、その財産価値鑑定に法的有効性はなく、事件処理の根拠として使用してはならない。

第102条 犯罪の情報源、立件、捜査、起訴、審理についての検査、確認活動の調書

犯罪の情報源、立件、捜査、起訴、審理についての検査、確認活動の調書に記載された事実関係であって、本法律の規定に従って構成されたものは証拠と見なすことができる。

第103条 司法共助及び国際協力の実施の結果

管轄機関と外国との間で実施される司法共助と国際協力の結果については、事件のその他の証拠と矛盾がない限り、証拠と見なすことができる。

第104条 刑事事件におけるその他の書類及び証拠物

機関、組織、個人が提供した書類及び証拠物に記録された事件の事実関係は、証拠と見なすことができる。本法律第89条に定める特性を持つ書類及び証拠物は、証拠物と見なす。

第105条 証拠物の収集

証拠物は、速やかにかつ完全に収集し、現状に基づいて正しく調書に記載し、事件記録に編綴しなければならない。証拠物を事件記録に編綴できない場合は、編綴できるよう写真を撮らなければならないが、ビデオで撮影することもできる。証拠物は、法律の規定に従って封印し、保管しなければならない。

第106条 証拠物の取扱い

1. 証拠物の取扱いについては、事件が捜査段階で中止される場合は、捜査機関又は「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」が決定し、起訴段階で中止される場合は検察院が決定し、審理準備段階で中止される場合は裁判所長官が決定し、審理実施段階では審理合議体が決定するものとする。証拠物の取扱いに関する決定の執行は、調書に記録しなければならない。
2. 証拠物の取り扱いについては、下記の通りに行うものとする。
 - a) 証拠物が犯罪の道具及び手段であり、流通が禁止された証拠物である場合は、これを没収の上、国庫に組み入れるか、又は破壊するものとする。
 - b) 証拠物が犯行により取得した金銭又は財産である場合は、没収し、国庫に組み入れるものとする。
 - c) 証拠物が無価値で使用できない物の場合は、没収して破壊するものとする。
3. 捜査、起訴、審理の過程において、本条第1項に定める管轄機関及び管轄権を有する人物は、下記に掲げる権限を有するものとする。
 - a) 既に採取又は暫定採取され財産であっても証拠物でない物は、速やかにその所有者又は法定管理人に返還する。
 - b) 証拠物をその所有者又は法定管理人に返還しても事件の処理及び判決の執行に悪影響を与えないと認められるときは、速やかに返還する。
 - c) 証拠物が腐敗しやすい証拠物又は保存が難しい証拠物である場合は、法律に従って売却することができ、売却できない場合は破壊するものとする。
 - d) 証拠物が野生動物か希少植物である場合、鑑定の結論が出た直後に、法律に定める特別処理を行う管轄機関に移送する。

4. 証拠物の所有権に関する紛争は、民事訴訟手続に従って処理するものとする。

第107条 電子媒体及び電子データの収集

1. 電子媒体は、速やかにかつ完全に採取しなければならない。また、現状に基づいて正しく調書に記載し、差し押さえた後で直ちに封印しなければならない。証拠物の封印、破封の決定については、法律の定めるところによる。

電子データ保存機器を採取できない場合、訴訟遂行管轄機関は電子データをバックアップし、電子媒体に証拠物として保存し、また自身が既にバックアップした電子データに関わる機関、組織、及び個人に対して、当該データの完全保存を要求するものとする。要求を受けた機関、組織、個人は、法律の下この責任を負わなければならない。

2. 電子媒体、コンピュータ・ネットワーク、遠隔通信ネットワーク、又はオンライン上から電子データを収集するに当たっては、訴訟遂行管轄機関は記録を作成して事件記録に編綴するものとする。
3. 訴訟遂行管轄機関から鑑定要請の決定を受け取ったときは、当該個人又は組織は、対象電子データの修復、検索、鑑定を実施する責任を負うものとする。
4. 電子データの修復、検索、鑑定については、コピーを使って行うものとする。修復、検索、鑑定の結果は、可読、可聴、可視の状態に転換しなければならない。
5. 当該電子媒体及び電子データは、本法律の定めるところにより証拠物として保管されるものとする。電子データを証拠として提出する場合は、電子データ保存媒体に保存するか又はコピーを添付しなければならない。

第108条 証拠の検査と評価

1. 各証拠は、その適法性、真正性及び事件との関連性を検査し、評価しなければならない。収集した証拠は、刑事事件を処理するために十分役立つものでなければならない。
2. 訴訟遂行管轄官は、各自の職務と権限の範囲内において、事件で収集した全ての証拠を全体的に、総合的かつ客観的に検査し、評価するものとする。

第7章 予防措置及び強制措置

第1節 予防措置

第109条 各予防措置

1. 適時に犯罪を阻止するため、判決の執行を保障するため、罪に問われている者が捜査、起訴、審理を困難にするか、あるいは犯行を継続することを証明する根拠があるときには、訴訟遂行管轄機関又は訴訟遂行管轄官は自らの管轄権の範囲内で、緊急時の留置、逮捕、暫定留置、勾留、立保証、保証金の預託、居住地外出の禁止、出国暫定延期の各措置を適用することができる。

2. 逮捕には以下の各逮捕が含まれる。即ち、被緊急留置人の逮捕、現行犯逮捕、指名手配による逮捕、被疑者又は被告人の勾留のための逮捕、引渡し要請を受けた人物の逮捕。

第110条 緊急留置

1. 下記に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、緊急留置することができる。
 - a) 当該人物に、「極めて重大な犯罪」又は「特別極めて重大な犯罪」を行う準備をしていると信ずるに足る根拠がある場合。
 - b) 被害者、又は犯罪現場に居合わせた者が、自身の目で犯人を目撃し、その者が犯罪を行った犯人であることを確認し、直ちに当該人物の逃亡を防ぐことが必要と認められる場合。
 - c) 犯罪の嫌疑がある者の身体又は住居で犯行の痕跡が発見され、その者の逃亡又は証拠隠滅を直ちに防ぐことが必要と認められる場合。
2. 以下に掲げる各人物は、緊急留置を命令する権限を有するものとする。
 - a) 各級の捜査機関の長官及び副長官
 - b) 独立部隊の長、又は同格の人物。国境基地指揮官。国境及び港湾国境警備隊指揮官。省及び中央直轄市の国境警備隊の指揮官。国境偵察局の局長。国境警備麻薬犯罪取締局の局長。国境警備・麻薬犯罪任務部隊の隊長。沿岸警備隊指揮官。地方沿岸警備隊の作戦指揮官。沿岸警備隊の麻薬犯罪防止・戦闘部隊の隊長。地方の漁業資源監視局長。
 - c) 既に空港や海港を出港した航空機及び船舶の司令官。
3. 緊急留置命令には、留置される人物の氏名、住所、留置理由及び本法律本条第1項及び第132条第2項に定める根拠を明記しなければならない。

緊急留置命令の執行は、本法律第113条第2項の規定に従うものとする。

4. 捜査機関又は「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、緊急留置してから又は緊急留置された人物を受け取ってから12時間以内に供述を聴取しなければならない。本条第2項第a号及び第b号に定める人物は、速やかに当該被緊急留置人について暫定留置を決定するか、逮捕を命令するか又は釈放しなければならない。被緊急留置人の逮捕命令は、速やかに同審級の検察院又は管轄検察院へ、その検討と承認を受けるため、逮捕に関する書類を添付の上送、付しなければならない。

本条第2項第c号に規定の人物は、緊急留置した後、速やかに緊急留置に関する書類を作成の上、当該船舶又は航空機が最初に立ち寄った港・空港を所管する捜査機関に被緊急留置人を連行しなければならない。捜査機関は、被緊急留置人を受け取ってから12時間以内に供述聴取を行わなければならない。また本条第2項第a号に定める人物は、速やかに当該被緊急留置人について暫定留置を決定するか、逮捕を命令するか又は釈放しなければならない。被緊急留置人に対する逮捕命令は、留置に関する書類とともに、速やかに同審級の検察院へその検討と承認を受けるために送付しなければならない。

被緊急留置人に対する逮捕命令には、被逮捕人の氏名、住所、逮捕理由及び本法律本条第1項及び第132条第2項に定める根拠を明記しなければならない。

5. 被緊急留置人に対する逮捕命令について検察院の承認を提案する書類には、下記に掲げる事項を

含むものとする。

- a) 被緊急留置人に対する逮捕命令について検察院の承認を提案する文書。
- b) 緊急留置命令、被緊急留置人に対する逮捕命令、暫定留置の決定。
- c) 緊急留置についての調書。
- d) 被緊急留置人の供述調書。
- dd) 緊急留置に関連する証拠、証拠書類、及び証拠物。

6. 検察院は、本条第1項に定める留置の根拠を厳密に検察しなければならない。必要な場合は、検察院は、被緊急留置人に対する逮捕命令について承認決定するか不承認決定するかを検討する前に、被緊急留置人に直接面会し、尋問しなければならない。検察官による被緊急留置人の供述調書は、刑事事件記録に編綴しなければならない。

検察院は、被緊急留置人に対する逮捕命令についての承認提案に関する書類を受け取ってから12時間以内に、逮捕の承認・不承認の決定を下さなければならない。検察院が被緊急留置人に対する逮捕命令について不承認の決定を下した場合は、緊急留置の命令を発した者、被緊急留置人を受け取った機関は、被留置人を直ちに釈放しなければならない。

第111条 現行犯逮捕

- 1. いかなる人も、犯罪を行っている者、犯罪を犯した直後に発見されて追跡されている者を逮捕し、最寄りの公安機関、検察院又は人民委員会に連行する権利を有する。これらの機関は、その引渡し調書を作成し、被逮捕人を直ちに管轄捜査機関に引致するか通報しなければならない。
- 2. 現行犯で人を逮捕する場合は、逮捕者は、被逮捕人の武器、凶器を取り上げる権利を有する。
- 3. 村（コミューン）、区、町⁵の公安警察署が、被逮捕人を発見し、現行犯を受け取り、武器・凶器を採取・暫定採取、関連する書類及び証拠物を保管した場合、最初に法律に基づき供述を聴取し、また犯行現場を保護しなければならない。速やかに被逮捕人を管轄の捜査機関に連行するか又は通報するものとする。

第112条 指名手配犯の逮捕

- 1. いかなる人も、指名手配されている者を逮捕し、最寄りの公安機関、検察院又は人民委員会に連行する権利を有する。これらの機関は、その引渡しの調書を作成し、被逮捕人を直ちに管轄捜査機関に引致するか通報しなければならない。
- 2. 指名手配されている人物を逮捕する場合は、逮捕者は、被逮捕人の武器、凶器を取り上げる権利を有する。
- 3. 村（コミューン）、区、町の公安警察署が、指名手配されている人物を発見し、受け取り、武器・

⁵ 原文ベトナム語は xã（社）、phường（坊）、thị trấn（市鎮）という、いずれもベトナムの行政区画単位である（カック内は対応する漢越語）。

凶器を採取・暫定採取、関連する書類及び証拠物を保管した場合、最初に法律に基づき供述を聴取しなければならない。また、速やかに被逮捕人を管轄の捜査機関に連行するか又は通報するものとする。

第113条 被疑者又は被告人を勾留するための逮捕

1. 以下に掲げる者は、被疑者又は被告人を勾留するために逮捕命令、決定を下す権利を有する。
 - a) 各審級の捜査機関の長官及び副長官。この場合、逮捕命令は執行の前に検察院が承認しなければならない。
 - b) 人民検察院長官・副長官、及び同審級の軍事検察院の長官・副長官。
 - c) 人民裁判所長官・副長官、及び同審級の軍事裁判所の長官・副長官。審理合議体。
2. 逮捕命令、命令承認決定、逮捕決定には、被逮捕者の氏名、住所、逮捕理由、及び本法律第132条第2項に定める各内容を明記しなければならない。

命令、決定の執行官は、当該命令、決定を朗読しなければならない。命令、決定、被逮捕人の権限と義務を説明し、逮捕調書を作成し、命令、決定を被逮捕人に渡さなければならない。

居宅で逮捕する場合、被逮捕人の社、区又は町の代表者及び隣人が証人として立ち会わなければならない。被逮捕者の勤務場所で逮捕する場合は、同人が勤務する機関又は組織の代表者が証人として立ち会わなければならない。その他の場所で逮捕する場合は、逮捕場所の社、区又は町の行政機関の代表者が証人として立ち会わなければならない。

3. 現行犯逮捕、指名手配犯の逮捕の場合を除き、夜間に逮捕を行ってはならない。

第114条 緊急留置若しくは逮捕又は被留置人若しくは被逮捕人の受け取り後、直ちに講ずべき措置

1. 緊急留置、逮捕又は被留置人・被逮捕人の受け取り後、捜査機関又は各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関は、直ちに供述聴取しなければならない。また12時間以内に、被逮捕人の暫定留置又は釈放を決定しなければならない。
2. 指名手配の決定によって逮捕された人物を受け取った捜査機関は、供述聴取した後、直ちに指名手配を決定した機関に対して、被逮捕人を受け取りに来るよう通知しなければならない。被逮捕人を受け取った後、指名手配を決定した機関は、速やかに当該指名手配の取り止めを決定しなければならない。

被逮捕人を受け取った捜査機関は、指名手配を決定した機関が直ちに被逮捕人を受け取りに来ることはできない場合は、▲供述を聴取した後、直ちに暫定留置を決定し、同時に指名手配を決定した機関にその旨を通知する。暫定留置期限が切れても指名手配を決定した機関が受け取りに来ない場合、被逮捕人を受け取った捜査機関は、暫定留置期限を延長し、速やかにその決定を関係書類添付の上、当該暫定留置延長決定を同審級の検察院に送付して、検討と承認を求めるものとする。

指名手配を決定し、勾留のための逮捕権限を有する機関は、速やかに被逮捕人を受け取りに行くのが不可能なときは、直ちに勾留命令を発し、同審級の検察院の承認を得た後、被逮捕人を受け取った捜査機関に送付しなければならない。被逮捕人を受け取った捜査機関は、勾留命令を受け取った後、速

やかに被逮捕人を最寄りの拘置所に引致しなければならない。

3. 被逮捕人に対して複数の指名手配決定が出されている場合、被逮捕人を受け取った捜査機関は、当該被逮捕人を、既に指名手配を決定している最寄りの機関へ移送するものとする。

第115条 緊急留置調書及び逮捕調書

1. 緊急留置命令又は逮捕命令若しくは決定の執行官は、いかなる場合であれ調書を作成しなければならない。

調書には、留置・逮捕の時間、年月日、場所、調書作成場所、既に採られた措置、留置命令又は逮捕決定執行時の状況、暫定採取された書類及び証拠物、被留置人・逮捕人の健康状態及び意見、不平、並びに本法律第133条に定める内容について明記しなければならない。

調書は、被留置人、被逮捕人、及び目撃者に読み聞かせなければならない。被留置人、被逮捕人、留置命令又は逮捕決定の執行官、及び目撃者の全員が当該調書に署名するものとし、調書の内容と異なる意見を持つ者又は同意しない者は、その旨を調書に記載し署名する権利を有する。

被留置人及び被逮捕人の書類や証拠物の暫定採取については、本法律の定めに基づいて実施される。

2. 被留置人、被逮捕人を送付し、受け取った場合は、その調書を作成しなければならない。

本条第1項の記載内容以外にも、送付及び受取りの調書には、被留置及び被逮捕人の供述録取書、既に収集した証拠物及び書類の引継ぎ、被留置人及び被逮捕人の健康状態、送付及び受取り時に発生した事実関係の全てを明記しなければならない。

第116条 緊急留置及び逮捕に関する通知

人を留置又は逮捕した後、留置を命令した者、又は逮捕を命令若しくは決定した者は、被留置人、被逮捕人の家族、居住する村（コミュニティ）、区若しくは町の行政機関、又は勤務・学習する機関若しくは組織に対して、直ちに通知しなければならない。

被留置人、被逮捕人の身柄を受け取った捜査機関は、受け取ってから24時間以内に、当該被留置人、被逮捕人の家族、居住する村（コミュニティ）、区若しくは町の行政機関、又は勤務・学習する機関若しくは組織に対して、通知しなければならない。被留置人、被逮捕人が外国人である場合は、ベトナムの外交機関に連絡して、当該被留置人、被逮捕人の国の外交機関に通知しなければならない。

当該通知を出すことで、他の逮捕又は捜査に支障をきたす恐れがある場合は、留置を命令した者、又は逮捕を命令若しくは決定した者、及び被留置人、被逮捕人を受け取った捜査機関は、支障がなくなった後に直ちに通知しなければならない。

第117条 暫定留置

1. 暫定留置は、緊急留置された者、現行犯で逮捕された者、自首した犯人、降伏した犯人、又は指名手配決定により逮捕された者に適用する。
2. 本法律第110条第2項に定める留置を命令する権限を有する者は、暫定留置を決定する権限を有する。

暫定留置決定には、被暫定留置人の氏名、住所、暫定留置の理由、暫定留置の開始日時と終了日時、及び各本法律第132条第2項に定める各事項を明記しなければならない。暫定留置の決定は、被暫定留置人に送達しなければならない。

3. 暫定留置決定の執行官は、被暫定留置人に対し、本法律第59条に定める権利及び義務を通知し、説明しなければならない。

4. 暫定留置の決定を下した者は、暫定留置の決定後12時間以内に、暫定留置の根拠を示す書類を添付の上、暫定留置の決定を同審級の検察院又は管轄権を有する検察院に送付しなければならない。暫定留置に根拠がないか又は不要と認められる場合、検察院は、暫定留置決定を取り消す決定をし、暫定留置を決定した者は、被暫定留置人を直ちに釈放しなければならない。

第 118 条 暫定留置期限

1. 暫定留置期限は、捜査機関又は各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関が、被留置人若しくは被逮捕人を受け取った日、被留置人、被逮捕人を署に連行した日、又は自首若しくは降伏した人の暫定留置を決定した日から数えて、3日間を超えてはならない。

2. 必要な場合、暫定留置を決定した者は、暫定留置の期限を延長することができるが、3日間を超えてはならない。特別な場合、暫定留置を決定した者は、二度目の暫定留置の期限の延長ができるが、これも3日間を超えてはならない。

いかなる場合であれ、全ての暫定留置の期限の延長は、同審級の検察院又は管轄権を有する検察院が承認しなければならない。検察院は、暫定留置の期限の延長を建議する事件記録の受理後、12時間以内に承認又は不承認を決定しなければならない。

3. 暫定留置中に被疑者を立件する十分な根拠がない場合は、捜査機関又は各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関は、直ちに被暫定留置人を釈放しなければならない。既に暫定留置のを延長している場合は、検察院は直ちに被暫定留置人を釈放しなければならない。

4. 暫定留置期間は、勾留期間から差し引かれるものとし、暫定留置1日は勾留1日として計算される。

第 119 条 勾留

1. 勾留は、「極めて重大な犯罪」又は「特別に極めて重大な犯罪」を犯した被疑者又は被告人に適用することができる。

2. 勾留は、「重大な犯罪」又は「重大でない犯罪」で刑法に2年以上の懲役と規定されている罪を犯した被疑者又は被告人であって、下記各号のいずれかに該当する場合に適用することができる。

a) 既に別の予防措置の適用を受けているが、それに違反している者。

b) 住所不定で身元が判明していない被疑者。

c) 逃亡し、指名手配決定によって逮捕された者、又は逃亡する徴候を示している者。

- d) 犯罪を繰り返している⁶者、又は繰り返す徴候を示している者。
- dd) 他人に虚偽の申告、虚偽の書類を提出するよう買収、強要、教唆した者。事件の証拠、証拠書類及び証拠物を破壊、偽造し、事件に関連する財産を隠匿した者。証人、被害者、犯罪通報者、及びその親族を脅迫、制御若しくは復讐しようとする者。
3. 勾留は「重大でない犯罪」で刑法に2年未満の懲役と規定されている罪を犯した被疑者又は被告人であって、犯罪を繰り返すか、又は逃亡して指名手配の決定によって逮捕された者に適用することができる。
4. 被疑者又は被告人が、妊娠中か又は3歳未満の幼児を養育する女性、高齢者、住居があり身元が明らかでない重病人である場合は、勾留は適用されないものとし、下記に掲げる場合を除き、別の予防措置を講じるものとする。
- a) 逃亡し、指名手配決定によって逮捕された者。
- b) 犯罪を繰り返している者。
- c) 他人に虚偽の申告、虚偽の書類を提出するよう買収、強要、教唆した者。事件の証拠、証拠書類、及び証拠物を破壊、偽造し、事件に関連する財産を隠匿した者。証人、被害者、犯罪通報者又はその親族を脅迫、制御若しくは復讐しようとする者。
- d) 国家の安全を侵害した被疑者又は被告人で、勾留しなければ国家の安全に危険を生じさせると信ずるに足る十分な根拠がある者。
5. 本法律第113条第1項に定める権限を有する人物は、勾留を命令、決定する権利を有する。本法律第113条第1項第a号に規定の人物による勾留命令は、執行する前に同審級の検察院の承認を得なければならない。検察院は、勾留命令、承認の提案及び当該勾留に関連する事件記録を受理してから3日以内に、承認か不承認かの決定を下さなければならない。検察院は、検討と承認が終わり次第、直ちに事件記録を捜査機関に返却しなければならない。
6. 捜査機関は被勾留人の身元を検査し、直ちに、被勾留人の家族、被勾留人が居住する村（コミューン）、区若しくは町の行政機関、又は被勾留人が勤務するか学習している機関若しくは組織に通知しなければならない。

第120条 被暫定留置人又は被勾留人の親族の世話、及び財産の保管

1. 被暫定留置人又は被勾留人に障害者、高齢者、及び精神障害者の親族があり、その世話をする者がいない場合は、暫定留置決定、勾留命令又は決定を下した機関は、当該人物を他の親族に委ねて世話をさせるものとする。被暫定留置人又は被勾留人に親族がない場合は、暫定留置決定、勾留命令又は決定を下した機関は、被暫定留置人又は被勾留人が居住する村（コミューン）、区、町の行政機関にその者の世話を委ねるものとする。被暫定留置人又は被勾留人の子供の世話や養育については、暫定留置・勾留執行法の規定に従うものとする。
2. 被暫定留置人又は被勾留人が家屋又は他の資産を所有し、それを保全する者がいない場合は、暫定留置決定、勾留命令又は決定を下した機関は、適切な保全措置を適用しなければならない。

⁶ 原文ベトナム語が *Tiếp tục* であり、「繰り返す」よりは「継続する」に近い。

3. 暫定留置決定、勾留命令又は決定を下した機関は、被暫定留置人又は被勾留人に対し、子供や障害のある家族の他の親族による世話及び財産の保管について通知する。当該通知は書面で行い、事件記録に編綴するものとする。

第 121 条 立保証

1. 立保証とは、勾留の代替予防措置である。捜査機関、検察院、又は裁判所は、被疑者又は被告人の犯罪行為や身上の性質及び社会に対する危険度に応じ、当該被疑者又は被告人に対して立保証することを決定することができる。

2. 被疑者又は被告人が所属する機関及び組織は、立保証することができる。立保証する機関及び組織は、それぞれの長が書面による誓約及び認証をしなければならない。

立保証する資格のある個人は、被疑者又は被告人の18歳以上の親族であって、道徳性が高く、法律を厳守し、安定した収入を持ち管理条件を備えている人物であり、この場合は、少なくとも2名を必要とする。個人が立保証する場合は、誓約書を作成し、居住する村（コミューン）、区、町又は勤務・学習する機関・組織の証明書を添付しなければならない。

立保証する機関又は組織は、当該誓約書において、被疑者又は被告人が本条第3項に定める義務を履行する旨保証しなければならない。またこの誓約をするときに、立保証する機関、組織、及び個人は、保証に関する事件の事実関係を知らされるものとする。

3. 立保証される被疑者又は被告人は、誓約書を作成の上、下記に掲げる義務を履行しなければならない。

- a) 不可抗力又は正当な支障が発生した場合を除き、召喚があり次第出頭すること。
- b) 逃亡しないこと、又は更なる犯罪を犯さないこと。
- c) 他人に虚偽の申告、虚偽の書類を提出するよう買収、強要、教唆しないこと。事件の証拠、証拠書類、及び証拠物を破壊、偽造し、事件に関連する財産を隠匿しないこと。証人、被害者、犯罪通報者、及びその親族を脅迫、制御、復讐しないこと。

本項に定める義務に違反した場合は、被疑者又は被告人は勾留されるものとする。

4. 本法律第113条第1項に定める管轄権を有する者、及び公判を主宰する裁判官は、立保証を決定する権限を有するものとする。本法律第113条第1項第a号に規定する者による決定については、執行の前に同審級の検察院の承認を得なければならない。

5. 立保証の期限は、本法律に定める捜査期限、起訴期限、又は審理期限を超えてはならない。懲役刑に処せられた人物の立保証期間は、判決日から懲役刑の執行開始日までの期間を超えてはならない。

6. 被疑者又は被告人に対して立保証した機関、組織、及び個人が、承諾した義務に違反した場合、当該違反の性質及び重大性に応じ、法律に基づいて罰金刑を科せられるものとする。

第 122 条 保証金の預託

1. 保証金の預託は、勾留の代替予防措置である。捜査機関、検察院、又は裁判所は、被疑者又は被告人の犯罪行為や身上の性質及び社会に対する危険度、及び個人的な資産状況に基づいて、被疑者若しくは被告人、又はその親族による保証金の預託を決定することができる。
2. 保証金を預託する被疑者又は被告人は、誓約書を作成の上、下記に掲げる各義務を履行しなければならない。
 - a) 不可抗力又は正当な支障が発生した場合を除き、召喚があり次第出頭すること。
 - b) 逃亡しないこと、又は更なる犯罪を犯さないこと。
 - c) 他人に虚偽の申告、虚偽の書類を提出するよう買収、強要、教唆しないこと。事件の証拠、証拠書類、及び証拠物を破壊、偽造し、事件に関連する財産を隠匿しないこと。証人、被害者、犯罪通報者、及びその親族を脅迫、制御、復讐しないこと。
3. 被疑者又は被告人は、本項に規定の誓約義務に違反した場合は勾留され、また預託した金銭は国庫に没収するものとする。本法律第113条第1項に定める管轄権を有する者、及び公判を主宰する裁判官は、保証金の預託を決定する権限を有するものとする。本法律第113条第1項a号に規定する者による決定については、執行の前に同審級の検察院の承認を得なければならない。
4. 保証金の預託期限は、本法律に定める捜査期限、起訴期限、又は審理期限を超えてはならない。懲役刑に処せられた人物の保証金の預託期限は、判決日から懲役刑の執行開始日までの期間を超えてはならない。被疑者又は被告人が、誓約した義務を十分に履行した場合、検察院又は裁判所は、その保証金の総額を間違いなく返却する責任を負うものとする。
5. 捜査機関、検察院、裁判所によって保証金の預託を認められた被疑者又は被告人の親族は、当該被疑者又は被告人が本条第2項に定める義務に違反しない旨誓約書に記さなければならない。違反した場合は、預託済の保証金の全額が没収され、国庫に納められるものとする。またこの誓約をするときに、立保証する人物は、被疑者又は被告人の関係する事件の事実関係を知らされるものとする。
6. 公安省長官は、最高人民検察院長官、最高人民裁判所の長官、及び国防省長官と協力して、供託率、保管と返却、没収、及び国庫納入に関する手順、手続の細則を制定するものとする。

第 123 条 居住地外出の禁止

1. 勾留の代替予防措置としての居住地外出の禁止は、住居を有し、捜査機関、検察院、又は裁判所の召喚に際しても居所がはっきりして出頭が保障できる被疑者又は被告人に対して適用することができる。
2. 居住地外出を禁止された被疑者又は被告人は、誓約書を記した上で下記に掲げる義務を履行しなければならない。
 - a) 管轄機関の許可なくして、居住地を離れないこと。
 - b) 不可抗力又は正当な支障が発生した場合を除き、召喚があり次第出頭すること。
 - c) 逃亡しないこと、又は更なる犯罪を犯さないこと。

- d) 他人に虚偽の申告、虚偽の書類を提出するよう買収、強要、教唆しないこと。事件の証拠、証拠書類、及び証拠物を破壊、偽造し、事件に関連する財産を隠匿しないこと。証人、被害者、犯罪通報者、及びその親族を脅迫、制御、復讐しないこと。

本項に定める義務に違反した場合は、被疑者又は被告人は勾留されるものとする。

3. 本法律第113条第1項に定める管轄権を有する者、公判を主宰する裁判官、及び国境警備隊基地の隊長は、居住地外出の禁止を命令する権利を有する。

4. 居住地外出の禁止期限は、本法律に定める捜査期限、起訴期限、又は審理期限を超えてはならない。懲役刑に処せられた者の居住地外出の禁止期限は、判決日から懲役刑の執行開始日までの期間を超えてはならない。

5. 居住地外出の禁止命令を下した者は、この措置の適用について、被疑者又は被告人の居住する村（コミュニティ）、区、町の行政機関若しくは当該被疑者又は被告人を管理下に置く人民軍部隊に通知し、当地人たちを各村（コミュニティ）、区、町若しくは人民軍部隊に移送して、その管理・監視下に置くものとする。

被疑者又は被告人が、不可抗力又は明白な事由により、一時的に居住地から出なければならない場合、居住する村（コミュニティ）、区若しくは町の行政機関、又は自身が管理下にある人民軍部隊の同意を得、居住地外出の禁止命令を下した人物の許可を得なければならない。

6. 被疑者又は被告人が、自身の居住する村（コミュニティ）、区若しくは町、又は自身が管理下にある人民軍部隊において自ら保証した義務に違反した場合、当該被疑者又は被告人は、直ちに居住地外出の禁止命令を下した管轄機関に通知しなければならない。当該管轄機関は、その管轄権に基づいて処置するものとする。

第 124 条 出国暫定延期

1. 以下に掲げるその他の者については、逃亡の恐れがあると決定するに足る根拠がある場合、その出国を暫定延期することができる。

- a) 被告発人又は被立件建議人であって、検査・確認を通じて犯罪を犯したと疑われると結論づけるに足る十分な根拠があり、直ちにその逃亡又は証拠の毀損を防ぐために出国の暫定延期が必要と認められる者。
- b) 被疑者又は被告人。

2. 本法律第113条第1項に定める他の管轄権を有する人物、及び公判を主宰する裁判官は、出国暫定延期を決定することができる。本法律第113条第1項第a号に定める決定は、執行する前に直ちに同審級の検察院に通知しなければならない。

3. 出国暫定延期措置の期限は、本法律に定める犯罪の情報源への対処期限、立件期限、捜査期限、起訴期限、審理期限を超えてはならない。懲役刑に処せられた人物の出国暫定延期措置の期限は、判決日から懲役刑の執行開始日までの期間を超えてはならない。

第 125 条 予防措置の取消し又は代替措置

1. 適用されている全ての予防措置は、下記の各号のいずれかに該当する場合は取り消すものとする。
 - a) 刑事事件の不立件が決定した場合。
 - b) 捜査が中止、事件が中止した場合。
 - c) 被疑者に対する捜査が中止、被疑者に対する事件が中止した場合。
 - d) 被告人が裁判所によって、無罪、刑事責任の免除、刑の免除、執行猶予又は戒告処分、罰金刑、及び非拘束是正を宣告された場合。
2. 捜査機関、検察院、及び裁判所は、予防措置がもはや必要でないと認められる場合、又は他の予防措置に切り代えることができると認めた場合、これを取り消すものとする。

検察院が捜査段階において承認したその他の予防措置については、その取消し又は他の予防措置への切り替えは、検察院が決定する。検察院が承認した暫定留置を除いて、当該予防措置を提案した捜査機関は、適用の期限切れの日の10日前までに、検察院に対して、同予防措置を取り消すか別の予防措置に切り替えるかの決定を報告しなければならない。

第 2 節 強制措置

第 126 条 各強制措置

訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官は、立件、捜査、起訴、審理、判決執行の活動を保障するため、自らの範囲管轄権内において、連行、勾引、財産差押え、口座凍結等の措置を適用することができる。

第 127 条 連行と勾引

1. 被緊急留置人、罪に問われている者に対しては、連行措置を適用することができる。
2. 下記に掲げる人物に対しては、勾引措置を適用することができる。
 - a) 不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく、召喚状に応じずに出頭しなかった証人。
 - b) 不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく、訴訟遂行管轄機関によって要請が決定された鑑定を拒否した被害者。
 - c) 被告発人及び被立件建議人であって、検査・確認を通じて立件事件の犯罪に関係していると結論付けるのに十分な根拠があると判明し召喚されたが、不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく出頭しなかった者。
3. 「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の捜査官及び長官、検察官、公判を主宰する裁判官、及び審理合議体は、連行措置又は勾引措置を決定する権限を有するものとする。
4. 連行措置の決定及び勾引措置の決定については、被連行人又は被勾引人の氏名、生年月日、及び住所を明示しなければならない。連行又は被勾引の時間と場所、及び本法律第132条第2項に定める各事項に

についても明示しなければならない。

5. 連行又は勾引決定を執行する人物は、決定書を朗読し、説明し、本法律第133条に定める連行・勾引の調書を作成しなければならない。

連行又は勾引の執行決定に責任を有する機関は、人民公安及び人民軍とする。

6. 夜間に連行又は勾引を開始してはならない。また、高齢者又は医療機関が証明する重病人を連行又は勾引してはならない。

第 128 条 財産の差押え

1. 財産の差押えは、刑法の規定に従い財産の没収又は罰金を受ける犯罪の嫌疑ある被疑者、被告人、及び法律の規定に従い損害賠償の責任を負う者にのみ適用するものとする。

2. 本法律第113条第1項に定める管轄権を有するその他の人物、及び公判を主宰する裁判官は、財産の差押え命令を下す権利を有するものとする。本法律第113条第1項第a号に定めるその他の人物が下す差押え命令は、その執行の前に、直ちに同審級の検察院へ通知しなければならない。

3. 差押えは、没収する可能性のある分量、罰金額、又は損害賠償額に相当する財産の部分にのみ執行するものとする。差し押さえられた財産は、所有者、合法的管理人、又は親族の保管に委ねるものとする。当該財産の保管に任じられた者が、留置財産を消費し、譲渡し、すり替え、隠匿し、又は破壊した場合は、刑法規定に基づいて刑事責任を負わなければならない。

4. 財産の差押えを遂行するに当たっては、下記に掲げる人物が立ち会わなければならない。

- a) 被疑者又は被告人、又は18歳以上の家族、あるいは被疑者又は被告人の代理人。
- b) 差押えの当該財産の所在地である村（コミューン）、区、町の当局の代表者。
- c) 立会人。

差押えの遂行官は、調書を作成した上で、差し押さえた財産の名称及び状態を明記しなければならない。当該調書は、本法律第178条の条項に従って作成し、立会人に朗読して聞かせ、その全員が署名しなければならない。本項第a号に規定する各人物の差押えに関する意見、不服を調書に記入し、当該各人物及び差押え遂行官が認証のために署名するものとする。

差押えの調書は4部作成し、差押え終了後、直ちに1部を本項第a号に定める各人物に交付し、1部を当該差押え財産が存在する村（コミューン）、区、町の行政機関に速やかに交付し、もう1部を同審級の検察院に送付し、最後の1部は事件記録に編綴するものとする。

第 129 条 口座凍結

1. 口座凍結措置の適用は、刑法の規定に従い財産の没収又は罰金を受ける罪に問われている者、及び法律の規定に従い損害賠償の責任を負う人物であって、金融機関又は国営銀行に口座を設けていると結論付けるに足る根拠のある者にのみ適用するものとする。座凍結措置は、当該口座にある金銭が罪に問われている者の犯罪行為に関連すると信じるに足る根拠がある場合、他の人物の口座に対しても適用す

ることができる。

2. 本法律第113条第1項に定める管轄権を有するその他の人物、及び公判を主宰する裁判官は、口座の凍結を命令する権限を有するものとする。本法律第113条第1項第a号に定めるその他の人物による口座凍結命令は、その執行の前に、直ちに同審級の検察院に通知しなければならない。

3. 予想し得る罰金、没収すべき財産、又は損害賠償金に相当する金銭に対してのみ、口座凍結ができるものとする。口座凍結及び管理を任せられた人物が当該口座を解除した場合、刑法に定める刑事責任を負わなければならない。

4. 口座凍結を実施するに当たっては、管轄の訴訟遂行機関は、罪に問われている者の口座又は罪に問われている者の犯罪に係る他の人物の口座の凍結決定を、被告人の口座を管理している金融機関又は国営銀行に通知しなければならない。口座凍結命令の送達・受理は、本法律第178条に従って書面に作成しなければならない。

口座凍結命令の受理後、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者又は被告人の口座、又はそれらの人物の犯罪に係っている他の人物の口座を管理している金融機関又は国営銀行は、直ちに当該口座を凍結し、口座凍結の記録を作成するものとする。

口座凍結の調書は5部作製するものとし、1部は罪に問われている者に、1部は罪に問われている者の関係者に、1部は同審級の検察院にそれぞれ送付し、1部は事件記録に編綴し、1部は金融機関又は国営銀行に保存するものとする。

第 130 条 財産差押え措置、及び口座凍結措置の取消し

1. 下記の各号のいずれかに該当する場合、財産差押え措置、及び口座凍結措置の適用を取り消さなければならない。

- a) 捜査又は事件が中止された場合。
- b) 被疑者に関する捜査が中止された場合、又は被疑者に関する事件が中止された場合。
- c) 被告人が、裁判所に無罪宣告された場合。
- d) 被告人が、罰金、財産没収、及び損害賠償の対象ではない場合。

2. 捜査機関、検察院、及び裁判所が、必要なくなったと認めて財産差押え措置又は口座凍結措置を取り消した場合。

捜査段階又は起訴段階における財産差押え措置及び口座凍結措置の取消し、又は措置変更については、その決定前に検察院に通告しなければならない。

第 8 章 事件記録、訴訟文書、訴訟期限及び訴訟費用

第 131 条 事件記録

1. 立件又は捜査段階において訴訟を遂行するに当たっては、捜査機関は事件記録を作成しなければならない。
2. 事件記録には、主として下記に掲げる書類が含まれる。
 - a) 捜査機関及び検察院の命令、決定、要請書。
 - b) 捜査機関又は検察院の作成する各訴訟調書。
 - c) 事件に関連する証拠及び書類。
3. 検察院又は裁判所が起訴・審理段階で収集した各証拠及び書類は、事件記録に編綴しなければならない。
4. 事件記録には、明細書を添付するものとする。当該明細書には、書類及び記録文書の表題、及び（もしあれば）文書の特性を明示しなければならない。事件記録に書類を補充する場合は、別途に明細書を添付しなければならない。事件記録は、法律の規定に従って管理、保管、使用しなければならない。

第 132 条 訴訟文書

1. 訴訟文書は、命令書、決定書、要請書、捜査の結論書、起訴状、判決文、及び訴訟活動におけるその他の訴訟文書を含み、標準様式に則って作成するものとする。
2. 訴訟文書には、下記に掲げる事項を明示しなければならない。
 - a) 訴訟文書の交付番号、公布年月日、及び交付地。
 - b) 訴訟文書交付の根拠。
 - c) 訴訟文書の内容。
 - d) 訴訟文書に押印し交付した人物の氏名、役職、署名。

第 133 条 調書

1. 訴訟活動を遂行するに当たっては、標準様式に則って調書を作成しなければならない。

調書には、訴訟遂行場所、時刻、年月日、開始時から終了時までの期間、訴訟活動の内容、訴訟遂行管轄官、及び訴訟参加人、訴訟活動の関係人、その不服申立て、要請、又は提案を明示するものとする。

2. 調書には、本法律が規定する人物が署名しなければならない。調書の訂正箇所、補充箇所、削除・抹消箇所には、確認署名をしなければならない。

訴訟参加人が調書に署名しない場合は、調書作成者はその理由を明記し、立会人に調書への署名を依頼するものとする。

訴訟参加人が字を読めない場合、調書作成者は立会人の立会いの下で調書を読み聞かせるものとする。調書には、訴訟参加者の指紋および立会人の署名を含むものとする。

訴訟参加人が精神障害、身体障害、又は別の事由によって調書に署名することができない場合、調書作成者は、立会人及び他の訴訟参加人の立ち会いの下で調書を朗読して聞かせるものとする。当該調書には、立会人が署名するものとする。

第 134 条 期限の計算

1. 本法律に定める期限は、時間、年、月、日単位で計算し、夜間の時間は22時から翌日の6時までとして計算するものとする。

期限を日単位で計算する場合は、最終日の24時に期限が徒過するものとする。

期限を月単位で計算する場合は、翌月の同日に期限が徒過するものとする。翌月に同日がない場合は、期限は翌月の最終日に徒過するものとする。期限が休日に徒過する場合は、次の平日を期限の最終日として計算するものとする。

暫定留置期限又は勾留期限を計算するときは、命令書又は決定書に期限の徒過日を記すものとする。期限を月単位で計算する場合は、1カ月を30日として計算するものとする。

2. 書状又は文書を郵送した場合、期限開始日は、送付場所での消印日として計算する。勾留施設を経由して書状又は文書を送付した場合は、期限は、拘置所、国境警備隊基地の監視委員会の各長、拘置所の所長、及び刑務所の看守が当該書類を受領した日から起算するものとする。

第 135 条 訴訟費用

1. 刑事訴訟における費用には、訴訟費用及びその他の費用が含まれる。
2. 訴訟費用には、刑事事件の第一審費用、控訴審費用、刑事事件における民事控訴審費用が含まれる。
3. その他の費用には、訴訟遂行管轄機関の判決文及び決定文、その他の文書・書面の複写費用、及び各法律に定めるその他の費用が含まれる。
4. 訴訟費用には、主として下記に掲げる事項が含まれる。
 - a) 証人、通訳人、翻訳人、弁護士を選任した場合の弁護士に関わる費用。
 - b) 鑑定費用及び財産価値鑑定費用。
 - c) 法律に定めるその他の費用。

第 136 条 訴訟費用・経費の支払い責任

1. 本法律第135条第4項に定める経費は、要請、請求、任命した機関又は人物が支払うものとする。国家法律扶助センターが指定した法律扶助弁護士の経費は、同センターが支払うものとする。
2. 訴訟費用は、法令の規定に従い、有罪判決を受けた者又は国が負担するものとする。有罪判決を受けた者は、裁判所の決定に従い訴訟費用を支払わなければならない。裁判所の判決文及び決定文には、訴訟費用及び適用理由を明記するものとする。

3. 被害者の要求により事件を立件した場合において、裁判所が被告人を無罪と宣告したとき、又は本法律第155条第2項に定める根拠に基づいて事件が中止されたときは、被害者は訴訟費用を支払わなければならない。
4. 訴訟参加人は、各自に要した訴訟活動について、法律に定める経費・費用を支払うものとする。

第 137 条 訴訟文書の交付，送達，転送，送達，掲示，通告，

1. 訴訟文書の交付，送達，転送，送達，掲示，通告は，下記に掲げる手段によって行われるものとする。
 - a) 交付，送達，直接手渡し。
 - b) 郵送。
 - c) 公開掲示。
 - d) 報道機関を通じて通告。
2. 訴訟文書の交付，送達，転送，送達，掲示，通告については，本法律の規定に従って実施しなければならない。

第 138 条 訴訟文書の交付，送達，直接手渡し

1. 訴訟文書の交付，送達，転送を実施する人物は，受取人に対して直接，交付，送達，転送しなければならない。受取人は，記録又は送達簿に署名しなければならない。訴訟の期限は，受取人が受領書又は送達簿に署名した日から起算されるものとする。
2. 訴訟文書の受取人が不在の場合は，

当該訴訟文書を受理する法的行為能力を有する親族に送達し，速やかに受取人に渡すよう要請することができる。当該親族がこれを受け取った日を，訴訟文書の交付日及び送達日とする。

本項に定める訴訟文書が受取人に届かなかつた場合，当該受取人の居住する村（コミューン），区，町の行政機関宛に，又は当該受取人が勤務又は学習している機関，組織に当該文書を転送して，受取人に再転送するよう要請することができる。当該機関又は組織は，この訴訟文書の交付，送達，転送の結果を，要請した訴訟遂行管轄機関に速やかに通告しなければならない。
3. 訴訟文書の受取人が不在又は住所が不明な場合，交付及び送達の実施者は，当該交付，送達の未達成に関して書面で記録し，受取人が居住，勤務，又は学習する機関・組織の代表者の認証を受けなければならない。

訴訟文書の受取人が当該文書の受取りを拒否した場合，交付及び送達の実施者は，当該受領拒否を書面で記録し，受取人が居住する村（コミューン），区，町の行政機関，又は受取人が勤務・学習する機関・組織の認証を受けなければならない。

4. 訴訟文書を交付，送達される対象が機関及び組織である場合，当該訴訟文書はその代表者宛に直接送付するものとし，また当該代表者は受領の署名をしなければならない。訴訟期限の計算は，この人物

が受領書又は送達簿に署名した日から起算されるものとする。

第 139 条 訴訟文書の郵送手続

郵送による訴訟文書は書留郵便で送り、訴訟文書の受取人が受領を確認しなければならない。受領書は確認された後、訴訟遂行管轄機関に差し戻すものとする。訴訟期限の計算は、受取人が当該訴訟文書の受領を確認した日から起算するものとする。

第 140 条 訴訟文書の公開揭示の手続

1. 訴訟文書の被交付人の住所が不明であるか、又は送達先が定かでないときは、訴訟文書を公開揭示するものとする。

2. 訴訟文書の公開揭示は、訴訟文書の被交付人が最後に居住又は勤務していた村（コミューン）、区、町の人民委員会本部、又は訴訟文書の被交付人が最後に勤務・学習していた組織で実施するものとする。

訴訟文書は、揭示された日から少なくとも15日間公開揭示しなければならない。当該公開揭示は、公開年月日を明記の上、調書に記録しなければならない。

訴訟期限の計算は、当該公開揭示の終了日から起算するものとする。

第 141 条 報道機関による訴訟文書の通告手続

1. 報道機関による訴訟文書の通告は、公開揭示の効果がなかった場合、又は法律に定めるその他の場合に実施するものとする。

2. 報道機関による訴訟文書の通告は、国営日刊新聞に連続3日間掲載するものとし、国営テレビ・ラジオ局によっても、連続3日間3回放送されるものとする。

訴訟期限の計算は、この通告の終了日から起算するものとする。

第 142 条 訴訟文書の交付、送達、移送、送付、揭示、通告の責任

1. 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官は、本法律の定める訴訟参加人及び関係機関、組織、個人のために、訴訟文書を交付、送達、移送、送付、揭示、通告の各手続を実施しなければならない。

2. 訴訟文書の交付、送達、移送、送付、揭示、通告の実施に責任を負う人物で、当該各手続を実施しなかったか、又は本法律に定める手続の実施を不十分に行った場合は、その違反の性質及び程度に応じて、法律の規定に従って懲戒処分又は行政処分を受けるものとする。

第 2 編 刑事事件の立件と捜査

第9章 刑事事件の立件

第143条 刑事事件の立件根拠

刑事事件は、犯罪を示す兆候を確定した時にのみ立件するものとする。犯罪を示す兆候の確定は、下記に掲げる根拠に基づくものとする。

1. 個人による告発。
2. 機関、組織、個人の通報。
3. 報道機関の報道。
4. 国家機関による立件建議。
5. 訴訟遂行管轄機関が、直接犯罪の兆候を発見。
6. 犯人の自首。

第144条 犯罪の告発、通報、及び立件建議

1. 犯罪の告発とは、個人が犯罪の兆候を発見し、管轄機関に通報する行為を意味する。
2. 犯罪の通報とは、組織及び個人が管轄機関に通報した犯罪の兆候を示す事件の情報、又は報道機関が報道した犯罪の情報を意味する。
3. 立件建議とは、管轄国家機関が、犯罪の兆候を示す事件の検討・処置の管轄権を有する捜査機関及び検察院に対して、証拠及び関係書類を添付した書面によって立件を建議することを意味する。
4. 犯罪の告発及び通報は、口頭又は書面によって行うことができる。
5. 意図的に虚偽の犯罪を告発・通報した者は、その違反の性質と重大性に依りて懲罰、行政処分を受けるか、又は法律に定めるところにより刑事責任を問われるものとする。

第145条 犯罪の告発、通報、立件建議を受理・処理する責任と管轄権

1. 全ての犯罪の告発、通報、立件建議は、全て受理の上、適時に処理しなければならない。受理に責任を負う機関又は組織は、犯罪の告発、通報、立件建議の受理を回避してはならない。
2. 犯罪の告発、通報、立件建議を受理する責任を負う機関及び組織には、以下に掲げる機関及び組織が含まれる。
 - a) 犯罪の告発、通報、立件建議を受理する捜査機関及び検察院。
 - b) 犯罪の告発、通報を受理するその他の機関及び組織。
3. 犯罪の告発、通報、立件建議を処理する管轄機関には、以下のものが含まれる。
 - a) 自らの捜査管轄権に基づいて、犯罪の告発、通報、立件建議の処理に当たる捜査機関。

- b) 自らの捜査管轄権に基づいて、犯罪の告発、通報を処理する「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」。
 - c) 捜査機関及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」が、その捜査活動中に重大な法律違反を発見し、犯罪の告発、通報、立件建議を検査・確認し、又は検察院が書面で警告しているにも関わらず未だ制圧できていない未遂の犯罪の兆候を発見した場合に、犯罪の告発、通報、立件建議の処理に当たる検察院。
4. 犯罪の告発、通報、立件建議の処理に当たる管轄機関は、当該犯罪の告発、通報、立件建議を行った個人、機関、及び組織に対して、処理の結果を通知する責任を負うものとする。

第 146 条 犯罪の告発、通報、立件建議の受理手続

1. 機関、組織、又は個人が、直接、告発、犯罪の通報、立件建議を行った場合、本法律第145条第2項に定める捜査機関、検察院、及び各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種管轄機関は、調書を作成し当該受理を記録しなければならない。受理に際しては、録音又は録音及び録画による記録もできるものとする。

郵送、電話、又はその他の電子媒体を経て送られてきた犯罪の告発、通報、及び立件建議も、受理簿に記載するものとする。

2. 自らの処理/管轄下でない犯罪の告発、通報、立件建議を探知した場合、捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、当該犯罪の告発、通報、立件建議を、受理した関連書類を添付の上、直ちに管轄捜査機関に移送する責任を負うものとする。

検察院は、犯罪の告発、通報、立件建議を、受理した関連書類を添付の上、直ちに管轄捜査機関に移送する責任を負うものとする。

本法律第145条第3項第c号の規定に該当する場合、犯罪の告発、通報、立件建議の処理・処理に当たる管轄機関は、検察院の検討と処理のため、検察院の要請があった日から5日以内に事件記録を移送しなければならない。

3. 村（コミューン）、区及び町の公安、公安署は、犯罪の告発、通報を受理し、受理を記録し、予備的に検査・確認し、速やかに当該犯罪告発・通報を、関係書類・物品を添付の上、管轄捜査機関に移送する責任を負うものとする。

4. 犯罪の告発及び通報を受理したその他の機関及び組織は、受理後直ちに管轄捜査機関に移送するものとする。緊急の場合は、電話又はその他の手段によって直接捜査機関に連絡することができるが、その後で書面にしなければならない。

5. 捜査機関及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、犯罪の告発、通報、立件建議を受理した日から数えて3日間以内に、同審級の検察院又は管轄検察院に書面で通知する責任を負うものとする。

第 147 条 犯罪の告発、通報、立件建議の処理の手續期限

1. 捜査機関及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、犯罪の告発、通報、立件建議を受理した日から数えて20日間以内に検査・確認し、下記に掲げる決定の内のいずれかを下さなければならない。

- a) 刑事事件の立件決定。
- b) 刑事事件の不立件決定。
- c) 告発の処理、犯罪の通報、立件建議決定の暫定中止

2. 犯罪の告発、通報、又は立件建議に多くの複雑な状況が関わっている場合、又は様々な場所で検査、確認を行わなければならない場合は、当該犯罪の告発、通報、立件建議の処理の期限を延長できるものとするが、2か月を超えてはならない。本項に規定の期限内に検査、確認が終了できない場合は、同審級の検察院又は管轄検察院の長官は更に期限を延長することができるが、これも2か月間を超えてはならない。

捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、本項に定める検査・確認期限が切れる5日前までに、同審級の検察院又は管轄検察院に、検査・確認期限の延長を書面で請求しなければならない。

3. 犯罪の告発、通報、立件建議の処理に当たっては、管轄機関は、下記に掲げる活動を実施する権限を有するものとする。

- a) 情報提供者の検査・確認に係る機関、組織、個人から、情報、書類、証拠物を収集すること。
- b) 現場検証。
- c) 検視解剖。
- d) 鑑定要請及び財産価値鑑定要請。

4. 検察院が犯罪の告発、通報、立件建議を処理する手順、手續、期限は、本条の各規定に従うものとする。

第 148 条 犯罪の告発、通報、立件建議の処理の暫定中止

1. 本法律第147条に定める期限が切れた場合、処理の管轄機関は、下記の各号のいずれかに該当するときは、犯罪の告発、通報、立件建議の処理の暫定中止を決定するものとする。

- a) 鑑定要請、財産価値鑑定要請、又は外国へ司法共助の要請を行っているが、成果が出ない場合。
- b) 機関、組織、又は個人に対し、事件を立件するか否かの決定に重要な意義を持つ書類、証拠物の提供を要請しているが、成果が出ない場合。
- c) 自然災害、疾病による不可抗力により、事件を立件するか否かを決定するための検査・確認を終了できない場合。

最高人民検察院長官は、主宰して、公安省大臣、国防省大臣及び関連機関の長官と協力し、本項の詳細を規定するものとする。

2. 捜査機関、及び「捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、犯罪の告発、通報、立件建議の処理の暫定中止を決定してから24時間以内に、犯罪の告発、通報、立件建議の処理の暫定中止決定書を、関係書類を添付の上、同審級の検察院又は管轄検察院、及び当該犯罪の告発、通報、立件建議をおこなった機関、組織、機関に送付しなければならない。

検察院は、暫定中止の決定に根拠がない場合は、処理の暫定中止の継続決定を破棄するものとする。暫定中止決定を破棄する決定を下してから24時間以内に、検察院は、捜査機関、及び「捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、また告発、犯罪通報人、立件建議を行った機関、組織、個人に対して、破棄決定書を送付しなければならない。犯罪の告発、通報、立件建議の処理期限は、捜査機関、及び「捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」が、暫定中止決定を解除する決定を受領した日から起算して1カ月を超えてはならない。

3. 犯罪の告発、通報、立件建議の処理を暫定中止した場合でも、鑑定、財産価値鑑定、又は司法共助は結果が出るまで継続して実施されるものとする。

第 149 条 犯罪の告発、通報、立件建議の処理の再開

1. 犯罪の告発、通報、立件建議の処理の暫定中止理由がなくなった場合、捜査機関、及び「の捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、犯罪の告発、通報、立件建議の処理を再開する決定を下すものとする。犯罪の告発、通報、立件建議の処理期限は、処理の再開決定の日から起算して1カ月を超えてはならない。

2. 犯罪の告発、通報、立件建議の処理の再開を決定してから3日間以内に、捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、同審級の検察院又は管轄検察院、及び当該犯罪の告発、通報、立件建議をおこなった機関、組織、機関に再開決定通知を送付しなければならない。

第 150 条 犯罪の告発、通報、立件建議を処理する管轄権に関する紛争の処理

1. 犯罪の告発、通報、立件建議を処理する管轄権に関する検察院の紛争については、直属上級の検察院が処理に当たるものとする。犯罪の告発、通報、立件建議を処理する管轄権に関する、「捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の紛争については、管轄権を有する検察院が処理に当たるものとする。

2. 犯罪の告発、通報、立件建議を処理する管轄権に関する省級捜査機関同士、及び軍区級人民軍捜査機関同士の紛争については、最高人民検察院又は中央軍事検察院が処理に当たるものとする。犯罪の告発、通報、立件建議を処理する管轄権に関する、各県、各省、各中央直轄市、その他の地域に属する地方段階の捜査機関同士、及び各軍区及びその他の区域に属する各人民軍捜査機関同士の紛争については、省級人民検察院が処理に当たり、軍事優先区内では軍区級軍事検察院が犯罪の告発、通報、立件建議を受理するものとする。

3. 人民公安の捜査機関、人民軍の捜査機関、及び最高人民検察院の捜査機関の間に生じた処理の管轄権に関する紛争は、最高人民検察院長官が処理するものとする。

第 151 条 訴訟遂行管轄機関が直接発見した犯罪の兆候を示す事件の処理

犯罪の兆候を直接発見した訴訟遂行管轄機関は、自身の管轄権に基づいて当該事件を立件するか、又は処理の管轄権を有する捜査機関に移送するかを決定するものとする。

第 152 条 犯人の自首、降伏

1. 犯人が自首又は降伏したときは、受け付けた機関、組織は、自首又は降伏した者の氏名、年齢、職業、居所及び供述を明確に記載した調書を作成しなければならない。自首又は降伏を受け付けた機関、組織は、直ちに捜査機関又は検察院に連絡する責任を負うものとする。
2. 自首又は降伏、した人物の犯罪が自身の管轄内で行われたものでないことが判明した場合は、犯人の自首又は降伏、を受け付けた捜査機関は、受理、処理の管轄権を有する捜査機関へ直ちに通知しなければならない。
3. 管轄捜査機関は、犯人の自首又は降伏、を受け付けてから24時間以内に、同審級の検察院へ書面で通知しなければならない。

第 153 条 刑事事件立件の管轄権

1. 捜査機関は、本条第2項、第3項及び第4項に規定の、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、検察院、及び審理合議体が処理、処理に当たっている事件を除き、犯罪の兆候のある全ての事件を刑事事件として立件するものとする。
2. 「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、本法律第164条に定める刑事事件の立件を決定するものとする。
3. 下記に掲げる場合、検察院は刑事事件の立件を決定するものとする。
 - a) 検察院が、捜査機関及び「捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」による刑事事件の不立件の決定を取り消した場合。
 - b) 検察院が、犯罪の告発、通報、立件建議を直接処理した場合。
 - c) 検察院が直接犯罪の兆候を発見した場合、又は審理合議体の立件要求があった場合。
4. 公判の審理を通して未だ犯罪が裁かれていないことが判明した場合、審理合議体は刑事事件の立件を決定するか、又は検察院に立件を要求するものとする。

第 154 条 刑事事件の立件決定

1. 刑事事件の立件決定は、立件根拠、適用される刑法の条項、及び本法律第132条第2項に定める各事項を明示するものとする。
2. 検察院は、刑事事件の立件決定から24時間以内に、捜査管轄権を有する捜査機関に当該決定書を送付しなければならない。

捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、刑事事件の立件決定から24時間以内に、当該立件を検察する管轄検察院に対し、関係書類を添付の上、当該決定書を送付しなければならない。

裁判所は、刑事事件の立件決定から24時間以内に、同審級の検察院に対し、関係書類を添付の上、当該決定書を送付しなければならない。

第 155 条 被害者の訴えに基づく刑事事件の立件

1. 刑法第134条第1項、第135条第1項、第136条第1項、第138条第1項、第139条第1項、第141条第1項、第143条第1項、第155条第1項及び第156条第1項に定める犯罪については、被害者、又は18歳未満の被害者、精神障害・身体障害を有する被害者若しくは既に死亡している被害者の代理人による立件の要請があった場合のみ、刑事事件の立件が行われる。
2. 立件を要請した人物が当該要請を撤回した場合、事件は中止されるものとするが、強要又は強制により自らの意思に反して要求を取り下げたと確定する根拠が存在する場合は、当該人物が立件要請を撤回したとしても、捜査機関、検察院、又は裁判所は事件の訴訟活動を継続するものとする。
3. 立件要請を撤回した被害者又はその代理人は、強要又は強制により要求を取り下げた場合を除き、立件の再要請をする権利はないものとする。

第 156 条 刑事事件の立件決定の変更又は補充

1. 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、及び検察院は、立件した犯罪が、犯行について真実ではなく又は他に立件されていない犯罪が存在すると結論づける根拠がある場合は、当該刑事事件の立件を変更あるいは補充する決定を下すものとする。
2. 刑事事件の立件決定の変更又は補充の決定が行われてから24時間以内に、捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、同審級の検察院又は立件を検察する管轄検察院に、関係書類を添付の上決定書を送付しなければならない。

刑事事件の立件決定の変更又は補充の決定が行われてから24時間以内に、検察院は捜査を実施する捜査機関に、関係書類を添付の上、決定書を送付しなければならない。

第 157 条 刑事事件の不立件の根拠

下記に掲げる各号のいずれかに該当する場合、刑事事件を立件してはならない。

1. 犯罪の事実がない場合。
2. 犯罪を構成する行為がない場合。
3. 社会にとって危険な行為を犯した人物が、刑事責任を負う年齢に達していない場合。
4. 犯罪行為を犯した人物に対して、既に法的効力の発生した事件中止の判決又は決定が出ている場合。

5. 刑事責任追及の時効が既に成立している場合。
6. 当該犯罪に対して恩赦が与えられている場合。
7. 他の人物のために事件の再審が必要な場合を除き、社会にとって危険な行為を犯した人物が既に死亡している場合。
8. 刑法第134条第1項、第135条第1項、第136条第1項、第138条第1項、第139条第1項、第141条第1項、第143条第1項、第155条第1項及び第156条第1項に定める犯罪であって、被害者又は被害者の代理人が立件要請しない場合。

第 158 条 刑事事件の不立件の決定、刑事事件の立件決定の取消し決定

1. 本法律第157条に定める根拠の内のいずれかが存在する場合、事件を立件する権利を有する人物は、当該刑事事件の不立件を決定するものとする。すでに立件している事件については、立件決定を取り消す決定を下さなければならない。また、既に犯罪を告発・通報、立件建議している機関、組織、又は個人に対して、取消し理由を明記した通知を送付するものとし、また他の措置で処理することが必要であると認められる場合は、処理のためにその調書を関連機関、組織に送付するものとする。

刑事事件の不立件の決定、及び刑事事件の立件決定の取消し決定については、決定が下されてから24時間以内に、関係書類を同審級の検察院へ又は管轄権を有する検察院へ送付しなければならない。

2. 刑事犯罪を告発又は通報した機関、組織、及び個人は、不立件の決定に対して不服申立てをする権利を有する。当該不服申立ての処理の管轄権及び手続は、本法律第33章の定めるところによる。

第 159 条 犯罪の情報源に対処中に公訴権を行使するに当たっての検察院の任務と権限

1. 緊急拘束された人物の逮捕、及び暫定留置期限の延長の承認・不承認。本法律の規定に従い、犯罪の情報源に対処するに当たっての、人権及び公民権を制限するその他の手段の承認・不承認。
2. 必要な場合、管轄機関に対して検査・確認を提起・要請し、また犯罪の情報源への対処を要請すること。
3. 犯罪の告発、通報、立件建議の処理の期限延長を決定すること。及び、立件を決定すること。
4. 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対し、刑事事件の立件を要請すること。
5. 本法律に規定の場合において、犯罪の告発、通報、立件建議に直接対処すること。
6. 暫定留置の決定を取り消すこと。刑事事件の立件を決定すること。刑事事件の不立件を決定すること。捜査機関、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」による犯罪の情報源への違法な対処、及びその他の訴訟手続決定の暫定中止を決定すること。
7. 未だ裁かれていない犯罪と戦い、冤罪人への不正な処罰を見逃すことなく、本法律に定める公訴権を行使する中で、任務を遂行し、権限を行使すること。

第 160 条 犯罪の情報源の受理・対処に対する検察についての検察院の任務と権限

1. 移送されてきた機関，組織，個人による犯罪の告発，通報，立件建議を全て受理すること。自首，降伏してきた犯人を受理し，また速やかに事件処理の管轄権を有する捜査機関へ移送すること。
2. 検察院の直接の受理を検察すること。検査・確認を検察すること。捜査機関，及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の犯罪の情報源への対処を検査し，調書を作成すること。犯罪の情報源への対処の暫定中止を検察すること。犯罪の情報源への対処の再開を検察すること。
3. 犯罪の情報源への対処が不十分及び違法であることを発見した場合，捜査機関，及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対して，下記に掲げる各行動をとることを要求すること。
 - a) 法律に基づいて犯罪の情報源を全て受理し，検査し，確認し，対処の決定をすること。
 - b) 犯罪の情報源の受理及び対処を検査し，結果を検察院に通知すること。
 - c) 犯罪の情報源への受理・対処中の法律違反を文書化すること。
 - d) 当該法律違反を是正し，違反者を厳正に処罰すること。
 - dd) 捜査官又は幹部捜査官の更迭を要請すること。
4. 犯罪の情報源への対処に関する管轄権紛争を処理すること。
5. 犯罪の情報源への対処を検察するため，捜査機関，及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対し，関連の書類を提出するよう要求すること。
6. 本法律の定める，犯罪の情報源への対処を検察する任務を実施し，その他の権限を行使すること。

第 161 条 公訴権を行使し，また刑事事件立件を検察するに当たっての検察院の任務と権限

1. 検察院は，公訴権の行使及び刑事事件の立件に当たって，下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 捜査機関，及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対して，刑事事件の立件，又は立件決定の変更・補充を要求すること。
 - b) 刑事事件の立件決定，刑事事件の立件決定を変更・補充する決定，及び刑事事件の根拠のない違法な不立件の決定を取り消すこと。
 - c) 審理合議体による刑事事件の立件決定に根拠のない場合，検察院は上級の裁判所に異議を申し立てるものとする。
 - d) 本法律に定めのある場合，刑事事件の立件を決定，変更，補充すること。
 - dd) 本法律の規定に従って立件された刑事事件の公訴権行使の任務・権限を実施する。
2. 刑事事件の立件を検察するに当たって，検察院は下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 捜査機関，及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の，立件に当たっての法律遵守を検察すること。発見されたすべての犯罪を立件し，また事件の立件に根拠があり適法であることを保障すること。

- b) 刑事事件の立件を検察するため、捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対して、関連の書類を提出するよう要求すること。
- c) 本法律の規定に従い、刑事事件の立件を検察するためのその他の任務、権限を行使すること。

第 162 条 立件のため、検察院の要求・決定を遂行するに当たっての捜査機関、及び「捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の責任

1. 捜査機関、及び「捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、検察院による立件のための要求・決定を遂行するものとする。
2. 本法律第159条第1項及び第6項及び第161条第1項第b号に定める決定に対しては、捜査機関、及び「捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、例え異議があろうともこれを遂行しなければならないが、直属上級検察院に当該異議を建議する権利を有するものとする。直属上級検察院は、捜査機関の建議を受理してから20日間以内に、又は「捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の提案を受けてから5日間以内に、当該異議を検討し、処理し、その結果を建議・提案した機関に通知しなければならない。

第 10 章 刑事事件の捜査に関する一般規定

第 163 条 捜査の管轄権

1. 人民公安の捜査機関は、人民軍及び最高人民検察院の捜査機関の捜査管轄権下にある犯罪を除く全ての犯罪の捜査に当たるものとする。
2. 人民軍の捜査機関は、軍事裁判所の管轄権下にある各犯罪の捜査に当たるものとする。
3. 最高人民検察院の捜査機関及び中央軍事検察院の捜査機関は、刑法第23章及び第24章に規定のように、捜査機関、裁判所、検察院、判決執行機関の幹部又は公務員、あるいは司法活動の遂行管轄権を有する人物が、その司法活動中に犯す司法活動侵害及び汚職の犯罪の捜査に当たるものとする。
4. 各捜査機関は、刑事事件が自身の管轄圏内で発生した場合に、当該犯罪の捜査管轄権を有するものとする。犯罪が複数の場所で行われた場合、又は犯罪の発生場所が確定できない場合、捜査は、当該犯罪が発見された場所、又は被疑者が居住している若しくは逮捕された場所の捜査機関が管轄するものとする。
5. 捜査管轄権の地方分権は、下記の通りとする。
 - a) 県級捜査機関及び地域人民軍の捜査機関は、県級人民裁判所及び地域軍事裁判所の管轄権下にある犯罪、刑事事件の捜査に当たるものとする。
 - b) 省級捜査機関は、省級人民裁判所の管轄下にある刑事事件の捜査に当たるものとする。また、県級捜査機関の捜査管轄権下にある刑事事件であって、複数の県、郡、町、省直轄市、及び中央直轄市で発生し、組織犯罪又は外国人が関係する犯罪について、直接捜査が必要と認めた場合、自身で捜査に当たるものとする。

軍区級軍事捜査機関は、軍区級軍事裁判所の管轄下にある刑事事件の捜査に当たるものとする。また、地域級軍事捜査機関の捜査管轄権にある刑事事件であって、直接捜査が必要と認めた場合、自身で捜査に当たるものとする。

- c) 公安省及び国防省の捜査機関は、最高人民裁判所の裁判官合議体が再捜査を取り消した「特別に極めて重大な犯罪」、即ち、(i) 複数の省や中央直轄市に渡る複雑な「特別に極めて重大な犯罪」の刑事事件、又は、(ii) 複数の国家に渡る複雑な「特別に極めて重大な犯罪」の刑事事件であって直接捜査が必要と認めた刑事事件の捜査に当たるものとする。

第 164 条 各種の捜査活動の遂行に任ぜられた国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、漁業資源監視局の各捜査機関、及び人民公安、人民軍のその他の捜査機関の任務と権限

1. 国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、漁業資源監視局の各機関、及び各種の捜査活動の遂行に任ぜられた捜査機関は、現地又は管轄区域内で犯罪の兆候を示す行為を発見した場合、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。

- a) 現行犯による「重大でない犯罪」については、証拠及び犯人の身元が明白な場合、刑事事件の立件を決定し、被疑者を立件し、初期捜査活動を実施し、また刑事事件の立件決定の日から 1 カ月以内に事件記録を管轄権を有する検察院に送付すること。
- b) 「重大な犯罪」、「極めて重大な犯罪」、「特別に極めて重大な犯罪」、又は重大でなくとも複雑な犯罪については、刑事事件の立件を決定し、初期捜査活動を実施し、また刑事事件の立件決定の日から 7 日間以内に、事件記録を管轄権を有する捜査機関に送付すること。

2. 本法律第163条に定める各捜査機関を除き、人民公安、人民軍、及び各種捜査活動の遂行に任ぜられたその他の捜査機関は、現地又は管轄区域内で犯罪の兆候を示す行為を発見した場合、刑事事件を立件し、初期捜査活動を実施し、また、刑事事件の立件が決定した日から 7 日間以内に管轄捜査機関に事件調書を送付する権限を有するものとする。

3. 国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、漁業資源監視局の各機関、及び、人民公安・人民軍各種捜査活動の遂行に任ぜられたその他の機関は、本法律第39条及び第40条に定める任務を遂行し、権限を実施し、本法律に定める捜査活動の原則、手順、及び手続に従うものとする。検察院は公訴権を行使し、当該各機関による捜査活動中の法律遵守を検察する責任を有するものとする。

4. 国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、漁業資源監視局の各機関及び人民公安・人民軍の各種捜査活動の遂行に任ぜられたその他の機関の特別捜査権については、刑事捜査機関組織法の条項に従うものとする。

第 165 条 検察院が刑事事件の捜査段階において公訴権を行使するに際しての任務と権限

1. 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対して、刑事事件の立件又は立件決定の変更・補充、及び被疑者の立件を要求すること。
2. 立件決定を承認又は取り消すこと。根拠のない違法な被疑者立件の決定を変更、補充、又は取り消

すこと。

3. 本法律に定めるところにより、刑事事件を立件し、立件決定を変更、補充し、被疑者を立件すること。
4. 以下の事項の承認又は不承認を決定すること。即ち、(i) 被緊急留置人の逮捕命令、(ii) 暫定留置又は勾留期間の延長、(iii) 立保証、(iv) 保証金の預託、(v) 証拠物、信書、電報、郵便小包、その他の郵便物の搜索、採取、暫定採取、(vi) 特別訴訟捜査措置の適用、(vii) その他、本法律に定める捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」による根拠のない違法な訴訟上の決定、(viii) 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」による根拠のない違法な訴訟上の決定の取消し。不承認又は取消しの場合、それぞれの理由を明示しなければならない。
5. 本法律に定める予防措置及び強制措置の適用を決定し、変更し、又は取り消すこと。
6. 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対しては、犯罪及び犯人を解明する捜査の実施を要求し、捜査機関に対しては被疑者の指名手配、及び特別訴訟捜査措置の適用を要求すること。
7. 以下の場合に、直接特定の捜査活動を実施すること。即ち、(i) 捜査機関及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」による命令、決定を検討、承認するに当たって、書類及び証拠を検査・補充する場合、(ii) 検察院が書面によって是正を要求しているにも関わらず、まだ処理されていない不正、まだ裁かれていない犯罪、又は法律違反の兆候が発見された場合、(iii) 起訴を決定するに当たって、書類及び証拠を検査・補充する場合。
8. 犯罪の告発、通報、立件建議への対処に管轄権を有する人物の行為、及びその立件・捜査に犯罪の兆候を発見した場合に、刑事事件を立件すること。また、捜査機関に対して、犯罪の告発、通報、立件建議への対処に管轄権を有する人物の行為に犯罪の兆候を発見した場合に、当該犯罪を捜査し、刑事事件として立件するよう要求すること。
9. 捜査期間、勾留期限の延長を決定すること。事件の移送、略式手続の適用、強制医療措置の適用を決定すること。決定事件の分離・併合の決定を取り消すこと。
10. 本法律の規定に基づき公訴権を行使するに当たって、その他の任務を遂行し権限を行使すること。

第 166 条 刑事事件の捜査を検察するに当たっての検察院の任務と権限

1. 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」による立件、捜査、及び事件調書の作成における法律遵守を検察すること。
2. 訴訟参加人の刑事訴訟活動を検察すること。また、管轄権を有する機関、組織、人物に対して、法律に違反した訴訟参加人を厳正に処置するよう要求、建議すること。
3. 捜査管轄権に関する紛争を処理すること。
4. 必要な場合、捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対して、立件及び捜査における法律遵守を検察するため、関連の書類を提出するよう要求すること。
5. 検察院は、捜査が不十分及び違法であることを発見した場合、捜査機関、及び「各種捜査活動の遂

行に任ぜられた各種機関」に対して、下記に掲げる各行動をとることを要求すること。

- a) 法律に基づいて捜査活動を実施すること。
 - b) 捜査を検査し、その結果を検察院に通知すること。
 - c) 捜査中に行われた違法な行為及び訴訟手続上の決定に関連する書類を提出すること。
6. 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対し、立件及び捜査活動において行われた違法行為を是正するよう建議・要求すること。
7. 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の長に対し、訴訟活動において違法行為を犯した捜査官及び幹部捜査官の更迭し、また厳正な処置を要求すること。
8. 当該機関及び組織に対し、犯罪及び法律違反を防止する措置を講じる旨建議すること。
9. 本法律の規定に従って、刑事事件の捜査を検察する任務を遂行し、権限を行使すること。

第 167 条 捜査段階において検察院の要求又は決定を実施する捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の責任

1. 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、捜査段階において検察院の要求又は決定を実施しなければならない。
2. 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、本法律第165条第4項及び第5項に規定の決定について異議ある場合は、直近上級検察院に対して、異議を建議する権利を有する。直近上級検察院は、捜査機関の建議を受理してから20日間以内に、又は「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の提案を受けてから5日間以内に、当該異議を検討し、処理し、その結果を建議・提案した機関に通知しなければならない。

第 168 条 捜査機関、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、及び検察院の決定又は要求が実施中の機関、組織、及び個人の責任

機関、組織、個人は、刑事事件の捜査段階における捜査機関、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、及び検察院の決定又は要請を、厳密に履行しなければならない。不可抗力のためでもなく、正当な支障がなかったにも関わらず、これを履行しなかった場合、法律に基づいて処置されるものとする。

第 169 条 捜査のための事件の移送

1. 下記の各号のいずれかに該当する場合、検察院は捜査のための事件の移送を決定するものとする。
 - a) 同審級の捜査機関が、当該事件は自身の捜査管轄権に該当しないと思料し、事件の移送を建議してきた場合。
 - b) 上級捜査機関が、捜査のために事件を自ら引き取った場合。
 - c) 捜査官が、捜査機関の長官によって更迭された場合。

- d) 検察院が要求している事件の移送を、捜査機関が実施しない場合。
2. 省外、中央直轄市外、又は軍区外への事件の移送については、省級人民検察院又は軍区级軍事検察院がこれを決定するものとする。
3. 管轄権に基づき、捜査のための事件の移送手続は下記の通りとする。
 - a) 捜査機関の建議を受理した日から数えて3日間以内に、管轄検察院は事件の移送を決定しなければならない。
 - b) 検察院は、事件の移送を決定してから24時間以内に、現在事件の捜査に当たっている捜査機関、事件を継続して捜査する管轄権を有する捜査機関、被疑者、又は被疑者の代理人又は弁護人、被害者、及び管轄権を有する検察院決定書を送付しなければならない。
4. 事件の移送の決定書を受理した日から起算して3日間以内に、現在事件の捜査に当たっている捜査機関は、継続して捜査する管轄権を有する捜査機関に対して事件調書を送付する責任を負うものとする。
5. 捜査期間は、捜査機関が事件記録を受理した日から起算して、本法律の規定に定める事件の捜査期間の終了日までとする。捜査期限内に捜査が終了できない場合、管轄権を有する検察院は、本法律に定める一般手続に基づいて、捜査期限の延長を検討・決定するものとする。

第 170 条 捜査実施のための刑事事件の併合又は分離

1. 捜査機関は、下記の各号のいずれかに該当する場合、捜査の実施のために管轄権に基づいて事件を同一事件として併合することができる。
 - a) 被疑者が（一度に）複数の犯罪を犯した場合。
 - b) 被疑者が複数回犯罪を繰り返した場合。
 - c) 複数人の被疑者が一件の犯罪に参加した場合、又は他の被疑者が犯罪隠匿をしているか、あるいは犯罪不告発者が存在する場合。当該犯罪行為によって財産が消費された場合。
2. 捜査機関は、全ての犯罪の捜査を早急に完了し得ない場合において、必要な場合のみ事件を分離することができる。ただし、事件の分離が、事件の客観的解明及び全体的な事件の確定に影響を与えないことを前提とする。
3. 事件の併合又は分離を決定した場合は、当該決定後24時間以内に決定書を同審級の検察院に送付しなければならない。検察院は、捜査機関による事件の併合又は分離の決定に同意しない場合は、当該決定を取り消し、その理由を明示するものとする。

第 171 条 捜査の委託

1. 捜査機関は、必要な場合には、他の捜査機関に各種捜査活動を委託することができる。捜査委託の決定書には具体的要求を明記し、委託を受けた捜査機関及び同審級の検察院に送付しなければならない。
2. 受託した捜査機関は、委託した捜査機関の要請する期限内に、当該受託捜査を十分に実施しなければならず、また受託捜査の結果について法律に定める責任を負わなければならない。受託した捜査機関は、当該受託捜査が達成でき

なかった場合、直ちにその理由を記した通知を委託した捜査機関に送付しなければならない。

3. 受託捜査機関と同審級の検察院は、公訴権の行使、及び受託捜査機関による受託捜査活動の実施の検察に責任を負うものとする。同審級の検察院はまた、公訴権の行使の結果、及び受託捜査機関による受託捜査活動の実施を検察した結果を、速やかに委託捜査機関に送付しなければならない。

第 172 条 捜査期間

1. 刑事事件の立件から捜査の終了に至るまでの捜査期間については、「重大でない犯罪」事件の捜査期間は2カ月を超えてはならず、「重大な犯罪」事件の捜査期間は3カ月を超えてはならず、また「極めて重大な犯罪」及び「特別に極めて重大な犯罪」の事件の捜査期間は4カ月を超えてはならないものとする。

2. 事件の性質が複雑であるため捜査期間を延長する必要がある場合、捜査機関は、遅くとも期間の満了する日から10日前までに、捜査期間の延長を検察院に書面で提案しなければならない。捜査の延長期間は、以下のように定めるものとする。

- a) 「重大でない犯罪」に関しては、捜査期間の延長は1回のみで、延長期間は2か月を超えてはならない。
- b) 「重大な犯罪」に関しては、捜査期間は2回延長できるが、1回目の延長期間は3か月、2回目の延長期間は2か月を超えてはならない。
- c) 「極めて重大な犯罪」に関しては、捜査期間は2回延長できるが、延長期間はそれぞれ4か月を超えてはならない。
- d) 「特別に極めて重大な犯罪」に関しては、捜査期間は3回延長できるが、延長期間はそれぞれ4か月を超えてはならない。

3. 「特別に極めて重大な犯罪」であって、事件の性質が複雑であるため既に捜査期間が延長されているものに関しては、最高人民検察院長官が更に期限を延長することができるが、4か月を超えてはならない。

国家の安全保障に対する犯罪に関しては、最高人民検察院長官は期限を1回延長する権限を有するが、4か月を超えてはならない。

4. 刑事事件の立件決定及び併合決定を変更又は補充するに当たっては、捜査期間は本条第1項、第2項、及び第3項に定める期限を超えてはならない。

5. 捜査期間を延長する検察院の権限は、下記に掲げる通りとする。

- a) 「重大でない犯罪」に関しては、県級捜査機関又は地域軍事検察院は、捜査期間を延長することができる。省級捜査機関又は軍区級捜査機関が捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、捜査期間を延長することができる。
- b) 「重大な犯罪」に関しては、県級捜査機関又は地域軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間の延長をすることができる。省級捜査機関又は軍区級捜査機関が捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院及び軍区級軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間の延長をすることがで

きる。

- c) 「極めて重大な犯罪」に関しては、県級捜査機関又は地域軍事検察院は、1回目の捜査期間を延長することができる。省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、2回目の捜査期間の延長をすることができる。省級捜査機関又は軍区級捜査機関が捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間の延長をすることができる。
- d) 「特別に極めて重大な犯罪」に関しては、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間の延長をすることができる。最高人民検察院及び中央軍事検察院は、3回目の捜査期間の延長をすることができる。

6. 公安省の捜査機関、国防省の捜査機関、又は人民検察院の捜査機関が捜査のために事件を受理した場合は、最高人民検察院及び中央軍事検察院は捜査期間の延長をすることができる。

第 173 条 捜査のための勾留の期限

- 1. 捜査のための被疑者の勾留期限については、「重大でない犯罪」に関しては2カ月を超えてはならず、「重大な犯罪」に関しては3カ月を超えてはならず、「極めて重大な犯罪」及び「特別に極めて重大な犯罪」に関しては、4カ月を超えてはならない。
- 2. 事件に多くの複雑な事情が関わっており、捜査に更に時間がかかると思料され、さらに勾留の措置を変更又は取り消す根拠がない場合は、捜査機関は検察院に対して、遅くとも勾留期間の満了日の10日前までに、勾留期間の延長を書面で建議しなければならない。

勾留期間の延長については、下記のように定める。

- a) 「重大でない犯罪」に関しては、1カ月を超えない範囲で延長することができる。
 - b) 「重大な犯罪」に関しては、2カ月を超えない範囲で延長することができる。
 - c) 「極めて重大な犯罪」に関しては、3カ月を超えない範囲で延長することができる。
 - d) 「特別に極めて重大な犯罪」に関しては、4カ月を超えない範囲で延長することができる。
3. 検察院の勾留延長権は、下記のように定める。
- a) 県級捜査機関及び地域軍事検察院は、「重大でない犯罪」、「重大な犯罪」、及び「極めて重大な犯罪」に関して、勾留を延長する権限を有するものとする。省級捜査機関又は軍区級捜査機関が捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院が、「重大でない犯罪」、「重大な犯罪」に関して勾留期間を延長する権限、及び「極めて重大な犯罪」に関する勾留の1回目の延長をする権限を有するものとする。
 - b) 本項a号に定める1回目の勾留延長期間が満了したにも関わらず、捜査が完了せず、また勾留措置の変更又は取消しの根拠がない場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、「特別に極めて重大な犯罪」について2回目の勾留期間延長をすることができる。
4. 公安省の捜査機関、国防省の捜査機関、人民検察院の捜査機関が、捜査のために事件を受理した場合は、最高人民検察院及び中央軍事検察院は、その管轄下にある勾留を延長することができる。

5. 国家の安全保障を侵害する犯罪に関しては、必要な場合、最高人民検察院長官は、勾留期間を延長する権限を有するが、1回4カ月を超えてはならない。本項に定める勾留延長期間が満了したにも関わらず、捜査が完了せず、また勾留措置の変更又は取消しの根拠がない場合は、最高人民検察院長官は勾留期間を延長する権限を有するが、「重大な犯罪」に関しては1回1カ月を、「極めて重大な犯罪」に関しては1回2カ月を、「特別に極めて重大な犯罪」に関しては1回4カ月を超えてはならない。特別な場合であって、国家安全保障を侵害した「特別に極めて重大な犯罪」に関しては、勾留措置の取消しの根拠がないときは、最高人民検察院長官は、捜査が終了するまでの勾留決定を下すことができる。

6. 「特別に極めて重大な犯罪」であって、国家の安全保障を侵害するものではない犯罪に関しては、勾留措置の変更又は取消しの根拠がない場合、最高人民検察院長官は、必要なら勾留期間を延長する権限を有するが、1回4カ月を超えてはならない。特別な場合であって、勾留措置の変更又は取消しの根拠がないときは、最高人民検察院長官は、捜査が終了するまでの勾留決定を下すことができる。

7. 捜査機関は、被勾留人の勾留期間中、それ以上の勾留の継続は不要と思料した場合、直ちに検察院に対して、勾留を取り消して被勾留人を釈放するか、又は必要と認めた場合、他の予防措置を適用することを建議しなければならない。

勾留期限が満了した時は、被勾留人を釈放しなければならない。管轄の訴訟遂行管轄機関は、必要と認めた場合、他の予防措置を適用するものとする。

第 174 条 捜査の再開、補充捜査、再捜査の期限

1. 本法律第235条に定める捜査の再開の場合、捜査期間は、捜査の再開が決定された日から捜査の終了日まで、「重大でない犯罪」及び「重大な犯罪」に関しては2カ月を超えてはならず、また「極めて重大な犯罪」及び「特別に極めて重大な犯罪」に関しては3カ月を超えてはならない。

事件の複雑な性質のために捜査期限を延長することが必要な場合は、捜査期間が満了する日の遅くとも10日前までに、捜査機関は、捜査期間の延長を検察院に書面で建議しなければならない。捜査期間の延長については、下記に掲げる通りとする。

- a) 「重大でない犯罪」に関しては、捜査を延長することができるが、1回1カ月を超えてはならない。
- b) 「重大な犯罪」及び「極めて重大な犯罪」に関しては、捜査を延長することができるが、1回2カ月を超えてはならない。
- c) 「特別に極めて重大な犯罪」に関しては、捜査を延長することができるが、1回3カ月を超えてはならない。

各類型の犯罪の捜査期間を延長する権限については、本法律第172条第5項の定めるところによる。

2. 検察院が差し戻して補充捜査を要求した場合は、補充捜査の期限は2か月を超えてはならない。また、裁判所が差し戻して補充捜査を要求した場合は、補充捜査期限は1か月を超えてはならない。検察院は、補充捜査のために事件記録を2回差し戻すことができる。公判を主宰する裁判官及び審理合議体は、補充捜査のために事件記録を1回差し戻すことができる。

補充捜査期限は、捜査機関が事件記録及び捜査要求を受理したときから起算するものとする。

3. 再捜査のために事件を差し戻した場合は、捜査期限及び捜査延長は、本法律第172条に定めるところによる。

捜査期限は、捜査機関が事件記録及び再捜査の要求を受理したときから起算されるものとする。

4. 捜査の再開、補充捜査、及び再捜査を行うに当たっては、捜査機関は、本法律に定めに従って予防措置又は強制措置を適用、変更、又は取り消す権利を有するものとする。

本法律に定める勾留の根拠がある場合は、捜査再開又は補充捜査のための勾留期間は、本条第1項及び第2項に定める捜査再開又は補充捜査の期間を超えてはならない。

再捜査の場合の勾留期限及びその延長は、本法律第173条に定めるところによる。

第 175 条 訴訟参加人の依頼の処理

1. 訴訟参加人から事件に関連する問題に関して要求・依頼があった場合は、捜査機関、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、及び検察院は、自らの責任範囲において、当該要求・依頼に対応し、その結果を訴訟参加人に通知するものとする。当該要求・依頼を受け入れられない場合は、捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、及び検察院は、その理由を明確に回答しなければならない。

2. 訴訟参加人は、捜査機関、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、及び検察院の対応結果に同意しない場合は、不服申立て に対する権利を有する。不服申立て及びその処理は、本法律第33章の定めるところによる。

第 176 条 目撃者の立ち会い

本法律に定める場合において、目撃者は捜査活動に立ち会うために召喚されるものとする。

目撃者は、訴訟遂行管轄官が遂行する訴訟手続に自ら立ち会ってその内容及び結果を受領し、確認する義務を負い、また自己の個人的意見を表明することができる。この意見は、調書に記載されるものとする。

第 177 条 捜査上の秘密の漏示禁止

捜査上の秘密を守る必要がある場合は、捜査官、幹部捜査官、検察官、及び検査官は、訴訟参加人及び目撃者に対して、捜査上の秘密を漏示しないように事前に要請しなければならない。この要請は、調書に記載されるものとする。

捜査官、幹部捜査官、検察官、検査官、及び訴訟参加人は、捜査上の秘密を漏示した場合、その違反の性質及び重大性に応じて、法律に定める懲戒、行政処分、又は刑事責任を追及されるものとする。

第 178 条 捜査調書

捜査活動を実施するに当たっては、訴訟遂行管轄官は、本法律第133条に定めるところにより調書を作成しなければならない。

捜査官及び幹部捜査官は調書を作成し、訴訟参加人に対して当該調書を読んで聞かせ、調書に対して補充し、意見を述べる権利があることを説明しなければならない。補充された考え及び意見は調書に記載されるものとする。補充を受け入れない場合は、その理由を調書に明記するものとする。訴訟参加人、捜査官、及び幹部捜査官は、共に当該調書に署名するものとする。

検察官及び検査官が調書を作成する場合、当該調書は本条の規定に従って作成しなければならない。また当該調書は速やかに捜査官に送付し、事件記録に編綴しなければならない。

立件段階で調書を作成する場合は、本条の規定に従って行うものとする。

第 11 章 被疑者の立件及び尋問

第 179 条 被疑者の立件

1. 人物又は法人が、刑法に犯罪と規定する行為を行ったと確定するに足る十分な根拠がある場合、捜査機関は、被疑者の立件を決定するものとする。

2. 被疑者の立件決定書には、交付日時・場所、立件決定者の氏名・役職、被疑者の氏名、生年月日、国籍、民族、宗教、性別、住所、及び職業、被疑者が立件された犯罪、刑法の適用条項、犯行の時間、場所、及び犯行のその他の事実関係を明記するものとする。

被疑者が複数の異なる犯罪で立件された場合は、被疑者の立件決定書には、各犯罪名及び刑法の適用条項を明記しなければならない。

3. 捜査機関は、被疑者の立件決定が為されてから24時間以内に、立件決定書及び被疑者の立件に関連する書類を、同審級の検察院に、検討と承認のために送付しなければならない。当該決定書を受理してから3日間以内に、検察院は、被疑者立件の決定の承認又は取消しの決定、又は、承認の根拠となる追加証拠・書類を要求する決定を下し、その決定書を直ちに捜査機関に送付しなければならない。

追加証拠及び書類を要求した場合、検察院は、当該追加証拠及び書類を受理してから3日間以内に、被疑者立件の決定を承認又は取り消す決定を下さなければならない。

4. いずれかの人物が、刑法に犯罪を構成すると規定されている行為を行っていて、未だ立件されていないことを発見した場合、検察院は、捜査機関に対して被疑者を立件する旨要求するか、又は、要求しても捜査機関が立件を行わない場合、自ら直接被疑者を立件する決定を下すものとする。検察院は被疑者立件の決定を下してから24時間以内に、捜査機関へ捜査実施決定書を送付しなければならない。

検察院は、捜査調書と捜査の結論を受け取った後で、別の人物が刑法に犯罪を構成すると規定されている行為を行っていて、未だ立件されていないことを発見した場合、被疑者立件の決定を下し、補充捜査のために捜査調書を捜査機関に差し戻すものとする。

5. 捜査機関は、検察院による被疑者立件決定の承認、又は被疑者立件決定を受領した後、直ちに被疑

者に対して、被疑者立件の決定書又は被疑者立件の決定承認書を送付し、その権利と義務について説明しなければならない。

被疑者立件決定の承認書を受領した後、捜査機関は、被立件人の記録簿、単独名簿を作成し、また、それらを事件記録に編綴しなければならない。

上述の諸決定の送付・受理については、本法律第133条に定める通り調書に記録しなければならない。

第 180 条 被疑者の立件決定の変更又は補充

1. 捜査機関及び検察院は、下記の各号のいずれかに該当する場合、被疑者の立件決定を変更するものとする。

a) 捜査を実施する中で、被疑者の行為は、立件されている犯罪に該当しないと確定できる根拠が存在した場合。

b) 立件決定書に、被疑者の氏名、年齢、身元が誤って記載されている場合。

2. 捜査機関及び検察院は、被疑者が別に行った他の行為が刑法に定める犯罪に該当すると確定する根拠が存在する場合、被疑者の立件決定を補充するものとする。

3. 捜査機関は、被疑者の立件決定に対する変更又は補充の決定を下してから24時間以内に、検討及び承認のため、同審級の検察院へ当該決定書及び変更・補充に関連する書類を送付しなければならない。検察院は、被疑者立件決定の変更又は補充決定を受領した日から3日間以内に当該決定の承認、取消し、変更、又は補充を決定するか、あるいは、承認を決定する根拠となる追加証拠及び書類を要求する決定を下し、当該決定を直ちに捜査機関に送付するものとする。

検察院は、追加証拠及び書類を要求した場合、当該追加証拠及び書類を受領した日から3日間以内に、被疑者の立件決定に対する変更又は補充を承認するか取り消すかの決定を下すものとする。

検察院は、被疑者の立件決定に対する変更又は補充の決定を下してから24時間以内に、捜査機関に対して当該捜査の着手を命じるものとする。

4. 検察院及び捜査機関は、(i) 被疑者の立件決定の変更・補充決定に対する承認・取消し決定、又は、(ii) 被疑者の立件決定の変更・補充決定を受領次第、直ちに当該決定を被立件人に送付しなければならない。

上述の諸決定の送付・受理については、本法律第133条に定める通り調書に記録しなければならない。

第 181 条 被疑者の職務の暫定中止

被疑者がその職務を保持することが捜査の妨害になると思料する場合は、捜査機関、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、及び検察院は、被疑者を管理する権限を有する機関又は組織に対して、被疑者の職務の暫定中止を建議する権限を有するものとする。当該機関又は組織は、建議を受け取ってから7日間以内に、建議をした捜査機関、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、又は検察院に書面で回答しなければならない。

第 182 条 被疑者の召喚

1. 被疑者を召喚するに当たっては、捜査官は被疑者に召喚状を送達しなければならない。当該召喚状には、被疑者の氏名、住所、出頭年月日・時刻、場所、面談予定時間、面談する者、及び不可抗力のためでもなく、また正当な支障もなく出頭しなかった場合の責任を記載するものとする。
2. 被疑者への召喚状は、被疑者の居住する村（コミューン）、区、町の行政機関、又は被疑者が勤務あるいは学習する機関及び組織宛に送達するものとする。召喚状を受け取った機関及び組織は、直ちに当該召喚状を被疑者に移送する責任を負うものとする。

被疑者は、召喚状を受け取り次第、受領書に署名し、受領日時を明記しなければならない。召喚状を送達した人物は、被疑者が署名した召喚状の部分を、召喚機関に転送しなければならない。被疑者が署名を拒否した場合は、その記録を作成し、召喚機関に送付しなければならない。被疑者が不在の場合は、署名し、受領を確認し、被疑者に転送する法的行為能力を有する被疑者の親族に当該召喚状を送付することができる。

3. 被疑者は、召喚状に応じて出頭しなければならない。不可抗力のためでもなく、また正当な支障もなく出頭しなかった場合、又は逃亡の兆候がある場合は、捜査官は連行決定を下すことができる。
4. 必要な場合は、検察官も被疑者を召喚することができる。被疑者の召喚は、本条の規定に従って実施するものとする。

第 183 条 被疑者の取調べ

1. 被疑者の取調べについては、被疑者の立件決定の直後に捜査官が行わなければならない。被疑者に対する取調べは、捜査を実施する場所又は被疑者の居宅で行うことができる。被疑者の取調べを行う前に、捜査官は検察官及び弁護人に対して、取調べの期間及び場所を通知しなければならない。必要と認められる場合、検察官が被疑者の取調べに参加するものとする。

2. 取調べを実施するに当たっては、捜査官は被疑者に対し、本法律第60条に規定の権利と義務について明確に説明しなければならない。この説明については、調書に記録するものとする。

複数の被疑者が事件に関わっている場合は、一人ずつ分離して取り調べ、互いに接触させてはならない。被疑者に自分で供述書を書かせることはできる。

3. 夜間に取調べを行ってはならない。取調べを遅延できない場合に、やむを得ず夜間に取調べを行う場合は、当該理由を調書に明記しなければならない。
4. 被疑者が無罪を主張している、捜査活動への不服申立て、又は捜査が違法と確定する根拠がある場合、又はその他の必要と認められる場合は、検察官が被疑者の取調べを行うものとする。検察官による被疑者の取調べは、本条の規定に基づいて実施するものとする。
5. 被疑者に供述を強要するか、又は体罰を加えた捜査官、幹部捜査官、検察官、あるいは検査官は、刑法に定める刑事責任を負わなければならない。
6. 勾留施設、又は捜査機関及び「各種捜査活動の遂行に任せられた各種機関」の本部で行われる被疑

者の取調べは、録音又は録音及び録画しなければならない⁷。

その他の場所での被疑者の取調べについても、被疑者又は訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の要請を受けて、録音又は録音及び録画することができる。

第 184 条 被疑者の取調べ調書

1. 全ての被疑者の取調べについては、その都度調書を作成しなければならない。

被疑者の取調べ調書は、本法律第178条に基づいて作成するものとする。調書には、被疑者の供述、質問及び回答を残さず記載しなければならない。捜査官又は幹部捜査官が被疑者の供述を補充し、削除し、又は訂正することは固く禁じる。

2. 取調べ後、捜査官又は幹部捜査官は、被疑者に調書を読んで聞かせるか、又は被疑者に閲覧させなければならない。調書を補充・訂正する場合は、捜査官、幹部捜査官、及び被疑者の全員が確認のために署名するものとする。調書が複数のページに渡る場合は、被疑者は調書の全ページに署名するものとする。被疑者が自ら供述書を書いた場合は、捜査官、幹部捜査官、及び被疑者の全員が、確認のために署名するものとする。

3. 被疑者の取調べに通訳人が立ち会う場合、捜査官又は幹部捜査官は、通訳人の権利と義務について説明し、同時に、被疑者に対しては、通訳人の交代を要求する権利を知らせなければならない。通訳人は、取調べ調書の全ページに署名しなければならない。

被疑者の取調べに、弁護士又は被疑者の代理人が立ち会う場合は、捜査官又は幹部捜査官は、被疑者取調べ中の彼らの権利と義務について説明しなければならない。被疑者、弁護士、又は被疑者の代理人の全員が、取調べ調書に確認の署名をしなければならない。弁護士が被疑者に質問をする場合は、弁護人の質問と被疑者の回答を全て調書に記録しなければならない。

4. 検察官が被疑者の取調べを行う場合は、調書は本条の各項に従って作成しなければならない。被疑者の取調べ調書は直ちに捜査官に移送し、事件記録に編綴するものとする。

第 12 章 証人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人の供述聴取、及び対質尋問・人定尋問

第 185 条 証人の召喚

1. 供述聴取のために証人を召喚する場合は、捜査官は召喚状を送付しなければならない。

2. 証人召喚状には、証人の氏名、住所又は勤務・通学先、出頭年月日・時刻、場所、面談予定時間、面談する者、及び不可抗力のためでもなく、また正当な支障もなく出頭しなかった場合の責任について記載するものとする。

⁷ 原文“ghi âm hoặc ghi hình có âm thanh”（音声で記録、または音声を持った映像で記録）、いわゆる録音録画のことを指している条文であることから、ghi âm（音声で記録）＝録音、ghi hình có âm thanh（音声付き映像で記録）＝録音及び録画と訳出している。

3. 召喚状の送達は、以下のように実施するものとする。

- a) 召喚状は直接証人に送達するか、又は証人の居住する村（コミューン）、区、町の行政機関、あるいは証人が勤務又は学習する機関・組織に送達するものとする。いかなる場合であれ、送達された召喚状には、署名しなければならない。証人が居住する村（コミューン）、区、町の行政機関、又は証人が勤務又は学習する機関・組織は、証人が義務を履行できる条件を整える責任を負うものとする。
- b) 18歳未満の証人に対する召喚状については、その両親か又は代理人宛に送達するものとする。
- c) 司法共助に関する外国人の証人召喚については、証人召喚状の送達は本項及び司法共助法の規定に準拠するものとする。

4. 必要な場合は、検察官も被疑者を召喚することができる。被疑者の召喚は、本条の規定に従って実施するものとする。

第 186 条 証人の供述聴取

- 1. 証人の供述聴取は、捜査機関、又は証人の居住地、勤務先、通学先で実施するものとする。
- 2. 事件に複数の証人が関わっている場合、その供述は一人ずつ分離して聴取し、互いに接触させず、話をさせてもならない。
- 3. 供述を聴取する前に、捜査官又は幹部捜査官は証人に対し、本法律第66条に定める証人の権利と義務について説明しなければならない。この説明については、調書に記録するものとする。
- 4. 事件の内容に関して質問する前に、捜査官は、証人と被疑者又は被害者との関係、及び証人の身上に関する他の事実関係を確認しなければならない。また、質問をする前に、捜査官は証人に対して、事件について知っていることを正直に、自主的に陳述するか、又は記述するよう要請しなければならない。
- 5. 捜査官による供述の聴取が、客観的でなく、法律に反していて、又は承認決定のための証拠・書類を明白にする必要が認められ、あるいは捜査機関の訴訟手続の決定若しくは立件決定を認めない場合は、検察官が証人の供述を聴取することができるものとする。証人の供述聴取は、本条の規定に従って実施するものとする。

第 187 条 証人の供述調書

証人の供述調書は、本法律第178条の規定に従って作成するものとする。

証人の供述は、録音又は録音及び録画できるものとする。

第 188 条 被害者及び訴訟当事者の召喚、供述聴取

被害者及び利害関係人の召喚及び供述聴取については、本法律第185条、第186条及び第187条に従って実施するものとする。

被害者及び利害関係人の供述聴取は、録音又は録音及び録画できるものとする。

第 189 条 対質尋問

1. 2名又はそれ以上の人物の供述に矛盾がある場合であって、他の捜査方法を実施したにも関わらず矛盾が解消できないときは、捜査官は対質尋問を行うものとする。捜査官は、対質尋問を実施する前に同審級の検察院に通知し、対質を検察する検察官を指名しなければならない。検察官は、対質尋問を検察するために出席しなければならない。検察官が出席できない場合は、当該対質尋問について調書に明確に記載しなければならない。
2. 証人又は被害者が対質尋問に参加するときは、捜査官は事前に、供述拒否、回避、又は故意の虚偽供述に伴う責任について説明しなければならない。この説明については、調書に記録するものとする。
3. 対質尋問を開始するに当たり、捜査官はまず、他の対質尋問の参加人との互いの関係について尋ね、その後、明らかにする必要がある事実関係について質問するものとする。対質尋問中に行われた供述を聴取した後、捜査官は、さらに1人ずつ個別に追加質問をすることができる。

対質尋問の過程において、捜査官は証拠、書類、及び関連の証拠物を提示することができ、対質尋問の参加人同士で互いに質問させることもできる。当該人物同士の質問と回答については、調書に記入するものとする。

対質尋問の参加人が供述を終えた後でなければ、当該参加人の従前の供述に繰り返し言及することはできない。

4. 対質尋問の調書は、本法律第178条の規定に従って作成し、録音、又は録音及び録画できるものとする。
5. 必要な場合は、検察官も対質尋問を行うことができる。検察官の行う対質尋問は、本条の規定に従って実施されるものとする。

第 190 条 人定尋問

1. 必要な場合、捜査官は人定を目的として人々を招集し、証人、被害者、又は被疑者に、写真又は証拠物を見せることができる。

死体の確認を例外として、人定のために揃えられる人の人数、提示される証拠物又は写真の数は少なくとも3つ以上でなければならず、その外見は似ていなければならない。

捜査官は、人定尋問を実施する前に、対質を検察する検察官の指名のため、同審級の検察院に通知するものとする。検察官は、人定尋問を検察するために出席しなければならない。検察官が出席できない場合は、当該対質尋問について調書に明確に記載しなければならない。

2. 以下に掲げる人物は、人定尋問に参加しなければならない。
 - a) 証人、被害者、又は被疑者。
 - b) 目撃者。

3. 証人又は被害者が人定尋問に参加するときは、捜査官は事前に、供述拒否、回避、又は故意の虚偽供述に伴う責任について説明しなければならない。この説明については、調書に記録するものとする。

4. 捜査官は、人定を行う前に、それによって特定が可能な詳細部、痕跡、及び特徴について質問しなければならない。

捜査官は、人定尋問の過程で誘導尋問をしてはならない。人定する参加人が、人定のために提供されたものの中から、いずれかの人物、証拠物、又は写真を特定した後で、捜査官は、当該人物、証拠物、又は写真を特定する手掛かりになった痕跡又は特徴について説明を求めるものとする。

5. 人定尋問の調書は、本法律第178条の規定に従って作成するものとする。また当該調書には、人定を行った人物、及び人定のために用意された人々の健康状態、人定のために準備した証拠物・写真の特徴、報告・供述、及び人定の表現、人定実施中の証明の条件、等を明記するものとする。

第 191 条 音声認識

1. 捜査官は必要な場合、被害者、証人、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者に対して音声認識をさせることができる。

音声認識のための音声の数は少なくとも3つ準備するものとし、互いによく似たウムラート（母音変異）と音量を持つものでなければならない。

捜査官は、音声認識を実施する前に、音声認識を検察する検察官の指名のため、同審級の検察院に通知するものとする。検察官は、音声認識を検察するために出席しなければならない。検察官が出席できない場合は、当該音声認識について調書に明確に記載しなければならない。

2. 以下に掲げる人物は、音声認識に参加しなければならない。

a) 音声鑑定人。

b) 音声認識を要求された人物。

c) 音声認識のために用意された人々。音声認識が録音で実施される場合は除く。

d) 目撃者。

3. 証人及び被害者が音声認識を要求された場合、捜査官は事前に、供述拒否、回避、又は故意の虚偽供述に伴う責任について説明しなければならない。この説明については、調書に記録するものとする。

4. 捜査官は、音声認識を行う前に、それによって特定が可能な音声の特徴について質問しなければならない。

捜査官は、音声認識の過程で誘導尋問をしてはならない。音声認識を要求された人物が、そのために用意された音声の中から一つの音声を特定してから、捜査官は、どのような特徴を根拠として当該音声を特定したのかについて説明を求めるものとする。

5. 音声認識の調書は、本法律第178条の規定に従って作成するものとする。また当該調書には、音声認識をした人物、及び音声認識のために準備された人々の健康状態、音声認識のために準備された音声の特徴、音声認識をした人物の陳述、音声認識実施時の特別な条件、等を明記するものとする。

第 13 章 証拠書類・証拠物の搜索、採取、暫定採取

第 192 条 人物、住居、勤務先、所在地、電子媒体、文書、物品、信書、電報、郵便小包、その他の郵便物、電子データの搜索の根拠

1. 人物搜索、及び当該人物の住居、勤務先、所在地、電子媒体の搜索については、当該人物、住居、勤務先、場所、電子媒体機器、犯行道具、書類、犯罪で得た物品・財産、又は証拠物、電子データ、及び事件に係るその他の書類が存在すると判断する根拠がある場合にのみ遂行されるものとする。

また、住居、勤務先、所在地、電子媒体の搜索は、指名手配された人物の逮捕の発見及び被害者の搜索と救出のために必要があるときにも遂行されるものとする。

2. 事件に関連する信書、電報、郵便小包、その他の郵便物、電子データ媒体、犯罪手段、書類、物品、財産が存在すると判断する根拠がある場合は、信書、電報、郵便小包、その他の郵便物、電子データを搜索できるものとする。

第 193 条 搜索令状の発付権限

1. 本法律第113条第1項に定める管轄権を有する人物は、搜索令状を発付する権限を有するものとする。本法律第35条第2項及び第113条第1項第a号に定めるその他の人物が発付する搜索令状は、その執行の前に管轄権を有する検察院の承認を得なければならない。

2. 緊急の場合、本法律第110条第2項に定めるその他の管轄権を有する人物は、捜査令状を発付することができる。捜査令状の発付者は当該搜索が終了してから24時間以内に、同審級の検察院、又は公訴権の行使及び出来事・事件の捜査の検察権を有する管轄検察院に対して、書面で通知しなければならない。

3. 緊急搜索の場合を除き、捜査官は搜索を実施する前に、搜索を検察する検察官の指名のため、同審級の検察院に搜索日時・場所を通知するものとする。検察官は、搜索を検察するために参加しなければならない。検察官が参加できない場合は、当該搜索について調書に記録しなければならない。

4. いかなる場合であれ、本法律第178条に基づき、全ての搜索については調書を作成して、事件記録に編綴するものとする。

第 194 条 人物の搜索

1. 人物の搜索を開始するに当たって、捜査令状の執行官は当該令状を読み上げ、被搜索人に渡して閲覧させるものとする。また、当該被搜索人及び立ち会った者に対して、その権利と義務について説明するものとする。

搜索遂行官は、被搜索人に対して、事件に関連する書類及び物品を提出するよう要求しなければならない。被搜索人が提出を拒否するか、又は事件の進展に関連する書類及び物品を残らず提出しなかった場合には、搜索を遂行するものとする。

2. 身体の搜索については、同じ性の者が実施しなければならない。また、他の同じ性の人物が立ち会うものとする。搜索に当たっては、被搜索人の生命、健康、財産、名誉、及び尊厳を侵害してはならない。
3. 逮捕した場合、又は搜索場所にいる人物が、武器、凶器、証拠、又は事件に関連する書類や物品を隠匿していると確証する根拠がある場合は、令状なしでも人物の搜索ができるものとする。

第 195 条 住居、勤務先、所在地、電子媒体の搜索

1. 家宅搜索については、当該人物又は18歳以上の同居者の全員が、村（コミュニティ）、区、町の行政機関の代表者及び立会人と共に立ち会わなければならない。当該人物及び18歳以上の同居者が意図的に立ち会わないか、又は逃亡あるいはその他の理由で不在だが、搜索は遅らせることができない場合、搜索は続行し、村（コミュニティ）、区、町の行政機関の代表者及び立会人2名が立ち会わなければならない。

緊急の場合を除き、家宅捜査を夜間に開始してはならない。やむを得ず夜間に搜索を行う場合は、調書にその理由を明記しなければならない。

2. 遅らせることができない場合を除いて、勤務先の搜索を行うときは、被搜索人がいなければならない。被搜索人のいないままやむを得ず搜索を行う場合は、その理由を調書に明記しなければならない。

勤務先の搜索については、被搜索人の勤務する機関又は組織の代表者が立ち会わなければならない。当該機関又は組織の代表者が不在の場合も、捜査は続行されるものとするが、搜索を受けた勤務先の所在する村（コミュニティ）、区、町の行政機関の代表者及び立会人2名が立ち会わなければならない。

3. 所在地の搜索については、村（コミュニティ）、区、町の行政機関の代表者及び立会人が立ち会わなければならない。

4. 電子媒体の搜索については、所有者又は当該電子媒体の管理者及び立会人が立ち会わなければならない。所有者又は当該電子媒体の管理者が、意図的に立ち会わないか、又は逃亡あるいはその他の理由で不在だが、搜索は遅らせることができない場合、搜索は続行し、村（コミュニティ）、区、町の行政機関の代表者及び立会人2名が立ち会わなければならない。

電子媒体の搜索を行うに当たっては、電子媒体に関する専門家を参加させることができる。

5. 住居、勤務地、所在地、電子媒体の搜索を行うに当たっては、立会人は搜索が完了するまで許可なく搜索場所を離れてはならず、他の者に、又は互いに連絡し、対話してはならない。

第 196 条 電子媒体及び電子データの採取

1. 訴訟遂行管轄官が電子媒体及び電子データの採取を実施するに当たっては、関連の専門家を参加させることができる。採取することができない場合は、保存機器にバックアップを取り、証拠物として採取するものとする。

2. 当該電子媒体を採取するに当たっては、付属の周辺機器及び関連文書も収集することができる。

第 197 条 郵便及び電信電話機関・組織での信書，電報，郵便小包，その他の郵便物の採取

1. 郵便及び電信電話機関・組織において，信書，電報，郵便小包，その他の郵便物を採取することが必要な場合は，捜査機関は採取命令を下すものとする。この命令は，執行する前に同審級の検察院の承認を得なければならない。

2. 郵便及び電信電話機関・組織での，信書，電報，郵便小包，その他の郵便物の採取を遅らせることができない場合は，捜査機関は採取を遂行することができるが，その理由を調書に明記しなければならない。また，捜査機関は，採取終了後，当該採取の検討と承認のため，直ちに同審級の検察院へ，関連する書類を添付の上，書面で通知しなければならない。

信書，電報，郵便小包，その他の郵便物の採取に関する検討と承認の建議，及び関連書類を受領してから24時間以内に，検察院は承認・不承認の決定を下さなければならない。検察院が不承認の決定を下した場合，採取命令を下した人物は，直ちに郵便及び電信電話機関・組織に対して，採取した信書，電報，郵便小包，その他の郵便物を返却し，同時にそれらの所有者に対し，通知しなければならない。

3. 命令の遂行官は，事前に，関係電信電話機関・組織の責任者に通知しなければならない。関係電信電話機関・組織の責任者は，執行官の任務の遂行を支援しなければならない。

信書，電報，郵便小包，その他の郵便物を採取するに際しては，電信電話機関の代表者及び立会人が立ち会い，調書に確認の署名をしなければならない。

信書，電報，郵便小包，その他の郵便物の採取命令を下した機関は，所有者に通知しなければならない。当該通知が捜査に支障を来す場合は，当該支障が解消した後に，速やかに通知するものとする。

第 198 条 捜索時の証拠書類・証拠物の暫定採取

1. 捜査官は，捜索に当たっては，証拠物としての物品及び事件に直接関連のある書類を暫定採取するものとする。所持，流通が禁止されている物品については，採取した上で直ちに管轄権を有する機関に移管しなければならない。封印が必要な場合は，物品の所有者，物品の管理者，立会人，家族の代表者，及び捜索が行われた代表者，村（コミューン），区，町の行政機関の代表者の立会いの下で，封印するものとする。

2. 捜索中の実施中に書類及び物品を暫定採取するに当たっては，本法律第133条の規定に従って調書に記録するものとする。暫定採取の調書は合計4部作成の上，1部は当該証拠書類・証拠物の所有者又は管理者に渡し，1部は事件記録に編綴し，1部は同審級の検察院に送付し，残りの1部は暫定採取書類・物品の管理機関に送付するものとする。

第 199 条 採取，暫定採取，又は封印した電子媒体，書類，物品，電子データ，信書，電報，郵便小包，その他の郵便物の保管責任

1. 採取，暫定採取，又は封印した電子媒体，書類，物品，電子データ，信書，電報，郵便小包，その他の郵便物については，完全な形のまま保管しなければならない。

2. 電子媒体，書類，物品，電子データ，信書，電報，郵便小包，その他の郵便物の封印を破り，消費，

譲渡, すり替え, 隠匿, 又は既存した人物は, 刑法の規定に基づいて刑事責任を負わなければならない。

第 200 条 搜索, 採取, 暫定採取命令の発令者及び執行官の責任

違法な搜索, 採取, 暫定採取命令の発令者及び執行官は, その違反の性質及び重大性に依りて懲罰を受けるか, 又は法律に定める刑事責任を問われるものとする。

第 14 章 現場検証, 検視解剖, 身体上の痕跡の検討, 及び捜査実験

第 201 条 現場検証

1. 捜査官は, 犯罪の痕跡を発見し, 物品及び関係書類や電子データを採取し, また事件の処理のために意義のある事件事実を解明するために, 犯行現場又は犯罪が検知された場所の検証を率領するものとする。

2. 現場検証を実施する前に, 捜査官は, 検察院が現場検証の検察を行う検察官を指名するために, 同審級の検察院に, 現場検証の日時と場所を通知しなければならない。検察官は, 現場検証を検察するために立ち会わなければならない。

現場検証に立会人が必要な場合は, 被疑者, 弁護人, 被害者, 証人を立ち合わせることができ, また, 検視の専門家を加えることができる。

3. 現場検証実施時には, 写真撮影, 見取り図の作成, 現場の概要記述, 現場の測量, 及び模型の製作, あるいはまた現場視察, 及び犯罪の痕跡, 事件に関連する書類や物品の採集等を行わなければならない。検証結果は, 調書に記録するものとする。現場検証の調書は, 本法律第178条の条項に基づいて作成するものとする。

採取した書類及び物品をすぐには検査できない場合は, 元の状態を保ったまま保管し, 又は封印し, 取調べを実施する場所に運ぶものとする。

第 202 条 検視解剖

1. 法医学の専門家による検視解剖は捜査官の率領の下で行われるが, 立会人がいなければならない。

検視解剖を実施する前に, 捜査官は, 検察院が検視解剖の検察を行う検察官を指名するために, 同審級の検察院に, 検視解剖の日時と場所を通知しなければならない。検察官は, 検視解剖を検察するために立ち会わなければならない。

2. 鑑定に役立つ痕跡を発見・収集するため, 犯罪捜査学の専門家も検視解剖に参加することができる。

3. 検視解剖実施時には写真撮影を行い, 遺体に残る痕跡の概要記述をしなければならない。検視解剖の結果は, 調書に記録するものとする。検視解剖の調書は, 本法律第178条の条項に基づいて作成するものとする。

4. 遺体を掘り返す必要がある場合は、実施する前に捜査機関がその旨決定し、死亡者の親族に通知しなければならない。死亡者に親族がないか、又は親族が特定できない場合は、当該遺体の埋葬された村（コミューン）、区、町の行政機関の代表者に通知するものとする。

第 203 条 身体上の痕跡の検討

1. 必要な場合、捜査官は、事件の処理のために重要な意味を持つ被緊急留置人、被暫定留置人、被疑者、被害者、又は証人の身体上に残る犯罪の痕跡、又はその他の形跡を検査するものとする。必要な場合、捜査機関は専門家の意見を求めるものとする。
2. 身体上の痕跡の検討については、同じ性の者が実施しなければならない。また、同じ性の立会人が立ち会うものとする。必要な場合は、医師の参加を要請するものとする。

身体上の痕跡の検討される人の健康、名誉、及び尊厳を侵害することを固く禁じる。

身体上の痕跡を検討する場合は、身体に残された痕跡を描写する調書を作成しなければならない。写真撮影が必要な場合は、専門家の参加を要請するものとする。身体上の痕跡の検討の調書は、本法律第178条の規定に基づいて作成するものとする。

第 204 条 捜査実験

1. 事件の処理のために重要な意味のある書類及び状況を検査・確認するために、捜査機関は、捜査実験を実施して現場を再現し、特定の出来事における行為、状況、又はその他の事実関係を再生することができる。捜査実験において、測量、写真撮影、ビデオ撮影、見取り図の作成の実施が必要な場合は、その捜査実験の結果を、捜査調書に記録するものとする。

捜査実験に参加する人物の生命、健康、名誉、尊厳、財産を侵害することは固く禁じる。

2. 捜査実験を実施する前に、捜査官は、同審級の検察院に、捜査実験の日時と場所を通知しなければならない。検察官は、捜査実験を検察するために立ち会わなければならない。検察官が参加できない場合は、当該捜査実験について調書に記録しなければならない。

3. 捜査官は、捜査実験の実施を宰領するものとする。また捜査実験には、立会人が立ち会わなければならない。

捜査実験を実施するに当たっては、捜査機関は専門家を参加させることができる。必要な場合は、被暫定留置人、被疑者、弁護士、被害者、証人も参加することができる。

4. 必要な場合、検察院も捜査実験を行うことができる。捜査実験は、本条の規定に従って行うものとする。

第 15 章 鑑定及び財産価値鑑定

第 205 条 鑑定意見の要請

1. 本法律第206条に定めるいずれかの場合、又は必要と認められる場合は、訴訟遂行管轄機関は鑑定意見の要請を決定するものとする。
2. 鑑定意見要請の決定書には、下記に掲げる事項を含む。
 - a) 鑑定意見を要請する管轄機関の名称、鑑定意見の要請人の氏名。
 - b) 鑑定意見を要請される組織の名称、鑑定意見の被要請人の氏名。
 - c) 鑑定する必要がある対象事項の特性。
 - d) 関係書類の表題、又は添付の比較見本（必要な場合）。
 - dd) 要請される鑑定意見の内容。
 - e) 鑑定意見の要請年月日、鑑定結果の回答期限。
3. 鑑定意見の要請を決定してから24時間以内に、鑑定要請機関は、鑑定意見要請決定書、関係書類、及び鑑定対象の物品を、鑑定を実施する組織又は個人に送達し、また鑑定意見要請決定書を、公訴権の行使及び当該捜査を検察する管轄権を有する検察院に送付しなければならない。

第 206 条 必ず鑑定を実施する必要がある場合

下記各号に掲げる事項を確定する場合、必ず鑑定意見を請求しなければならない。

1. 罪に問われている者又はの刑事責任能力に疑いがある場合の、彼らの精神状態。証人又は被害者の事件の事実関係についての認識能力、及び真実を述べる能力に疑いがある場合の、彼らの精神状態。
2. 被疑者、被告人、又は被害者の年齢が事件の処理に重要な意味を持つ場合であって、彼らの正確な年齢を特定できる書類を所有していないか、又は書類の真正性に疑いがあるときの、本人達の年齢。
3. 死亡原因。
4. 傷害の性質、健康又は稼働力への被害の重大性の程度。
5. 麻薬類、軍事兵器、爆発物、可燃物、毒物、放射性物質、偽造紙幣、金、銀、貴金属、宝石、骨董品。
6. 環境汚染の深刻性。

第 207 条 鑑定意見の建議

1. 利害関係人又はその代理人は、訴訟遂行管轄機関に対し、自身の諸権利及び法的利益に関係する鑑定意見の要請を建議する権利を有するものとする。但し、当該鑑定意見が、罪に問われている者（被逮捕人、被暫定留置人、被疑者被告人）又はの刑事責任の確定に関わる場合は例外とする。

書面による建議を受領した日から7日間以内に、訴訟遂行機関は、鑑定意見の要請について検討し、決定を下さなければならない。当該建議を承諾しない場合、鑑定を建議した人物に対し書面によって通知

し、不承諾の理由を明記しなければならない。この期限が満了した場合は、又は訴訟遂行管轄機関から拒否通知を受領した日以降は、鑑定意見の要請を建議した人物は、自身で鑑定意見を要請できる権利を有するものとする。

2. 人物鑑定意見を要請した人物は、司法鑑定法に定める権限及び義務を有するものとする。

第 208 条 鑑定期限

1. 強制的に鑑定意見を求める必要のある場合についての鑑定期限は、下記の通りとする。

a) 本法律第206条第1項に定める場合については、3か月を超えないものとする。

b) 本法律第206条第3項及び第6項に定める場合については、1か月を超えないものとする。

c) 本法律第206条第2項、第4項、及び第5項に定める場合については、9日間を超えないものとする。

2. その他の場合の鑑定期限に関しては、各鑑定意見の要請の決定に従うものとする。

3. 本条第1項及び第2項に定める鑑定期限内に鑑定を実施することができない場合、鑑定を実施する組織及び個人は、鑑定要請機関及び個人に対して、適時に、理由を明記の上、書面によって通知しなければならない。

4. 本条に定める鑑定期限は、また補充鑑定及び再鑑定の場合にも準用するものとする。

第 209 条 鑑定実施

1. 鑑定は、鑑定意見の要請決定の直後から、鑑定機関において、又は事件の捜査場所において実施することができる。

捜査官、検察官、裁判官、及び鑑定要請人は鑑定に参加することができるが、当該参加に関して事前に鑑定人に通知しなければならない。

2. 鑑定は、個人又はグループで実施する。

第 210 条 補充鑑定

1. 下記に掲げる場合に、補充鑑定を実施するものとする。

a) 鑑定の結論が不明確であって、不完全な場合。

b) 既に鑑定を終了した事件の状況に関して、更に鑑定すべき新しい問題が生じた場合。

2. 補充鑑定は、鑑定を行った組織又は個人によっても、又は別の組織又は個人によっても実施することができる。

3. 補充鑑定の要請・要求については、最初の鑑定時と同様に行うものとする。

第 211 条 再鑑定

1. 再鑑定は、最初の鑑定の結論が正しくないという疑いがある場合に実施するものとする。再鑑定は、別の鑑定人が実施しなければならない。
2. 鑑定を要請した機関は、自主的に、又は訴訟参加人の依頼を受けて再鑑定の要請を決定できるものとする。最初の鑑定を要請した人物が、再鑑定依頼を拒否した場合は、当該依頼人に対して書面でその旨通知し、拒否理由を明記しなければならない。
3. 同一の鑑定対象に関して、最初の鑑定の結論と再鑑定の結論に相違がある場合、鑑定を要請した人物は、再再鑑定を決定するものとする。再再鑑定は、鑑定評議会により、司法鑑定法の規定に従って実施しなければならない。

第 212 条 特別な場合の再鑑定

特別な場合には、最高人民検察院長官、又は最高人民裁判所の長官は、鑑定評議会の決定後にも、再鑑定の決定を下すことができる。特別な場合の再鑑定は、新しい鑑定評議会が実施しなければならないが、前回の鑑定に参加した人物は、再鑑定に参加できないものとする。この場合の再鑑定の結論は、事件の処理のために使われる。

第 213 条 鑑定の結論

1. 鑑定の結論には、要請・要求された内容の鑑定結果、及び司法鑑定法に定めるその他の内容を明示しなければならない。
2. 鑑定実施組織及び鑑定人は、鑑定の結論を出して24時間以内に、鑑定要請機関及び鑑定を要請した人物に、鑑定の結論を送付しなければならない。

鑑定要請機関及び鑑定を要請した人物は、鑑定の結論の受領後24時間以内に、公訴権を行使し捜査を檢察権する管轄する検察院に、鑑定の結論を送付しなければならない。

3. 鑑定要請機関は、鑑定の結論を明らかにするために、鑑定実施機関・鑑定人に対して鑑定の結論について説明を依頼し、必要な事実関係について更に質問することができる。

第 214 条 鑑定の結論に関する、被疑者、被告人、被害者、又はその他の訴訟参加人の権利

1. 訴訟遂行管轄機関は、被疑者、被告人、被害者、又は他の訴訟参加人から鑑定要請の建議を受領した日から7日間以内に、要請について検討し、決定しなければならない。
2. 訴訟遂行管轄機関は、鑑定の結論を受領した日から7日間以内に、被疑者、被告人、被害者、又はその他の訴訟参加人に対して当該鑑定結論を通知しなければならない。
3. 被疑者、被告人、被害者、又はその他の訴訟参加人は、鑑定の結論に関する自らの意見を陳述し、補充鑑定又は再鑑定を建議する権利を有するものとする。彼らが直接意見を表明した場合は、捜査機関、検察院、及び裁判所は、その調書を作成しなければならない。

4. 捜査機関、検察院、及び裁判所は、被疑者、被告人、被害者、又はその他の訴訟参加人の意見陳述の提案を拒否する場合、当該人物に対し書面によってその旨通知し、理由を明記しなければならない。

第 215 条 財産価値の鑑定の一請

1. 刑事事件を処理するために財産の価格を確定する必要があるときは、訴訟遂行管轄機関は、書面で財産価値の鑑定の一請手続を行うものとする。
2. 財産価値の鑑定意見の一請の決定書には、下記に掲げる事項を含む。
 - a) 財産価値の鑑定意見を一請する管轄機関の名称、財産価値鑑定意見の一請人の氏名。
 - b) 財産価値の鑑定意見を一請される財産価値鑑定評議会の名称。
 - c) 鑑定を行う財産に関する情報及び特性。
 - d) 関係書類の表題（必要な場合）。
 - dd) 一請される財産価値鑑定意見の内容。
 - e) 財産価値鑑定意見の一請年月日、鑑定結果の回答期限。
3. 財産価値の鑑定を一請する機関は、書面で当該鑑定を一請してから24時間以内に、財産価値鑑定意見の一請決定書、関係書類、及び鑑定対象の物品を、一請を受ける財産価値鑑定評議会に送付し、また鑑定意見一請決定書を、公訴権の行使及び当該捜査を檢察する管轄を有する検察院に送付しなければならない。
4. 刑事事件における民事問題の処理を目的とした財産価値鑑定の一請については、民事訴訟法の規定に従うものとする。

第 216 条 財産価値の鑑定の期限

財産価値の鑑定については、財産価値鑑定の一請状に示された期限内に結論を出さなければならない。定められた鑑定期限内に当該財産価値の鑑定を実施することができない場合、財産価値鑑定評議会は、直ちに財産価値鑑定の一請機関及び個人に対して、書面によってその旨通知し、理由を明記しなければならない。

第 217 条 財産価値の鑑定の実施

1. 財産価値の鑑定は、財産価値鑑定評議会が実施するものとする。財産価値鑑定会議については、財産価値の鑑定場所、又は財産価値鑑定評議会の決定するその他の場所において開催することができる。捜査官、檢察官、裁判官、及び鑑定一請人は財産価値鑑定会議に出席することができるが、当該参加に関して事前に財産価値鑑定評議会に通知しなければならない。財産価値鑑定評議会の同意を得た場合は、意見を表明する権利を有するものとする。
2. 政府は、財産価値鑑定評議会の設立及び行動、また財産価値鑑定の手順及び手続に関する細則を制

定するものとする。

第 218 条 財産価値の再鑑定

1. 最初の鑑定の結論に疑いがある場合、訴訟遂行管轄機関は、自主的に、又は罪に問われている者、又は訴訟参加人の依頼を受けて、書面で再鑑定を要請するものとする。当該再鑑定は、直属上級の財産価値鑑定評議会が実施するものとする。
2. 最初の財産価値鑑定の結論と再鑑定の結論に相違がある場合、訴訟遂行管轄機関は、再再鑑定を書面で要請するものとする。再再鑑定は、鑑定評議会によって実施されなければならない。この場合の再鑑定の結論は、事件の処理のために使われる。

第 219 条 紛失したか、既に存在しない財産の価値の鑑定

紛失したか、既に存在しない財産の価値を鑑定する場合は、鑑定すべき財産の情報又は文書を収集し、その記録を基に実施するものとする。

第 220 条 特別な場合の財産価値の再鑑定

特別な場合には、最高人民検察院長官、又は最高人民裁判所の長官は、既に財産価値鑑定評議会が再鑑定を実施した場合であっても、再鑑定の決定を下すことができる。特別な場合の再鑑定は、新しい鑑定評議会が実施しなければならず、前回の鑑定に参加した人物は、再鑑定に参加できないものとする。この場合の再鑑定の結論は、事件の処理のために使われる。

第 221 条 財産価値の鑑定の結論

1. 財産価値鑑定の結論書には、要求された内容の財産価値鑑定結果、及び法律に定めるその他の内容を明示しなければならない。
2. 財産価値鑑定評議会は、財産価値の鑑定の結論を出してから24時間以内に、財産価値の鑑定を要請した機関又は人物に鑑定の結論を送付しなければならない。

鑑定要請機関及び鑑定を要請した人物は、鑑定の結論の受領後24時間以内に、公訴権の行使及び捜査に対する検察権行使を管轄する検察院に、鑑定の結論を送付しなければならない。

3. 鑑定要請機関は、鑑定の結論を明らかにするために、財産価値鑑定評議会に対して鑑定の結論について説明を依頼し、必要な事実関係について更に質問する権利を有するものとする。

第 222 条 財産価値鑑定の結論に関する、被疑者、被告人、被害者、又はその他の訴訟参加人の権利

1. 訴訟遂行管轄機関は、被疑者、被告人、被害者、又は他の訴訟参加人から財産価値の鑑定要請の建議を受領した日から7日間以内に、要請について検討し、決定しなければならない。

2. 訴訟遂行管轄機関は、財産価値の鑑定の結果を受領した日から7日間以内に、被疑者、被告人、被害者、又はその他の訴訟参加人に対して当該鑑定結果を通知しなければならない。
3. 被疑者、被告人、被害者、又はその他の訴訟参加人は、財産価値の鑑定の結果に関する自らの意見を陳述し、補充鑑定又は再鑑定を建議する権利を有するものとする。彼らが直接意見を表明した場合は、捜査機関、検察院、及び裁判所は、その調書を作成しなければならない。
4. 捜査機関、検察院、及び裁判所は、被疑者、被告人、被害者、又はその他の訴訟参加人の意見陳述の提案を拒否する場合、当該人物に対し書面によってその旨通知し、理由を明記しなければならない。

第16章 特別訴訟捜査措置

第223条 特別訴訟捜査措置

事件の立件後の捜査過程において、訴訟遂行管轄官は、下記に掲げる特別訴訟捜査措置を適用することができる。

1. 秘密事項を録音し、またビデオ撮影すること。
2. 電話による秘密の会話を盗聴すること。
3. 秘密の電子データを収集すること。

第224条 特別訴訟捜査措置を適用する場合

下記に掲げる場合に、特別訴訟捜査措置を適用することができる。

1. 国家の安全保障を侵害する犯罪、麻薬犯罪、買収工作、テロ犯罪、マネー・ロンダリング罪。
2. その他の組織犯罪で「特別に極めて重大な犯罪」。

第225条 特別訴訟捜査措置の適用を決定・執行する管轄権及び責任

1. 県級捜査機関又は地域級人民軍捜査機関が事件に対処・捜査している場合であって、県級捜査機関の長官又は地域級人民軍捜査機関の長官が、省級捜査機関の長官又は軍区級人民軍捜査機関の長官に対して、特別訴訟捜査措置の適用の決定を提案したときは、省級捜査機関の長官、軍区級人民軍捜査機関の長官、又はより上級の機関の長官は、省級捜査機関の長官、軍区級人民軍捜査機関の長官の要請があり次第、特別訴訟捜査措置の適用を決定する権限を有するものとする。
2. 特別訴訟捜査措置の適用決定書には、適用対象に関する必要な情報、適用措置の名称、適用期限、場所、特別訴訟捜査措置遂行機関、及び本法律第132条第2項に定める各内容を明記するものとする。
3. 特別訴訟捜査措置の適用決定については、実施する前に、同審級の検察院長官の承認を得なければならない。特別訴訟捜査措置の適用を決定した捜査機関の長官は、当該措置の適用を厳密に検査し、そ

れ以上の適用は不要と認めるときは、適時に検察院に措置の取消しを提案するものとする。

法律に定める人民公安及び人民軍の担当機関は、特別訴訟捜査措置の適用決定の実施について責任を負うものとする。

4. 特別訴訟捜査措置の執行を決定した捜査機関の長官、管轄検察院の長官、及び特別訴訟捜査措置執行官は、守秘義務を負うものとする。

第 226 条 特別訴訟捜査措置の適用期限

1. 特別訴訟捜査措置の適用期限は、検察院長官が承認した日から2カ月を超えてはならない。複雑な事件の場合には、期限を延長することができるが、本法律の規定に定める捜査期間を超えてはならない。
2. 特別訴訟捜査措置の適用決定を下した捜査機関の長官は、適用期間の延長が必要と思料した場合は、当該措置の期限の満了日の10日前までに、措置を承認した検察院の長官に対し、延長の検討及び決定を書面で請求するものとする。

第 227 条 特別訴訟捜査措置によって収集した情報及び書類の使用

1. 特別訴訟捜査措置によって収集した情報及び書類は、刑事事件の立件、捜査、起訴、及び審理のためにのみ使用するものとし、事件に無関係な情報及び書類は、速やかに破棄しなければならない。

特別訴訟捜査措置によって収集した情報、書類、及び証拠を他の用途に使用することは固く禁じる。

2. 特別訴訟捜査措置によって収集した情報及び書類は、事件処理のための証拠として使うことができる。
3. 捜査機関は特別訴訟捜査措置の適用結果を、承認した検察院の長官に速やかに通知する責任を負うものとする。

第 228 条 特別訴訟捜査措置の適用取消し

特別訴訟捜査措置の適用決定を承認した検察院の長官は、下記各号のいずれかの場合は、速やかに当該決定を取り消さなければならない。

1. 管轄捜査機関の長官が、書面で取消しを建議してきた場合。
2. 特別訴訟捜査措置の適用過程で、法律違反が生じた場合。
3. 特別訴訟捜査措置を継続する必要がなくなった場合。

第 17 章 捜査の暫定中止及び捜査の終了

第 229 条 捜査の暫定中止

1. 捜査機関は、下記の各号のいずれかに該当する場合、捜査の暫定中止を決定するものとする。
 - a) 被疑者の特定ができず、又は被疑者の所在が不明のまま、事件捜査が期限切れとなった場合。但し、捜査機関は、捜査を暫定中止する前に指名手配を決定しなければならない。
 - b) 被疑者が精神病又は他の危険な疾病に罹患していると法医学専門家が確定した場合。捜査期限の満了の前に、捜査を暫定中止することができる。
 - c) 鑑定意見を要請した場合、財産価値鑑定意見を要請した場合、及び外国に司法共助を要請したものの、成果が出ずに捜査期限が満了した場合。このような場合でも、鑑定、財産価値鑑定、及び司法共助は、結果が出るまで実施を継続するものとする。
 - d) 捜査期限が切れたが、自然災害、疫病による不可抗力により、捜査を終了できない場合。

最高人民検察院長官は、主催として、公安省大臣、国防省大臣及び関連機関の長官と協力し、本項の詳細を規定するものとする。
2. 事件に複数の被疑者が関わっており、また、事件を暫定中止する理由が被疑者全員と無関係な場合は、検察院は各被疑者に対する捜査を暫定中止することができる。
3. 捜査機関は、捜査の暫定中止を決定した日から2日間以内に、当該決定書を、同審級の検察院、被疑者、弁護士、又は被疑者の代理人に送付し、また、被害者、利害関係人、及びその権利の保護人に通知しなければならない。

第 230 条 捜査の中止

1. 捜査機関は、下記の各号のいずれかに該当する場合、捜査の中止を決定するものとする。
 - a) 本法律第155条第2項及び第157条に定める各根拠、又は刑法第16条、第29条、又は第91条第2項に定める各根拠がある場合。
 - b) 事件の捜査期間内で、被疑者が犯罪をおかしたことを立証できない場合。
2. 捜査の中止決定書には、決定の場所と時間、捜査中止の理由と根拠、予防措置・強制措置の取消し、暫定採取した書類・物品の返却（適用されている場合）、物品の取り扱い、その他の関連事項を明記するものとする。

事件に複数の被疑者が関わっており、また、事件を中止する理由が被疑者全員と無関係な場合は、検察院は各被疑者に対する捜査を中止することができる。
3. 検察院は、捜査機関の捜査中止に根拠があると判断した場合、捜査中止の決定書を受領した日から15日間以内に、(i) 捜査機関に、その管轄権の範囲内で事件を処理するよう事件記録を差し戻すか、(ii) 捜査機関の捜査中止に根拠がないと判断した場合、捜査中止決定を取り消し、捜査機関に捜査の再開を要求するか、又は、(iii) 起訴するために十分な根拠があると判断した場合は、捜査中止決定を取り消した上で、本法律に定める期限、手順、手続に従って起訴決定を下さなければならない。

第 231 条 被疑者の指名手配

1. 被疑者が逃亡したか又は所在不明である場合は、捜査機関は、被疑者を指名手配する決定書を発付しなければならない。
2. 指名手配決定書には、被疑者の氏名、生年月日、及び住所、人定のための被疑者の特徴、立件されている犯罪、及び本法律第132条第2項に定める各事項、またあれば被疑者の写真を含めて、明記しなければならない。

被疑者の指名手配決定書は、同審級の検察院に送付すると共に、人々が指名手配された者を発見、逮捕するよう一般公開するものとする。

3. 指名手配されていた被疑者が逮捕された後、指名手配を決定した捜査機関は当該指名手配を取り止める決定を下すものとする。指名手配を取り止める決定は、同審級の検察院に送付すると共に、公表するものとする。

第 232 条 捜査の終了

1. 捜査の終了時に、捜査機関は、捜査結論書を作成しなければならない。
2. 捜査は、捜査機関が起訴を建議する捜査結論書を発付したとき、又は捜査結論書及び捜査の中止決定を下したときに終了する。
3. 捜査結論書には、日付、結論を下した者の氏名、役職を明記し、署名しなければならない。
4. 捜査機関は、捜査結論書を発行してから2日以内に、起訴を建議する捜査結論書、又は捜査を中止する決定を添付した捜査結論書を、事件記録を添付の上、同審級の検察院に送付しなければならない。また、建議又は決定を、被疑者又は被疑者の代理人、及び弁護人に送付しなければならない。また、それらを、被害者及び訴訟当事者、彼らの権利と合法的利益の保護人に対して、通知しなければならない。

第 233 条 起訴建議の場合の捜査の結論

事件の起訴建議をする場合、捜査の結論書には、(i) 犯罪行為の発生、被疑者の犯罪を確定できる証拠、手段、動機、犯罪の目的・性質、当該犯罪行為による損傷の度合い、(ii) 予防措置及び強制措置の適用、変更、取消し、(iii) 刑事責任の加重減輕、被疑者の身上、(iv) 証拠書類・証拠物の採取及び暫定採取、証拠物の取り扱い、(v) 犯罪行為につながった原因と条件、その他の事件にとって有意な状況、(vi) 公訴建議の理由及び根拠、刑法の適用条項と犯罪、(vii) 事件処理のために提案する意見、等を明記するものとする。

捜査の結論書には、結論を下した日付、及び結論を下した人物の氏名、役職及び署名を含むものとする。

第 234 条 捜査中止の場合の捜査の結論

捜査の中止の場合、捜査の結論書には、事態の成り行き、捜査過程、捜査中止の理由及び根拠を明記するものとする。

捜査の結論書には、結論を出した日付、及び結論を出した人物の氏名、役職、及び署名を含むものとする。

捜査中止の決定書には、当該決定を下した日時及び場所、捜査の中止の理由及び根拠、予防措置又は強制措置の取消し、暫定採取している書類及び証拠物の返却（支障がない場合）、証拠物の取り扱い、及びその他の関連の問題を明記するものとする。

第 235 条 捜査の再開

1. 捜査機関は、捜査の中止又は暫定中止の決定を取り消す根拠がある場合は、刑事責任の公訴の時効が到来していなければ、捜査再開の決定を下すものとする。

本法律第157条第5項及び第6項に基づいて捜査を中止した場合に、被疑者が同意せず再捜査を要求したときは、捜査機関又は同審級の検察院は、捜査を再開する決定を下すものとする。

2. 捜査を再開する決定を下してから2日間以内に、捜査機関は、その決定書を同審級の検察院、被疑者、弁護人、被疑者の代理人、及び被害者、利害関係人、その法的諸権利と利益の保護人に送付しなければならない。

第 3 編 起訴

第 18 章 一般規定

第 236 条 起訴段階で公訴権を行使するに当たっての検察院の任務と権限

1. 予防措置又は強制措置の適用を決定、変更、又は取り消すこと。捜査機関に対して、被疑者の指名手配を要求すること。
2. 必要な場合、機関、組織、又は個人に、事件に関連する書類の提出を要請すること。
3. 起訴決定のための書類及び証拠を検査・補充するために、又は裁判所が補充捜査を要求して、事件記録を捜査機関に差し戻すことが不要と認められる場合に、直接特定の捜査活動を実施すること。
4. 未だ立件・捜査されていない事件において、他の犯罪行為や犯人が存在することが発見された場合に、当該事件及び被疑者を立件する決定を下すこと、又はその立件決定を変更・補充決定を下すこと。
5. 事件記録を捜査機関に差し戻して、補充捜査を要求する決定を下すこと。
6. 事件の分離・併合の決定を下すこと。事件を管轄起訴機関に移送すること。略式手続を適用すること。強制医療措置を適用すること。
7. 期限の延長を決定すること。但し、起訴期限及び予防措置・強制措置の適用期限を延長してはならない。
8. 起訴を決定すること。

9. 事件の中止・暫定中止を決定すること。被疑者に対する事件の中止・暫定中止を決定すること。事件の再開を決定すること。被疑者に対する事件の再開を決定すること。
- 10 本法律の規定に従って、起訴を決定するための任務を遂行し、義務を履行すること。

第 237 条 起訴段階で検察するに当たっての検察院の任務と権限

1. 起訴段階で検察するに当たって、検察院は下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 訴訟参加人の刑事訴訟活動を検察すること。管轄権を有する機関、組織、及び人物に対して、法律違反を犯した訴訟参加人に厳正に対処するよう要求、建議すること。
 - b) 関係機関・組織に対し、犯罪及び法律違反を防ぐ措置の適用を建議すること。
 - c) 本法律の規定に従って、起訴段階の検察のための他の任務を遂行し、権限を行使すること。
2. 管轄権を有する機関、組織、及び人物は、本条第1項第a号及び第b号に定める要求・建議を受領してから10日間以内に、検察院に対し、当該要求・建議の実施を通知する責任を負うものとする。

第 238 条 事件記録及び捜査結論書の授受

1. 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」が、捜査結論書、起訴の建議、及び証拠物（もしあれば）を添付の上事件記録を送付してきた場合、検察院はこれを検査し、以下のように処理しなければならない。
 - a) 証拠物（もしあれば）の添付された事件記録中の書類が、証拠書類・証拠物の一覧表通りに全て揃っていて、また既に捜査結論書が被疑者又は被疑者の代理人に送付されている場合は、当該事件記録を受理すること。
 - b) 証拠物（もしあれば）の添付された事件記録中の書類が、証拠書類・証拠物の一覧表通りに揃っておらず、また捜査結論書がまだ被疑者又は被疑者の代理人に送付されていない場合は、当該事件記録を受理せず、捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対して不足分の書類及び証拠物の送付を要求し、また被疑者又は被疑者の代理人に捜査結論書を送付するよう要請すること。
2. 事件記録及び捜査結論書の授受については、本法律第133条に基づいて文書に記録し、事件記録に編綴しなければならない。

第 239 条 起訴の管轄権限

1. いかなる級の検察院も起訴の権限を行使し、捜査を検査し、また同審級の検察院も起訴を決定するものとする。検察院の起訴の管轄権限は、事件を扱う裁判所の管轄権に基づいて決定されるものとする。

事件が自身の管轄下でない場合、検察院は直ちに当該事件の管轄検察院への移送を決定するものとする。省外、中央直轄市外、又は軍区外への事件の移送については、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院がこれを決定するものとする。

上級検察院が起訴の権限の行使及び捜査を検察する事件に関しては、上級検察院が起訴を決定するものとする。

上級検察院は、捜査期限の満了する2カ月前までに、下級検察院及び同審級の第一審の管轄権を有する裁判所に対して、事件記録のe研究に参加する検察官の任命について通知しなければならない。

上級検察院は、起訴を決定した後、直ちに下級検察院に対し公訴権の行使及び第一審の審理の検察を任命する決定を下さなければならない。管轄下級検察院は、事件記録及び起訴状を受領した後、本法律の規定に基づいて公訴権を行使し、及び第一審の審理を検察するものとする。

2. 検察院は、事件の移送を決定してから3日間以内に、事件の捜査を終了した機関、被疑者又は被疑者の代理人、弁護士、被害者、及び他の訴訟参加人に対して、その旨書面で通知しなければならない。

事件記録及び起訴状の送達・送付については、本法律第240条第2項に準拠して行わなければならない。この場合、起訴期限は、起訴の管轄権限を有する検察院が事件記録を受領した日から起算されるものとする。

第 240 条 起訴決定期限

1. 検察院は、事件記録及び捜査結論書を受領後、「重大でない犯罪」及び「重大な犯罪」に関しては20日間以内に、「極めて重大な犯罪」及び「特別に極めて重大な犯罪」に関しては30日以内に、下記に掲げる内のいずれかの決定を下さなければならない。

- a) 被疑者を裁判所に起訴すること。
- b) 事件記録を差し戻し、補充捜査を要求すること。
- c) 事件の中止又は暫定中止。被疑者に対する事件の中止又は暫定中止)。

必要な場合、検察院長官は、起訴決定期限を延長することができる。但し、「重大でない犯罪」及び「重大な犯罪」に関しては10日間を超えてはならず、「極めて重大な犯罪」に関しては15日間を超えてはならず、また「特別に極めて重大な犯罪」に関しては30日間を超えてはならない。

2. 検察院は、本条第1項に定める内のいずれかの決定を下してから3日間以内に、(i)補充捜査のために事件記録を差し戻した場合は、その旨を被疑者、弁護士、又は被疑者の代理人、及び被害者に通知し、(ii)起訴状、事件暫定中止決定書又は事件中止決定書、被疑者に対する事件暫定中止決定書又は事件中止決定書を作成した場合は、被疑者、被疑者の代理人、捜査機関、及び弁護士に送達・送付しなければならない。また、被害者、訴訟当事者、またその権利と法的利益の保護人に通知しなければならない。

上述の書類の授受については、本法律第133条に従って文書に記録し、事件記録に編綴するものとする。

複雑な事件の場合、被疑者又は被疑者の代理人宛の、起訴状、事件の暫定中止決定書、事件の中止決定書の送達期限を延長することができるが、10日間を超えてはならない。

3. 本条第1項に規定の各決定を下した場合は、直ちに上級検察院に送付しなければならない。上級検察院の長官は、当該決定に根拠がなく違法と思料する場合は、これを撤回し、中止し、又は取り消し、下級検察院に対して法に叶った決定を下すよう要求する権限を有するものとする。

第 241 条 予防措置及び強制措置の適用, 変更, 取消し

事件記録及び捜査結論書を受領した後, 検察院は, 本法律に定める予防措置及び強制措置の適用, 変更, 又は取消しを決定する権限を有するものとする。

起訴段階における予防措置の適用期限は, 本法律第240条第1項に規定の期限を超えてはならない。

第 242 条 起訴段階における事件の併合又は分離

1. 検察院は, 下記の各号のいずれかに該当する場合, 事件の併合を決定するものとする。

- a) 被疑者が (一度に) 複数の犯罪を犯した場合。
- b) 被疑者が複数回犯罪を繰り返した場合。
- c) 複数人の被疑者が一件の犯罪に加わった場合, 又は他の被疑者が犯罪隠匿をしているか, あるいは犯罪不告発者が存在する場合。当該犯罪行為によって財産が消費された場合。

2. 検察院は, 下記の各号のいずれかに該当する場合であって, 客観的かつ総合的な事件事実の確定に影響を及ぼさないと認めるとき, 及び被疑者に対する事件を暫定中止したときは, 事件の分離を決定するものとする。

- a) 被疑者が逃亡している場合。
- b) 被疑者が重病に罹患している場合。
- c) 被疑者が強制医療措置の対象である場合。

第 19 章 被疑者の起訴決定

第 243 条 被疑者の起訴決定

検察院は, 裁判所に対し, 起訴状に拠って被疑者を起訴するものとする。

起訴状には, 犯罪行為の発生, 被疑者の犯罪を確定できる証拠, 犯行手段, 動機, 犯行の目的・性質, 当該犯罪行為による損傷の度合い, 及び, 予防措置・強制措置の適用, 変更, 取消し, また, 刑事責任の加重減軽, 情状酌量, 被疑者の身上, さらに, 証拠書類・証拠物の採取及び暫定採取, 証拠物の取り扱い, 犯罪行為につながった原因と条件, 及び事件のその他の有意な事実関係を明記しなければならない。

起訴状の結論部分には, 罪名及び適用する刑法の条項を明記するものとする。

起訴状には, その作成日, 作成者の氏名, 役職を記載し, 作成者が署名しなければならない。

第 244 条 事件記録及び起訴状の裁判所への送付

検察院は, 起訴状の日付から3日間以内に, 事件記録及び起訴状を裁判所に送付しなければならない。複

雑な事件の場合、事件記録及び起訴状の裁判所への送付期限を延長することができるが、10日間を超えてはならない。

事件の被疑者が勾留されている場合、検察院は、勾留期間の期限が切れる7日間前までに、当該裁判所に対し、事件記録を受け取り次第被疑者の勾留を決定するよう通知するものとする。

第 245 条 補充捜査のための事件記録差し戻し

1. 検察院は、下記の各号のいずれかに該当する場合、補充捜査のために事件記録を捜査機関に差し戻す決定を下すものとする。

- a) 本法律第85条に定める事項を証明する証拠が、例え一つでも不十分な場合であって、検察院自身もそれを補充できない場合。
- b) 複数の他の犯罪の被疑者を立件する根拠がある場合。
- c) 事件に関連して共犯者又は他の犯罪者が存在するが、まだ被疑者を立件していない場合。
- d) 刑事訴訟手続に重大な違反がある場合。

2. 補充捜査を要求して事件記録を差し戻す決定を下す場合、当該決定書には、本法律の本条第1項及び第132条第2項に規定する、補充捜査が必要な問題を明記しなければならない。

3. 捜査機関は、補充捜査を求めて事件記録を差し戻した検察院の決定書に述べられた要求を、十分に実施する責任を負うものとする。不可抗力のためでもなく、また正当な支障もなく、この要求を履行しなかった場合、捜査機関はその理由を書面によって明示しなければならない。

補充捜査が終了した場合、捜査機関は補充捜査の結論書を作成しなければならない。補充捜査の結論書には、補充捜査の結果及び事件処理のための意見を明記するものとする。補充捜査の結果によって、前回の捜査の基本的な結論が変わってしまった場合は、捜査機関は、代わりに新たな捜査結論書を発付しなければならない。

事件記録及び補充捜査結論書を検察院へ移送するに当たっては、その授受及び通知は、本法律第232条及び第238条に基づいて実施するものとする。

第 246 条 裁判所からの補充捜査要求への対処

裁判所が事件記録を差し戻して補充捜査の要求を決定した場合、検察院は当該補充捜査要求の根拠を検討した上で、下記に掲げる対処をしなければならない。

1. 捜査機関に事件記録を差し戻す必要はないと認められる根拠があるにも関わらず、補充捜査を要求して事件記録を差し戻す決定がなされた場合、検察院は、直接一定の捜査活動を実施して、書類及び証拠を補充するものとする。検察院は、書類及び証拠を補充する補充捜査ができない場合、直ちに捜査機関に対し、その補充捜査の実施のため事件記録を移送する決定を下さなければならない。

補充捜査の結果によって、前回の捜査の基本的な結論が変わってしまった場合は、捜査機関は、代わりに新たな起訴状を発付し、事件記録を裁判所に移送しなければならない。補充捜査の結果が、事件の中

止となった場合、検察院は中止決定を下し、その旨裁判所に通知しなければならない。

2. 事件記録の差し戻しによる補充捜査の要求に根拠がないと決定した場合は、検察院はその理由を明記した文書を提出し、控訴決定を保留し、事件記録を再度裁判所に移送するものとする。

第 247 条 事件の暫定中止

1. 検察院は、次の各号に掲げる場合には、事件の暫定中止を決定するものとする。

- a) 被疑者が精神病又は他の危険な疾病に罹患していると法医学専門家が確定した場合、起訴期限の満了の前に、事件を暫定中止することができる。
- b) 被疑者が逃亡して所在不明であるが、起訴決定が期限切れとなった場合。この場合は、事件を暫定中止する前に、捜査機関に対して被疑者の指名手配を要求するものとする。被疑者の指名手配は、本法律第231条の規定に従って実施するものとする。
- c) 鑑定意見、及び財産価値鑑定意見を要請した場合、また外国に司法共助を要請したものの、成果が出ずに起訴決定期限が満了した場合。このような場合でも、鑑定、財産価値鑑定、及び司法共助は、結果が出るまで実施を継続するものとする。
- d) 起訴を決定するための期限が切れたが、自然災害、疫病による不可抗力により、起訴を決定するための訴訟活動を行うことができない場合。

最高人民検察院長官は、主催して、公安省大臣、国防省大臣及び関連機関の長官と協力し、本項の詳細を規定するものとする。

2. 事件の暫定中止決定書には、事件暫定中止の理由、根拠、及び本法律第132条第2項に定めるその他の各関連事項を明記しなければならない。

事件に複数の被疑者が関わっており、また、事件を暫定中止する理由が被疑者全員と無関係な場合は、当該事件暫定中止の決定は各被疑者に個別に対するものとなる。

第 248 条 事件の中止

1. 本法律第155条第2項及び第157条に定めるいずれかの根拠、又は刑法第16条、第29条、又は第91条第2項に定める根拠がある場合、検察院は不起訴の決定及び事件中止の決定を下すものとする。

2. 事件の中止決定書には、事件中止の理由、根拠、予防措置及び強制措置の取消し、証拠物及び暫定採取した書類及び証拠物（もしあれば）の取り扱い、及び本法律第132条第2項に定めるその他の各関連事項を明記しなければならない。

事件に複数の被疑者が関わっており、また、事件を中止する理由が被疑者全員と無関係な場合は、当該事件中止の決定は各被疑者に個別に対するものとなる。

第 249 条 事件の再開

1. 事件の暫定中止決定又は事件の中止決定を取り消す根拠があるとき、刑事責任の公訴の時効が到来していなければ、検察院は事件再開の決定を下すものとする。本法律第157条第5項及び第6項に基づいて捜査を中止した場合に、被疑者が同意せず再捜査を要求したときは、捜査機関又は同審級の検察院は、捜査を再開する決定を下すことができる。事件の再開については、事件全体に対して、又は各被疑者個別の事件に対しても再開できるものとする。
2. 事件の再開決定書には、事件再開の理由、根拠、及び本法律第132条第2項に定めるその他の各関連事項を明記しなければならない。
3. 検察院は、事件の再開を決定してから3日間以内に、事件の再開決定書を、被疑者又は被疑者の代理人、事件の捜査を終了した捜査機関、弁護士、被害者及び訴訟当事者、彼らの権利と合法的利益の保護人に対して、送付しなければならない。

事件の再開及び被疑者に対する事件の再開の決定書の授受については、文書に記録し、事件記録に編綴するものとする。

4. 事件再開の場合の起訴決定機関は、本法律に定める一般手続に基づいて、検察院が事件の再開決定を下した日から起算するものとする。
5. 事件を再開するに当たっては、検察院は、本法律に規定の予防措置及び強制措置を適用、変更、又は取り消す権限を有するものとする。

本法律に定める勾留の根拠がある場合は、事件を再開するための勾留期限は、起訴決定期限を超えてはならない。

第 4 編 刑事事件の審理

第 20 章 一般規定

第 250 条 直接審理、口頭審理、及び連続審理

1. 審理は、口頭で行われるものとする。

審理合議体は、被告人、被害者、訴訟当事者、又はそれぞれの代理人、証人、鑑定人、及び第一審裁判所が召喚したその他の訴訟参加人に審問し、その意見を聴いて、事件の事実関係を直接確定しなければならない。また審理合議体は、収集された書類及び証拠を検討、検査し、議事録や文書を発行し、さらに証拠を検査する他の訴訟活動を遂行し、また検察官、弁護士、被害者又は訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人の所見を聴かなければならない。

2. 審理は、休憩及び公判の暫定停止の時間を除き、連続して行われるものとする。

第 251 条 公判の暫定停止

1. 下記各号のいずれかに該当する場合、審理を暫定停止することができる。
 - a) 補充証拠、証拠書類、及び証拠物を確認する必要があるにも関わらず、開廷時にはそれが不可能であるが、公判を暫定停止した日から5日間以内で可能となる場合。
 - b) 訴訟執行管轄官又は訴訟参加人が、健康状態、又は不可抗力あるいは他の正当な事由によって公判に参加できないが、公判を暫定停止した日から5日間以内に参加できる場合。
 - c) 裁判所書記官が公判を欠席した場合。
2. 公判の暫定停止は公判調書に記録し、訴訟参加人に通知しなければならない。公判の暫定停止期限は、公判を暫定停止した日から起算して5日間を超えてはならない。期限が満了になれば、事件の審理を継続するものとする。事件の審理を継続できない場合、公判を延期するものとする。

第 252 条 裁判所による証拠の確認、収集、補充

裁判所は、下記に掲げる行動により、証拠の確認、収集又は補充を行うものとする。

1. 機関、組織、個人が提出する証拠及び事件に関連する証拠書類・証拠物を受理すること。
2. 事件に関連する書類・証拠物の提出を、機関、組織、個人に要求すること。
3. 法廷に運び込めない証拠物を現場で検討すること。
4. 犯行現場又は事件に関連する他の場所を検討すること。
5. 本法律第206条及び第215条に定める法定の鑑定・財産価値鑑定の要請、及び補充鑑定、再鑑定、財産価値再鑑定に加えて、更に鑑定意見、財産価値の鑑定を要請すること。
6. 裁判所が検察院に追加証拠を要求している場合であって、検察院が未だ補充していないときは、裁判所は、事件の処理のために、書類及び証拠の確認・収集を実施することができる。

第 253 条 証拠及び事件に関連する書類・物品の受理

1. 機関、組織、個人が、証拠及び事件に関連する書類・物品を提出するとき、公判を主宰する裁判官は、これを受理しなければならない。また提出した人物に、証拠及び事件に関連する書類・物品に関する事柄を質問することができる。当該受理については、文書に記録するものとする。
2. 機関、組織、個人から提出された証拠、証拠書類、及び証拠物については、裁判所は、受領後、直ちに同審級の検察院へ移送しなければならない。当該証拠、証拠書類、及び証拠物を受領した日から3日間以内に、検察院はそれらを検討し、事件記録に編綴し、裁判所へ返送しなければならない。

第 254 条 審理合議体の構成

1. 第一審審理合議体は、裁判官1名及び参審員2名によって構成するものとする。重大、複雑な事件については、審理合議体は、裁判官2名及び参審員3名で構成することができる。

被告人が、刑法の規定に基づいて、最高刑が終身刑又は死刑に処せられる罪に関する事件の場合は、第一審の審理合議体は、裁判官2名及び参審員3名で構成するものとする。

2. 控訴審の審理合議体は、3名の裁判官で構成されるものとする。

第 255 条 事件を審理に付す決定

1. 事件を第一審審理に付す決定書には、下記の事項を明記するものとする。

a) 発行日時，裁判所決定の表題，公判日時及び場所。

b) 審理の公開又は非公開。

c) 被告人の氏名，生年月日，出生地，経歴，住所。

d) 検察院が被告人の犯した行為に適用した罪名及び刑法の条項。

dd) 裁判官，参審員，裁判所書記官の氏名。補充裁判官，補充参審員がいる場合は，その氏名。

e) 公訴権を行使し，公判での審理を検察する検察官の氏名。補充検察官がいる場合は，その氏名。

g) 弁護士がいる場合は，その氏名。

h) 通訳人がある場合は，その氏名。

i) 公判に召喚されたその他の人物の氏名。

k) 公判において提出，検討する必要のある証拠物。

2. 事件を控訴審審理に付す決定書には，本条第1項第a号，第b号，第e号，第g号，第h号，第i号及び第k号に定める事項，第一審裁判所で決定した犯罪及び刑罰，控訴人，被控訴人，異議申立て人の各氏名，また異議申立て検察院，裁判官，裁判所書記官の氏名・名称，また，補充検察官がいる場合はその氏名，補充書記官がいる場合はその氏名を明記するものとする。

第 256 条 公判の内規

1. 出廷者は全て，適切な衣服を身に着け，セキュリティ・チェックを受け，裁判所書記官の指示を厳守しなければならない。

2. 出廷者は全て，審理合議体に敬意を払い，秩序を守り，裁判長の指示に従わなければならない。

3. 出廷者は全て，審理合議体が入廷してきた時，及び判決申し渡しの時は起立しなければならない。被告人は，検察官が起訴状又は起訴決定書を読み上げる時は，起立しなければならない。出廷のため裁判所に召喚された人物が自身の意見の陳述を希望する場合は，裁判長の許可を得なければならない。当該人物がその意見を陳述する時，又は尋問される時には，起立しなければならない。但し，健康上の問題を抱えている人物には，裁判長は着席を認めることができる。

4. 公判においては，勾留中の被告人は自身の弁護人とだけ接触することができる。当該接触については，裁判長の許可を得なければならない。

5. 16歳未満の者は、裁判所が審理のために召喚した場合を除き、法廷に入ってはならない。

第 257 条 法廷

1. 法廷は、威厳と安全性を示し、公訴権を行使する者と弁護士その他の弁護人との間の平等性を保障するように準備しなければならない。
2. 最高人民裁判所の長官は、本条の細則を制定するものとする。

第 258 条 公判調書

1. 公判調書には、公判年月日及び時間と場所、及び公判開始から終了までの経過を残らず明記しなければならない。調書を記録することに加えて、録音又は録音及び録画によっても公判の経過を記録することができる。
2. 公判における各尋問、回答、供述、及び決定は、全て調書に記録される。
3. 公判終了後、裁判長は直ちに調書を検査し、裁判所書記官と共に調書に署名しなければならない。
4. 裁判長と裁判所書記官が公判調書に署名した後、検察官、被告人、弁護士、被害者、訴訟当事者、被害者の法的諸権利と利益の保護人、利害関係人、又はその他の人物の代表者は、公判調書を閲覧することができる。いずれかの人物が訂正の記載を要請した場合、裁判所書記官は、公判調書に当該訂正と追記を記載しなければならない。この際、直接、削除、訂正してはならない。訂正及び追記は、公判調書の末尾から続けて記述し、裁判長がこれを認証するものとする。裁判長がこの要請を却下した場合、その理由を調書に明記しなければならない。

第 259 条 評議の調書

1. 評議を行うときは、評議調書を作成しなければならない。

評議調書には、判決宣告の前に、審理室において、審理合議体の構成員の全員が署名しなければならない。
2. 第一審審理合議体の評議調書には、下記に掲げる事項を明記しなければならない。
 - a) 調書の作成年月日、時間、及び審理裁判所の名称。
 - b) 裁判官及び参審員の氏名。
 - c) 審理に付された事件。
 - d) 本法律第326条第3項に規定の各評議事項に対する審理合議体の投票結果、及びその他の意見があればその意見。
3. 控訴審審理合議体の評議調書には、本条第2項第a号、第c号及び第d号に規定の事項、及び裁判官の氏名を明記しなければならない。

第 260 条 判決

1. 裁判所は、ベトナム社会主義人民共和国の名において判決を言い渡すものとする。

判決文には、審理合議体の構成員全員が署名しなければならない。

2. 第一審判決には、下記に掲げる事項を明記しなければならない。

- a) 第一審裁判所の名称。事件の受理番号及び日時。判決番号及び宣告日。審理合議体の各構成員、裁判所書記官、検察官の氏名。被告人の氏名、生年月日、出生地、居住地、経歴、学歴、民族、前科・前歴。被告人の被暫定留置日又は勾留日。被告人の代理人の氏名、年齢、経歴、出生地、住所。弁護士、証人、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人及び裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の氏名。被害者及び訴訟当事者、及びその代理人の氏名、年齢、経歴、住所。事件を審理に付す決定の番号、年月日。公開審理又は非公開審理の種別。審理期間及び場所。
- b) 起訴状又は起訴決定書の番号、及び作成年月日。起訴した検察院の名称。起訴した検察院の管理下にあったときの被告人の振る舞い。刑法の罪名及び該当する条・項・号。検察院が被告人に適用した処罰、罰条の追加、司法措置、損害賠償責任の構成。証拠物の取り扱い。
- c) 弁護士、被害者、訴訟当事者、裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の意見。
- d) 審理合議体の判決は、有罪・無罪を確定する証拠を分析し、被告が有罪か無罪かを確定し、有罪である場合は、適用する刑法の条項又は他の法規規範文書に定めるとの犯罪なのか、又は刑事責任を加重減軽する情状、及びどのような処分をするかについて明記すること。被告人が無罪である場合は、判決文には、被告人を無罪と確定した根拠、及び、法律に基づいて被告人の名誉、諸権利、及び法的利益の回復の処理について明記すること。
- dd) 告発の証拠、免罪の証拠、及び、検察官、被告人、弁護士、被害者、訴訟当事者、彼らの代理人、彼らの法的諸権利と利益の保護人の要請・提案を、審理合議体が受け入れなかった理由を分析すること。
- e) 捜査、起訴、審理の各過程における捜査官、検察官、及び弁護人の行動の適法性、及び訴訟手続上の決定を分析すること。
- g) 審理合議体の決定は、事件の訴訟費用及び控訴権の各問題を処理すること。決定が直ちに執行される場合は、その旨決定書に明記しなければならない。

3. 控訴審の判決文には、下記に掲げる事項を明記しなければならない。

- a) 控訴審裁判所の名称、事件の受理番号及び日時、判決番号及び宣告日、審理合議体の各構成員、裁判所書記官、検察官の氏名。控訴する被告人、被控訴人、被異議申立て人、及び控訴しない被告人、控訴されていない被告人、及び異議を申し立てられていない被告人であって控訴審級裁判所が検討することのできる者の被暫定留置日又は勾留日。被告人の代理人の氏名、年齢、経歴、出生地、住所。弁護士、証人、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人及び裁判所に召喚されて審理に参加したその他の人物の氏名。被害者及び訴訟当事者、及びその代理人の氏名、年齢、経歴、住所。異議申立てをした検察院の名称。公開審理又は非公開審理の種別。審理期間及び場所。

- b) 第一審事件の内容、及び判決による決定の概要。控訴又は異議申立ての内容。控訴審審理合議体の判決、控訴又は異議申立ての受理・不受理の根拠。控訴審合議体が事件処理のための根拠とした適用刑法又は他の法規規範文書の条項。
- c) 控訴審審理合議体の決定は、控訴又は異議申立てによる事件の、第一審及び控訴審の訴訟費用等の各問題の処理。

第 261 条 判決文の訂正、補充

1. 判決文は、明白な綴り間違い、数値の間違い、又は計算間違いが見つかった場合を除き、訂正、補充してはならない。

判決文を訂正及び補充することによって、事件の性質が変化するか、又は被告人及びその他の訴訟参加人が不利益を被ることがあってはならない。

判決文の訂正及び補充は、書面によって行うものとし、その後直ちに本法律第262条に規定の各人物に送付するものとする。

2. 本条第1項に定める判決文の訂正及び補充は、当該判決・決定を下した公判を主宰する裁判官が行うものとする。公判を主宰する裁判官がすることが不可能な場合は、その事件の審理を実施した裁判所の長官が判決の訂正及び補充を行うものとする。

第 262 条 判決文の交付と送達

1. 第一審裁判所は、判決の宣告日から10日間以内に、被告人、被害者、同審級の検察院、弁護人に対して判決の写しを交付しなければならない。また、当該判決の写しを、本法律第290条第2項第c号に規定の欠席審理を受けた被告人、直近上級検察院、同審級の捜査機関、刑事判決執行管轄機関、勾留施設、及び被告人が現に勾留中の拘置所に対して送付しなければならない。さらに、被告人が居住する村（コミュニティ）、区、町の行政機関又は被告人が勤務若しくは学習する機関、組織に、書面での旨を通知しなければならない。また、判決文の写し又は関連部分の抜粋を作成の上、訴訟当事者又はその代理人に交付しなければならない。

本法律第290条第2項第a号又は第b号の規定に基づいて被告人欠席で審理した場合は、前記の期限内に、被告人が最後に居住した村（コミュニティ）、社、区、町の行政機関の本部、又は被告人が最後に勤務・学習した機関、組織の事務所に、判決文を掲示しなければならない。

第一審判決が、罰金、財産没収、又は民事判決執行法に定める民事決定を下した場合、第一審裁判所は、当該判決文の写しを民事判決執行管轄機関に送付しなければならない。

2. 判決又は決定の宣告日から10日間以内に、控訴審裁判所は、当該控訴審判決又は決定を、同審級の検察院、刑事判決執行管轄機関、捜査機関、検察院、第一審裁判所、被告人が勾留されている場合は暫定留置場又は拘置所、控訴人、控訴又は異議申し立てをする権利・義務を有する人物、又はその代理人、及び、管轄控訴審の判決が、罰金、財産没収、又は民事判決の決定を下した場合は管轄の民事判決執行機関に送付し、被告人が居住する村（コミュニティ）、区、町の行政機関又は被告人が勤務又は学習する

機関、組織に、書面でその旨を通知しなければならない。高級人民裁判所が控訴審を行う場合は、上記期限を延長することができるが、25日間を超えてはならない。

第 263 条 公判における通訳人

1. 被告人、被害者、訴訟当事者、又は証人がベトナム語を話せないか、又は聾啞者である場合、通訳人は、彼らが公判における口頭による証言、尋問、返答、及び裁判官評議会の決定内容、及び彼らに関係する事項を理解できるように通訳しなければならない。
2. 通訳人は、本条第1項に定める人物の口頭による証言、尋問、及び返答を、審理合議体及びその他の審理参加人全員が聞き取れるように、ベトナム語に通訳しなければならない。

第 264 条 管理上の不備及び違反の是正勧告

1. 裁判所は判決を下すと共に、機関及び組織内部で犯罪が発生する原因と条件を克服するために必要な措置を適用するよう、当該機関、組織に勧告するものとする。当該機関、組織は、裁判所の勧告を受領してから30日間以内に、適用した措置について書面で裁判所に通知しなければならない。
2. 裁判所の勧告は、公判において判決文と共に朗読することができるし、又は、単に関係機関、組織に送付することもできる。

第 265 条 管轄機関への、法律文書の検討・取り扱いに関する勧告

裁判所は、刑事事件の審理過程において憲法、法律、国会決議、国会常任委員会の国会令・決議に反する法律文書を発見した場合は、管轄機関に対して、機関、組織、及び個人の法的権利と利益を保証するため、当該文書の訂正、補充、又は撤廃を検討するよう勧告するものとする。

勧告を受けた法律文書の処理結果に関する検討、及び裁判所へ回答については、法律の規定に従って行うものとする。

第 266 条 審理段階で公訴権を行使するに当たっての検察院の任務と権限

1. 第一審審理の段階で公訴権を行使するに当たって、検察院は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。
 - a) 起訴状を朗読すること。略式手続による起訴決定、その他審理における被告人への追求決定を朗読すること。
 - b) 尋問し、証拠物を検討し、現場を検討すること。
 - c) 論告し、弁論し、起訴決定の一部又は全部を撤回すること。同等もしくはより軽微な余罪の結論を出すこと。公判において、事件処理に関する検察院の意見を発表すること。
 - d) 未だ裁かれていない犯罪及び犯罪者がいる場合に、裁判所の間違った不正な判決・決定に対し

て異議を申立てること。

dd) 第一審の段階で公訴権を行使するに当たって、本法律に定めるその他の任務と権限を遂行、行使すること。

2. 控訴審の段階で公訴権を行使するに当たって、検察院は、下記に掲げる任務と権限を有するものとする。

a) 控訴及び異議申立ての内容について、意見を陳述すること。

b) 新たな証拠を補充すること。

c) 補充、変更、又は異議を申立てること。異議の一部又は全部を撤回すること。

d) 尋問し、証拠物を検討し、現場を検討すること。

dd) 公判、審理の場で、事件処理に関する検察院の意見を発表すること。

e) 被告人、弁護人、その他の訴訟参加人と討論すること。

g) 控訴審の段階で公訴権を行使するに当たって、本法律に定めるその他の任務と権限を遂行、行使すること。

第 267 条 審理を検察するに当たっての検察院の任務と権限

1. 裁判所での刑事事件の審理における法律遵守を検察すること。

2. 訴訟参加人の法律遵守を検察し、管轄機関及び組織に対して、法律に違反した訴訟参加人に厳正に対処するよう要求、建議すること。

3. 裁判所の判決・決定文、その他の訴訟文書を検察すること。

4. 同審級又は下級の裁判所に対して、刑事事件の異議申立ての検討・決定のために、調書を送付するよう要請すること。

5. 訴訟手続に重大な法律違反がある裁判所の判決、決定に対して異議を申し立てること。

6. 裁判所、機関、組織、及び個人に対して、本法律に定める訴訟活動を実施するよう建議、要請すること；訴訟活動における違反を克服するよう裁判所に建議すること。

7. 関係機関、組織に対し、その管理活動において、犯罪・法律違反を防止す措置を適用するよう建議すること。

8. 本法律の規定に従って、刑事事件の審理を検察するに当たり、要求し建議する権限、またその他の任務や権限を行使すること。

第 21 章 第一審の審理

第 1 節 各審級裁判所の管轄権

第 268 条 裁判所の審理管轄権

1. 県級人民裁判所及び地域軍事裁判所は、下記に掲げる犯罪を除き、「重大でない犯罪」、「重大な犯罪」、「極めて重大な犯罪」、及びその他の刑事事件の第一審審理を行うものとする。
 - a) 国家の安全保障を侵害する犯罪。
 - b) 平和及び人類を脅かす犯罪、及び戦争犯罪。
 - c) 刑法第123条、第125条、第126条、第227条、第277条、第278条、第279条、第280条、第282条、第283条、第284条、第286条、第287条、第288条、第337条、第368条、第369条、第370条、第371条、第399条及び第400条に定める各犯罪。
 - d) ベトナム社会主義共和国の領土外で行われた犯罪。
2. 省級人民裁判所及び軍区級軍事裁判所は、下記に掲げる事件の第一審審理を行うものとする。
 - a) 県級人民裁判所及び地域軍事裁判所の管轄下でない刑事事件。
 - b) 被告人、被害者、訴訟当事者が海外に在住するか、又は事件に関係する財産が海外に存在する刑事事件。
 - c) 県級人民裁判所及び地域軍事裁判所の審理管轄権下にあるにも関わらず、多くの複雑な状況が存在していて、事件特性の評価・統合が困難であるか、又は多くの審級や多くの分野が絡んでいる刑事事件。及び、裁判官、検察官、捜査官、又は県、郡、市、省直轄市、中央直轄市の幹部指導者、又は少数民族の中で宗教的に高位にあるか威信の高い人物が被告人である刑事事件。

第 269 条 区域管轄権

1. 犯行場所の区域に所在する裁判所が、当該刑事事件の審理管轄権を有するものとする。犯罪が複数の異なる場所で行われた場合、又は犯罪が行われた場所が不明な場合は、捜査が終了した場所に所在する裁判所が審理管轄権を有するものとする。
2. 国外で犯罪を犯した被告人について、その審理をベトナムで行う場合は、当該人物の国内における最後の居住地の区域に所在する省級人民裁判所が審理を行うものとする。被告人の国内における最後の居住地が確定できない場合は、最高人民裁判所の長官が、当該事件の審理をハノイ市人民裁判所、又はホーチミン市人民裁判所、あるいはダナン市人民裁判所に任ずる決定を下すものとする。

国外で犯罪を犯した被告人について、軍事裁判所が審理管轄権を有する場合は、中央軍事裁判所の長官の決定に従い、軍区級軍事裁判所が審理を行うものとする。

第 270 条 ベトナムの領空外又は領海外を航行中のベトナム社会主義共和国の航空機又は船舶で行われた犯罪を審理する管轄権

ベトナムの領空又は領海外を航行中のベトナム社会主義共和国の航空機又は船舶で行われた犯罪については、当該航空機若しくは船舶が最初に帰航する空港、港の所在地、又は当該航空機あるいは船舶が登録されている場所のベトナム裁判所の審理管轄権に属するものとする。

第 271 条 互いに異なる審級の裁判所の管轄区域において、複数の犯罪を犯した被告人の審理
被告人が複数の犯罪を行い、その犯罪の一つが上級裁判所の審理管轄権下にある場合は、当該上級裁判
所が事件全体を審理するものとする。

第 272 条 軍事裁判所の審理管轄権

1. 下記に掲げる刑事事件は、軍事裁判所の審理管轄権下にあるものとする。
 - a) 以下の人物が被告人である刑事事件。(i)ベトナム国軍兵士、国軍所属の職員、労働者、国防将校、
(ii)招集訓練あるいは戦闘体制の監査中の予備役兵、又は、(iii)招集訓練中の民間防衛隊の民兵、
あるいは戦闘時の人民軍との協力調整者、戦闘支援員、あるいは、(iv)人民軍に配属、招集され、
又は雇用契約を結んだ公民。
 - b) 以下の人物が被告人である刑事事件。(i)本条第1項第a号の規定に該当せず、(ii)軍事機密に関わっ
たか、(iii)現役軍人、軍職員、労働者、国防将校、招集訓練中又は戦闘体制の監査中の予備役兵の
生命、健康、名誉、尊厳に侵害を生じさせたか、(iv)人民軍の財産、名誉、及び威信を毀損したか、
又は、(v)陣営あるいは人民軍が管理・防衛する軍区内で犯罪を犯した者。
2. 軍事裁判所は、戒厳令下にある全ての地域で発生した犯罪に対して審理管轄権を有するものとする。

第 273 条 人民裁判所及び軍事裁判所の管轄区内で複数の犯罪を犯した被告人の審理

被告人と犯罪の両方が軍事裁判所の管轄権に属する事件、又は、被告人と犯罪の両方が人民裁判所の管
轄権に属する事件の審理管轄権は、以下のように実施するものとする。

1. 事件が分離できる場合、軍事裁判所の管轄権に属する被告人と犯罪については、軍事裁判所で審理
するものとし、人民裁判所の管轄権に属する被告人と犯罪については、人民裁判所で審理するものとし
る。
2. 事件が分離できない場合、軍事裁判所が全ての事件を審理するものとする。

第 274 条 審理段階における事件の移送

1. 裁判所は、事件が自らの管轄下でないときは、起訴権を有する検察院へ移送するために、一旦、当
該起訴を行った検察院に事件記録を差し戻すものとする。

起訴を行った検察院は、事件記録を差し戻された日から3日間以内に、自身の管轄権に基づいて起訴し
得る検察院への事件記録の移送を決定しなければならない。省外、中央直轄市外、又は軍区外への事件
の移送については、本法律第239条の規定に従って実施しなければならない。

検察院は、それでも当該事件が事件記録を差し戻した裁判所の管轄下にあると思料するときは、事件記
録に理由書を添付の上、再度当該裁判所に移送するものとする。当該裁判所がそれでも事件は自身の権

限下にはないと思料する場合は、当該権限紛争は本法律第275条の規定に準拠して処理するものとする。検察院は、管轄権を有する裁判所の決定に従わなければならない。

2. 起訴期限及び予防措置の適用については、本法律第240条及び第241条の規定に従って実施するものとする。

第 275 条 審理管轄権紛争の処理

1. 同一省内、又は同一中央直轄市内における各県級人民裁判所間の審理管轄権紛争、あるいは同一軍区内における各地域級軍事裁判所間の審理管轄権紛争については、それぞれ省級人民裁判所長官及び軍区級軍事裁判所長官の決定により処理するものとする。

2. 異なる省又は異なる中央直轄市の県級人民裁判所間の審理管轄権紛争、あるいは異なる軍事地域の地域級軍事裁判所間の審理管轄権紛争については、事件の捜査終了が決定した場所を管轄する省級人民裁判所長官又は軍区級軍事裁判所長官の決定により処理するものとする。

3. 各省級人民裁判所間の審理管轄権紛争、又は各軍区級軍事裁判所間の審理管轄権紛争については、それぞれ最高人民裁判所の長官又は中央軍事裁判所の長官の決定により処理するものとする。

4. 人民裁判所及び軍事裁判所間の審理管轄権紛争は、最高人民裁判所の長官の決定によって処理するものとする。

管轄権に基づく事件の移送は、本法律第274条の規定に基づいて実施しなければならない。

第 2 節 審理準備

第 276 条 事件記録と起訴状の受領、及び事件の受理

1. 検察院が、起訴状、及び（証拠物がある場合は）証拠物を添付した事件記録を送付したときは、裁判所は、下記事項を検査、処理しなければならない。

a) 事件記録に編綴された書類、及び（証拠物がある場合は）証拠物が、書類・証拠明細書を比較参照して完全に揃っていること、また、起訴状が被疑者又はその代理人に送達されていることを確認し、然る後に事件記録を受理すること。

b) 事件記録に編綴された書類、及び（証拠物がある場合は）証拠物が、書類・証拠明細書を比較参照して完全に揃っていない場合、又は、起訴状が被疑者又はその代理人に送達されていない場合、事件記録を受理せず、検察院に対して不足の書類及び証拠物を補充し、また起訴状を被疑者又はその代理人に送達するよう要求すること。

2. 事件記録及び起訴状の授受は、本法律第133条の規定に従って文書に記録し、事件記録に編綴しなければならない。

裁判所は、事件記録と起訴状の受領後、直ちに事件を処理しなければならない。裁判所長官は、事件の受理後3日間以内に、事件の処理のための公判を主宰する裁判官を任命しなければならない。

第 277 条 審理準備期限

1. 事件記録を受理した日から起算して、「重大でない犯罪」については30日以内、「重大な犯罪」については45日以内、「極めて重大な犯罪」については2ヶ月以内、「特別に極めて重大な犯罪」については3ヶ月以内に、公判を主宰する裁判官は、下記に掲げる決定の内のいずれかを下さなければならない。

- a) 事件の審理を開始すること。
- b) 補充捜査を要求して、事件記録を差し戻すこと。
- c) 事件を中止、又は暫定中止すること。

複雑な事件については、裁判所長官は審理準備期限の延長を決定できるものとするが、延長期間は、「重大でない犯罪」及び「重大な犯罪」については15日間、「極めて重大な犯罪」及び「特別に極めて重大な犯罪」については30日間を超えてはならない。審理準備期限の延長については、直ちに同審級の検察院に通知しなければならない。

2. 補充捜査を要求して差し戻した事件については、公判を主宰する裁判官は、事件記録を受理してから15日以内に、事件を審理に付す決定をしなければならない。事件を再開した場合、審理準備期限は、本法律の一般規定に基づいて裁判所が事件再開を決定した日から起算するものとする。

3. 裁判所は、事件を審理に付す決定が下された日から15日以内に開廷しなければならない。但し、不可抗力又は正当な支障がある場合は、延長して30日以内に開廷することができる。

第 278 条 予防措置又は強制措置の適用、変更、取消し

1. 当該公判の裁判長を務める裁判官は、事件を受理した後、予防措置又は強制措置の適用、変更、取消しを決定する権利を有するものとする。但し、勾留措置の適用、変更、又は取消しについては、裁判所の長官又は副長官が決定するものとする。

2. 審理準備のための勾留期限は、本法律第277条第1項に定める審理準備期間を超えてはならない。

3. 勾留中の被告人であって、その勾留期限が公判の開始日には期限切れとなる者については、審理合議体は、当該勾留の継続が審理を終了するために必要であると認める場合は、審理の終了まで勾留を継続する命令を下すものとする。

第 279 条 公判開始前までの要請・提案への対処

1. 公判の開始までに、公判を主宰する裁判官は、下記に掲げる各要請・提案を処理しなければならない。

- a) 検察官又は訴訟参加人の要請する(i)追加証拠の提出、(ii)証人、訴訟遂行管轄官、その他の訴訟参加人の召喚、及び、(iii)審理合議体構成員や裁判所書記官の回避。
- b) 被告人又は被告人の代理人の要求する弁護人の交代、又は予防措置、強制措置の取消し。

- c) 検察官又は訴訟参加人の要請する略式手続審理、公開又は非公開審理。
- d) 訴訟参加人が要請する審理の欠席。

2. 当該要請や要求に根拠があると認められる場合は、公判を主宰する裁判官は、自身の管轄権に基づいてこれを処理するか、又は本法律に規定の処理権を有する人物に処理させ、要求した人物にその旨通知するものとする。当該要請・要求を受け入れない場合は、理由を明記して書面で通知するものとする。

第 280 条 補充捜査のための事件記録の差し戻し

1. 公判を主宰する裁判官は、下記の各号のいずれかに該当する場合、補充捜査のために検察院へ事件記録を差し戻す決定を下すものとする。

- a) 本法律第85条に規定する事項の一つを証明する証拠がなく、また公判で当該証拠を補充できないとき。
- b) 検察院が既に起訴している行為以外にも、被告人が刑法の規定で犯罪構成行為とされる行為を犯していると信ずるに足る根拠があるとき。
- c) 被告人の他にも、共犯者又は刑法の規定で犯罪構成行為とされる行為を犯した者が存在すると信ずるに足る根拠があるが、事件としても、また被疑者としても立件されていない場合。
- d) 訴訟手続において、立件、捜査、又は起訴段階で重大な違反が発見された場合。

2. 検察院が、補充捜査のための事件記録差し戻しの根拠を発見した場合、当該検察院は裁判所に対して、書面で事件記録差し戻しを提案するものとする。

3. 補充捜査のための事件記録の差し戻し決定書には、補充捜査を必要とする理由を明記しなければならない。また差し戻し決定の日から起算して3日間以内に事件記録を添付の上、検察院に返送しなければならない。

補充捜査の結果、事件の中止という結論に至った場合、検察院は事件の中止を決定し、その決定の日から3日間以内に、裁判所に当該決定を通知しなければならない。

補充捜査の結果、事件の変更という結論に至った場合、検察院は新しい起訴状を交付して旧起訴状と取り換えるものとする。

検察院が裁判所の要求した問題を補充できず、それでも起訴決定を維持する場合は、裁判所は事件の審理を進めるものとする。

第 281 条 事件の暫定中止

1. 下記の各号のいずれかに該当する場合、公判を主宰する裁判官は、事件の暫定中止を決定するものとする。

- a) 本法律第229条第1項第b号及び第c号に定める根拠がある場合。
- b) 被疑者又は被告人の所在が不明のまま、審理準備期限が切れた場合。この場合は、捜査を暫定中

止する前に、捜査機関に対し被疑者又は被告人の指名手配の決定を要請しなければならない。被疑者又は被告人を指名手配については、本法律第231条の規定に従って実施しなければならない。

c) 裁判所の建議した法律文書の処理結果を待っている場合。

2. 事件に複数の被疑者又は被告人が関わっていて、事件暫定中止の根拠が被疑者又は被告人全員には関係しない場合、事件暫定中止は、各被疑者又は被告人に対して個別に実施することができる。
3. 事件の暫定中止決定書には、暫定中止理由及び本法律第132条第2項に定める事項を明記しなければならない。

第 282 条 事件の中止

1. 公判を主宰する裁判官は、下記の各号のいずれかに該当する場合、事件の中止を決定するものとする。
 - a) 本法律第155条第2項又は第157条第3項、第4項、第5項、第6項、及び第7項に定める根拠の内いずれかが存在する場合。
 - b) 公判の開始までに、検察院が全ての起訴決定を取り消した場合。

事件に複数の被疑者又は被告人が関わっていて、事件中止の根拠が被疑者又は被告人全員には関係しない場合、事件中止は、各被疑者又は被告人に対して個別に実施することができる。

2. 事件の中止決定書には、中止理由及び本法律第132条第2項に定める事項を明記しなければならない。

第 283 条 事件の再開

1. 事件の中止又は暫定中止の決定を撤回する理由があり、また刑事責任の起訴期限が切れていない場合は、当該中止・暫定中止を決定した裁判官が事件の再開決定を下すものとする。

事件の中止又は暫定中止を決定した裁判官が事件を再開しない場合は、裁判所の長官が事件再開を決定するものとする。

2. 被疑者又は被告人に対し、個別に事件が中止・暫定中止された場合、被疑者又は被告人に対し個別に事件の再開が決定されるものとする。
3. 事件の再開決定書には、再開理由及び本法律第132条第2項に定める事項を明記しなければならない。
4. 事件を再開するときは、裁判所は、本法律に定める予防措置及び強制措置の適用、変更、及び取消しを決定する権限を有するものとする。

本法律の規定に基づいて勾留しなければならない根拠がある場合、事件を再開するまでの勾留期限は、審理準備期限を超えてはならない。

第 284 条 検察院に対する補充書類及び追加証拠の要求

1. 事件の処理のために、書類や証拠の補充が必要と認められる場合は、当該公判の裁判長を務める裁判官は、検察院に対して、補充捜査のために事件記録を返送することなく、当該補充を要求することができる。
2. 補充書類や追加証拠を要求については、書面によって行うものとし、補充すべき書類や証拠を明示しなければならない。また、作成日付から起算して2日間以内に、当該要請書を同審級の検察院に送付しなければならない。
3. 検察院は、裁判所の要請を受領した日から起算して5日間以内に、補充を要求された書類や証拠を裁判所に送付するものとする。検察院が当該書類や証拠を補充しなかった場合、裁判所は事件の審理を進行するものとする。

第 285 条 検察院による起訴決定の撤回

本法律第157条に定める根拠の内のいずれかが存在、又は刑法第16条、第29条、又は第91条第2項の規定に基づく根拠が存在すると認める場合は、検察院は公判の開始までに起訴決定を撤回し、裁判所に事件の中止を建議するものとする。

第 286 条 第一審裁判所の決定の送達、送付

1. 事件を審理に付す決定は、公判開始前の遅くとも10日前までに、被告人又はその代理人に送達し、弁護士、被害者、及び訴訟当事者に送付しなければならない。

被告人が欠席のまま審理を行う場合、事件を審理に付す決定は、被告人の弁護士又は代理人宛に送達するものとし、また当該決定書を、被告人が最後に居住していた村（コミュニティ）、区、町の人民委員会本部、又は、被告人が最後に勤務又は学習していた機関あるいは組織に掲示しなければならない。

2. 裁判所による事件の中止、暫定中止、及び再開の決定書は、当該決定を下した日から3日間以内に、被疑者、被告人、被害者、又はそれぞれ代理人に送達し、その他の訴訟参加人に送付しなければならない。
3. 当該公判の裁判長を務める裁判官の任命の決定、事件を裁判に付す決定、及び事件の暫定中止、中止、再開の決定については、決定を下した日から起算して2日間以内に、同審級の検察院へ送付しなければならない。また、事件の暫定中止及び中止決定については、決定を下した日から起算して2日間以内に、直近上級検察院に送付しなければならない。
4. 被疑者又は被告人に対する予防措置及び強制措置の適用、変更、取消しの決定については、決定を下した日から起算して24時間以内に、同審級の検察院、又は被疑者、被告人が勾留されている拘置所に通知しなければならない。

第 287 条 公判において尋問する必要がある人物の召喚

事件を審理に付す決定、又は検察官、弁護士、他の訴訟参加人の要請に基づいて、公判を主宰する裁判官は、公判において尋問する必要がある人物を召喚するものとする。

第 3 節 公判における訴訟手続の一般規定

第 288 条 審理合議体の構成員と裁判所書記官の出廷

1. 審理合議体の構成員及び裁判所書記官の定数が満たされている場合のみ、公判は遂行されるものとする。審理合議体の構成員は、審理の最初から終了まで事件を審理しなければならない。
2. 裁判官、参審員が継続して事件の審理に参加できない場合であっても、最初から裁判に参加している代わりの裁判官、参審員がいれば、当該裁判官、参審員は審理合議体の交代構成員として事件を審理することができる。審理合議体に2名の裁判官が存在し、公判を主宰する裁判官が継続して事件を審理できない場合は、もう一人の審理合議体の構成員である裁判官が裁判長を務め、新たに補充される裁判官を審理合議体の構成員として補充するものとする。
3. 本条第2項に定める交代要員の裁判官又は参審員がいらない場合、又は裁判長を交代しなければならない場合であって、裁判長を務める裁判官がいらないときは、公判を延期しなければならない。
4. 裁判所書記官が交代する場合、又は継続して公判に参加できない場合であっても、交代要員の裁判所書記官がいれば、裁判所は事件を審理することができる。交代要員の裁判所書記官がいらない場合は、公判を暫定停止するものとする。

第 289 条 検察官の出廷

1. 同審級の検察院の検察官は、公訴権を行使するため、及び審理を検察するために公判に出廷しなければならない。検察官が欠席した場合は、公判を延期しなければならない。事件が重大かつ複雑な性質のものである場合は、複数の検察官が出廷できる。検察官が公判に出廷できない場合は、公判の最初から参加していた交代要員の検察官が交代して、公訴権を行使し、また公判における審理を検察するものとする。
2. 検察官が交代するとき、又は継続して公訴権を行使し、公判における審理を検察するときに、交代用の検察官がいらない場合、審理合議体は公判を延期するものとする。

第 290 条 被告人の公判出廷

1. 被告人は、裁判所の召喚状に応じて公判に出廷しなければならない。不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく欠席した場合は、連行されるものとし、また不可抗力により、あるいは正当な支障があって欠席した場合は、公判は延期しなければならない。

被告人が精神病又はその他の重篤な病に罹患している場合は、審理合議体は、被告人が病気から快復す

るまで事件を暫定中止するものとする。

被告人が逃亡した場合は、審理合議体は事件を暫定中止し、捜査機関に被告人の指名手配を要請するものとする。

2. 裁判所は、次の各号に掲げる場合のみ、被告人が欠席しても審理することができる。

a) 被告人が逃亡し、その指名手配が奏功しなかった場合。

b) 被告人が国外に滞在中で、公判に召喚できない場合。

c) 被告人が欠席裁判を提案し、審理合議体がこれを受け入れた場合。

d) 被告人の欠席が、不可抗力のためでもなく正当な支障もなかった場合、被告人の欠席は審理の障害にはならないものとする。

第 291 条 弁護人の出廷

1. 弁護人は、自身の弁護を受け入れた人物を弁護するために、公判に出廷しなければならない。弁護人は、自身の弁論を事前に裁判所に送付することができる。弁護人が、不可抗力又は正当な支障によって初めて欠席した場合は、被告人が弁護人不在の審理に同意しない限り、裁判所は公判を延期しなければならない。弁護人が、不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく欠席した場合、又は二度目の正式の召喚を受けたにも関わらず再び欠席した場合、裁判所は公判審理を開廷するものとする。

2. 弁護人が、本法律第76条第1項の規定に基づいて出廷が義務付けられているにも関わらず、欠席した場合は、被告人又はその代理人が弁護人不在の審理に同意しない限り、審理合議体は公判を延期しなければならない。

第 292 条 被害者、訴訟当事者、又はその代理人の出廷

1. 被害者、訴訟当事者、又はその代理人が欠席した場合は、審理合議体は状況に応じて公判の延期を決定するか、又はそのまま審理を進めるものとする。

2. 被害者又は訴訟当事者の欠席が、損害賠償の補償の処理についてのみ支障になると認められる場合は、審理合議体は、法律の定めるところにより、当該補償を審理から分離することができる。

第 293 条 証人の出廷

1. 証人は、事件の事実関係を明らかにするために公判に参加するものとする。証人は欠席したが、事前に捜査機関に供述している場合は、裁判長は、公判において当該供述を公表するものとする。事件にとって重要な問題の証人が欠席した場合は、審理合議体は、事件に応じて公判を延期するか、又は審理を進める決定を下すものとする。

2. 裁判所に召喚された証人が、不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく、故意に出廷を拒否し、その不在が審理を妨害するときは、本法律に定める勾引決定を下すものとする。

第 294 条 鑑定人，財産価値鑑定人の出廷

1. 鑑定人，財産価値鑑定人は，裁判所に召喚されたときは公判に参加するものとする。
2. 鑑定人，財産価値鑑定人が欠席した場合，審理合議体は，状況によって公判延期の決定を下すか，又は引き続き審理を進行させる決定を下すものとする。

第 295 条 通訳人，翻訳人の出廷

1. 通訳人，翻訳人は，裁判所に召喚されたときは公判に参加するものとする。
2. 通訳人，翻訳人が欠席して，交代要員がない場合は，審理合議体は公判延期の決定を下すものとする。

第 296 条 捜査官及びその他の人物の出廷

審理の過程において必要と認められる場合は，審理合議体は，捜査官，事件を受理，処理した訴訟遂行管轄官，及びその他の人物を公判に召喚し，事件に関連する各問題について陳述させることができる。

第 297 条 公判の延期

1. 裁判所は，下記の各号のいずれかに該当する場合，公判を延期するものとする。
 - a) 本法律第52条，第53条，第288条，第289条，第290条，第291条，第292条，第293条，第294条及び第295条に定める根拠のいずれか一つでも存在する場合。
 - b) 追加証拠，証拠書類，及び証拠物を確認，収集する必要があるにも関わらず，開廷時にはそれがすぐには不可能である場合。
 - c) 補充鑑定，再鑑定が必要な場合。
 - d) 財産価値鑑定，財産価値再鑑定が必要な場合。

公判が延期された場合，事件は最初から審理しなければならない。

2. 第一審公判の延期期限は，公判延期の決定の日から起算して30日間を超えてはならない。
3. 公判延期決定書には，下記に掲げる事項を含むものとする。
 - a) 決定年月日。
 - b) 裁判所の名称，及び裁判官，参審員，裁判所書記官の氏名。
 - c) 公訴権を行使し，審理の審理を檢察する檢察官の氏名。
 - d) 審理に付される事件。
 - dd) 公判の延期理由。

e) 再公判の開廷期間及び開廷場所。

4. 公判延期の決定書には、裁判長が、審理合議体を代表して署名しなければならない。裁判長が不在又は交代した場合は、裁判所長官が公判延期の決定を下すものとする。

公判延期の決定は、直ちに、公判に出廷している他の訴訟参加人に伝えなければならない。また、決定の日から起算して2日間以内に、同審級の検察院及びその他の欠席した人物に決定書を送付しなければならない。

第 298 条 審理の制限

1. 裁判所は、検察院が起訴し、裁判所が事件を審理に付した被告人及び罪名の範囲に従って審理するものとする。

2. 裁判所は、検察院が起訴のために適用した同一法の他の条項に従って、又は検察院が起訴した犯罪と同等の犯罪又はより軽微な犯罪について、被告人を裁くことができる。

3. 裁判所は、検察院が起訴した刑事行為よりもより重罪の犯罪で被告人を裁くことが必要と思料する場合、事件記録を検察院に差し戻し、検察院による再起訴、及びその理由を明記して、被告人又は被告人の代理人、弁護人に通知するものとする。検察院が、自身の起訴した犯罪を維持しようとする場合、裁判所は被告人をより重罪で裁くことができる。

第 299 条 裁判所の判決又は決定

1. 判決は、審理合議体が審理室で討議し票決しなければならない。

2. 審理合議体の構成員、検察官、裁判所書記官、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人の交代の決定、事件の中止又は暫定中止の決定、公判延期の決定、被告人の勾留又は釈放の決定については、審理室において審理し、票決し、文書化しなければならない。

3. 審理合議体が法廷で審理し票決するその他の問題については、文書を作成する必要はないが、公判調書に記録しなければならない。

第 4 節 公判開始手続

第 300 条 公判開始準備

公判開始の前に、裁判所書記官は、以下に掲げる手続を実施しなければならない。

1. 裁判所に召喚された人々の出欠を検査すること。いずれかの人物が欠席した場合は、その理由を告げなければならない。

2. 公判の内規を周知すること。

第 301 条 公判開始

1. 公判を主宰する裁判官は、公判を開始し、事件を審理に付す決定を朗読するものとする。
2. 裁判所書記官は審理合議体に対し、裁判所に召喚された人々の出欠、及び欠席理由を報告するものとする。
3. 裁判長は、裁判所の召喚状に応じて出廷した人々を再検査し、その身元を確認し、さらに出廷者の権利及び義務を説明するものとする。

第 302 条 裁判官、参審員、検察官、裁判所書記官、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人の交代建議に対する対処

裁判長は、検察官及び出廷した訴訟参加人に対し、裁判官、参審員、検察官、裁判所書記官、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人の交代の提案があるか否かを問わなければならない。いずれかの人物が交代の提案をした場合は、審理合議体がこれを検討し、決定するものとする。

第 303 条 通訳人、翻訳人、鑑定人、財産価値鑑定人の誓約

裁判長は、通訳人、翻訳人、鑑定人、財産価値鑑定人に対してその権利と義務を説明した後、彼らが自らの責任を十分に遂行する旨誓約することを要求するものとする。

第 304 条 証人の誓約及び隔離

1. 裁判長は、証人に対しその権利と義務について説明した後、証人に真実を述べる旨誓約するよう要求するものとする。
2. 証人に事件について尋問する前に、裁判長は、証人同士が互いの証言を聞き、又は他の関係者と接触することを防ぐために、種々の措置の適用を決定することができる。被告人及び証人の証言が互いに影響を与える可能性がある場合は、裁判長は証人尋問の前に、被告人を証人から隔離する決定を下すことができる。

第 305 条 証拠調べの要求への対処、及び関係人が欠席した場合の公判延期要求への対処

裁判長は、検察官及び出廷した各訴訟参加人に対し、審理のために補充の証人の召喚、又は補充の証拠物、及び書類の提出を要求する者がいるか否かを問わなければならない。また、訴訟参加人のいずれかが欠席した場合、又は公判には参加しているものの、健康上の理由で訴訟手続に参加できなかった者がいる場合、裁判長は、公判延期を要求する者がいるか否かを問わなければならない。要求する者がいれば、審理合議体がこれを検討し、決定するものとする。

第 5 節 公判における争訟手続

第 306 条 起訴状の朗読

検察官は、尋問の前に起訴状を朗読し、補充意見があればそれを陳述するものとする。当該補充意見は、被告人の状況を不利にするものであってはならない。

第 307 条 尋問手順

1. 審理合議体は、事件における各事実、各犯罪、及び各人の事実関係を完全に確定しなければならない。尋問を実施する裁判長は、誰から先に尋問するのかを合理的な順番で決定するものとする。
2. 各人物を尋問するに当たっては、裁判長が最初に尋問し、次に各参審員が、その後に検察官、弁護士、訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人が質問する。

訴訟参加人は公判において、裁判長に対し、明らかにする必要のある事実関係について、更に尋問するよう要請できるものとする。

鑑定人及び財産価値鑑定人に対しては、鑑定、財産価値鑑定に関係する事柄について質問するものとする。

3. 尋問時、審理合議体は事件に関係する証拠物を取り調べるものとする。

第 308 条 捜査及び起訴段階における供述の公表

1. 尋問を受ける人物が公判に出廷した場合、審理合議体、検察官は、捜査及び起訴段階における当該人物の供述を公表してはならない。
2. 下記の各号のいずれかに該当する場合にのみ、捜査及び起訴段階における供述を公表することができる。
 - a) 公判で尋問を受けた人物の供述が、捜査及び起訴段階で行った供述と矛盾する場合。
 - b) 尋問を受ける人物が、公判で供述しない場合、又は捜査及び起訴段階における自らの供述を覚えていない場合。
 - c) 尋問を受ける人物が、捜査及び起訴段階における自身の供述の公表を提案した場合。
 - d) 尋問される人物が欠席しているか、又は既に死亡している場合。
3. 国家機密、少数民族の伝統・慣習、専門的知識の秘密、企業秘密、個人、家族のプライバシーを守るために特別に必要と、訴訟参加人が供述の非公表を要求した場合、又は確かに必要と思料される場合は、審理合議体は書類を公表せず、事件記録に編綴するものとする。

第 309 条 被告人尋問

1. 裁判長は、各被告人の個別尋問を決定しなければならない。また裁判長は、ある被告人の供述が他の被告人の供述に影響を与える可能性がある場合は、各被告人を隔離しなければならない。隔離された被告人は、先に尋問された被告人の供述内容を知らされるものとし、供述した被告人に質問する権利を

有する。

2. 被告人は、起訴状及び事件の事実関係について、意見を陳述するものとする。審理合議体は、被告人の陳述の中で不十分な点又は矛盾する点について、更に尋問するものとする。

検察官は、被告人に対し、又は刑事責任を裏付ける、あるいは刑事責任を免れさせることに関わる証拠、書類、証拠物、及び事件の事実関係に関する尋問を行うものとする。

弁護人は、被告人に対し、弁護に関わる証拠、書類、証拠物、及び事件の事実関係に関する質問をするものとする。

被害者又は訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人は、被告人に対し、訴訟当事者の権利と利益の保護に関する事実関係について質問するものとする。

訴訟参加人は、裁判長に対して、被告人に関するより詳細な事実関係を尋問するよう提案する権利を有するものとする。

3. 被告人が尋問に答えない場合、審理合議体、検察官、弁護人、被害者又は訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人は、続いて他の人物に尋問を行い、また事件に関連する証拠物及び書類について検討するものとする。

裁判長が同意したときは、被告人は自身に関わる事柄について、他の被告人から質問を受けるものとする。

第 310 条 被害者、訴訟当事者、又はその代理人の尋問

被害者、訴訟当事者、又はその代理人は、自身に関わる事件の事実関係を陳述するものとする。その後、審理合議体、検察官、弁護人、及び被害者・訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人が、被害者、訴訟当事者、又はその代理人の陳述の中で不十分又は矛盾する点について補充質問を行うものとする。

裁判長が同意したときは、被告人は自身に関わる事柄について、被害者、訴訟当事者、又はその代理人に質問することができる。

第 311 条 証人尋問

1. 尋問は、各証人に対して個別に行わなければならない。また、各証人に他の証人への尋問内容を知らせてはならない。

2. 証人尋問に当たって、審理合議体は、証人と、被告人及び事件の訴訟当事者との関係を明らかにするために尋問しなければならない。裁判長は証人に対し、事件の事実関係について知っていることを明確に陳述する旨要求し、その後、その供述の不十分な点又は矛盾する点について更に質問するものとする。検察官、弁護人、及び被害者・訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人は、検察官、弁護人、訴訟当事者の権利の保護人は、更に証人に質問することができる。

裁判長が同意したときは、被告人は、自身に関わる事柄について証人に質問することができる。

3. 陳述を終了した後も、証人は補充質問を受けるために法廷に留まるものとする。

4. 証人及びその親族の生命、健康、財産、名誉、及び尊厳が侵害されるか、又は侵害される恐れがあると確信するに足る根拠がある場合、審理合議体は、本法律及び他の関係法の規定に従って、証人及びその親族を保護する措置を講じる決定を下さなければならない。
5. 必要な場合、裁判所は、コンピュータ・ネットワークや遠隔通信ネットワークを通じて証人尋問を行う旨決定するものとする。

第 312 条 証拠物の検討

1. 証拠物、写真、又は証拠物を確認する調書は、公判における検討のために提出されるものとする。
必要な場合、審理合議体は、検察官、弁護士及び他の公判参加人と共に、公判に持ち込むことのできない証拠物がある現場へ検討に赴くことができる。当該現場での証拠物の検討は、本法典第133条の規定に従って調書に記録しなければならない。
2. 検察官、弁護士、及びその他の公判参加人は、証拠物に関する自身の意見を陳述する権利を有するものとする。審理合議体、検察官、弁護士、及び、被害者又は訴訟当事者の諸権利及び法的利益を保護する保護人は、証拠物に関する問題について更に質問することができる。

第 313 条 録音又は録音及び録画による記録内容

証拠及び事件に関わる書類や証拠物を検査する必要がある場合、又は被告人が強要、体罰を受けたと告発した場合は、審理合議体は、裁判に係る録音又は録音及び録画による記録内容を確認することを決定するものとする。

第 314 条 場所の検討

必要と認められる場合は、審理合議体は、検察官、弁護士、及び他の公判参加人と共に、犯罪の生じた現場、又は事件に関連する他の場所の検討に赴くことができる。検察官、弁護士、及び他の公判参加人は、犯罪の生じた現場、又は事件に関連する他の場所に関する自らの意見を陳述する権利を有するものとする。審理合議体は、公判参加人に対して、当該場所に関する事柄について補充質問をすることができる。

場所の検討については、本法律第133条の規定に基づいて調書を作成するものとする。

第315条 機関、組織の書類の報告書及び書類の発表、公表

機関及び組織の事件の事実関係に関する報告書や書類については、当該機関、組織の代表者が発表又は公表するものとする。当該機関、組織の代表者が出廷しなかった場合は、審理合議体が公判において当該書類を公表するものとする。

検察官、被告人、弁護士、その他の公判参加人は、当該報告書及び書類に関する自らの意見を陳述する権利を有するものとし、当該報告書及び書類に関する事柄について、当該機関、組織の代表者、及びそ

の他の公判参加人に対し、補充質問をすることができる。

第 316 条 鑑定人，財産価値鑑定人の尋問

1. 審理合議体は自らの意志で，又は検察官，弁護士，その他の公判参加人の要求に基づいて，鑑定人又は財産価値鑑定人に対し，鑑定又は財産価値の鑑定対象の事柄についての結論を発表するよう要請するものとする。発表に当たっては，鑑定人及び財産価値鑑定人は，鑑定，財産価値鑑定の結論についての補足説明を行う権利を有するものとする。
2. 検察官，弁護士，公判に出廷したその他の訴訟参加人は，鑑定，財産価値鑑定の結論に関する自らの意見を陳述し，当該結論中の不明な点，矛盾する点，又は事件の他の事実関係と矛盾する点を質問する権限を有するものとする。
3. 鑑定人，財産価値鑑定人が公判に出廷しなかった場合は，裁判長が鑑定，財産価値鑑定の結果を公表するものとする。
4. 審理合議体は，必要と認められる場合は，補充鑑定，再鑑定，又は財産価値再鑑定決定を決定するものとする。

第 317 条 捜査官，検察官，その他の訴訟管轄遂行官，訴訟参加人による意見陳述

必要と認められる場合は，審理合議体は自らの意志で，又は訴訟参加人の要求に基づいて，捜査官，検察官，人物その他の訴訟遂行管轄官，訴訟参加人に対して，捜査，起訴，及び公判段階での決定及び訴訟行為を明らかにするため，意見を陳述するよう要求するものとする。

第 318 条 尋問の終了

裁判長は，事件の事実関係の全てを十分に検討したと思料するときは，検察官，被告人，弁護士，その他の公判参加人に対し，他に質問事項があるかどうか尋ねるものとし，ない場合は尋問を終了する。いずれかの人物が更に尋問を要求し，その要求が正当であると認める場合は，裁判長は尋問の継続を決定するものとする。

第 319 条 公判における検察官の起訴決定の撤回，又はより軽微な罪状の結論

尋問終了後，検察官は，一部又は全部の起訴決定を取り下げるか，又は，より軽微な罪状の結論を出すことができる。

第 320 条 弁論時の陳述の順番

1. 尋問終了後，検察官が論告を行う。有罪とする根拠がないと認められる場合は，検察官は，全ての起訴決定を取り下げ，裁判所に，被告人の無罪を宣告することを提案するものとする。

2. 被告人は、弁護を陳述する。弁護人がいるときは、弁護人が被告人を弁護する。被告人及び被告人の代理人は、弁護弁論を補充する権利を有するものとする。
3. 被害者、訴訟当事者、及びその代理人は、自らの権利と利益を保護するため、意見を陳述する。彼らの法的諸権利と利益を保護する保護人がいるときは、当該人物は補充意見を陳述する権利を有するものとする。
4. 当該事件が被害者の訴えに基づいて立件されたものである場合は、被害者又はその代理人は、検察官が論告を行った後で補充意見を陳述するものとする。

第 321 条 検察官の論告

1. 検察官の論告は、公判において既に検査した書類、証拠、並びに被告人、弁護人、訴訟当事者の権利の保護人、及び公判における他の訴訟参加人の意見に基づいたものでなければならない。
2. 論告の内容は、以下の事項を客観的に分析・評価したものでなければならない。即ち、(i)総合的かつ十分な有罪・無罪の証明、(ii)当該犯罪行為の性質、及び社会に対する危険性の度合い、(iii)当該犯罪のもたらした結果、(iv)被告人の身上、及び事件における役割、(v)刑法に規定する犯罪行為、刑罰、適用される条・項・号、情状酌量及び刑事責任の加重減軽、(vi)損害賠償の程度、証拠物の取り扱い、司法措置、(vii)犯罪の原因と状況、及び事件にとって重要なその他の事実関係。
3. 検察官の論告は、起訴状の全部又は一部、あるいはより軽微な犯罪である旨の結論に基づいて、被告人に科す罪状を建議し、また、主刑、付加刑、司法措置、損害賠償責任、証拠物の取り扱いについて建議するものとする。
4. 検察官の論告は、犯罪及び法律違反の予防措置を建議するものとする。

第 322 条 公判における弁論

1. 被告人、弁護人、及びその他の訴訟参加人は、意見を陳述し、証拠及び書類を提出し、検察官による以下の事項に関する論告に対して抗弁する権利を有するものとする。即ち、(i)有罪・無罪の立証、(ii)当該犯罪行為の性質、及び社会に対する危険性の度合い、(iii)被告人の身上、及び事件における役割、(iv)情状酌量及び刑事責任の加重減軽、刑罰、(v)民事責任、証拠物の取り扱い、司法措置、(vi)犯罪の原因と状況、及び事件にとって重要なその他の事実関係。

被告人、弁護人、及びその他の訴訟参加人は、自身の建議を行う権利を有するものとする。

2. 検察官は、被告人、弁護人、その他の訴訟参加人の公判での個人的な意見に対して、証拠及び書類を提出し、抗弁しなければならない。

弁論参加人は、他の者の意見に抗弁する権利を有する。

3. 裁判長は、弁論時間を制限してはならない。また、検察官、被告人、弁護人、被害者、及びその他の訴訟参加人が自らの意見を最後まで陳述できる条件を整えなければならない。但し、事件に関連のない意見を排除する権利を有するものとする。

裁判長は、検察官に対し、まだ検察官が弁論していない弁護人及び訴訟参加人の意見に返答するよう要求しなければならない。

4. 審理合議体は、事件の事実関係を客観的かつ総合的に評価するため、公判において検察官、被告人、弁護人、及び訴訟参加人が弁論する意見を十分に聴き、記録しなければならない。出廷した訴訟参加人の意見を聴くことができない場合は、審理合議体はその理由を明示し、判決文に記載しなければならない。

第 323 条 再尋問

弁論を通じて、まだ尋問されていない、又は明らかにされていない事件の事実関係が残っていると判明した場合は、審理合議体は、再尋問を決定しなければならない。尋問が終了した後、更に弁論を継続しなければならない。

第 324 条 被告人の最終陳述

1. その他の参加人が陳述を終えた後、裁判長は弁論の終了を宣言するものとする。
2. 被告人は最終陳述を行うものとする。被告人が最終陳述を行うときは、質問してはならない。最終陳述の中で、被告人が事件にとって重要な新しい事実関係を追加して陳述したときは、審理合議体は、再尋問を決定しなければならない。審理合議体は、事件に関係しない事柄について陳述しないよう被告人に要求することができるが、時間を制限してはならない。

第 325 条 公判における起訴決定の取り下げ、又はより軽微な犯罪の結論の検討

1. 検察官が起訴決定の一部を取り下げ、又はより軽微な犯罪という結論を出したときは、審理合議体は、事件の審理を継続するものとする。
2. 検察官が評議の前に起訴決定全体を取り下げた場合は、審理合議体は、公判参加人に対し、検察院の取り下げに関する意見を陳述する旨要請するものとする。

第 6 節 判決の評議と宣告

第 326 条 判決の評議

1. 裁判官及び参審員のみが、判決を評議する権利を有する。評議は、審理室において遂行されなければならない。

判決の評議を宰領する裁判長は、事件の各問題を審理合議体の評議と決定によって処理させる責任を負うものとする。裁判長自ら、又は任命された審理合議体の構成員は、評議の議事録を作成・記録するものとする。審理合議体の各構成員は、事件の全ての問題を多数決投票によって個別に処理しなければならない。最初に参審員が投票し、裁判官は後から投票するものとする。意見が分かれて多数意見が成立

しない場合は、審理合議体構成員の個別の意見を評議し投票にかけ、多数意見を確定しなければならない。少数意見の持ち主は、書面でその意見を陳述し、事件記録に編綴する権利を有するものとする。

2. 判決の評議は、検察官、被告人、弁護人、公判に出廷した他の訴訟参加人の意見、事件の全面的な証拠の十分な検討に基づき、公判において既に審査された証拠及び書類のみを根拠として実施しなければならない。

3. 下記の事件の問題を評議に含めるときは、それぞれの問題を処理しなければならない。

- a) 当該事件が、事件暫定中止、又は補充捜査のための事件記録差し戻し事件に該当する場合。
- b) 捜査機関、捜査官、検察院、検察官が収集した証拠・書類、及び弁護士、被疑者・被告人、その他の訴訟参加人が提出した証拠・書類の合法性。
- c) 被告に有罪宣告する根拠の有無。有罪宣告する十分な根拠がある場合は、適用する刑法の条・項・号を確定しなければならない。
- d) 刑罰、被告人に適用し得る司法措置、損害賠償責任、及び刑事事件における民事問題。
- dd) 被告人が刑事責任を問われている場合の罰金免除・不免除。
- e) 刑事訴訟費用、民事訴訟費用、証拠物の取り扱い、財産差押え、口座凍結。
- g) 捜査、起訴、審理の各決定過程における捜査官、検察官、弁護人の行動及び訴訟手続上の決定の合法性。
- h) 犯罪予防、法律違反予防の建議。

4. 検察官が全ての起訴決定を取り下げる場合でも、審理合議体は、本条第1項に定める手順に基づいて事件の問題を処理するものとする。被告人が無罪であることを確認する根拠がある場合は、審理合議体は、被告人を無罪と宣言し、又は起訴決定の取り下げに根拠がないと思料する場合は、事件の暫定中止を決定し、検察院長官又は直近上級検察院の長官に建議するものとする。

5. 事件に複雑な事実関係が存在する場合、審理合議体は評議期限を延長することができるが、公判において口頭弁論の終了した日から7日間を超えてはならない。審理合議体は、公判に出廷した人物、及び欠席した訴訟参加人に対して、判決宣告の日時、場所を通知しなければならない。

6. 評議の終了後、審理合議体は、下記に掲げる内のいずれかの決定を下さなければならない。

- a) 判決及び宣告。
- b) 事件の事実関係の尋問が十分でない場合、又は明らかにされていない場合の、尋問及び弁論の再開。
- c) 補充捜査のための、検察院への事件記録差し戻し、及び検察院に対する書類、証拠の補充要請。
- d) 事件の暫定中止。

審理合議体は、出廷人、及び本項第c号及び第d号の各決定の公判に欠席した訴訟参加人に対して、当該決定を通知しなければならない。

7. 審理合議体は、未だ裁かれていない犯罪が残されていることを発見した場合は、本法律第18条及び第153条の規定に従って当該事件の起訴を決定するものとする。

第327条 判決の宣告

裁判長又は他の審理合議体の構成員一名が、判決文を読み上げるものとする。非公開裁判の場合は、判決文の結論部のみ読み上げるものとする。判決文の朗読後、判決の執行及び控訴権について補充説明をすることができる。

第 328 条 被告人の釈放

下記に掲げる場合であって、被告人が他の犯罪により勾留されていないときは、審理合議体は、公判において、勾留中の被告人の即時釈放を宣言しなければならない。

1. 被告人が無罪となった場合。
2. 被告人が刑事責任を免責されたか、又は刑を免除された場合。
3. 被告人が、懲役刑以外の刑を科せられた場合。
4. 被告人が、懲役刑を科せられたものの、執行猶予となった場合。
5. 被告人に科せられた懲役期間が、これまでの被告人の勾留期間と同じか短い場合。

第 329 条 判決宣告後の被告人の逮捕、勾留

1. 審理合議体は、刑の執行を保障するため、懲役刑を科せられた勾留中の被告人の勾留を継続する必要があると認められる場合は、本法律第328条第4項及び第5項に定める場合は除き、被告人の勾留を決定するものとする。
2. 勾留されていない被告人が懲役刑を科された場合は、判決の法的効力が生じた時点で、刑の執行のために、逮捕、勾留されるものとする。被告人が逃亡、又は犯行を継続する可能性があると思ふに足る根拠がある場合は、審理合議体は、被告人を公判において直ちに逮捕、勾留する決定を下すことができる。
3. 本条第1項及び第2項に定める被告人の勾留期限は、判決の宣告日から45日間とする。
4. 死刑を科せられた被告人の場合は、審理合議体は、判決の執行を保障するため、判決において被告人を継続して勾留する旨決定するものとする。

第 22 章 控訴審

第 1 節 控訴審の性質、控訴権、及び異議申立ての権利

第 330 条 控訴審の性質

1. 控訴審とは、まだ法的効力の生じていない事件の第一審判決又は決定が控訴されたか、あるいは異議が申し立てられたときの、上級裁判所による事件の再審理又は第一審決定の見直しを意味する。

2. 控訴されたか、あるいは異議を申し立てられた第一審の決定とは、事件の中止・暫定中止決定、被疑者又は被告人に対する事件の中止・暫定中止決定、及び、本法律の条項に基づく第一審のその他の決定を意味する。

第 331 条 控訴権を有する人物

1. 被告人、被害者、及びそれぞれの代理人は、第一審の判決又は決定に対して控訴する権利を有するものとする。
2. 弁護人は、18歳未満の人物、又は精神障害、身体障害のある人物の利益を保護するために、控訴する権利を有するものとする。
3. 民事原告、民事被告、及びそれぞれの代理人は、損害賠償に関連する判決又は決定の部分に対して、控訴する権利を有するものとする。
4. 事件の利害関係人、及びその代理人は、自身の権利と義務に関する判決又は決定の部分に対して、控訴する権利を有するものとする。
5. 18歳未満あるいは精神障害又は身体障害のある被害者、訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人は、保護する者の権利及び義務に関する判決又は決定の部分に対して控訴する権利を有するものとする。
6. 裁判所から無罪を宣告された人物は、無罪を宣告した第一審の判決中の、当該宣告の理由に関する部分に対して控訴する権利を有する。

第 332 条 控訴手続

1. 控訴人は、第一審審理を行った裁判所又は控訴審裁判所に控訴状を送付しなければならない。

被告人が勾留されている場合は、留置場の監督官又は拘置所の所長は、被告人による控訴権の行使を保証し、被告人の起訴状を受理し、起訴対象の判決・決定を下した第一審裁判所に移送しなければならない。

控訴人は、第一審審理を行った裁判所、又は控訴審級裁判所に対して、直接控訴を陳述することができる。裁判所は、本法典第133条に定める控訴調書を作成しなければならない。

控訴審級裁判所は、当該控訴の調書を作成するか、又は控訴状を受理した上で、一般手続に従い、第一審裁判所に送付しなければならない。

2. 控訴状には、下記に掲げる内容を含むものとする。

- a) 控訴状作成年月日。
- b) 控訴人の氏名、住所。
- c) 控訴人の控訴理由及び要求。
- d) 控訴人の署名又は指紋。

3. 控訴の根拠があることを証明する直接証拠、証拠書類、及び補充証拠物があればそれも加えて、起

訴状に添付するか、又は陳述の際に持参すること。

第 333 条 控訴期限

1. 第一審判決に対する控訴期限は、判決宣告日から起算して15日間以内とする。公判を欠席した被告人又は訴訟当事者に対する控訴期限は、判決が当該人物に下された日、又は法律の規定に従って掲示された日から起算するものとする。
2. 第一審の決定に対する異議申し立て期限は、当該人物が決定に対する異議申し立て権を受けた日から起算して7日間以内とする。
3. 控訴日は、下記のようにして確定される。
 - a) 控訴状を郵送する場合は、控訴日は、送付した郵便局の消印の日とする。
 - b) 留置場の監督官又は拘置所の所長経由で控訴状を送付する場合は、控訴日は、留置場の監督官又は拘置所の所長が当該控訴状を受理した日とする。
 - c) 控訴人が控訴状を裁判所に提出した場合、控訴日は、裁判所が当該起訴状を受理した日とする。控訴人が直接裁判所に控訴を建議した場合は、控訴日は裁判所が控訴調書を作成した日とする。

第 334 条 控訴状の受理及び取扱い手続

1. 控訴状又は控訴調書を受領した後、第一審裁判所は受理簿に記入し、本法律に定める控訴状の有効性を検査しなければならない。
2. 控訴状が有効である場合、第一審裁判所は本法律第338条の規定に基づいて当該控訴を通知しなければならない。
3. 控訴状が有効であっても控訴内容が不明確な場合、第一審裁判所は、速やかに控訴人に通知して控訴内容を明確にさせなければならない。
4. 控訴状の内容が本法律の規定に準拠していても、控訴期間を過ぎている場合は、第一審裁判所は控訴人に対し、その理由の陳述、及び控訴建議の期限切れが合法であると正当化する証拠、書類、また証拠物があればそれも提出するよう要求するものとする。
5. 控訴人が控訴権を持っていない場合、裁判所は控訴状を受領した日から3日間以内に当該控訴状を控訴人に返送し、また書面で当該控訴人及び同審級の検察院にその旨通知するものとする。通知書には、起訴状の返却理由を明記しなければならない。

起訴状の返送に対しては、本法律第33章の規定に基づき、返却通知を受領した日から起算して7日間以内に不服を申立てることができる。

第 335 条 期限の過ぎた控訴

1. 不可抗力又は正当な支障の事由によって、控訴人が本法律に定める期限内に控訴できなかった場合

は、期限の過ぎた控訴状を受理することができる。

2. 第一審裁判所は、期限の過ぎた控訴状を受領した日から3日間以内に、当該控訴状、及び期限切れの理由に関する控訴人の陳述書、また関連の証拠、書類、及び証拠物があればその証拠物も添付の上、控訴審級裁判所に提出しなければならない。

3. 控訴審級裁判所は、期限の過ぎた控訴状、及び関連の証拠、書類、また証拠物があればその証拠物を受領した日から10日間以内に、3名の裁判官から構成される委員会を設立し、期限の過ぎた控訴について検討するものとする。

期限の過ぎた控訴を検討する委員会は、当該控訴の受理又は不受理を決定する権利を有し、その決定書には、受理又は不受理の理由を明記しなければならない。

4. 期限の過ぎた控訴の検討会議には、同審級の検察院の検察官が参加しなければならない。期限の過ぎた控訴の検討を行う3日前までに、控訴審級裁判所は、期限の過ぎた控訴状の写し、及び証拠や書類があればそれも添付の上、同審級の検察院に送付するものとする。検察官は、期限の過ぎた控訴の検討について、検察院の見解を発表するものとする。

5. 期限の過ぎた控訴の検討委員会の決定は、期限の過ぎた控訴人、第一審裁判所、及び控訴審級裁判所と同審級の検察院に送付するものとする。

控訴審級裁判所が期限の過ぎた控訴を受理した場合は、第一審裁判所は、本法律に定める各手続を行い、また事件記録を控訴審級裁判所に送付しなければならない。

第 336 条 検察院の異議申立て

1. 同審級の検察院又は直近上級検察院は、第一審の判決又は決定に対して異議申立てを行う権利を有するものとする。

2. 検察院による異議申立ての決定には、下記に掲げる内容を含むものとする。

- a) 異議申立て決定年月日、及び異議申立て決定番号。
- b) 異議申立てを決定した検察院の名称。
- c) 第一審の判決・決定の全部又は一部に対する異議申立て。
- d) 検察院による異議申立て要求の理由及び根拠。
- dd) 異議申立て決定書の署名者の氏名及び役職。

第 337 条 異議申立ての期限

1. 第一審裁判所の判決に対する同審級の検察院の異議申立て期限は、当該判決の宣告日から起算して15日間とし、直近上級検察院が異議を申し立てる期限は、判決宣告日から30日間とする。

2. 第一審裁判所の決定に対する同審級の検察院の異議申立て期限は、当該決定の宣告日から起算して7日間とし、直近上級検察院が異議を申し立てる期限は、決定宣告日から15日間とする。

第 338 条 控訴・異議申立て決定通知

1. 控訴は、その受領後7日以内に、第一審裁判所から同審級の検察院及び訴訟参加人に対し、書面で通知しなければならない。当該通知には、控訴人の要求を明記しなければならない。
2. 検察院は、異議申立て決定の日から起算して2日間以内に、証拠書類及び補充証拠物があればそれも添付の上、異議申立て決定書を、第一審審理を行った裁判所提出し、被告人、及び当該異議申立てに関係するその他の人物に送付しなければならない。異議申し立てを行った検察院は、決定通知書を、別の異議申し立てを管轄する検察院に送付しなければならない。
3. 控訴又は異議申立て通知を受領した訴訟参加人は、当該控訴又は異議申立ての内容に関する自らの意見を書面で控訴審級裁判所に送付する権利を有し、当該意見は事件記録に編綴されるものとする。

第 339 条 控訴、異議申立ての結果

控訴又は異議を申し立てられた裁判所の判決及び決定の部分は、本法律第363条に定める場合を除き、執行しないものとする。また、判決全体が控訴又は異議を申し立てられた場合は、本法律第363条に定める場合を除き、判決の全てを執行しないものとする。

第一審裁判所は、控訴又は異議申立て期限満了日の7日前までに、事件記録、控訴状、異議申立て書、及び証拠、書類、及び証拠物があればそれも添付の上、控訴審級裁判所に送付しなければならない。

第 340 条 事件の受理

1. 控訴審級裁判所は、事件記録、控訴状、異議申立て書、及び証拠、証拠書類、及び証拠物があればその証拠物を受領後、直ちに受理簿に記入しなければならない。
2. 事件受理後3日間以内に、控訴審級裁判所長官は、当該裁判、審理の裁判長を務める裁判官を任命するものとする。

第 341 条 検察院への事件記録の送付

1. 事件記録の受理後、控訴審級裁判所は、同審級の検察院へ事件記録を移送しなければならない。省級人民検察院及び軍区級軍事検察院は、事件記録を受領した日から起算して15日間以内に、高級人民検察院及び中央軍事検察院は20日間以内に、事件記録を裁判所に返送しなければならない。複雑かつ「特別に極めて重大な犯罪」の場合、この期限を延長することができるが、省級人民検察院及び軍区級軍事検察院は25日間、高級人民検察院及び中央軍事検察院は30日間を超えてはならない。
2. 控訴審級裁判所は、審理の前に追加の証拠、証拠書類、及び証拠物を受領した場合、当該証拠、証拠書類、及び証拠物を、同審級の検察院に移送しなければならない。検察院は、当該証拠、証拠書類、及び証拠物を受領した日から起算して3日間以内に、裁判所に返却しなければならない。

第 342 条 控訴及び異議申立ての変更、補充、取り下げ

1. 控訴審公判期日の開始前又は公判期日中に、控訴人は自らの控訴又は異議申立てを変更又は変更する権利を有し、また異議申し立ての決定を行った検察院も、当該異議申立てを変更又は補充する権利を有するが、被告人の状況を不利にしてはならない。控訴人は、自らの控訴の一部又は全部を取り下げることができ、また異議申し立てを行った検察院、又はその直属上級検察院は、その異議申立ての一部又は全部を取り下げることができる。
2. 公判開始までの控訴又は異議申立ての変更、補充、取り下げについては、書面で控訴審級裁判所に提出しなければならない。控訴審級裁判所は、検察院、被告人及びその他の控訴・異議申立ての関係人に対して、当該変更、補充、取り下げを通知しなければならない。公判中の控訴又は異議申立ての変更、補充、取り下げについては、公判調書に記録するものとする。
3. 公判中に、控訴人が自身の控訴の一部取り下げるか、又は検察院が自身の異議申立ての一部を取り下げ、それが控訴・異議申し立ての他の部分と関係しないと認められる場合は、控訴審合議体は、控訴、異議申立ての当該一部取り下げについて論評し、控訴審判決において控訴・異議申立ての当該部分の中止を決定するものとする。

第 343 条 控訴又は異議申立てを受けなかった第一審裁判所の判決・決定の効力

控訴・異議申立てを受けなかった第一審裁判所の判決、決定及びそれらの部分は、控訴・異議申立ての期限が満了した日から法的効力が発生するものとする。

第 2 節 控訴審の手続

第 344 条 控訴審管轄権を有する裁判所

1. 省級人民裁判所は、控訴・異議申立てを受けた県級人民裁判所の判決・決定に対する控訴審管轄権を有するものとする。
2. 高級人民裁判所は、地域管轄権に基づき、控訴・異議申立てを受けた省級人民裁判所の判決・決定に対する控訴審管轄権を有するものとする。
3. 軍区級軍事裁判所は、控訴・異議申立てを受けた地域級軍事裁判所の判決・決定に対する控訴審管轄権を有するものとする。
4. 中央軍事裁判所は、控訴・異議申立てを受けた軍区級軍事裁判所の判決・決定に対する控訴審管轄権を有するものとする。

第 345 条 控訴審の審理の範囲

控訴審級裁判所は、控訴・異議申立てを受けた判決又は決定の内容を検討するものとする。必要と認められる場合は、控訴審裁判所は、判決中の、控訴・異議申し立てを受けなかった他の部分も検討するこ

とができる。

第 346 条 控訴審の準備期限

1. 省級人民裁判所及び軍区級軍事裁判所は、事件記録を受領した日から60日間以内に控訴審公判を開廷しなければならない。また、高級人民裁判所及び中央軍事裁判所は、事件記録を受領した日から90日間以内に控訴審公判を開廷しなければならない。
2. 省級人民裁判所及び軍区級軍事裁判所の、当該裁判で裁判長を務める裁判官は、事件の受理後45日以内に、また高級人民裁判所及び中央軍事裁判所の、当該裁判で裁判長を務める裁判官は75日以内に、下記に掲げる決定の内のいずれかを下さなければならない。
 - a) 控訴審を中止すること。
 - b) 事件を控訴審に付すこと。
3. 裁判所は、事件を審理に付す決定を下した日から起算して15日間以内に控訴審を開廷しなければならない。
4. 公判開始の10日間前までに、控訴審級裁判所は事件を審理に付す決定書を、同審級の検察院、弁護士、被害者及びその法的諸権利と利益の保護人、当事者、控訴人、及び当該控訴・異議申立てに関係する利害関係人に送付しなければならない。

第 347 条 予防措置又は強制措置の適用、変更、取消し

1. 事件記録の受理後、控訴審級裁判所は、予防措置又は強制措置の適用、変更、取消しを決定する権利を有するものとする。

勾留措置の適用、変更、取消しは、裁判所の長官・副長官が決定するものとする。その他の予防措置又は強制措置の適用、変更、取消しについては、公判を主宰する裁判官が決定するものとする。

2. 審理準備のための勾留期限は、本法律第346条に定める控訴審の準備期限を超えてはならない。

被告人の勾留期限が満了となっても、被告人の勾留を継続する必要があると認められる場合は、控訴審級裁判所は、第一審裁判所の決定した勾留期限を適用するものとする。第一審裁判所の勾留決定によって勾留中の被告人の勾留期限が満了した場合、裁判所長官・副長官は改めて勾留決定を下すものとする。

審理合議体は、審理を完了するために勾留中の被告人の勾留を継続させることが必要と認めるときは、公判終了まで被告人を勾留する決定を下すことができる。

3. 本法典第328条第4項、第5項に定める場合を除き、懲役刑を科せられ勾留中の被告人で、その勾留期間が公判終了の日に満了する者については、審理合議体は被告人の判決の執行を保障するために、継続して被告人を勾留する決定を下すことができる。

勾留はされていないものの懲役刑を科せられた被告人については、審理合議体は、判決宣告後直ちに被告人を逮捕、勾留する決定を下すことができる。

勾留期間は、判決宣告日から45日間とする。

第 348 条 控訴審の中止

1. 控訴人が自らの控訴を全て取り下げ、又は検察院が自らの異議申立てを全て取り下げた事件については、控訴審級裁判所は控訴審を中止するものとする。審理開始前の控訴審の中止は、公判を主宰する裁判官が決定し、審理中の中止は、審理合議体が決定するものとする。第一審裁判所の判決は、控訴審級裁判所が控訴審の中止を決定した日から発効するものとする。
2. 公判の開始までに、控訴人が自らの控訴の一部を取り下げ、又は検察院が自らの異議申立ての一部を取り下げた場合、それが当該控訴又は異議申立ての他の部分に関係しないと認められるときは、公判を主宰する裁判官は、控訴又は異議申立て中の取り消された部分に関する控訴審を中止する決定を下すものとする。
3. 控訴審中止決定書には、本法律第132条第2項に従って中止理由を明記するものとする。

控訴審級裁判所は、控訴審中止の決定の日から3日間以内に、同審級の検察院、第一審審理を行った裁判所、弁護士、被害者、訴訟当事者、被害者の法的諸権利と利益の保護人、被告人、控訴人、控訴・異議申立て関係人に対して、決定書を送付しなければならない。

第 349 条 控訴審合議体構成員及び裁判所書記官の出廷

1. 公判は、審理合議体の全構成員及び裁判所書記官が参加している場合にのみ実施されるものとする。審理合議体の各構成員は、事件の公判の開始から終了まで審理しなければならない。
2. 裁判官が継続して事件の審理に参加できない場合であっても、公判に最初から参加していた裁判官がいるときは、当該裁判官が審理合議体の補充構成員になることができる。公判を主宰する裁判官が継続して審理に参加できない場合は、審理合議体の構成員である裁判官が代わって裁判長を務め、また補充裁判官を審理合議体に加えるものとする。
3. 補充構成員となる裁判官、又は裁判長の代わりを務める裁判官がいない場合は、公判を延期しなければならない。
4. 裁判所書記官が交代するか、又は継続して公判に参加できない場合でも、裁判所書記官の補充要員がいれば裁判所は事件を審理することができるが、補充要員がいない場合は、公判を暫定停止しなければならない。

第 350 条 検察官の出廷

1. 同審級の検察院の検察官は、公訴権を行使し、公判における審理を検察するために出廷しなければならない。検察官が欠席した場合は、公判を延期しなければならない。重大かつ複雑な性質の犯罪に関しては、複数の検察官が参加できるものとする。検察官が公判に参加できない場合は、最初から公判に参加していた検察官が補充検察官として、公訴権を行使し、公判における審理を検察するために出廷するものとする。
2. 検察官が交代する場合、又は継続して公訴権を行使し、審理を検察することができない場合で、交

代要員の検察官がないときは、審理合議体は公判を延期するものとする。

第 351 条 弁護人、被害者の法的諸権利と利益の保護人、当事者、被告人、控訴人、控訴・異議申立て関係人の出廷

1. 裁判所に召喚された弁護人、被害者の法的諸権利と利益の保護人、当事者、控訴人、控訴・異議申立ての利害関係人は、公判に出廷しなければならない。いずれかの人物が欠席した場合は、審理合議体は、下記に掲げる対処を行うものとする。

a) 弁護人が、不可抗力又は正当な支障によって初めて公判を欠席した場合は、被告人が弁護人不在の審理に同意しない限り、裁判所は公判を延期する。弁護人が、不可抗力のためでもなく、また正当な支障もなく、初めて公判を欠席した場合、又は二度目の正式の召喚を受けたにも関わらず再び欠席した場合、裁判所は審理を遂行するものとする。

弁護人が、本法律第76条第1項の規定に基づいて出廷が義務付けられているにも関わらず、欠席した場合は、被告人又はその代理人が弁護人不在の審理に同意しない限り、公判を延期しなければならない。

b) 控訴人又は控訴・異議申立ての利害関係人が、被害者、訴訟当事者、及びそれぞれの代理人、被害者・訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人である場合であって、彼らが不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく公判を欠席した場合は、審理合議体は審理を遂行することができる。当該各人物が、不可抗力のため、又は正当な支障の事由から欠席した場合でも、審理合議体は審理を進行することができるが、但しその欠席のために、判決・決定が被害者又は当事者の不利になってはならない。

c) 被告人が控訴しているか、又は控訴・異議申立てをされている場合に、不可抗力のため、又は正当な支障の事由から公判を欠席した場合でも、審理合議体は審理を遂行することができるが、その欠席のために、判決・決定が被告人の不利になってはならない。被告人が不可抗力のため、又は正当な支障の事由から公判を欠席した場合でも、当該欠席が審理に支障を及ぼさないときは、審理合議体は審理を遂行することができる。

2. 控訴審級裁判所は、必要と認められる場合は、その他の公判参加人の召喚を決定するものとする。

第 352 条 控訴審公判の延期

1. 控訴審級裁判所は、下記各号のいずれかに該当する場合のみ、公判を延期するものとする。

a) 本法律第52条、第53条、第349条、第350条、及び第351条に定める根拠がある場合。

b) 公判において速やかに準備できない追加証拠、書類、及び証拠物を確認、収集する必要がある場合。

公判が延期された事件は、再度審理に付さなければならない。

2. 控訴審公判の延期決定及び延期期間については、本法律第297条の規定に従って実施するものとする。

第 353 条 補充証拠、書類、及び証拠物調べ

1. 控訴審の審理の前又は中に、検察院は自らの意志で、又は裁判所の要請を受けて、新しい証拠を補充することができる。控訴人、控訴・異議申立ての利害関係人、弁護士、被害者、当事者の法的諸権利と利益の保護人も、証拠、証拠書類、及び証拠物を追加する権利を有するものとする。
2. 提出済みの証拠、新たに追加された証拠、証拠書類、及び証拠物は全て、控訴審公判において検討しなければならない。控訴審の判決は、新旧両方の証拠に基づくものでなければならない。

第 354 条 控訴審の公判手続

1. 控訴審における公判開廷手続及び争訟手続は第一審公判と同様に行うが、尋問を開始する前に、審理合議体の構成員 1 名が、事件の内容、第一審判決の判決・決定、及び控訴又は異議申立ての内容を要約して陳述しなければならない。
2. 裁判長は控訴人に対して、控訴の変更、補充、又は取り下げの有無を尋ね、そのいずれかがある場合は、裁判長は検察官に対して、当該控訴の変更、補充、又は取り下げに関する意見を陳述するよう要求するものとする。

裁判長は、検察官に対して、異議申立ての変更、補充、又は取り下げの有無を尋ね、そのいずれかがある場合は、裁判長は被告人及び異議申立ての関係人に対して、当該異議申立ての変更、補充、又は取り下げに関する意見を陳述するよう要求するものとする。

3. 公判での争訟において、検察官及び控訴・異議申立ての関係人は、控訴・異議申立ての内容に関する意見を陳述するものとし、さらに検察官は、事件の処理のための検察院の見解を公表するものとする。

第 355 条 第一審判決に対する控訴審審理合議体の管轄権

1. 控訴審の審理合議体は、下記に掲げる権限を有するものとする。
 - a) 控訴及び異議申立ての棄却、及び第一審判決の維持。
 - b) 第一審判決の訂正。
 - c) 第一審判決の破棄、及び、再捜査又は再審のための事件記録の送付。
 - d) 第一審判決の破棄、事件の中止。
 - dd) 控訴審の中止。
2. 控訴審の判決は、その宣告日から法的効力が発生するものとする。

第 356 条 控訴・異議申立ての棄却、及び第一審判決の維持

控訴審級裁判所は、第一審判決に根拠があり、合法的と思料する場合は、控訴・異議申立てを棄却

し、第一審判決を維持するものとする。

第 357 条 第一審判決の訂正

1. 犯罪の性質、程度、及び結果、被告人の身上、又は新たな事実関係について、第一審判決が誤った宣告をしたと確定する根拠がある場合は、控訴審審理合議体は、下記に掲げる通り第一審判決を訂正する権利を有するものとする。

a) 被告人の刑事責任又は刑罰を免責すること。付加刑、及び司法措置を適用しないこと。

b) より軽微な犯罪に対する刑法の条項を適用すること。

c) 被告人に対し刑を減輕すること。

d) 損害賠償の水準を下げ、証拠物の取り扱いに関する決定を訂正すること。

dd) より軽微な刑に変更すること。

e) 懲役刑の期間を維持又は減輕し、執行を猶予すること。

2. 異議を申し立てた検察院又は控訴した被害者が要求した場合は、控訴審審理合議体は、下記に掲げる訂正を行うことができる。

a) 刑を加重し、より重大な犯罪に対する刑法の条項を適用する。付加刑、及び司法措置を適用すること。

b) 損害賠償の水準を引き上げること。

c) より重い刑に変更すること。

d) 被告人を執行猶予にしないこと。

根拠がある場合は、審理合議体は、刑を減輕し、より軽微な犯罪に対する刑法の条項を適用し、より軽微な刑に変更し、懲役刑の期間を維持し執行を猶予し、また、損害賠償の水準を下げるができる。

3. 根拠がある場合は、控訴審審理合議体は、本条第1項に定める通り、控訴を行わない被告人、又は控訴・異議申立ての対象ではない被告人に対する第一審判決を訂正することができる。

第 358 条 再捜査又は再審理のための第一審判決の破棄

1. 控訴審審理合議体は、次の各号に掲げる場合には、再捜査のために第一審判決を破棄するものとする。

a) 第一審が、まだ裁かれていない犯罪・犯罪者の存在、又は、第一審で判決を下された犯罪よりも重大な犯罪の捜査・立件を見落としたと信じるに足る根拠がある場合。

b) 第一審の捜査が不十分で、控訴審級で捜査を補充できない場合。

c) 捜査・起訴段階における訴訟手続に重大な違反があった場合。

2. 控訴審審理合議体は、下記各号に掲げる場合には、第一審級で審理合議体を新たに構成して再審理

を行うために、第一審判決を破棄するものとする。

- a) 第一審審理合議体の構成が、本法律の規定に準拠しておらず不正である場合。
- b) 第一審審理段階での訴訟手続に、重大な違反がある場合。
- c) 第一審裁判所が無罪を宣告した人物が、実は犯罪を犯していると信ずるに足る根拠がある場合。
- d) 被告人の刑事責任又は刑罰に対する免責、及び司法措置の不適用に根拠がないこと。
- dd) 第一審判決に、法律の適用に関する重大な過ちがある場合、控訴審審理合議体は、本法律第357条の定めに従って、当該判決を訂正するものとする。

3. 控訴審審理合議体は、再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄する場合は、第一審判決の破棄理由を明記しなければならない。

4. 控訴審審理合議体は、再審理のために第一審判決を破棄するときは、第一審裁判所が受理又は却下すべき証拠について、事前に決定せず、第一審裁判所が被告人に対して適用しなければならない刑法の条項及び刑罰についても、事前に決定しないものとする。

5. 控訴審審理合議体は、再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄した後、被告人の勾留期間が満了したにもかかわらず、被告人の勾留の継続が必要と認める場合は、検察院又は第一審裁判所が事件を再度受理するまで、継続して被告人を勾留する決定を下すものとする。

事件記録は、本法律の一般手続の規定に従って対処するため、第一審判決の破棄後15日以内に第一審裁判所又は検察院に移送しなければならない。

第 359 条 第一審判決の棄却、及び事件の中止

1. 本法律第157条第1項及び第2項に定める根拠のいずれか一つがあるときは、控訴審審理合議体は第一審判決を棄却し、被告人に無罪を宣告し、事件を中止するものとする。
2. 本法律第157条第3項、第4項、第5項、第6項、及び第7項に定める根拠のいずれか一つがあるときは、控訴審審理合議体は第一審判決を棄却し、事件を中止するものとする。

第 360 条 刑事事件の再捜査又は再審理

1. 控訴審審理合議体が再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄した後、本法律に規定する一般手続に基づいて、管轄捜査機関は事件を再捜査し、管轄検察院は事件を再起訴し、第一審裁判所は事件を再審理するものとする。
2. 控訴審審理合議体が再審のために第一審判決を破棄した後、第一審裁判所は、本法律の一般手続に従って、事件の再審理を行う権利を行使するものとする。

第 361 条 第一審の決定に対する控訴審審理合議体の管轄権

1. 控訴審審理合議体は、下記に掲げる権限を有するものとする。

- a) 第一審判決に根拠があり合法的と思料する場合は、法律に基づいて、控訴、異議申立てを棄却し、第一審裁判所の決定を維持すること。
 - b) 第一審裁判所の決定を訂正すること。
 - c) 第一審裁判所の決定を棄却し、継続して事件に対処するため、事件記録を第一審裁判所に送付すること。
2. 控訴審の決定は、決定が下された日から法的効力が発生するものとする。

第 362 条 第一審の決定に対する控訴審手続

1. 第一審の決定に対して控訴又は異議申立てが行われたときは、控訴審審理合議体は、控訴人、弁護人、当事者の法的諸権利と利益の保護人、当該控訴・異議申立ての利害関係人を、会議に出席するよう召喚しなければならない。いずれかの人物が欠席した場合でも、控訴審審理合議体は会議を開催することができる。
2. 裁判所は、事件記録を受領した日から起算して15日間以内に、控訴・異議申立ての行われた第一審の決定について検討する会議を開催しなければならない。

控訴審審理合議体は、会議の開催を決定した日から10日間以内に、控訴審を開廷しなければならない。当該決定の日から2日間以内に、裁判所は、会議開催通知書を添付の上、事件記録を同審級の検察院へ送付しなければならない。検察院は、事件記録を受領した日から起算して5日間以内に、当該事件記録を裁判所に返却しなければならない。

3. 会議においては、控訴審審理合議体の構成員1名が、事件の内容、第一審判決の判決・決定、及び控訴又は異議申立て、及び、証拠書類及び証拠物があればその証拠物の内容を要約して説明しなければならない。

同審級の検察院検察官は、控訴審審理合議体が決定を下す前に、会議に出席して控訴・異議申立てに関する検察院の見解を公表しなければならない。

第 5 編 裁判所の判決・決定の執行に関する各条項

第 23 章 直ちに執行される判決・決定、及び判決執行決定の管轄

第 363 条 直ちに執行される裁判所の判決・決定

被告人が勾留中である場合に、第一審裁判所が、事件の中止、被告人の無罪、刑事責任・刑の免除、懲役刑ではない刑罰又は判決の執行猶予を決定したとき、又は懲役刑の刑期が勾留期間と同じかあるいは勾留期間よりも短いときは、裁判所の判決・決定は、控訴又は異議を申し立てられる可能性があっても、直ちに執行されるものとする。

戒告の刑罰は、公判において直ちに執行するものとする。

第 364 条 判決執行決定の管轄及び手続

1. 第一審審理を行った裁判所の長官は、判決の執行決定を下すか、又は他の同審級の裁判所の長官に判決の執行決定を委託する管轄権を有するものとする。
2. 判決執行の決定期限は、第一審の判決・決定が法的効力を発してから、又は判決、控訴決定、監督審による破棄決定、再審決定の受領日から起算して7日間とする。

第一審審理を行った裁判所の長官から執行決定の委託を受けた裁判所の長官は、委託の日より起算して7日間以内に判決の執行を決定しなければならない。

3. 有罪判決を受けた者が保釈中である場合は、懲役刑の執行決定書には、有罪判決を受けた人物は決定書を受領した日から起算して7日以内に、服役のために県級公安の刑事判決執行機関に出頭しなければならない旨明記するものとする。

保釈中の者が懲役刑を科せられた後に逃亡した場合は、判決の執行決定を下した裁判所の長官は、有罪判決を受けた者が保釈中であつた場所の省級公安の刑事判決執行機関に指名手配を要請するものとする。

第 365 条 裁判所の判決・決定の説明と訂正

1. 刑事判決執行機関、民事判決執行機関、検察院、刑を宣告された人物、被害者、判決執行に係る訴訟当事者は、当該判決を下した裁判所に対して、執行判決・決定中の不明確な点を説明、訂正するよう要請することができる。
2. 当該判決・決定を下した公判を主宰する裁判官は、判決・決定中の不明確な点について、説明又は訂正する責任を負うものとする。公判を主宰する裁判官が実施できない場合は、その判決・決定を下した裁判所の長官が説明・訂正を行うものとする。

第 366 条 裁判所の判決、決定に対する異議申立てへの対処

刑事判決執行機関又は民事判決執行機関が、棄却・再審請求手続を経て裁判所の判決・決定の再検討を建議してきた場合、管轄裁判所は、当該建議書を受領した日から起算して90日間以内に、回答しなければならない。事件が複雑な場合、回答期限を延長することができるが、建議書を受領した日から起算して120日間を超えてはならない。

第 24 章 死刑執行、条件付仮釈放の検討、及び前科抹消に関する各手続

第 367 条 死刑判決の執行前の検討手続

1. 死刑判決の執行前の検討手続は、下記のように実施するものとする。

- a) 死刑の判決に法的効力が発生した後、直ちに、事件記録を最高人民裁判所の長官へ、及び判決書を最高人民検察院の長官に送付しなければならない。
- b) 最高人民裁判所は、監督審による破棄又は再審に対する異議申立てを行うか否かに関して、事件記録を検討した後、当該事件記録を最高人民検察院に移送しなければならない。最高人民検察院は、事件記録を受領してから1ヶ月以内に、最高人民裁判所に返送しなければならない。
- c) 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院長官は、事件記録を受領した日から起算して2ヶ月間以内に、監督審による破棄又は再審に異議申立てを行うか否かを決定しなければならない。
- d) 死刑宣告を受けた人物は、判決に法的効力が発生した日から起算して7日間以内に、国家主席に減刑嘆願書を提出することができる。
- dd) 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院長官が、監督審による破棄手続又は再審手続に基づいて異議申し立てをせず、また、死刑を宣告された人物が国家主席に減刑嘆願書を提出しなかった場合、死刑判決は執行されるものとする。

監督審手続又は再審手続に基づき、死刑判決に異議申立てが行われた場合において、最高人民裁判所の監督審合議体、再審合議体が異議申立てを却下し、死刑判決を維持する決定を下したときは、最高人民裁判所は直ちに死刑宣告を受けた人物にその旨通知し、当該人物が死刑の減刑嘆願をできるようにしなければならない。

- e) 死刑を宣告された人物が減刑嘆願を行った場合、死刑判決は、国家主席が当該減刑嘆願を拒否するまでは、執行しないものとする。

2. 刑法第40条第3項に定める根拠があるときは、第一審審理を行った裁判所の長官は死刑執行の決定を下さず、最高人民裁判所の長官に対して、刑罰を死刑から終身刑に変更することを検討する旨の報告をするものとする。

第 368 条 条件付き仮釈放の検討手続

1. 刑務所、公安省所轄の拘置所、国防省所轄の拘置所、省級公安の刑事判決執行機関、及び軍区級刑事判決執行機関は、条件付き仮釈放申請・提案書を作成の上、省級人民検察院、軍区級軍事検察院、省級人民裁判所、及び被有罪宣告人が懲役刑に服している場所の軍区級軍事裁判所に送付するものとする。

条件付き仮釈放申請・提案書には、下記に掲げる事項を含むものとする。

- a) 被有罪宣告人の条件付き仮釈放の申請書には、本人が刑期満了以前に釈放されても、法律を破らず、遵守する義務を負う旨の誓約書を添付しなければならない。
- b) 法的効力が発生した判決書、判決執行決定書の写し。
- c) 「重大な犯罪」又はそれ以上の重罪を犯し、懲役刑に服している者の刑期を短縮する決定書の写し。
- d) 罰金の付加刑、訴訟費用を支払い、各民事義務を果たしていることを示す文書、書類。
- dd) 被有罪宣告人の個人的身上及び家族状況を示す文書。

- e) 懲役刑期の半期, 6カ月, 5カ月毎の被有罪宣告人の規則遵守度の結果。管轄機関による被有罪宣告人への報奨, 又は賞状があればその賞状。
 - g) 文書を提出した機関による, 条件付き仮釈放の提案書。
2. 文書を提出した機関による, 条件付き仮釈放の提案書には下記に掲げる内容を含むものとする。
- a) 文書番号, 作成年月日。
 - b) 管轄権を有する提案者の氏名, 役職, 署名。
 - c) 被有罪宣告人の氏名, 性別, 生年月日, 居住地, 被有罪宣告人が保護監察期間を過ごす場所。
 - d) 既に経過した懲役刑の刑期。懲役刑の残りの刑期。
 - dd) 文書を提出した機関の意見及び提案。
3. 人民検察院, 及び軍区級軍事検察院は, 条件付き仮釈放を要請する文書を受領した日から15日間以内に, 機関の提案した仮釈放について見解を表明しなければならない。
- 検察院が当該機関に対して追加文書の提出を要請した場合, 当該機関は要請を受けてから3日間以内に追加文書をまとめ, 検察院と裁判所に送付しなければならない。
4. 当該機関の提案書を受領してから15日間以内に, 省級人民裁判所, 及び軍区級軍事裁判所の長官は, 条件付き仮釈放を検討する会議を開かなければならない。同時に, 会議に参加する検察官の指名のために, 同審級の検察院へ書面で通知しなければならない。裁判所が, 当該機関に対して追加文書の提出を要請した場合, 当該機関は要請を受けてから3日間以内に追加文書をまとめ, 裁判所と検察院に送付しなければならない。
5. 条件付き仮釈放検討委員会は, 裁判所長官及び2名の裁判官を含み, 裁判所長官が委員長を務めるものとする。
6. 会議においては, 委員会の構成員1名が提案書の要約を発表するものとする。検察官は, 当該機関の提案した条件付き仮釈放及び法律遵守に関する検察院の見解を陳述するものとする。提案書を提出した機関の代表者は, 条件付き仮釈放をより明確にするための追加提案を発表することができる。
7. 条件付き仮釈放についての検討の会議は, 議事録に記録しなければならない。当該議事録には, 会議の開催年月日及び場所, 出席者, 会議の内容, 変更, 及び, 当該被有罪宣告人に対する条件付き仮釈放の承認・非承認に関する委員会の決定を記載するものとする。
- 会議の終了後, 検察官は会議の議事録を閲覧し, 記録を訂正又は追加することがあればその旨要求するものとする。委員会の委員長は議事録を確認し, 書記官と共に当該議事録に署名しなければならない。
8. 裁判所は, 条件付き仮釈放に関する決定を下した日から起算して3日間以内に, 被有罪宣告人, 同審級の検察院, 直近上級の検察院, 提案書を提出した機関, 判決執行決定を下した裁判所, 県級公安及び軍区級軍事検察院の刑事判決執行機関, 被有罪宣告人が刑期満了前に釈放される村(コミュニティ), 区, 町の行政機関, 被有罪宣告人を管理する任務を負う人民軍構成単位, 及び裁判所が決定を下した場所を管轄する司法局に対して決定書を送付しなければならない。
9. 勾留施設・機関は, 条件付き仮釈放の決定を受領後, 直ちに当該決定を発表し, 条件付き仮釈放の手続の執行を実施しなければならない。条件付き仮釈放期間中は, 被有罪宣告人は刑法第66条第4項の

規定に違反してはならない。仮釈放期間の終了時には、当該地域で被有罪宣告人を管理する県級公安及び軍区級軍事検察院の刑事判決執行機関は、懲役刑の服役終了の証明書を発行するものとする。

10 刑期満了前に仮釈放された被有罪宣告人が、刑法第66条第4項の規定に違反した場合、被有罪宣告人が刑期満了前に仮釈放された場所を所轄する県級公安、及び被有罪宣告人を管理する任務を負う人民軍構成単位は、条件付き仮釈放の決定取消しの検討のため、及び、被有罪宣告人に残余の懲役刑期を再度刑務所内で服させる提案書を作成の上、検察院及び条件付き仮釈放の決定を下した裁判所に送付するものとする。

裁判所は、当該提案書の受領後5日間以内に、検討及び決定を下すため会議を開催しなければならない。

裁判所は、条件付き仮釈放の取消しを決定した後3日間以内に、本条第8項に定める機関及び個人に決定書を送付しなければならない。

11. 条件付き仮釈放の提案の承認・不承認の決定、又は条件付き仮釈放決定の取消し決定に対して、検察院は異議申立てを行うことができ、被有罪宣告人は不服申立てを行うことができる。

本項に定める決定に対する異議申立て、不服申立てへの対処の手順、手続、及び管轄権については、本法律第22章及び第33章の各条項の定めるところによる。

第 369 条 前科抹消手続

1. 刑事記録データベース管理機関は、前科抹消を認められた人物からの前科抹消の要請を受領し、刑法第70条に定める資格に全て適っていると認めた日から5日間以内に、当該人物の刑事記録上の前科を抹消するものとする。

2. 刑法第71条及び第72条に定める事件については、その前科抹消は裁判所の決定によって行われるものとする。被有罪宣告人は、事件を審理した第一審裁判所に対して、自らが居住している村（コミュニティ）、区、町の行政機関、又は勤務・学習している機関及び組織の見解を添付の上、前科抹消申請書を送付しなければならない。

第一審を審理した裁判所は、被有罪宣告人から前科抹消申請書を受領した日から3日間以内に、当該申請書を同審級の検察院に移送しなければならない。検察院は、裁判所から移送されてきた申請書を受領してから5日間以内に、書面による自身の見解を添付の上、裁判所に返送しなければならない。

第一審を審理した裁判所の長官は、申請が適格と認められる場合は、検察院から移送されてきた申請書を受領した日から起算して5日間以内に、前科抹消の決定を下さなければならない。また、申請が不適格と認められる場合は、前科抹消申請を拒否する決定を下すものとする。

第一審を審理した裁判所は、前科抹消又は前科抹消請求拒否の決定を下してから5日間以内に、当該決定を、被有罪宣告人、同審級の検察院、被有罪宣告人が居住していた村（コミュニティ）、区、町の行政機関、又は勤務、学習していた機関及び組織に送付しなければならない。

第 25 章 監督審手続

第 370 条 監督審の性質

監督審とは、既に法的効力が発生しているものの、事件の処理において重大な法律違反が発見され、異議を申し立てられた裁判所の判決又は決定の再検討を意味する。

第 371 条 監督審手続に基づく異議申立ての根拠

既に法的効力が発生している裁判所の判決又は決定に対しては、下記に掲げる根拠の内いずれかが存在する場合には、監督審手続に基づいて異議を申立てることができる。

1. 裁判所の判決又は決定の結論が、事件の客観的事実関係に適合していない。
2. 捜査、起訴又は審理段階において重大な刑事訴訟違反があり、事件処理にとって重大な過失につながった場合。
3. 法律の適用において重大な過誤がある場合。

第 372 条 既に法的効力が発生しているものの、監督審手続に基づく再検討が必要な判決・決定の発見

1. 被有罪被告人、機関、組織、及び全ての公民は、既に法的効力が発生している裁判所の判決・決定の法律違反を発見し、これを異議申立ての権限を有する人物に通知する権利を有するものとする。
2. 省級人民裁判所は、既に法的効力が発生している県級人民裁判所の判決及び決定の検査を実施し、その法律違反を発見し、また高級人民裁判所の長官又は最高人民裁判所の長官に対して、異議申立ての検討を建議するものとする。

軍区級軍事裁判所は、既に法的効力が発生している地域軍事裁判所の判決及び決定の検査を実施し、その法律違反を発見し、また中央軍事裁判所の長官に対して、異議申立ての検討を建議するものとする。

3. 裁判所又は検察院は、審理の宰領・検察の業務時、又は他の情報源を通じて、既に法的効力が発生している裁判所の判決・決定中に法律違反を発見したときは、速やかに、異議申立ての権限を有する人物に書面で通知するものとする。

第 373 条 監督審手続に基づいて異議申立てをする権利を有する人物

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院長官は、必要と思料する場合は、監督審手続に基づいて、高級人民裁判所及びその他の裁判所の、既に法的効力が発生している判決及び決定に対して異議申立てをする権利を有するものとする。但し、最高人民裁判所の裁判官合議体による決定を除く。
2. 中央軍事裁判所の長官及び、中央軍事検察院長官は、監督審手続に基づいて、軍区級軍事裁判所及び地域軍事裁判所の、既に法的効力が発生している判決及び決定に対して異議申立てをする権利を有す

るものとする。

3. 高級人民裁判所の長官及び高級人民検察院長官は、それぞれが所轄する管轄区域の省級人民裁判所及び県級人民裁判所、既に法的効力が発生している判決及び決定に対して異議申立てをする権利を有するものとする。

第 374 条 監督審手続に基づく、既に法的効力が発生している裁判所の判決・決定の再検討の通報手続

1. 既に法的効力が発生している裁判所の判決・決定に法律違反があることを発見したときは、被有罪宣告人、機関、組織、及び個人は、異議申立ての権限を有する人物、又は最寄りの裁判所、検察院に、証拠書類及び証拠物があればそれらを添えて書面で通報するか、直接陳述するものとする。

2. 通報書には、下記に掲げる内容を含むものとする。

a) 作成年月日。

b) 通報した機関、組織、個人の氏名、住所。

c) 法律違反が発見された、既に法的効力が発生している裁判所の判決・決定。

d) 発見された法律違反の内容。

dd) 異議申し立てを検討する管轄権保有者の提案。

3. 通報者が個人である場合は、署名又は拇印しなければならない。また、機関又は組織が通報したのであれば、当該機関又は組織の法定代表者が署名捺印しなければならない。

第 375 条 既に法的効力が発生しているが、監督審手続に基づいて再検討すべき裁判所の判決・決定の通報受理手続

1. 書面による通報を受領した場合、裁判所及び検察院は、当該通報の受領を受領簿に記録しなければならない。

2. 被有罪宣告人、機関、組織、又は個人が、既に法的効力の発生している裁判所の判決・決定中にある法律違反に関して、直接陳述した場合、裁判所及び検察院は、調書を作成しなければならない。通報者が証拠、証拠書類、及び証拠物を提出した場合は、裁判所及び検察院は、採取調書を作成しなければならない。当該調書は、本法律第133条の規定に基づいて作成するものとする。

3. 通報を受け、調書を作成した裁判所又は検察院は、直ちに、異議申立ての権限を有する人物に対して、もしあれば証拠、証拠書類、証拠物を添付の上調書を送付し、また建議・提案した被有罪宣告人、機関、組織、及び個人に対して書面で通知しなければならない。

第 376 条 監督審手続に基づく異議申立ての検討のための事件記録の移送

1. 監督審手続に基づく異議申立てを研究するために、事件記録を検討する必要がある場合は、管轄裁

判所又は検察院は、事件記録を管理する裁判所に対して、書面で当該事件記録の移送を要請しなければならない。

事件記録を管理する裁判所は、書面による要請を受領した日から起算して7日間以内に、要請側の裁判所又は検察院に当該事件記録を送付しなければならない。

2. 裁判所及び検察院の両方が、事件記録を管理する裁判所に事件記録の移送を書面で要請してきた場合は、事件記録を管理する裁判所は、先に要請してきた機関に調書を移送し、後から要請してきた機関には、その旨通知するものとする。

第 377 条 監督審により異議を申立てられた判決・決定の執行の暫定中止

既に法的効力が発生している判決及び決定に対して、監督審により異議申立てを決定する人物は、当該判決・決定の執行を暫定中止する権限を有するものとする。

監督審が異議を申立てた決定・判決の執行暫定中止決定書は、第一審審理の行われた裁判所及び検察院、控訴裁判所、及び管轄権を有する判決執行機関に送付しなければならない。

第 378 条 監督審の決定に対する異議申立て

監督審の決定に対する異議申立て書には、下記に掲げる内容を含むものとする。

1. 決定番号、決定年月日。
2. 決定権を有する人物。
3. 異議を申立てられた判決・決定の番号、年月日。
4. 法律違反に対する検討、分析、及び異議を申立てられた判決・決定の過誤。
5. 異議申立て決定の法的根拠。
6. 判決・決定の全部又は一部に対する異議申立ての決定。
7. 監督審の管轄裁判所の名称。
8. 異議申立て人の要求。

第 379 条 監督審手続に基づく異議申立ての期限

1. 被有罪宣告人にとって不利な異議申立ては、判決・決定が法的効力を発生した日から起算して1年間以内に限ってのみ行うことができる。
2. 被有罪宣告人にとって有利な異議申立ては、何時でも申し立てることができ、被有罪宣告人が既に死亡している場合でも、その無実を証明することが必要であるときは申し立てることができる。
3. 刑事事件における民事の異議申立てに関しては、訴訟当事者は民事訴訟法の規定に従って行うものとする。

4. 監督審手続に従って異議を申立てる根拠がないときは、異議を申し立てる権限を有する者は、異議申立てを提案した機関、組織、個人に対して、異議申立てを行わない理由を明記の上、書面で回答しなければならない。

第 380 条 監督審による異議申立て決定書の送付

1. 監督審による異議申立て決定書は、既に法的効力が発生しているが異議申立てを受けた判決・決定を下した裁判所、被有罪被告人、刑事判決執行機関、民事判決執行機関、及び当該異議申立ての内容に関係する権利と義務を有する各人物に対して、速やかに送付しなければならない。

2. 最高人民裁判所の長官が異議申立てを行う場合は、事件記録に添付された異議申立て決定書を、直ちに監督審管轄裁判所に送付しなければならない。

高級人民裁判所の長官又は中央軍事裁判所の長官が異議申立てを行う場合は、事件記録に添付された異議申立て決定書を、直ちに管轄検察院に送付しなければならない。

監督審の権限を有する裁判所は、事件記録に添付された異議申立て決定書を同審級の検察院へ送付しなければならない。検察院は、事件記録を受領した日から30日間以内に、事件記録を裁判所に再送付しなければならない。

3. 最高人民検察院長官、高級人民検察院長官、又は中央軍事検察院長官が異議申立てを行う場合は、事件記録に添付された異議申立て決定書を、直ちに監督審の権限を有する裁判所に送付しなければならない。

第 381 条 異議申立ての変更、補充、取り下げ

1. 異議申立て期限が経過していない限り、監督審の公判開始までに、又は公判中に、異議申立て人は異議申立てを補充、変更する権利を有するものとする。公判開始前の異議申立ての補充・変更の決定書については、本法律第380条第1項に従って送付しなければならない。公判中の異議申立ての補充、変更については、公判調書に記録するものとする。

2. 監督審の公判開始までに、又は公判中に、異議申立て人は、自身の異議申立ての一部又は全部を取り下げる権利を有するものとする。公判の開始前までの異議申立ての取り下げは、決定しなければならない。公判中の異議申立ての取り下げは、公判調書に記録するものとする。

3. 監督審の管轄権を有する裁判所の長官は、公判の開始までに全ての異議申立てを取り下げる場合は、監督審の審理中止決定を下すものとする。公判において全ての異議申立てを取り下げる場合は、審理合議体が監督審の審理中止を決定するものとする。

監督審の審理中止決定の日から2日間以内に、裁判所は、本法律第380条第1項に定める各人物及び同審級の検察院に対して、公判中止決定書を送付するものとする。

第 382 条 監督審の管轄権

1. 高級人民裁判所の裁判官評議会は、3名の裁判官によって構成される審理合議体によって、管轄区域内の省級人民裁判所及び県級人民裁判所の、既に法的効力が発生しているが異議申立てを受けた判決及び決定に対する監督審を実施するものとする。

2. 本条第1項に規定の、既に法的効力が発生している判決及び決定であって、それが複雑な性質のものである場合、又は既に高級人民裁判所の裁判官評議会が、3名の裁判官によって構成される審理合議体を通じて監督審を実施したが、事件処理の決定票決において一致しなかった場合、高級人民裁判所の裁判官全体評議会が全会で監督審を実施するものとする。

高級人民裁判所の裁判官評議会が全会で監督審審理を実施するときは、少なくとも全構成員の2/3が出席しなければならない、また当該高級人民裁判所の長官が、監督審公判の裁判長を務めなければならない。裁判官評議会の決定は、全投票者数の過半を得なければならない。裁判官評議会の全構成員の過半の承認を得られなかった場合は、公判を延期しなければならない。公判延期の決定の日から起算して30日間以内に、裁判官評議会は事件の公判審理を再開廷しなければならない。

3. 中央軍事裁判所の裁判官評議会は、軍区級軍事裁判所及び地域軍事裁判所が下した判決及び決定であって、既に法的効力が発生しているが、異議を申立てられているものに対する監督審を実施するものとする。中央軍事裁判所の裁判官全体評議会が全会で監督審審理を実施するときは、少なくとも全構成員の2/3が出席しなければならない、また中央軍事裁判所の長官が、監督審公判の裁判長を務めなければならない。裁判官全体評議会の決定は、全投票者数の過半を得なければならない。裁判官全体評議会の全構成員の過半の承認を得られなかった場合は、公判を延期しなければならない。裁判官全体評議会は、公判延期の決定の日から起算して30日間以内に事件の公判審理を再開廷しなければならない。

4. 最高人民裁判所の裁判官全体評議会は、5名の裁判官によって構成される審理合議体によって、高級人民裁判所及び中央軍事裁判所の、既に法的効力が発生しているが異議申し立てを受けた判決及び決定に対する監督審を実施するものとする。

5. 本条第4項に規定の、既に法的効力が発生している判決及び決定に関して、それが複雑な性質のものである場合、又は既に最高人民裁判所の5名の裁判官によって構成される審理合議体が監督審を実施したが、事件処理の決定票決において一致しなかった場合、最高人民裁判所の裁判官全体評議会が全会で監督審を実施するものとする。

最高人民裁判所の裁判官全体評議会が全会で監督審審理を実施するときは、少なくとも全構成員の2/3が出席しなければならない、また最高人民裁判所の長官が、監督審公判の裁判長を務めなければならない。最高人民裁判所の裁判官全体評議会の決定は、全投票者数の過半を得なければならない。裁判官全体評議会の全構成員の過半の承認を得られなかった場合は、公判を延期しなければならない。公判延期の決定の日から起算して30日間以内に、裁判官全体評議会は事件の公判審理を再開廷しなければならない。

6. 既に法的効力が発生している判決及び決定に対して、それぞれ異なった審級の管轄監督審から個別に異議が申立てられた場合、最高人民裁判所の裁判官評議会が全ての事件の監督審を行うものとする。

第 383 条 監督審公判の参加人

1. 監督審の公判には、同審級の検察院の検察官が参加しなければならない。
2. 裁判所は、必要と認める場合は、又は、既に法的効力が発生している判決及び決定の一部を訂正する根拠がある場合は、被有罪被告人、弁護人、及び監督審公判の異議申立てに関係する利害関係人を召喚しなければならない。各当該人物が欠席した場合でも、監督審の公判は進行するものとする。

第 384 条 監督審の公判準備

裁判所の長官は、監督審合議体の構成員である裁判官の一人に事件の要約書の作成を命じるものとする。当該要約書には、事件の内容、互いに異なる審級の各裁判所の判決、決定、異議申立ての内容を記載するものとする。

当該要約書及び関係処理は、監督審公判の開始日の遅くとも 7 日前までに、監督審合議体の各構成員に送付しなければならない。

第 385 条 監督審の公判期限

監督審の管轄裁判所は、事件記録を添付した異議申立て決定書を受領した日から起算して 4 ヶ月以内に、公判を開廷しなければならない。

第 386 条 監督審の公判手続

1. 裁判長が公判を開始した後、監督審合議体の構成員の一人が、事件の要約書を発表するものとする。他の監督審合議体の構成員は、発表した裁判官に対し不明な点を質問し、然る後、事件の処理のために論議し、自身の見解を陳述するものとする。検察院が異議を申立てた場合は、検察官が当該異議について陳述するものとする。
2. 被有罪被告人、弁護人、異議申立ての利害関係人が公判に出廷した場合、当該各人物は、監督審合議体の要求する事項に関する見解を表明するものとする。

検察官は、異議申立てを受けた決定、及び事件の処理に関する検察院の見解を陳述するものとする。

検察官及びその他の監督審の公判の訴訟参加人は、事件の処理に関連する問題について争訟を行うものとする。裁判長は、検察官とその他の訴訟参加人が、裁判所において、民主的かつ平等に意見を陳述し、争訟し得る条件を整えなければならない。

3. 監督審合議体の各構成員は自らの意見を陳述し、論議しなければならない。監督審合議体は事件の処理について投票を行い、事件の決着の決定を公表するものとする。

第 387 条 監督審の範囲

監督審合議体は、異議申立ての内容のみに限定することなく、事件全体を検討しなければならない。

第 388 条 監督審合議体の管轄権

1. 異議申立てを却下し、既に法的効力が発生している判決又は決定を維持すること。
2. 既に法的効力が発生している判決又は決定を取り消すこと。また、第一審裁判所又は控訴審級裁判所の下した法的判決・決定であって、その後不法に取消し、又は訂正されたものを取り消すこと。
3. 再捜査又は再審のために、既に法的効力が発生している判決又は決定を取り消すこと。
4. 既に法的効力が発生している判決又は決定を取り消し、事件を中止すること。
5. 既に法的効力が発生している判決又は決定を訂正すること。
6. 監督審の審理を中止すること。

第 389 条 既に法的効力が発生している判決・決定に対する異議申立ての棄却、及び当該判決・決定の維持

監督審合議体は、既に法的効力が発生している判決・決定に対する異議申立てについては、当該判決・決定に根拠があり、適法と認められる場合は、異議申立てを棄却し、当該判決・決定を維持するものとする。

第 390 条 既に法的効力が発生している判決又は決定の取消し、及び、第一審裁判所又は控訴審級裁判所の下した法的判決・決定であって、その後不法に取り消し、又は訂正されたものの取消し

監督審合議体は、既に法的効力が発生している判決及び決定、及び、第一審裁判所又は控訴審級裁判所の下した法的判決・決定であって、その後不法に取り消し、又は訂正されたものを取り消す決定を下すものとする。

第 391 条 再捜査又は再審理のための、既に法的効力が発生している判決及び決定の取消し

監督審合議体は、本法律第371条に定める根拠の内いずれか一つでもあれば、既に法的効力が発生している判決及び決定の一部又は全部を、再捜査又は再審のために取り消すものとする。再審のために取り消した場合、監督審合議体は状況に応じて、第一審又は控訴審からの再審理を決定することができる。

監督審合議体は、被告人を継続して勾留することが必要と認められる場合には、検察院又は裁判所が事件を受理するまで、継続勾留を決定するものとする。

第 392 条 既に法的効力が発生している判決及び決定の取消し、及び事件の中止

監督審合議体は、本法律第157条に定める根拠の内いずれか一つでもあれば、既に法的効力が発生している判決又は決定を取り消し、事件を中止するものとする。

第 393 条 既に法的効力が発生している判決及び決定の訂正

監督審合議体は、下記に掲げる各条件を満たす場合は、既に法的効力が発生している判決及び決定を訂正するものとする。

1. 事件記録に含まれる書類及び証拠が明白かつ十分である場合。
2. 判決又は決定の訂正によって、交代事件の性質が変化したり、被有罪宣告人の立場が不利になったり、あるいは被害者又は訴訟当事者に不利益をもたらすことがあってはならない。

第 394 条 監督審の決定

1. 監督審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において監督審の決定を下すものとする。
2. 監督審の決定書には、下記に掲げる内容を含むものとする。
 - a) 公判開廷年月日及び場所。
 - b) 監督審合議体の各構成員の氏名。
 - c) 公訴権を行使し、公判審理を検察する検察官の氏名。
 - d) 監督審合議体が監督審の審理に付す事件の名称。
 - dd) 被有罪宣告人及び監督審決定の利害関係人の氏名、年齢、住所。
 - e) 事件内容の要約、及び、既に法的効力が発生している判決及び決定中の、異議が申立てられた部分。
 - g) 異議申立ての決定、異議申立ての根拠。
 - h) 異議申立ての承認・棄却の根拠を分析した監督審合議体の見解。
 - i) 監督審合議体はその決定の根拠とした刑事訴訟法及び刑法の条、項、号。
 - k) 監督審合議体の決定。

第 395 条 監督審の決定の効力、及び監督審の決定書の送付

1. 監督審合議体の決定は、決定した日から法的効力が発生するものとする。
2. 監督審合議体は、決定の日から起算して10日間以内に、被有罪宣告人、異議申立人、同審級の検察院、第一審審理及び控訴審を行った検察院・裁判所、刑事判決執行管轄機関、民事判決執行管轄機関、当該異議申立ての利害関係人又はその代理人に対して、監督審の決定書を送付しなければならない。また、被有罪宣告人が居住する村（コミューン）、区、町の行政機関、又は被有罪宣告人が勤務又は学習する機関及び組織に対して、書面で通知しなければならない。

第 396 条 再捜査又は再審のための、事件記録の移送期限

監督審合議体は、再捜査のために、既に法的効力が発生している判決又は決定を取り消す決定を下した場合、本法律の一般手続の規定に基づいて、再捜査のために、決定の日から15日間以内に事件記録を同審級の検察院へ移送しなければならない。

監督審合議体は、第一審裁判所又は控訴審級裁判所において再審するために、既に法的効力が発生している判決又は決定を取り消す決定を下した場合、本法律の一般手続の規定に基づいて、決定の日から15日間以内に、事件記録を再審理を行う管轄裁判所へ移送しなければならない。

第 26 章 再審手続

第 397 条 再審の性質

再審とは、既に法的効力が発生している裁判所の判決及び決定であって、裁判所が当該判決又は決定を下した時点では知られていなかった新たな事件事実が発見され、当該判決・決定の内容を実質的に変質させる可能性がある理由により、異議を申立てられた判決・決定の再検討を意味する。

第 398 条 再審手続に基づく異議申立ての根拠

下記に掲げる根拠の内いずれか一つでもあるときは、再審手続に基づき、既に法的効力が発生している裁判所の判決・決定に対して異議を申し立てることができる。

1. 証人の供述、鑑定結論、財産価値鑑定結論、通訳人の通訳、翻訳人の翻訳の重要な点が真実に反していることを証明する根拠があるとき。
2. 捜査官、検察官、裁判官、参審員が、間違った非客観的な事件の事実関係に気づかず、誤った結論を下し、当該判決・決定に法的効力を発生させた事実関係があるとき。
3. 事件の証拠物、捜査、起訴、審理の各活動記録、他の訴訟活動の議事録、又はその他の証拠、証拠書類、及び証拠物が偽造されたものであり、事実と反するとき。
4. 既に法的効力が発生している裁判所の判決・決定を、事件の客観的事実と反するものにしたその他の事実関係。

第 399 条 新たに発見された事件のその他の事実関係の通知及び確認

1. 被有罪判決宣告人、機関、組織、及び全ての個人は、事件の新たな事実関係を発見し、その旨を関連書類と共に、検察院又は裁判所に通報する権利を有するものとする。裁判所が当該通報を受け取った場合、又は自身で事件の新たな事実関係を発見した場合は、直ちに、再審のための異議申立て管轄権を有する検察院の長官に対して、関連の書類を添付の上書面で通知しなければならない。再審のための異議申立て管轄権を有する検察院の長官は、当該事実関係の確認を決定するものとする。
2. 検察院は、事件のその他の新たな事実関係を確認しなければならない。再審のための異議申立て権を有する検察院の長官は、必要と認められる場合は、管轄捜査機関に対して、事件の新たな事実関係を

確認し、当該確認の結果を検察院に送付するよう要求する権利を有するものとする。

3. 事件の新たな事実関係の確認を実施するに当たっては、検察院及び捜査機関は、本法律に定める各訴訟手続の捜査措置を適用する権利を有するものとする。

第 400 条 再審手続に基づいて異議申立てを行う権利を有する人物

1. 最高人民検察院長官は、最高人民裁判所の裁判官評議会による決定を除き、各審級の裁判所が下し、既に法的効力が発生している判決又は決定に対し、再審手続に従って異議申立てをする権限を有するものとする。

2. 中央軍事検察院長官は、軍区級軍事裁判所又は地域軍事裁判所が下し、既に法的効力が発生している判決又は決定に対し、再審手続に従って異議申立てをする権限を有するものとする。

3. 高級人民検察院の長官は、管轄区域の省級人民裁判所又は県級人民裁判所が下し、既に法的効力が発生している判決及び決定に対し、再審手続に基づいて異議申立てを行う権利を有するものとする。

第 401 条 再審手続に基づく異議申立ての期限

1. 被有罪判決宣告人に不利に働く再審については、刑法第27条に定める刑事責任追及の時効期間内に行わなければならないが、また、異議申立ての期限は、検察院が新たに発見された事件の事実関係に関する通報を受け取った日から起算して1年間を越えてはならない。

2. 被有罪判決宣告人に有利に働く再審については、時間制限をせず、また既に死亡した被有罪判決宣告人の冤罪を証明する必要がある場合でも、再審を行うものとする。

3. 刑事事件における民事異議申立てに関しては、利害関係人は、民事訴訟法の規定に従って実施するものとする。

第 402 条 再審合議体の管轄権

1. 既に法的効力が発生している裁判所の判決又は決定に対する異議申立てを棄却し、当該判決・決定を維持すること。

2. 再捜査又は再審のために、既に法的効力が発生している裁判所の判決・決定を取り消すこと。

3. 既に法的効力が発生している判決及び決定を取り消し、事件を中止すること。

4. 再審を中止すること。

第 403 条 その他の再審手続

その他の再審手続については、本法律に定める監督審手続の規定に基づいて実施するものとする。

第 27 章 最高人民裁判所の裁判官評議会による決定の再検討手続

第 404 条 最高人民裁判所の裁判官評議会による決定に対する再検討の要求、建議、提案

1. 最高人民裁判所の裁判官評議会による決定に、重大な法律違反があると確定する根拠があるとき、又は、裁判官評議会が当該決定を下した時には知られていなかった、決定の内容を根本から変える可能性のある重大な事実関係が発見されたときに、国会常任委員会が要求し、国会司法委員会及び最高人民検察院長官が建議し、最高人民裁判所の長官が提案した場合は、最高人民裁判所の裁判官評議会は、会議を開催して当該決定を再検討しなければならない。
2. 国会常任委員会が要求した場合は、最高人民裁判所の長官は、最高人民裁判所の裁判官評議会に対して、当該決定を再検討するよう通知しなければならない。
3. 国会司法委員会及び最高人民検察院長官が建議した場合、最高人民裁判所の裁判官評議会は、会議を開催して当該決定を検討しなければならない。

最高人民裁判所の長官が提案、通知した場合は、最高人民裁判所の裁判官評議会は、会議を開催して当該決定を検討しなければならない。

第 405 条 建議・提案を検討するための、最高人民裁判所裁判官評議会の会議の参加構成員

1. 最高人民検察院長官は、国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議、又は、最高人民裁判所の長官の提案を検討するため、最高人民裁判所の裁判官評議会の会議に出席しなければならない。
2. 国会司法委員会の代表者は、最高人民裁判所の裁判官評議会の会議に招かれ、国会司法委員会の建議の検討に参加するものとする。
3. 最高人民裁判所は、必要と認められる場合は、他の関係機関、組織、個人を当該会議に招くことができる。

第 406 条 建議・提案を検討する会議の開催準備

1. 国会司法委員会及び最高人民検察院長官の建議を受領した後、又は最高人民裁判所の長官から、書面による最高人民裁判所の裁判官評議会の下した決定の再検討の提案があった後、最高人民裁判所は、最高人民検察院の建議・提案検討会議における意見陳述の準備のため、各建議、提案書の写しを事件記録に添付の上、最高人民検察院に送付するものとする。

最高人民裁判所の長官は、最高人民裁判所の裁判官評議会が会議において検討、決定する鑑識記録を準備するものとする。

2. 最高人民裁判所の裁判官評議会は、国会司法委員会及び最高人民検察院長官からの建議、又は最高人民裁判所の長官の書面による提案を受領した日から30日間以内に、会議を開催して当該建議及び提案を検討する会議を開催しなければならない。また、最高人民検察院長官に対して、当該会議の開催日時と場所を書面で通知しなければならない。

第 407 条 建議・提案の検討会議の開会手順

1. 最高人民裁判所の長官は、自身で、又は最高人民裁判所の裁判官評議会の構成員の一人に命じて、事件内容の要約、及び事件処理の経過を陳述させるものとする。
2. 最高人民裁判所の裁判官評議会の下した決定を再検討する建議又は提案を持つ国会司法委員会の代表者、最高人民裁判所の長官、及び最高人民検察院長官は、下記に掲げる事項について陳述するものとする。
 - a) 建議又は提案の内容。
 - b) 建議又は提案の根拠。
 - c) 最高人民裁判所の裁判官評議会による決定における重大な法律違反を明らかにするための、以前の証拠の分析、及び新たな証拠があればその分析。又は、最高人民裁判所の裁判官評議会による決定の根本的な内容を変化させる可能性のある、新たな、かつ重大な事実関係の分析。
3. 国会司法委員会の建議、又は最高人民裁判所の長官の提案を検討する場合、最高人民検察院長官は、当該建議・提案について諾否の見解及びその理由を述べ、当該建議・提案の根拠又は合法性に関する見解を陳述するものとする。
4. 最高人民裁判所の裁判官評議会は、自らの決定に対する再検討の建議・提案について諾否を論議し、票決するものとする。
5. 最高人民裁判所の裁判官評議会は、国会司法委員会及び最高人民検察院長官の建議、又は最高人民裁判所の長官の提案に同意した場合は、自らの決定を再検討する審議の開始を決定するものとする。
6. 会議中に行われた建議、提案の検討、及び採択された決定に関する全ての経過は、会議の議事録に記録し、建議・提案検討調書として保管するものとする。

第 408 条 建議・提案再検討会議の結果の通知

会議終了後、最高人民裁判所の裁判官評議会は、建議・提案に対する諾否について会議の結果を書面で、国会司法委員会及び最高人民検察院長官に通知するものとする。通知書には、当該建議・提案に対する諾否それぞれの理由を明記しなければならない。

最高人民裁判所の裁判官評議会が、建議・提案の検討に対して不同意の結論を出した場合、国会司法委員会、最高人民検察院長官、及び最高人民裁判所の長官は、検討と決定を求めて国会常任委員会に報告する権利を有する。

第 409 条 事件記録の評価審査：証拠、証拠書類、証拠物の確認、収集

1. 国会常任委員会に要求された場合、又は、最高人民裁判所の裁判官評議会が自らの決定の再検討に同意する決定を下した場合、最高人民裁判所の長官は事件記録の評価審査を行い、必要な場合は、証拠、書類、証拠物を確認、収集するものとする。

2. 事件記録の評価審査, 及び証拠, 書類, 証拠物の確認, 収集においては, 重大な法律違反の有無, 又は, 最高人民裁判所の裁判官評議会による決定の根本的な内容を変化させてしまう可能性のある重大な事件の事実関係の有無を明らかにしなければならない。

第 410 条 最高人民裁判所の裁判官評議会が下した決定の再検討会議の開催期限

1. 最高人民裁判所の裁判官評議会は, 国会常任委員会からの要求を受領した日, 又は最高人民裁判所の裁判官評議会が自らの決定の再検討に同意する決定を下した日から起算して4カ月間以内に, 当該会議を開催しなければならない。

2. 最高人民裁判所は, 国会常任委員会から要求があった場合は, 最高人民検察院に対して, 最高人民裁判所の裁判官評議会が下した決定の再検討会議の開催日時と場所を, 事件記録を添付の上書面で通知するものとする。

第 411 条 最高人民裁判所の裁判官評議会が下した決定の再検討手続と管轄権

1. 最高人民検察院長官は, 最高人民裁判所の裁判官評議会が下した決定の再検討会議に出席して, 重大な法律違反の有無, 又は, 最高人民裁判所の裁判官評議会による決定の根本的な内容を変化させてしまう可能性のある, 新たな, かつ重大な事件の事実関係の有無, 及び事件の処理に関する見解を陳述しなければならない。

2. 最高人民裁判所の長官の報告, 最高人民検察院長官の見解, 又は, 参加している場合は, 各関係機関, 組織, 及び個人の見解を聴いた後, 最高人民裁判所の裁判官評議会は, 下記に掲げる決定の内いずれかを下すものとする。

- a) 国会常任委員会の要求, 国会司法委員会及び最高人民検察院長官の建議, 及び最高人民裁判所の長官の提案を棄却し, 最高人民裁判所の裁判官評議会が下した決定を維持すること。
- b) 最高人民裁判所の裁判官評議会が下した決定を取り消し, 既に法的効力が発生しているが, 法律違反であって, また事件の内容を決定している判決及び決定を取り消すこと。
- c) 最高人民裁判所の裁判官評議会が下した決定を取り消し, 既に法的効力が発生していて, 法律の規定に従い損害賠償責任を確定した判決及び決定を取り消すこと。
- d) 最高人民裁判所の裁判官評議会が下した決定を取り消し, 既に法的効力が発生しているが, 法律違反である判決及び決定を, 再捜査又は再審に付すために取り消すこと。

3. 最高人民裁判所の裁判官評議会による決定は, 少なくとも全構成員の2/3の投票を得なければならない。

第 412 条 最高人民裁判所の裁判官評議会の下した決定の再検討に関する決定書の送付

最高人民裁判所の裁判官評議会が, 本法律第411条に定めるいずれかの決定を下した後, 最高人民裁判所は, 当該決定書を, 国会常任委員会, 国会司法委員会, 最高人民検察院, 及び事件を処理した捜査機

関、検察院、及び裁判所、また各関係人に送付するものとする。

第7編 特別手続

第28章 18歳未満の人物に関する訴訟手続

第413条 適用範囲

「罪に問われている者、被害者、及び証人が18歳未満である場合の訴訟手続に関しては、本章の規定、及び本章の規定に矛盾しない本法律の他の規定を適用するものとする。

第414条 訴訟遂行の原則

1. 18歳未満の人物の感情、年齢、成熟度、及び認識能力に合わせた思いやりのある訴訟手続を保障すること。18歳未満の人物の法的諸権利と利益を保証すること。また、18歳未満の人物の最善の利益を保障すること。
2. 18歳未満の人物の個人の秘密を保障すること。
3. 18歳未満の人物の代理人、学校、ホーチミン共産青年団、心理学・社会学に造詣の深い経験者、及びその他の18歳未満の人物が労働し活動する組織が、訴訟手続に参加する権利を保障すること。
4. 18歳未満の人物の、訴訟手続に参加する権利、及び意見を述べる権利を尊重すること。
5. 18歳未満の人物の弁護を受ける権利、及び法律扶助を受ける権利を保障すること。
6. 18歳未満の人物に対する刑法の取り扱い原則を保障すること。
7. 18歳未満の人物が関わる事件の可及的かつ速やかな処理を保障すること。

第415条 訴訟遂行官⁸

18歳未満の人物が関わる事件の訴訟遂行官は、当該種の事件の捜査、起訴、及び審理の訓練を受けた者か、又は経験者でなければならず、また、18歳未満の人物に関する心理学及び教育科学の知識を有していなければならない。

第416条 18歳未満の罪に問われている者に対する訴訟遂行に当たって特定すべき事項

1. 18歳未満の人物の年齢、身体的及び精神的発達度、及び犯罪行為に関する認識度。
2. 生活状況及び教育状況。

⁸ 「管轄」と翻訳される“Thẩm quyền” の用語はない。

3. 18歳以上の成人が教唆したか否か。
4. 犯行の原因、条件、及び状況。

第 417 条 18 歳未満の罪に問われている者及び被害者の年齢特定

1. 18歳未満の罪に問われている者及び被害者の年齢の特定は、訴訟遂行管轄機関が法律の規定に従って実施するものとする。
2. 法的措置を講じるに当たって、18歳未満の被告人及び被害者の正確な生年月日が特定できない場合は、以下のようにして特定するものとする。
 - a) 誕生月は特定できるが、誕生日が特定できない場合は、当該誕生月の最終日を誕生日とする。
 - b) 誕生四半期は特定できるが、誕生月日が特定できない場合は、当該誕生四半期の最終月日を誕生月日とする。
 - c) 誕生半期は特定できるが、誕生月日が特定できない場合は、当該誕生半期の最終月日を誕生月日とする。
 - d) 誕生年は特定できるが、誕生月日が特定できない場合は、当該誕生年の最終月日を誕生月日とする。
3. 生年月日が特定できない場合は、年齢を特定するための鑑定を実施しなければならない。

第 418 条 18 歳未満の罪に問われている者の監察

1. 捜査機関、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、検察院、及び裁判所は、訴訟遂行管轄機関の召喚に応じて18歳未満の罪に問われている者が出頭することを保障するため、彼らをその代理人の監察下に置く決定を下すことができる。
2. 監察を委ねられた人物は、当該18歳未満の人物を厳密に監察し、その状況及び倫理性を観察し、その者を教育する義務を負うものとする。

18歳未満の人物が、逃亡の徴候を示す場合、又は贈収賄行為を犯し、あるいは他人に虚偽の申告・虚偽の書類を提出するよう強要、教唆し、又は事件に関連する証拠、証拠書類、及び証拠物を破壊又は偽造し、事件に関連する財産を分散し、証人、被害者、犯罪告発人、及びその親族を脅迫し、制御し、又は復讐しようとし、あるいは犯罪を繰り返す場合は、監察を委ねられた人物は、直ちに訴訟遂行管轄機関に通報し、協力して、緊急に予防策を講じなければならない。

第 419 条 予防措置、強制措置の適用

1. 18歳未満の罪に問われている者の予防措置又は連行措置の適用に関しては、必要な場合にのみ実施するものとする。

18歳未満の罪に問われている者に対して暫定留置措置又は勾留措置を適用するに当たっては、監察措置

及び他の予防措置の適用では効果がないと信ずる根拠がある場合のみに限るものとする。18歳未満の罪に問われている者の暫定留置期間は、本法律に定める18歳以上の罪に問われている者の暫定留置期間の2/3とする。暫定留置又は勾留する根拠がないときは、管轄機関又は人物は、直ちにこれを取り消し、他の予防措置に変更しなければならない。

2. 満14歳以上で16歳未満の人物は、刑法第12条第2項に定める犯罪を犯した場合のみ、本法律第110条、第111条、第112条第a号、第b号、第c号、第d号、第dd号、及び第119条第2項に定める根拠があれば、緊急留置、逮捕、暫定留置、又は勾留することができる。

3. 満16歳以上で18歳未満の人物は、故意に「極めて重大な犯罪」又は「特別に極めて重大な犯罪」を犯した場合に、本法律第110条、第111条、第112条第a号、第b号、第c号、第d号、第dd号、及び第119条第2項に定める根拠があれば、緊急留置、逮捕、暫定留置、又は勾留することができる。

4. 満16歳以上で18歳未満の被疑者又は被告人に関しては、不作為の「重大な犯罪」又は刑法で2年以下の懲役刑と規定されている「より軽微な犯罪」を犯して立件、捜査、起訴、審理に付された場合であって、犯罪を繰り返すか、又は逃亡して指名手配の決定を受け逮捕されたときは、逮捕、被暫定留置、又は勾留することができる。

5. 18歳未満の人物の身柄確保、逮捕、暫定留置、勾留を命令・決定した人物は、緊急留置、逮捕、暫定留置、及び勾留したときから24時間以内に、18歳未満の人物の代理人に通知しなければならない。

第 420 条 代理人、学校、組織の訴訟手続参加

1. 18歳未満の人物の代理人、学校の男性教師、女性教師、及び学校代表者、ホーチミン共産青年団、及び18歳未満の人物が学習し、労働し、日常生活を送るその他の組織は、捜査機関、検察院、及び裁判所の決定に基づいて、訴訟手続に参加する権利と義務を有するものとする。

2. 18歳未満の人物の代理人は、当該18歳未満の人物の供述聴取及び尋問に立ち会うものとする。当該代理人は、証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出し、不服を申立て、告発することができる。また、捜査終了後、事件記録に編綴された18歳未満の罪に問われている者（被逮捕人、被暫定留置人、被疑者又は被告人）に関係する文書を閲覧、記録、複写することができる。

3. 本条第1項に規定の、公判に参加するその他の人物は、証拠、証拠書類、及び証拠物を提出し、及び訴訟遂行官の交代を要求、提案する権利を有するものとする。また、意見を陳述し、弁論することができる。さらに、訴訟遂行管轄官の訴訟活動及び裁判所の決定に対して、不服申立てすることができる。

第 421 条 被緊急留置人、被逮捕人、被暫定留置人、被害者、証人の供述聴取：被疑者の取調べ、及び対質尋問

1. 被緊急留置人、被逮捕人、被暫定留置人、被害者、証人の供述聴取、及び18歳未満の被疑者の取調べを行うに当たっては、訴訟遂行管轄機関は、供述聴取及び尋問の日時と場所を、彼らの弁護士、代理人、及び彼らの法的諸権利と利益の保護人に対して通知しなければならない。

2. 被緊急留置人、被逮捕人、被暫定留置人の供述聴取、及び被疑者の取調べには、弁護士又は代理人

が立ち会わなければならない。

被害者及び証人の供述聴取には、代理人又は彼らの法的諸権利と利益の保護人が立ち会わなければならない。

3. 弁護士及び代理人は、捜査官及び検察官が同意すれば、18歳未満の被逮捕人、被暫定留置人、及び被疑者に質問することができる。訴訟遂行官による陳述聴取、取調べの終了後に、弁護士及び代理人は、被緊急留置人、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者に質問することができる。

4. 18歳未満の人物の供述聴取の期間は、事件に複数の複雑な事実関係が存在する場合を除き、1日2回までとし、1回当たり2時間を超えてはならない。

5. 18歳未満の被疑者の取調べ期間は、下記に掲げる場合を除き、1日1回までとし、1回当たり2時間を超えてはならない。

a) 組織犯罪を犯した場合。

b) 逃亡した他の犯人を逮捕する目的の場合。

c) 他の人物が犯罪を犯すのを防ぐ目的の場合。

d) 犯行の道具及び手口、及びその他の事件の証拠物を捜索する目的の場合。

dd) 事件に複数の複雑な事実関係が存在する場合。

6. 訴訟遂行管轄官は、対質尋問を行わないと事件が処理しない場合に限り、事件の事実関係明らかにするために、18歳未満の被害者と被疑者又は被告人の間で対質尋問を行うものとする。

第 422 条 弁護

1. 18歳未満の罪に問われている者は、自ら弁護を行うか、又は別の人物に弁護を依頼する権利を有するものとする。

2. 18歳未満の罪に問われている者の代理人は、弁護人を選任するか、又は自ら18歳未満の罪に問われている者（被逮捕人、被暫定留置人、被疑者又は被告人）を弁護する権利を有するものとする。

3. 18歳未満の罪に問われている者に弁護人がいない場合、又はその代理人が弁護人を選任しない場合は、捜査機関、検察院、及び裁判所は、本法律第76条の規定に基づいて、弁護人を任命しなければならない。

第 423 条 審理

1. 事件の第一審裁判所の審理合議体には、教師、又はホーチミン共産青年団の幹部、あるいは18歳未満の人物の心理に造詣の深い経験者が1名、参審員として参加しなければならない。

2. 18歳未満の被告人又は被害者を保護する特別な必要がある場合、裁判所は、審理を非公開にする旨決定することができる。

3. 18歳未満の被告人に対する公判審理には、被告人の代理人、学校の代表者、又は被告人が学習又は

日常生活を送っている組織の代表者が出廷していなければならない。但し、当該各人物が、不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく欠席した場合はこの限りではない。

4. 18歳未満の被告人、被害者、又は証人に対する審問及び弁論については、彼らの年齢及び発達度に合わせて実施するものとする。法廷は、18歳未満の人物に対して親しみやすく適切なレイアウトを備えるものとする。
5. 被害者又は証人が18歳未満である事件については、審理合議体は、当該被害者又は証人が公判で陳述、証言するときには、被告人との接触を制限しなければならない。公判を主宰する裁判官は、被害者・証人の代理人、又は彼らの法的諸権利と利益の保護人に対して、被害者・証人に質問するよう要請することができる。
6. 審理期間中、被告人に刑罰を科す決定を下す必要がない場合は、審理合議体は、更生施設の教導措置を適用するものとする。
7. 最高人民裁判所の長官は、家庭裁判所及び未成年裁判所における18歳未満の人物の裁判に関する細則を制定するものとする。

第 424 条 村（コミューン）、区、町における教導措置の終了、更生施設における教育措置の終了、及び執行刑の減免

18歳未満の人物は、刑法第95条、第96条、又は第105条に定める条件に適格となった場合、村（コミューン）、区、町における教導措置の終了、更生施設における教導措置の終了、及び執行刑を減免する判決を受けることができる。

第 425 条 前科の抹消

18歳未満の犯人であって、刑法第107条に定める条件に適格の者の前科抹消に関しては、本法律の一般手続の規定に基づいて実施するものとする。

第 426 条 犯罪の刑事責任を免罪された 18 歳未満の人物に対する各監察措置及び教育措置の適用権

管轄捜査機関、検察院、及び裁判所は、犯罪の刑事責任を免罪された18歳未満の人物に対して、下記各号に掲げる監察措置、教導措置のいずれかの適用決定を下すものとする。

1. けん責措置。
2. 共同体内での調停措置。
3. 村（コミューン）、区、町内における教導措置。

第 427 条 けん責措置の適用手順、手続

1. 18歳未満の犯人に対する刑事責任に対して、刑法に規定されるけん責措置の適用が適切と認められ

る場合は、捜査機関の長官・副長官、検察院の長官・副長官、及び審理合議体は、当該事件を処理、処理した機関による18歳未満の犯人に対するけん責措置の適用を決定するものとする。

2. けん責措置の適用決定書には、下記に掲げる内容を含むものとする。

- a) 決定番号，決定年月日，決定場所。
- b) 決定者の氏名，役職，署名，及び決定機関の押印。
- c) 決定の理由と根拠。
- d) 被疑者又は被告人の氏名，生年月日，住所。
- dd) 適用刑法の条，項，号，及び罪名。
- e) 被けん責人の義務履行期間。

3. 捜査機関，検察院，及び裁判所は，被けん責人，両親，又は代理人に対して，速やかにけん責措置の決定書を送達しなければならない。

第 428 条 共同体内での調停措置の適用手順及び手続

1. 刑法に定める共同体内での調停措置の適用が適切と認められる場合は，捜査機関の長官・副長官，検察院の長官・副長官，及び審理合議体は，共同体内での調停措置の適用を決定するものとする。

2. 共同体内での調停措置の適用決定書には，下記に掲げる内容を含むものとする。

- a) 決定番号，決定年月日，決定場所。
- b) 決定者の氏名，役職，署名，及び決定機関の押印。
- c) 決定の理由と根拠。
- d) 適用刑法の条，項，号，及び罪名。
- dd) 調停措置の遂行を任せられた捜査官，検察官，又は裁判官の氏名。
- e) 被疑者又は被告人の氏名，生年月日，住所。
- g) 被害者の氏名。
- h) 調停措置に参加するその他の人物の氏名。
- i) 調停の実施日時，場所。

3. 共同体内での調停措置の適用決定書は，18歳未満の犯人，その両親，又は代理人に送達しなければならない。被害者，被害者の代理人，及び共同体内での調停措置を開催する村（コミューン），区，町の人民委員会に対しては，少なくとも調停日の3日前までに送達しなければならない。

4. 調停措置を実施するに当たっては，調停措置の遂行に任せられた捜査官，検察官，又は裁判官は，共同体内での調停措置を開催する村（コミューン），区，町の人民委員会と協力するものとし，また調停議事録を作成しなければならない。

5. 調停議事録には，下記に掲げる内容を含むものとする。

- a) 調停年月日, 時刻, 場所, 開始時間及び終了時間。
 - b) 調停に任ぜられた捜査官, 検察官, 裁判官の氏名。
 - c) 被疑者又は被告人の氏名, 生年月日, 住所。
 - d) 被害者の氏名, 生年月日, 住所。
 - dd) 調停に参加するその他の人物の氏名, 生年月日, 住所。
 - e) その他の調停参加人の質疑応答及び陳述。
 - g) 調停結果。18歳未満の人物, その両親, 代理人は, 被害者に陳謝し, 被害者に損害が生じているのであればこれを補償するものとする。また, 調停に自主的に参加した被害者及びその代理人は, 刑事責任が発生していればその免罪を要請するものとする。
 - h) 調停を行った捜査官, 検察官, 及び裁判官の署名。
6. 調停を実施する捜査官, 検察官, 又は裁判官は, 当該調停の終了後, 直ちにその他の調停参加人に対して, 議事録を読み上げなければならない。いずれかの人物が議事録の訂正・追加を要求した場合, 議事録を作成する捜査官, 検察官, 又は裁判官は, 当該訂正・追加を議事録に記録し, 認証しなければならない。当該要求を却下した場合は, その却下理由を議事録に明記しなければならない。調停議事録は, 速やかに調停参加人に対して交付するものとする。

第 429 条 村 (コミューン), 区, 町内における教導措置の適用手順・手続

1. 18歳未満の犯人に対する刑事責任に対して, 刑法に規定される教導措置の適用が適切と認められる場合は, 捜査機関の長官・副長官, 検察院の長官・副長官, 及び審理合議体は, 当該事件を処理, 処理した機関による18歳未満の犯人に対する村 (コミューン), 区, 町内における教導措置の適用を決定するものとする。
2. 村 (コミューン), 区, 町内における教導措置の適用決定書には, 下記に掲げる内容を含むものとする。
- a) 決定番号, 決定年月日, 決定場所。
 - b) 決定者の氏名, 役職, 署名, 及び決定機関の押印。
 - c) 決定の理由と根拠。
 - d) 被疑者又は被告人の氏名, 生年月日, 住所,
 - dd) 適用刑法の条, 項, 号, 及び罪名。
 - e) 村 (コミューン), 区, 町内における教導措置の適用期限。
 - g) 当該措置の対象者が居住する村 (コミューン), 区, 町の行政機関の責任。
3. 村 (コミューン), 区, 町内における教導措置の適用が決定された日から起算して3日間以内に, 捜査機関, 検察院, 又は裁判所は, 当該措置の対象者, その両親, 代理人, 及び当該措置の対象者が居住する村 (コミューン), 区, 町の行政機関に対して, 決定書を送達しなければならない。

第 430 条 更生施設における教導措置の適用手順・手続

1. 審理合議体は、18歳未満の犯人に対して、刑罰の適用が不要と思料するときは、その判決において、更生施設における教導措置の適用を決定するものとする。
2. 更生施設における教導措置の適用決定書には、下記に掲げる内容を含むものとする。
 - a) 決定番号，決定年月日，決定場所。
 - b) 当該決定を下した審理合議体構成員の氏名及び署名。
 - c) 決定の理由と根拠。
 - d) 被告人の氏名，生年月日，住所，
 - dd) 適用刑法の条，項，号，罪名。
 - e) 更生施設における教導措置の適用期間。
 - g) 当該措置の対象者を教導する更生施設の責任。
3. 更生施設における教導措置の決定書は，直ちに，18歳未満の犯人，その両親，代理人，及び教導を行う更生施設に対して送達するものとする。

第 29 章 法人の刑事責任の追及手続

第 431 条 適用範囲

告発され，犯罪を通報され，立件建議され，捜査され，起訴され，審理に付された法人に対する訴訟手続については，判決執行は本章の規定，又は本章の規定に矛盾しない本法律のその他の規定に基づいて実施するものとする。

第 432 条 事件の立件，及び刑事事件の立件決定の変更・補充

1. 法人が犯罪を犯す兆候を特定したときは，管轄機関は，本法律第143条，第153条，及び第154条の規定に従って，刑事事件の立件を決定するものとする。
2. 刑事事件の立件決定の変更・補充の根拠，手順，及び手続については，本法律第156条の規定に従うものとする。

第 433 条 法人被疑者の立件，及び法人被疑者の立件決定の変更・補充

1. 法人が，刑法に犯罪を構成すると規定される行為を犯したと確定する十分な根拠があるときは，訴訟遂行管轄機関は，当該法人被疑者を立件するものとする。

2. 法人被疑者の立件決定書には、交付日時・場所、決定交付者の氏名・役職、訴訟遂行管轄機関に決定を下された法人の名称・住所、刑法の適用条項及び罪名、犯行日時・場所、及び犯罪のその他の事実関係を明記するものとする。

いずれかの法人が互いに異なる法律違反によって立件された場合、当該法人被疑者の立件決定書には、刑法に規定する各適用罪名及び条項を明記しなければならない。

3. 法人被疑者立件の権限、手順、手続、及び当該立件決定の変更・補充に関しては、本法律第179条及び第180条に定めるところによる。

第 434 条 法人の法定代表者の訴訟参加

1. 刑事責任を追及される法人の訴訟活動は、全てその法定代表者を通して行うものとする。当該法人は、管轄権を有する機関の要求があれば、自身の法定代表者を指名し、当該代理人が立件、捜査、起訴、審理、及び判決執行の過程に全て参加できるよう保障しなければならない。

立件、捜査、起訴、又は審理に付された法人の法定代表者が訴訟に参加できない場合、当該法人は、いずれか別の人物を法定代表者に指名して訴訟に参加させなければならない。法人は、自身の法定代表者を変更する場合は、直ちに訴訟遂行管轄機関に通知しなければならない。

立件、捜査、起訴、又は審理時において、当該法人に法定代表者がいないか、又は複数の法定代表者がいる場合は、訴訟遂行管轄機関は訴訟に参加する代理人を1名指名するものとする。

2. 訴訟に参加する法人の法定代表者は、訴訟遂行管轄機関に対して、自身の氏名、生年月日、国籍、民族、宗教、性別、経歴、及び役職を通知しなければならない。これらの情報に何らかの変更があれば、法定代表者は直ちに訴訟遂行管轄機関に通知しなければならない。

第 435 条 法人の法定代表者の権利と義務

1. 法人の法定代表者は、下記に掲げる権利を有するものとする。

a) 犯罪の情報源への対処結果を通知されること。

b) 自身が代理人を務める法人に対する立件理由を通知されること。

c) 本条に定める権利と義務についての説明を通知されること。

d) 被疑者の法人に対する立件決定書、当該決定書の変更・追加書、立件決定の承認決定書、立件決定の変更・追加の承認決定書、及び、強制措置の適用・変更・取消し決定書、捜査の結論書、捜査の暫定中止・中止決定書、事件の暫定中止・中止決定書、判決書、起訴状、事件を審理に付す決定書、裁判所の判決又は決定、及び本法律の規定に定めるその他の訴訟手続の決定書を受領すること。

dd) 自身が法廷代理人を務める法人の不利になる供述を強要されることなく、また、当該法人が有罪であると認めるよう強要されることなく、陳述し、見解を述べること。

e) 証拠書類及び証拠物を提出し、要求を出すこと。

- g) 訴訟遂行管轄官に対して、本法律に定める鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、又は翻訳人の交代を提案すること。
 - h) 自ら、あるいは弁護人に頼んで法人の弁護をすること。
 - i) 捜査の終了後、要請の上、法人に関する刑事責任を裏付ける、あるいは刑事責任を免れさせること又は関連する文書・電子文書、あるいは法人の弁護に関連するその他の文書を閲覧、記録、複写すること。
 - k) 裁判長に対し、公判参加人に質問するよう提案すること。又は、裁判長が同意すれば、自身で公判参加人に質問すること。公判において弁論すること。
 - l) 評議の前に、意見を陳述すること。
 - m) 公判調書を閲覧し、訂正・追加の当該調書への記録を要求すること。
 - n) 裁判所の判決、決定に対して控訴すること。
 - o) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官による訴訟手続上の決定又は行為に対して、不服を申立てること。
2. 法人の法定代表者は、下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 訴訟遂行管轄官の召喚に応じて、出頭・出廷すること。不可抗力のためでもなく、また正当な支障もなく欠席した場合は、勾引することができる。
 - b) 訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の決定又は要求を実施すること。

第 436 条 法人に対する強制措置

1. 捜査機関、「捜査活動の遂行に任せられた各種機関」、検察院、及び裁判所は、立件、捜査、起訴、及び審理に付された法人に対して、各下記各号に掲げる強制措置を適用することができる。
- a) 法人の犯罪行為に関連する資産を差し押さえること。
 - b) 法人の犯罪行為に関連する口座を凍結すること。
 - c) 法人の犯罪行為に関連する活動の期限付き暫定中止措置をとること。
 - d) 判決の執行を保障する保証金 の支払いを課すこと。
2. 本条第1項に規定の強制措置の適用期間については、捜査期限、起訴期限、及び審理期限を超えてはならない。

第 437 条 財産の差押え

1. 刑法において罰金又は損害賠償の補償の科罰を規定されている犯罪によって、立件、捜査、起訴、及び審理に付された法人に対しては、財産の差押えを適用することができる。
2. 財産の差押え部分のみ、罰金、又は損害賠償のために没収することができる。法人の長は、差し押

さえられた財産の保管に責任を負うものとする。当該差押え財産の無許可の消費、使用、譲渡、取り換え、隠匿、及び破壊が生じた場合、当該法人の長は、法律に定める責任を負わねばならない。

3. 法人の財産の差押え時には、下記に掲げる人物が立ち会わなければならない。
 - a) 法人の法定代表者。
 - b) 財産を差し押さえられる法人が位置する村（コミューン）、区、町の行政機関の代表者。
 - c) 立会人。
4. 財産の差押えの管轄権、手順、及び手続については、本法律第128条の定めるところによる。

第 438 条 口座の凍結

1. 口座の凍結は、刑法において罰金又は損害賠償の補償を規定されている犯罪によって、立件、捜査、起訴、及び審理に付された法人に対して、当該法人が金融機関又は国営銀行に口座を設けていると確定するに足る根拠がある場合に、適用されるものとする。
2. 口座凍結はまた、法人の犯罪行為に関連する金銭が存在すると確定するに足る根拠がある場合は、個人口座及び他の組織の口座に対しても適用されるものとする。
3. 凍結された口座の金銭のみ、罰金又は損害賠償されることができる。
4. 口座の凍結を実施する管轄機関は、管理当該法人の口座、又は法人の犯罪行為に関連するその他の個人・組織の口座を管理する金融機関又は国営銀行の代表者に対して、口座凍結決定書を送達しなければならない。
5. 口座凍結の管轄権、手順、及び手続については、本法律第129条の定めるところによる。

第 439 条 法人の犯罪行為に関連する活動の期限付き暫定中止措置、及び判決の執行を保障するための保証金の強制的支払い。

1. 法人の活動の期限付き暫定中止措置は、法人の犯罪行為が人々の生命及び健康、環境、又は社会の安全、秩序を侵害したか、侵害する恐れがあると確定するに足る根拠が存在するときのみ、適用するものとする。

本法律第113条第1項に定める管轄権を有する人物は、法人の活動に対して期限付き暫定中止措置を決定することができる。本法律第113条第1項第a号に定める人物は、その執行の前に、同審級の検察院の承認を得なければならない。

法人の活動の期限付き暫定中止措置は、本法律に定める捜査期限、起訴期限、及び審理期限を超えてはならない。刑の宣告を受けた法人の活動の期限付き暫定中止措置は、宣告日から判決執行の日までの期間を超えてはならない。

2. 判決執行を保障するための強制的保証金の支払いは、刑法により罰金又は損害賠償の保障を規定する犯罪を犯し、立件、捜査、起訴、審理に付された法人に適用するものとする。

判決の執行を保障するために強制的に支払う保証金の金額は、予想される罰金又は損害賠償に相当する額とする。

本法律第113条第1項に定める管轄権を有する人物は、法人に対して判決の執行を保障するための保証金の強制支払いを決定することができる。本法律第113条第1項第a号に定める人物による、法人に対する判決の執行を保障するための保証金の強制支払いの決定については、その執行の前に、同審級の検察院の承認を得なければならない。

政府は、保管、償還、国家予算への歳入額を含め、判決の執行を保障する保証金の額、手順、及び手続に関する細則を制定するものとする。

第 440 条 法人の法定代表者の召喚

1. 訴訟遂行管轄官は、法人の法定代表者を召喚するときは、召喚状を送達しなければならない。召喚状には、法人の法定代表者の氏名、住所、法人での職務、出頭年月日、時刻、場所、面会者、及び不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく欠席した場合の責任について明記するものとする。

2. 召喚状は、法人の法定代表人、又は勤務する法人、あるいは法定代表者が居住する村(コミューン)、区、町の行政機関宛に送達するものとする。当該召喚状を受領した機関及び組織は、直ちに法人の法定代表人宛に転送する責任を負うものとする。

法人の法定代表人は、召喚状の受領時には受領署名をしなければならず、また受領日時を明記するものとする。召喚状の送達人は、法定代表者が署名した召喚状の本文部のみを、召喚した機関に返送しなければならない。法定代表者が署名しない場合は、その記録を作成の上、召喚した機関に送付しなければならない。また、法定代表者が不在の場合は、その18歳以上の家族に召喚状を渡し、受領確認の署名をさせ、法定代表人に送達することができる。

3. 法人の法定代表人は、召喚状に応じて出頭しなければならない。不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく欠席した場合は、訴訟遂行管轄官は、法定代表者の勾引を決定することができる。

第 441 条 被疑者、被立件人、被告発人、被起訴人となった法人に対する訴訟手続を実施するに当たっての証明すべき問題

1. 犯罪行為の発生の有無、犯罪行為の発生日時、場所、及び、刑法に定める刑事責任に該当する法人の犯罪行為に関するその他の事実関係。

2. 法人の過失、及び法人構成員の個人的過失。

3. 法人の犯罪行為が及ぼした損害の性質と程度。

4. 刑事責任の加重減軽の要素、及び情状酌量に関係するその他の事実関係。

5. 犯罪の原因と事実関係。

第 442 条 法人の法定代表者の供述聴取

1. 法人の法定代表者の供述聴取については、捜査官、又は「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の幹部捜査官によって、捜査現場で、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の事務所で、又は法人の本部で実施しなければならない。捜査官又は幹部捜査官は、供述聴取を行う前に、検察官及び弁護人に対して、供述聴取を行う時間と場所を通知しなければならない。必要と認められる場合は、検察官が当該供述聴取に参加するものとする。
2. 捜査官、又は「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の幹部捜査官は、1回目の供述聴取を行う前に、法人の法定代表者に対して、本法律第435条に定める権利と義務について説明しなければならない。また、当該供述聴取を調書に記録しなければならない。法人の法定代表者は、自身の供述を書面で行うことができる。
3. 法人の法定代表者に対する供述聴取は、夜間に行ってはならない。
4. いずれかの法人が自身の犯罪行為を認めず、捜査活動に対して、又は捜査に法律違反があるという確定した根拠があるとして不服を申し立てた場合、又はその他の必要と認められる場合は、検察官が法人の法定代表者の供述聴取を行うものとする。

検察官による法人の法定代表者の供述聴取についても、本条に規定に基づいて実施するものとする。

5. 捜査機関及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の本部で行われる法人の法定代表者の供述聴取については、録音又は録音及び録画しなければならない。

その他の場所での法人の法定代表者の供述聴取は、代理人又は訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の要請があれば、録音又は録音及び録画するものとする

6. 法人の法定代表者に対する供述聴取の調書は、本法律第178条の規定に従って作成するものとする。

第 443 条 捜査の暫定中止、事件及び捜査の中止、被疑者又は被告人の地位の中止

1. 捜査機関及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は、鑑定要請、財産価値鑑定要請、司法共助による外国への要請を行って成果が出ず、捜査期限を徒過した場合は、捜査の暫定中止を決定するものとする。この場合、鑑定、財産価値鑑定、及び法律共助は結果が出るまで継続するものとする。
2. 下記に掲げるいずれかの場合、捜査機関及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」は捜査の中止を決定し、検察院及び裁判所は、事件の中止を決定し、法人である被疑者又は被告人の地位を中止するものとする。
 - a) 犯罪が発生していない場合。
 - b) 法人の行為が、刑事犯罪を構成しない場合。
 - c) 法人の犯罪行為が既に法的効力の発生している判決、又は事件の中止決定を受けている場合。
 - d) 捜査期間を徒過した段階で、法人が犯罪を犯したことを証明できなかった場合。
 - dd) 刑事責任が公訴時効となった場合。

第 444 条 法人に対する管轄権、及び審理手続

1. 法人が犯した犯罪に関する刑事事件を管轄する裁判所は、当該犯罪を犯した法人の所在地の裁判所とする。刑事事件が互いに異なる場所で発生した場合は、その管轄裁判所は、当該法人の本部の所在地の裁判所か、又は犯罪を犯した支店の所在地の裁判所とする。
2. 犯罪を犯した法人に対する第一審審理、控訴審、監督審、及び再審については、本法律第4編及び第6編に定める一般手続に従うものとする。法人に対する公判審理には、法人の法定代表者、同審級の検察院検察官、被害者又は被害者の代理人が出廷しなければならない。

第 445 条 法人に対する判決の執行、及び管轄

1. 民事判決の執行管轄機関の長官は、法人に対して罰金刑の執行決定を下すものとする。罰金刑の執行の手順及び手続については、民事判決執行法の規定に従うものとする。
2. 国家機関は、法律に従い、法人に対して、刑法に規定されるその他の罰則及び司法措置を執行する管轄権を有する。
3. 有罪宣告を受けた法人が、分割、合併、吸収した場合は、有罪宣告を受けた法人の権利と義務を継承した法人が、罰金刑の判決執行及び損害賠償の責任を負うものとする。

第 446 条 法人に対する前科抹消許可手続

事件の第一審を行った裁判所の長官は、前科の抹消許可を受けた企業からの要請受領後5日間以内に、刑法第89条に規定する全ての条件に適合していることを確認した上で、当該法人の前科を抹消した証明書を交付するものとする。

第 30 章 強制医療措置の適用手続

第 447 条 強制医療措置の適用条件及び管轄権

1. 社会にとって危険な行為を犯した者が刑法第21条に定める刑事責任能力を有しないと信ずるに足る根拠がある場合は、各特定の訴訟段階に応じて、捜査機関、検察院、及び裁判所は、法医学鑑定意見を要求しなければならない。
2. 法医学鑑定の結論に基づいて、検察院は、捜査段階及び起訴段階において強制医療措置の適用を決定するものとし、また裁判所は、審理段階及び判決執行段階において強制医療措置の適用を決定するものとする。

第 448 条 刑事責任能力が疑われる人物に対する捜査

1. 刑事責任能力のない人物が、社会に対する危険行為を犯したとする根拠のある事件に関しては、捜

査機関は、下記に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- a) 当該人物が犯した、社会に対する危険行為。
- b) 社会に対する危険行為を犯した人物の精神状態及び精神病。
- c) 社会に対する危険行為を犯した人物が、自らの行為を認識・制御する能力を失っているか否か。

2. 訴訟を実施するに当たっては、捜査機関は、社会に対して危険行為を犯した者が、自らの行為を認識・制御する能力を失わせる精神病又はその他の疾患に罹患していると確定した時点から、弁護人の訴訟参加を保障しなければならない。必要な場合は、当該人物の法定代理人が訴訟に参加することができる。

第 449 条 捜査段階における強制医療措置の適用

1. 捜査機関は、被疑者が自らの行為を認識・制御する能力を失わせる精神病又はその他の疾患に罹患していることを確定するため法医学精神鑑定意見を要請するときは、強制医療措置の適用と鑑定の結論の要請状を同審級の検察院に送付し、その検討と決定を求めるものとする。

検察院は、捜査機関の精神鑑定の結論の要請状を受領した日から3日間以内に、被疑者に対して強制医療措置の適用を決定するか、又は、決定のための根拠が不足している場合は、捜査機関に対して補充鑑定あるいは再鑑定の要請を行うよう要求するものとする。

2. 検察院が強制医療措置の適用を決定した場合、捜査機関は、被疑者に対する捜査の中止又は暫定中止を決定しなければならない。

第 450 条 起訴段階における検察院の決定

1. 検察院は、事件記録及び捜査結論書を受領した後、被疑者に刑事責任能力がないことの根拠があれば、法医学精神鑑定意見を要請するものとする。

2. 検察院は、鑑定の結論に基づいて、下記に掲げる決定のいずれかを下すことができる。

- a) 事件を暫定中止し、強制医療措置を適用すること。
- b) 事件を中止し、強制医療措置を適用すること。
- c) 補充捜査のために事件記録を返送すること。
- d) 被疑者を裁判所に起訴すること。

3. 検察院は、強制医療措置の適用決定以外にも、事件に関するその他の問題を処理することができる。

第 451 条 審理段階における裁判所の決定

1. 裁判所は、事件を受理した後、被疑者又は被告人に刑事責任能力がないことの根拠があれば、法医学精神鑑定意見を要請するものとする。

2. 裁判所は、鑑定結論に基づいて、下記に掲げる決定のいずれかを下すことができる。
 - a) 事件を中止又は暫定中止し、強制医療措置を適用すること。
 - b) 再捜査又は補充捜査のために、事件記録を返送すること。
 - c) 刑事責任又は刑罰を免除し、強制医療措置を適用すること。
 - d) 事件を審理に付すこと。
3. 裁判所は、強制医療措置の適用決定以外にも、損害賠償問題、及び事件に関するその他の問題を処理することができる。

第 452 条 懲役刑を執行されている人物に対する強制医療措置の適用

1. 懲役刑を執行されている人物が、精神病又は自らの行為を認識し、制御する能力を失う他の疾病にかかっていると信ずるに足る根拠が存在する場合は、被有罪判決宣告人が懲役刑に服している刑務所、拘留所、及び省級公安の刑事判決執行機関は、省級人民裁判所の長官又は軍区級軍事裁判所の長官に対して、法医学精神鑑定意見の要請を提案するものとする。
2. 法医学精神鑑定意見の結論に基づき、被有罪判決宣告人が懲役刑に服している地の省級人民裁判所長官、又は軍区級軍事裁判所の長官は、懲役刑の執行暫定中止の決定、及び強制医療措置の適用決定を下すことができる。

当該疾病の回復後に、懲役刑の執行免除の理由がない場合は、当該者は懲役刑の服役を継続しなければならない。

第 453 条 不服申立て、控訴、異議申立て

1. 検察院による強制医療措置の適用決定に対する不服申立て、及び異議申立ての処理については、本法律第33章の規定に基づいて実施するものとする。
2. 裁判所による強制医療措置の適用決定に対する控訴及び異議申立てについては、本法律の規定の第一審判決に対する控訴又は異議申立てと同様に実施するものとする。
3. 裁判所の強制医療措置の適用決定については、当該措置が変更又は取り消されるまでは、依然効力を有するものとする。

第 454 条 強制医療措置の執行中止

1. 強制医療措置は、検察院又は裁判所が法律に従って指定した強制精神医療施設において、実施するものとする。
2. 強制医療措置を受けた人物が収容された強制精神医療施設の長から、当該人物が治癒した旨の通知があった場合、強制医療措置の適用を建議した機関、又は検察院、あるいは強制医療措置の適用を決定した裁判所は、強制医療措置を受けた人物に対する法医学の精神鑑定意見を要請するものとする。

法医学の精神鑑定が、強制医療措置を受けた人物は治癒したとの結論を出したときは、検察院又は裁判所は、強制医療措置の執行中止の決定を下すものとする。

3. 強制医療措置の適用を建議した機関、検察院、又は裁判所は、速やかに、強制医療措置の執行中止決定書を、強制精神医療施設、及び強制医療措置を受けた人物の代理人に送付しなければならない。
4. 暫定中止されていた訴訟活動又は刑罰執行については、本法律の規定に従って再開することができる。

第 31 章 略式手続

第 455 条 略式手続の適用範囲

捜査、起訴、第一審審理、及び控訴審の各段階での略式手続については、本章の各規定、及び本章の各規定に矛盾しない本法律のその他の規定に基づいて実施するものとする。

第 456 条 略式手続の適用条件

1. 捜査、起訴、及び第一審審理の各段階での略式手続は、下記の条件を満たした場合に適用されるものとする。
 - a) 犯罪行為を犯した人物が現行犯逮捕されたか、又は自首した場合。
 - b) 単純犯罪で、証拠が明白な場合。
 - c) 犯した犯罪が「重大でない犯罪」である場合。
 - d) 犯罪者の住居、身元身上が明らかである場合。
2. 控訴審に対する略式手続は、下記に掲げる条件のいずれかに該当する場合に適用されるものとする。
 - a) 第一審審理で既に略式手続の適用を受けた事件であって、単に、被告人の刑の減軽又は執行猶予を求めて控訴、異議申立てする場合。
 - b) 第一審審理では略式手続の適用を受けていない事件であっても、本条の第1項に規定の全ての条件を満たして、単に被告人の刑の減軽又は執行猶予を求めて控訴、異議申立てする場合。

第 457 条 略式手続の適用決定

1. 捜査機関、検察院、及び裁判所は、いずれかの事件が、本法律第456条に定める条件を満たしてから24時間以内に、略式手続の適用を決定しなければならない。

略式手続は、本法律第458条の規定に従って取り消される場合を除き、その決定のときから当該控訴審の終了まで適用されるものとする。

2. 略式手続の適用決定書は、その決定後24時間以内に、被疑者、被告人、又はその代理人に送達され、

弁護人に送付されるものとする。

捜査機関又は裁判所による略式手続の適用決定書は、その決定後24時間以内に、同審級の検察院に送付しなければならない。

3. 検察院は、捜査機関による略式手続適用決定が違法と認められる場合は、当該決定書を受領してから24時間以内に、当該略式手続の適用決定を取り消し、その旨を捜査機関に通知しなければならない。

4. 検察院は、裁判所による略式手続適用決定が違法と認められる場合は、当該決定を下した裁判所の長官にその旨建議しなければならない。当該裁判所長官は、検察院の建議の受領後、24時間以内に検討し回答しなければならない。

5. 略式手続の適用決定に対しては、不服を申立てることができる。被疑者又は被告人、あるいはその代理人は、略式手続の適用決定に対して不服申立てを行う権利を有するものとする。不服申立て期限は、決定受領後5日間とする。当該略式手続の適用決定を下し、不服申立てを受けた捜査機関、検察院、又は裁判所は、当該不服申立ての受領後3日間以内に処理しなければならない。

第 458 条 略式手続の適用決定の取消し

略式手続の適用過程において、当該事件が、本法律第456条第1項第b号、第c号、及び第d号に定める各条件のいずれか一つにでも該当しない場合、又は、捜査が暫定中止され、事件が暫定中止され、あるいは本法律に従って補充捜査のために事件記録が返送された場合は、捜査機関、検察院、又は裁判所は、略式手続の適用決定を取り消し、本法律に定める一般手続の規定に従って事件を処理する決定を下すものとする。

事件の訴訟手続の期限については、本法律に定める一般手続の規定に従い、略式手続の適用決定が取り消された時から起算されるものとする。

第 459 条 捜査、起訴、審理のための暫定留置及び勾留

1. 暫定留置及び勾留の根拠、管轄権、及び手続については、本法律の定めるところによる。
2. 暫定留置期限は、捜査機関が被逮捕人を受け取った日から3日間を超えてはならない。
3. 捜査段階における勾留期限は20日間を超えてはならず、起訴段階では5日間を超えてはならない。また、第一審審理段階では17日間を超えてはならず、控訴審段階では22日間を超えてはならない。

第 460 条 捜査

1. 略式手続に基づく捜査期間は、事件の立件が決定した日から20日間とする。
2. 捜査が終了したときは、捜査機関は起訴の建議を決定するものとする。

起訴の建議決定書には、犯罪行為の概要、犯行手段、動機、犯行目的、性質、当該犯罪行為による損害の度合い、及び予防措置・強制措置の適用、変更、取消し、また、証拠書類・証拠物の採取及び暫定採取、証拠物の取り扱い、被疑者の身上、刑事責任の加重減軽、公訴建議の理由と根拠、刑法の適用罪名

と条項号, さらに, 決定日時, 場所, 決定者の氏名・署名を明記しなければならない。

3. 捜査機関は, 起訴の建議を決定してから24時間以内に, 被疑者又は被疑者の代理人に対して起訴の建議決定書を送達し, 弁護士, 被害者, 訴訟当事者又はその代理人に送付しなければならない。また同決定書を, 事件記録と共に検察院に送付しなければならない。

第 461 条 起訴決定

1. 検察院は, 起訴の建議決定書及び事件記録を受領した日から起算して5日間以内に, 下記に掲げる決定の内のいずれかを下すものとする。

- a) 被疑者の起訴を決定し, 裁判所に起訴すること。
- b) 被疑者を不起訴とし, 事件の中止を決定すること。
- c) 補充捜査のために事件記録を返送すること。
- d) 事件を暫定中止すること。
- dd) 事件を中止すること。

2. 起訴決定書には, 犯罪行為の発生, 被疑者の犯罪を確定できる証拠, 犯行手段, 動機, 犯行の目的・性質, 当該犯罪行為による損傷の度合い, 及び, 予防措置・強制措置の適用, 変更, 取消し, また, 証拠書類・証拠物の採取及び暫定採取, 証拠物の取り扱い, さらに, 被疑者の身上, 刑事責任の加重減軽, 情状酌量, 起訴理由と根拠, 刑法の適用罪名と条項号, また決定日時, 場所, 決定者の氏名・署名を明記しなければならない。

3. 検察院は, 起訴を決定してから24時間以内に, 起訴決定書を被疑者又はその代理人に送達し, 捜査機関, 弁護士, 被害者, 訴訟当事者又はその代理人に送付し, また事件記録を添付の上, 裁判所に送付しなければならない。

第 462 条 第一審審理の準備

1. 審理に任ぜられた裁判官は, 事件を受領してから10日間以内に, 下記に掲げる決定の内のいずれかを下すものとする。

- a) 事件を審理に付すこと。
- b) 補充捜査のために事件記録を返送すること。
- c) 事件を暫定中止すること。
- d) 事件を中止すること。

2. 裁判所は, 事件を審理に付す決定を下した場合, 決定の日から7日間以内に事件の公判審理を開廷しなければならない。

3. 第一審裁判所は, 事件を審理に付す決定を下した場合, 決定の日から24時間以内に決定書を同審級の検察院に送付し, 被告人又はその代理人に送達し, 弁護士, 被害者, 訴訟当事者又はその代理人に送

付しなければならない。

第 463 条 第一審公判審理

1. 略式手続による第一審公判審理は、1名の裁判官によって率領されるものとする。
2. 公判の開始後、検察官は起訴決定を公表するものとする。
3. 第一審公判審理の手順及び手続は、本法律に定める一般手続の規定に基づいて実施するものとするが、評議は行わない。

第 464 条 控訴審の準備

1. 控訴審級裁判所による事件記録の受領、受理については、本法律に定める一般手続の規定に基づいて実施するものとする。

事件の受理後、裁判所は直ちに事件記録を同審級の検察院に転送しなければならない。検察院は、事件記録が転送されてきた日から起算して5日間以内に、裁判所に返送しなければならない。

2. 事件を受理した日から起算して15日間以内に、審理に任ぜられた裁判官は、下記に掲げる決定の内のいずれかを下すものとする。
 - a) 事件を控訴審に付すこと。
 - b) 事件の控訴審を中止すること。
3. 事件を控訴審審理に付す決定を下した場合、裁判所は、決定の日から7日間以内に事件の公判審理を開廷しなければならない。
4. 事件を審理に付す決定を下してから24時間以内に、控訴審級裁判所は、決定書を同審級の検察院及び弁護人に送付し、被告人又はその代理人、被害者、訴訟当事者又はその代理人に送達しなければならない。

第 465 条 控訴審の公判審理

1. 略式手続による控訴審審理は、1名の裁判官によって率領されるものとする。
2. 控訴審公判の手順及び手続は、本法律に定める一般手続の規定に基づいて実施するものとするが、評議は行わない。

第 32 章 各刑事訴訟活動に対する妨害行為への対処

第 466 条 訴訟遂行管轄機関による訴訟活動に対して妨害行為を行った人物に対する対処

罪に問われている者その他の訴訟参加人が、下記各号に掲げるいずれかの違反行為を行った場合は、訴

訟遂行管轄機関は、当該違反の重大性に応じて、連行、勾引、警告、罰金、行政勾留、起こした問題の強制是正、又は法律に定める刑事責任による起訴を決定することができる。

1. 証拠を偽造又は破壊すること、又は出来事、事件の処理を妨害すること。
2. 虚偽の申告をすること、又は虚偽の書類を提出すること。
3. 申告を拒否すること、又は書類、証拠物の提出を拒否すること。
4. 鑑定人又は財産価値鑑定人が虚偽の結論を出すこと、又は、不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく、鑑定、財産価値鑑定の結論を出すことを拒否すること。
5. 虚偽、脅迫、買収工作、又は実力行使によって証人の証言を妨害するか、あるいは他の人物に虚偽の証言をさせること。
6. 虚偽、脅迫、買収工作、又は実力行使によって被害者の出廷を妨害するか、又は被害者に虚偽の申告を強要すること。
7. 虚偽、脅迫、買収工作、又は実力行使によって、鑑定人又は財産価値鑑定人が任務を履行するのを妨害するか、あるいは鑑定人又は財産価値鑑定人に強要して、客観的事実の伴わない誤った結論を出させること。
8. 虚偽、脅迫、買収工作、又は実力行使によって、通訳人又は翻訳人が任務を履行するのを妨害するか、あるいは通訳人又は翻訳人に強要して、虚偽の通訳・翻訳をさせること。
9. 虚偽、脅迫、買収工作、又は実力行使によって、機関・組織の代表者、又は個人が訴訟に参加するのを妨害すること。
- 10 訴訟遂行管轄官の名誉、尊厳、評判を毀損し、脅迫、実力行使、又はその他の行為によって、訴訟遂行管轄官の訴訟活動を妨害すること。
11. 召喚を受けているにも関わらず、不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく欠席し、その欠席によって訴訟活動に支障を及ぼすこと。
12. 訴訟遂行管轄機関による訴訟文書の交付、送達、受領、又は通知を妨害すること。

第 467 条 公判の内規に違反した人物の処分

1. 公判の内規に違反した人物に対しては、公判を主宰する裁判官は、法律の規定に基づき、当該違反の性質及び程度に応じて、法律に定める行政罰を決定することができる。
2. 裁判長は、違反者に対して、退廷命令又は行政勾留の決定を下す権限を有するものとする。公判の秩序を守る責務を負う公安の機関又は人物は、公判の秩序を守るために、公判を妨害した人物に対する公判を主宰する裁判官の退廷命令又は行政勾留の決定を執行する責任を負うものとする。
3. 公判の内規に違反した人物の行為が、刑事責任を問われる程に重大である場合は、審理合議体は刑事事件として起訴することができる。
4. 本条に定める各規定は、法廷で違法行為を犯した人物に対しても適用されるものとする。

第 468 条 処罰形式，管轄権，手順，処罰手続

刑事訴訟活動の妨害行為に対する処罰形式，管轄権，手順，処罰手続に関しては，行政違反処理法及びその他の関連法の各規定に基づいて実施するものとする。

第 33 章 刑事訴訟における不服申立て及び告発⁹

第 469 条 不服申立ての権利を有する人物

1. 機関，組織，個人は，訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官の決定，行為が法律に違反し，自らの権利や法的利益を侵害すると信ずるに足る根拠がある場合に，当該決定，行為に対し不服申立てに対する権利を有する。
2. 未だ法的効力が発生していない第一審の判決・決定，既に法的効力が発生している裁判所の判決・決定，告発・起訴の決定，略式手続適用の決定，及び第一審審理合議体，控訴審審理合議体，監督審審理合議体，再審審理合議体，及び刑罰の減免，早期釈放を検討する審理合議体の判決・決定に対する不服申立てに関し，不服申立て，控訴，異議申立てを行う場合は，本法律第21章，第22章，第24章，第25章，第26章及び第31章に定めるところにより処理するものとする。

第 470 条 不服申立てのできる訴訟手続上の決定及び訴訟活動

1. 不服申立てのできる訴訟手続上の決定とは，捜査機関の長官，副長官，捜査官，検察院長官，副長官，検察官，裁判所長官，副長官，裁判官，及び各種の捜査活動の管轄権を有する者が，本法律の規定に基づいて下した決定である。
2. 不服申立てのできる訴訟活動とは，捜査機関の長官，副長官，捜査官，幹部捜査官，検察院長官，副長官，検察官，検査官，裁判所長官・副長官，裁判官，審査官，及び各種の捜査活動に任ぜられた者が，本法律の規定に基づいて行った訴訟活動であるものとする。

第 471 条 不服申立ての時効

1. 不服申立ての時効は，不服申立人が違法と見なす訴訟行為の決定を受理するか，又は当該行為を知ってから15日間とする。
2. 不可抗力の原因により，又は正当な支障によって不服申立人が定められた期限までに不服申立ての権利を行使できない場合は，当該支障が存在する期間は，不服申立ての期限に算入しないものとする。

第 472 条 不服申立人の権利と義務

1. 不服申立人は，下記に掲げる権利を有するものとする。

⁹ ベトナム語 “tố cáo”，第 144 条の「告発」 (“tố giác”) とは異なる。

- a) 自身で、又は法定弁護人、代理人、利害関係人の法的諸権利と利益の保護人を通して不服申立てを行うこと。
 - b) 刑事事件処理の過程のいずれの段階においても不服申立てができること。
 - c) 刑事事件処理の過程のいずれの段階においても不服申立てを撤回できること。
 - d) 自らの不服申立てに対する処理の決定書を受領できること。
 - dd) 自らの侵害された法的諸権利と利益が救済され、法律に従って損害賠償を受けること。
2. 不服申立人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 不服申立ての処理者に対し、正直に事実を陳述し、情報、書類を提出し、供述内容、情報、書類の提供に関する法律上の責任を負うこと。
 - b) 不服申立てに対し、法的効力のある処理の決定が為された場合はこれに従うこと。

第 473 条 被不服申立て人の権利と義務

1. 被不服申立て人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 不服申立ての内容について通知を受けること。
 - b) 不服を申し立てられている自らの訴訟行為、決定の適法性に関する証拠を提出すること。
 - c) 自らの訴訟上の決定及び行為に対する不服申立ての処理の決定書を受領すること。
2. 被不服申立て人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
 - a) 管轄権を有する機関、組織、個人が要求した場合、不服を申し立てられた訴訟上の決定・行為について説明し、関連情報及び書類を提出すること。
 - b) 不服申立ての処理が決定された場合は、これに従うこと。
 - c) 違法な訴訟上の決定、行為によって引き起こされた損害・被害を、法律の規定に従って賠償又は救済すること。

第 474 条 緊急留置、逮捕、暫定留置、勾留に関する決定・訴訟手続に対する不服申立ての権限及び処理期限

1. 緊急留置命令、逮捕命令、暫定留置決定、勾留命令、勾留決定、逮捕承認決定、暫定留置期限延長決定、勾留期限延長決定、及び、当該各命令、決定の実施行為に対する不服申立てについては、当該不服申立てを受けたときから24時間以内に速やかに処理しなければならない。確認のためにより時間が必要な場合であっても、不服申立てを受けたときから起算して3日間を超えてはならない。
2. 検察院長官は、捜査及び起訴段階における、緊急留置、逮捕、暫定留置、勾留に関する決定、訴訟行為に対する不服申立てを処理する責任を負うものとする。緊急留置、逮捕、暫定留置、勾留の管轄権を有する機関又は者は、被留置人、被逮捕人、被暫定留置人、及び被勾留人からの不服申立てを受けたときから24時間以内に、直ちに、公訴権を行使し事件の捜査を検察する管轄検察院に伝えなければならない。

ない。

捜査機関の長官、副長官、捜査官、幹部捜査官、検察官、検査官、及び「複数の捜査活動の遂行に任ぜられた人物」による緊急留置、逮捕、暫定留置、勾留に関する決定・訴訟行為に対する不服申立てについては、検察院長官が処理するものとする。

検察院副長官による緊急留置、逮捕、暫定留置、勾留に関する決定・訴訟行為に対する不服申立てについては、検察院長官が処理するものとする。

検察院長官による不服申立ての処理決定に不同意の人物は、処理決定書を受領した日から起算して3日間以内に、直属上級検察院の長官に対して、又は不服申立ての処理決定を下した検察院長官が省級人民検察院の長官である場合は、最高人民検察院の長官に対して、不服申立てを行う権利を有するものとする。直属上級検察院長官又は最高人民検察院長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して7日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。直属上級検察院長官又は最高人民検察院長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

検察院長官による逮捕、暫定留置、勾留に関する訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、直属上級検察院の長官が、又は当該長官が省級人民検察院の長官である場合は、最高人民検察院の長官がこれを検討し、処理しなければならない。直属上級検察院長官又は最高人民検察院長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して7日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。直属上級検察院長官又は最高人民検察院長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

3. 裁判所は、審理段階での逮捕、勾留決定に対する不服申立てについて、責任を負うものとする。

裁判所の副長官による逮捕、勾留に関する決定、訴訟行為に対する不服申立てについては、裁判所の長官が検討、処理するものとする。裁判所長官による不服申立ての処理決定に不同意の人物は、処理決定書を受領した日から起算して3日間以内に、直属上級裁判所の長官に対して不服申立てを行う権利を有するものとする。直属上級裁判所の長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して7日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。直属上級裁判所の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

裁判所の長官による逮捕、勾留に関する決定、訴訟行為に対する不服申立てについては、直属上級裁判所の長官が検討、処理するものとする。直属上級裁判所の長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して7日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。直属上級裁判所の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

第 475 条 捜査機関の長官及び副長官、幹部捜査官、捜査官、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種の者」に対する不服申立てに関する権限及び処理期限

1. 緊急留置、逮捕、暫定留置、勾留に関する不服申立てを除き、捜査機関の副長官、幹部捜査官、捜査官による、訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、捜査機関の長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して7日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。捜査機関の長官による不服申立ての処理決定に不同意の人物は、処理決定書を受領した日から起算して3日間以内に、同審級の検察院の長官に対して不服申立てを行う権利を有するものとする。同審級の検察院の長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して7日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。同審級

の検察院の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

捜査機関の長官による訴訟手続上の決定又は行為、及び捜査機関による訴訟手続上の決定であって検察院が許可したものに対する不服申立てについては、同審級の検察院の長官が、当該不服申立てを受けた日から起算して7日間以内にこれを処理しなければならない。当該同審級の検察院の長官による不服申立ての処理決定に不同意の人物は、処理決定書を受領した日から起算して3日間以内に、直属上検察院長官に対して、又は原因となった不服申立てに対する処理決定を行った長官が、省級人民検察院の長官である場合は、最高人民検察院長官に対して不服申立てを行う権利を有するものとする。直属上検察院長官、又は最高人民検察院長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して15日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。直属上検察院長官、又は最高人民検察院長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

2. 緊急留置、逮捕、暫定留置、勾留に関する不服申立てを除き、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の副長官又は幹部捜査官による訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して7日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。当該長官による不服申立ての処理決定に不同意の人物は、処理決定書を受領した日から起算して3日間以内に、公訴権の行使及び捜査を検察する検察院に対して不服申立てを行う権利を有するものとする。当該検察院の長官は、不服申立てを受けた日から起算して7日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。当該検察院の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の長官による訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、公訴権の行使及び捜査を検察する検察院の長官が検討、処理するものとする。当該検察院の長官は、不服申立てを受けた日から起算して7日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。当該検察院の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

第 476 条 検察院長官、副長官、検査官、及び検察官に対する不服申立ての権利及び処理期限

1. 検察院の副長官、検査官、及び検察官による訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、検察院長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して7日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。検察院の長官による不服申立ての処理決定に不同意の人物は、処理決定書を受領した日から起算して3日間以内に、直属上級検察院に対して不服を申立てる権利を有するものとする。直属上検察院長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して15日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。直属上検察院長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

2. 検察院の長官による決定、訴訟行為に対する不服申立てについては、直属上級検察院の長官が、当該不服申立てを受けた日から起算して15日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。直属上級検察院の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

3. 本条第1項及び第2項に定める各場合において、当該不服申立てが、省級人民検察院の長官による訴訟手続上の決定又は行為に対するものであるときは、下記に掲げる内のいずれかの手続で処理するものとする。

a) 省級人民検察院長官が、公訴権を行使し、捜査及び起訴を検察する際に下した訴訟手続上の決定

又は行為に対する不服申立てについては、最高人民検察院が、不服申立てを受領した日から起算して15日間以内に検討、処理するものとする。最高人民検察院による処理決定は、法的効力を発するものとする。

- b) 省級人民検察院長官が、公訴権を行使し、捜査及び起訴を検察する際に下した訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、高級人民検察院が、不服申立てを受領した日から起算して15日間以内に検討、処理するものとする。高級人民検察院による処理決定は、法的効力を発するものとする。

4. 最高人民検察院の副長官、検察官、検査官、及び中央軍事検察院の副長官、検察官、検査官による訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、最高人民検察院長官又は中央軍事検察院長官が、当該不服申立てを受けた日から起算して15日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。最高人民検察院長官又は中央軍事検察院長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

第 477 条 裁判所長官、副長官、裁判官、審査官に対する不服申立てに関する管轄権及び処理期限

1. 県級人民裁判所及び地域軍事裁判所の副長官、裁判官、審査官による訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、県級人民裁判所の長官又は地域軍事裁判所の長官が、公判開始の前、当該不服申立てを受領した日から7日間以内に処理するものとする。

県級人民裁判所又は地域軍事裁判所の長官による処理決定に不同意の人物は、処理決定書を受領した日から起算して3日間以内に、省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所の長官に対して不服申立てを行う権利を有するものとする。省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所の長官は、不服申立てを受けた日から起算して15日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。当該省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

県級人民裁判所又は地域軍事裁判所の長官の訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所の長官が、公判開始の前、当該不服申立てを受領した日から15日間以内に処理するものとする。当該省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

2. 省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所の副長官、裁判官、審査官による訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所の長官が、公判開始の前、当該不服申立てを受領した日から7日間以内に処理するものとする。省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所の長官による処理決定に不同意の人物は、処理決定書を受領した日から起算して3日間以内に、高級人民裁判所又は中央軍事裁判所の長官に対して、不服を申立てる権利を有するものとする。高級人民裁判所又は中央軍事裁判所の長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して15日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。高級人民裁判所又は中央軍事裁判所の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

高級人民裁判所の副長官、裁判官、審査官による訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、高級人民裁判所の長官が、公判開始の前、当該不服申立てを受領した日から7日間以内に検討し、処理するものとする。高級人民裁判所の長官による処理決定に不同意の人物は、処理決定書を受領した日から起算して3日間以内に、最高人民裁判所の長官に対して、不服を申立てる権利を有するもの

とする。最高人民裁判所の長官は、当該不服申立てを受けた日から起算して15日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。最高人民裁判所の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

省級人民裁判所及び軍区級軍事裁判所の長官による訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、高級人民裁判所及び中央軍事裁判所の長官が、当該不服申立てを受領した日から15日間以内に処理するものとする。省級人民裁判所及び軍区級軍事裁判所の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

3. 高級人民裁判所の長官、及び、最高人民裁判所又は中央軍事裁判所の副長官、裁判官、審査官、による訴訟手続上の決定又は行為に対する不服申立てについては、最高人民裁判所又は中央軍事裁判所の長官が、当該不服申立てを受けた日から起算して15日間以内にこれを検討し、処理しなければならない。最高人民裁判所又は中央軍事裁判所の長官による処理決定は、法的効力を発するものとする。

第 478 条 告発権を有する人物

各個人は、訴訟遂行権限を有する人物による法律違反行為であって、国家の利益、公民、機関、組織の法的権利、利益に被害を及ぼすか、又は被害を及ぼす恐れのある行為を、管轄権を有する機関、人物に告発する権利を有するものとする。

第 479 条 告発人の権利と義務

1. 告発人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 管轄権を有する機関・個人に告発状を送付するか、又は直接告発すること。
 - b) 自身の氏名、住所、署名を秘密にするよう要請すること。
 - c) 告発の処理の決定について通知を受けること。
 - d) 脅迫、嫌がらせ、復讐を受けた場合は、訴訟遂行管轄機関に保護を要請すること。
2. 告発人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
 - a) 告発内容を正直に陳述し、当該告発に関連する情報や書類を提供すること。
 - b) 自身の氏名、住所を明らかにすること。
 - c) 故意に虚偽の告発を行った場合は、法律に定められた責任を負うこと。

第 480 条 被告発人の権利と義務

1. 被告発人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 告発内容について通知を受けること。
 - b) 当該告発内容が事実でないことを証明する証拠を提出すること。
 - c) 告発の処理の決定を受け入れること。

- d) 自らの侵害された法的権利、利益、名誉を再開し、虚偽の告発によって生じた損害の賠償を受けること。
 - dd) 管轄権を有する機関、組織、個人に対し、虚偽の告発をした者の処分を要求すること。
2. 被告発人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 告発された行為について説明し、管轄権を有する機関や個人から要求があったときは、関連の情報や書類を提供すること。
 - b) 告発の処理の決定に従うこと。
 - c) 自己の違法行為が引き起こした損害を賠償・補償し、その結果を是正すること。

第 481 条 告発処理の管轄権及び期限

1. 訴訟遂行管轄機関に属する訴訟遂行管轄官の法律違反行為に関する告発については、当該機関の長が、処理の管轄権を有するものとする。

被告発人が捜査機関の長官又は検察院長官である場合、直属上級の捜査機関の長官、検察院長官が処理の管轄権を有するものとする。

被告発人が県級人民裁判所長官又は地域軍事裁判所長官である場合、省級人民裁判所長官及び軍区級軍事裁判所長官が処理の管轄権を有するものとする。

被告発人が省級人民裁判所長官又は軍区級軍事裁判所長官である場合、高級人民裁判所の長官又は中央軍事裁判所の長官が処理の管轄権を有するものとする。

被告発人が高級人民裁判所の長官又は中央軍事裁判所の長官の場合、最高人民裁判所の長官が処理の管轄権を有するものとする。

「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種の者」による訴訟行為に対する告発は、公訴権を有する検察院が検討し処理するものとする。

2. 犯罪を示唆する法律違反に対する告発は、本法律第145条に基づいて処理するものとする。

3. 告発処理の期限は、告発を受理した日から起算して30日間を超えてはならない。複雑な事件の場合には、処理期限を延長することができるが、60日間を超えてはならない。

4. 捜査段階における緊急留置、逮捕、暫定留置、勾留に関する告発については、当該権限を有する検察院の長官、又は管轄権を有する検察院の長官が、告発を受理してから24時間以内に速やかに検討し、処理しなければならない。更に確認が必要である場合でも、期限は告発を受理してから3日間を超えてはならない。

第 482 条 不服申立て及び告発の管轄機関・人物の責任

1. 不服申立て及び告発の管轄権を有する機関・人物は、各自の職務と権限の範囲内で、法律に従って不服申立て及び告発を受理し、適時に処理しなければならない。また不服申立者及び告発者に対し処理の

結果に関する通知を送付し、違反者を厳正に処分し、必要であれば告発人を保護する措置を講じ、また起こり得る損害を防止するために必要な措置を採り、不服申立て及び告発の処理結果の厳正な執行を保障し、また自身の行った処理に関する法律上の責任を負わなければならない。

2. 不服申立て又は告発の管轄権を有する者が、不服申立て又は告発を処理せず、処理の責任を負わず、又は違法に処理したときは、その違反の性質と程度に応じて、懲戒処分を受け又は刑事責任を追及されるものとする。損害を発生させた場合は、法律に従って損害賠償をしなければならぬ。

3. 捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、及び裁判所は、不服申立て及び告発の処理の文書について、同審級の検察院・管轄権を有する検察院からの受理の通知、又は当該検察院宛への送付の通知をする責任があるものとする。

第 483 条 不服申立て及び告発の処理を検察するに当たっての検察院の任務と権限

1. 検察院は、同審級及び下級の捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、又は裁判所による不服申立て及び告発の処理を検察するものとする。

2. 不服申立て及び告発の処理を検察するに当たって、検察院は下記に掲げる任務と権限を有するものとする。

a) 捜査機関、裁判所、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対し、本章の規定に基づいて、不服申立て及び告発の処理決定の文書を作成するよう要請すること。

b) 同審級及び下級の捜査機関、裁判所、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対し、不服申立て及び告発の処理を自己検査し、検査結果を報告するよう要請すること。

c) 捜査機関、裁判所、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」に対し、不服申立て及び告発の処理に関連する調書及び書類を提供するよう要請すること。

d) 同審級及び下級捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、及び裁判所による不服申立て及び告発の処理を直接検察すること。

dd) 検察活動の結論を出すこと。捜査機関、及び「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、及び裁判所に対し、不服申立て及び告発の処理における違反の是正について建議、抗議、要請する権限を行使すること。

3. 上級検察院は、下級検察院による不服申立て及び告発の処理を監査・検査する責任を負うものとする。最高人民検察院は、各級検察院による不服申立て及び告発の処理を監査・検査するものとする。

第 34 章 犯罪告発人、証人、被害者、及び他の訴訟参加人の保護

第 484 条 被保護人

1. 被保護人とは、主として下記に掲げる者を含むものとする。

a) 犯罪の告発人。

- b) 証人。
 - c) 被害者。
 - d) 犯罪告発人の親族，証人，被害者。
2. 被保護人は，下記に掲げる権利を有するものとする。
- a) 保護の申し出を受けること。
 - b) 保護の権利と義務についての説明と通告を受けること。
 - c) 保護の適用（保護措置の変更，補充，取消しの申し出）に関する通知を受けること。
 - d) 保護期間中に，損害賠償を受け，名誉が回復され，法的諸権利と利益を保障されること。
3. 被保護人は，下記に掲げる義務を負うものとする。
- a) 保護機関からの，保護に関連する要求事項を厳守すること。
 - b) 保護に関する秘密情報を保持すること。
 - c) 保護期間中は，保護責任を有する機関に対して，懸案事項を速やかに通報すること。

第 485 条 保護措置の適用決定の管轄権を有する機関，人物

1. 保護措置の適用管轄機関は，主として下記に掲げる機関とする。
- a) 人民公安の捜査機関。
 - b) 人民軍の捜査機関。
2. 保護措置適用の決定権を有する人物とは，主として下記に掲げる人物を含む。
- a) 刑事事件・出来事に関わる被保護人に対する保護措置の適用決定権を有する人民公安の捜査機関であって，自らその対処・捜査を受理したか，又は最高人民検察院，人民検察院，及び同審級の人民裁判所の建議に基づいて処理・捜査を受理した機関の長官，副長官。
 - b) 刑事事件・出来事に関わる被保護人に対する保護措置の適用決定権を有する人民軍の捜査機関であって，自らその対処・捜査を受理したか，又は中央軍事検察院，軍事検察院，及び同審級の軍事裁判所の建議に基づいて処理・捜査を受理した機関の長官，副長官。
3. 各級の人民検察院及び人民裁判所は，被保護人に対する保護措置の適用が必要と認められる場合は，捜査機関に対して，刑事事件を直接処理し，被保護人に対する保護措置適用を決定するよう提案するものとする。当該提案は，書面によって行わなければならない。

最高人民検察院の捜査機関，及び中央軍事検察院の捜査機関は，刑事事件・出来事に関わる被保護人に対する保護措置の適用が必要と認められる場合は，最高人民検察院又は中央軍事検察院の長官は，公安省の公安，治安捜査機関，及び国防省の犯罪，治安捜査機関に対し，書面で保護措置の適用決定を提案するものとする。

第 486 条 保護措置

1. 犯罪に関連する証拠、証拠書類、情報を提供することによって、被保護人の生命、健康、財産、名誉、尊厳が毀損されるか、毀損される恐れがあると確定するに足る根拠があるときは、訴訟遂行管轄機関・訴訟遂行管轄官は、下記各号に掲げるその他の保護措置の適用を決定するものとする。
 - a) 武器、支援機器などを用いる要員や、その他警戒、保護のための手法の実施を手配すること。
 - b) 安全を保障するため、被保護人の行動や外出を制限すること。
 - c) 被保護人に関連する情報を漏らさず、また他の人物にも秘密を守るよう要求すること。
 - d) 住居、勤務先、学習先に関する秘密を守ること、又は移転すること。あるいは、被保護人が同意すれば、所在地、履歴、身元を変更すること。
 - dd) 被保護人に対する嫌がらせ行為を、引き止め、警告し、制止すること。法律の規定に従って、違法行為を防ぎ、迅速に処理すること。
 - e) 法律の規定に基づくその他の保護措置。
2. 本条第1項中に規定の保護措置の適用、変更によって、被保護人の法的諸権利と利益に悪影響があらはならないものとする。

第 487 条 保護措置の適用の提案又は要求

1. 被保護人は、書面による要請状により、保護措置の適用管轄機関に対して保護措置の適用を要請する権利を有する。当該要請状には、下記に掲げる各事項を含むものとする。
 - a) 年月日。
 - b) 要請人の氏名、住所。
 - c) 保護措置の要請理由及び適用する保護措置の内容。
 - d) 要請人の署名又は指紋。機関及び組織が要請する場合は、当該機関及び組織の法定代表者が署名、捺印すること。
2. 緊急の場合、被保護人は、保護措置の適用管轄機関又は保護措置適用の決定権を有する又は人物に対し、直接保護を要請するか、又は通信媒体を通じて要請することができる。但し、その後、書面で要請状を提出しなければならない。当該要請・要求を受理した管轄機関又は人物は、調書を作成の上、事件記録に編綴しなければならない。
3. 事件に対する訴訟を遂行するに当たって、保護措置の適用の要請・要求を受けた「各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」、検察院、又は裁判所は、同審級の捜査機関に対して、保護措置の検討と決定するよう検討、提案する責任を有する。高級人民検察院又は高級人民裁判所が、保護の要請・要求を受理した場合は、公安省の捜査機関に対して保護措置の適用の検討、決定を建議するものとする。
4. 捜査機関は、保護の要請・要求の根拠及び真正性を検査しなければならない。保護措置の適用が不要と認められる場合は、要請・要求した人物にその理由を明示しなければならない。

第 488 条 保護措置の適用の決定

1. 保護措置の適用決定書には、主として下記に掲げる事項を含むものとする。
 - a) 決定年月日、及び場所。
 - b) 決定者の役職。
 - c) 決定の根拠。
 - d) 被保護人の氏名、生年月日、住所。
 - dd) 保護措置、及びその実施開始時期。
2. 保護措置の適用決定書は、保護の要請人、被保護人、保護措置の適用を建議した検察院又は裁判所、及び保護に関係する組織構成単位に送付するものとする。
3. 保護措置の適用が決定した後、管轄捜査機関は、直ちに保護措置の実施を組織しなければならない。必要な場合、保護を実施するために、人民公安及び人民軍の各機関・組織単位と協力することができる。
4. 保護措置の適用を決定した捜査機関は、保護の経過において、必要と認められる場合は、保護措置を変更、追加することができる。
5. 保護期間は、保護措置を適用した時から、保護措置の適用を終了した時までと計算する。

第 489 条 保護措置の終了

1. 被保護人の生命、健康、財産、名誉、尊厳が毀損される根拠、又は毀損される恐れがある根拠が存在しないと認められるときは、保護措置の適用を決定した捜査機関の長官は、保護措置の適用の終了を決定しなければならない。
2. 保護措置の適用終了決定書は、被保護人、保護措置の適用を建議した機関、及び当該保護措置に関係する機関、組織、及び組織構成単位に送付しなければならない。

第 490 条 保護記録

1. 保護措置の適用を決定した捜査機関は、保護記録を作成しなければならない。
2. 保護記録には、下記に掲げる事項を含むものとする。
 - a) 適用された保護措置の要請状、要求状。保護措置の適用の要請、要求の記録。
 - b) 被保護人の生命、健康、財産、名誉、尊厳を毀損する行為、又は既存する恐れのある行為に対する確認結果。
 - c) 損害が生じた場合は、その損害の結果に関する文書、及び管轄機関による対処。
 - d) 保護措置の変更、追加、取消し要求・要請状。
 - dd) 保護措置の適用決定、変更、補充、及び取消し通知書。
 - e) 保護措置の適用過程における進展を示す文書。

- g) 機関, 組織, 個人に対して, 保護措置のため各自の協力を求めた要請書, 建議書。
- h) 保護措置の実施結果報告。
- i) 保護措置の終了決定書。
- k) 保護措置に関連するその他の文書, 書類。

第 8 編 国際協力

第 35 章 一般手続

第 491 条 刑事訴訟における国際協力の範囲

1. 刑事訴訟における国際協力とは, ベトナム社会主義共和国と外国の各管轄機関が協力, 共助の上, 捜査, 起訴, 審理, 及び刑事判決の執行を必要とする役務活動を実施することを意味する。
2. 刑事訴訟における国際協力には, 身柄引渡し (懲役刑に服す人物の引渡し, 引き取り) 等の刑事事件に関する司法共助, 及び本法律, 司法共助に関する各法規, またベトナム社会主義共和国の加盟している国際条約に定めるその他の国際協力活動が含まれる。
3. ベトナム社会主義共和国の領土内においては, 刑事訴訟における国際協力は, ベトナム社会主義共和国の加盟している国際条約の規定, 相互主義, 及び本法律の規定, またベトナムの司法共助に関する各法規の規定に従うものとする。

第 492 条 刑事訴訟における国際協力の原則

1. 刑事訴訟における国際協力は, ベトナム社会主義共和国憲法及びベトナムの加盟している国際条約に基づく, 相互の国家独立, 主権, 国家領土の完全性, 相互内政不干渉, 平等かつ相互利益の尊重の原則の下に実施するものとする。
2. ベトナムが関係する国際条約にまだ調印していないか, 又は未加盟の場合は, 刑事訴訟における国際協力は, ベトナムの法律に反しない範囲での相互主義, 及び国際法, 国際慣行に従って実施するものとする。

第 493 条 刑事訴訟における国際協力に関する中央機関

1. 公安省を, 懲役刑に服す人物の身柄引渡し, 及び移送活動に関するベトナム社会主義共和国の中央機関とする。
2. 最高人民検察院を, 刑事事件の司法共助活動, 及び法律に定めるその他の国際協力活動に関するベトナム社会主義共和国の中央機関とする。

第 494 条 刑事訴訟における国際協力を通じて収集された証拠書類及び証拠物の法的価値

ベトナムの管轄機関の委託を受け、外国の管轄機関が収集した証拠書類、証拠物、又は外国の管轄機関が、ベトナム側の刑事責任の追及のための委託を受けて送付してきた証拠書類、証拠物については、証拠とみなすことができる。また、証拠書類、証拠物が、本法律第89条に規定する特質に合致するときは、証拠とみなすことができる。

第 495 条 外国におけるベトナムの管轄権を有する者及びベトナムにおける外国の管轄権を有する者の訴訟遂行

外国におけるベトナムの管轄権を有する者及びベトナムにおける外国の管轄権を有する者の訴訟遂行は、ベトナム社会主義共和国の加盟している国際条約の規定、又は相互主義に基づいて実施するものとする。

第 496 条 証人、鑑定人、及びベトナムで服役している人物の外国での出頭・出廷、又は、証人、鑑定人、及び外国で服役している人物のベトナムでの出頭・出廷

1. ベトナムの刑事訴訟管轄機関は、外国の刑事訴訟管轄機関に対し、当該国に在住の証人、鑑定人、及び当該国で懲役刑に服している人物が、刑事事件の解決に助力するためベトナムで出頭、出廷するための承認を要請できるものとする。
2. ベトナムの刑事訴訟管轄機関は、外国の刑事訴訟管轄機関の要請に応じて、ベトナムに在住の証人、鑑定人、及びベトナムで懲役刑に服している人物が、刑事事件の解決に助力するため当該国で出頭・出廷することを承認できるものとする。

第 36 章 各種の国際協力活動

第 497 条 事件に関連する書類及び物品の受領又は転送

事件に関連する書類及び物品の受領又は転送については、ベトナム社会主義共和国の加盟している国際条約の規定、本法律の一般規定、司法共助に関する法律の規定、及びその他のベトナムの関連法の規定に基づいて実施するものとする。

第 498 条 ベトナム公民の身柄引渡しを棄却した場合の処置

ベトナムの管轄機関は、外国の管轄機関からベトナム公民の身柄引渡し要求を受け、これを棄却したときには、当該公民に対する刑事責任を追及するか、又は外国の裁判所が下した判決・決定の執行を検討する責任を負うものとする。

第 499 条 身柄引渡しを棄却したベトナム公民に対する刑事責任追及の要求についての検討及び処理の手順・手続

1. 外国の管轄機関からのベトナム公民の身柄引渡し要求の棄却を決定した裁判所は、当該決定の日から起算して10日間以内に、刑事責任の追及を検討するため、外国の関係文書を添付した上で、調書及び書類を最高人民検察院に転送しなければならない。
2. 最高人民検察院は、法律に基づいて、その身柄引渡しを棄却したベトナム公民の刑事責任の追及を求める外国の要請に対する処置を検討しなければならない。
3. その刑事責任の追及を要求された人物に対する立件、捜査、起訴、及び審理については、本法律に従って遂行されるものとする。
4. ベトナムの管轄機関は、法律に基づいて、外国の管轄機関に対し、捜査、起訴、及び裁判の根拠を保障するための追加証拠、証拠書類、及び証拠物の提出を要求することができる。

第 500 条 身柄引渡しを棄却したベトナム公民に対して、外国の裁判所による刑事判決・決定を執行するための条件

身柄引渡しを棄却したベトナム公民に対する外国の裁判所の刑事判決・決定については、下記に掲げる条件を満たす場合は、ベトナム国内で執行することができる。

1. 身柄引渡しを棄却したベトナム公民に対する外国の裁判所の刑事判決・決定の執行について、外国の管轄機関の要求書がある場合。
2. ベトナム公民が外国で宣告された犯罪行為が、ベトナム社会主義共和国の刑法の規定においても、犯罪行為を構成する場合。
3. ベトナム公民に対する外国の裁判所の刑事罰の判決・決定が既に法的効力が発生していて、また、当該人物に対して刑事訴訟が起こされていない場合。

第 501 条 身柄引渡しを棄却したベトナム公民に対する外国の裁判所による刑事判決・決定の執行要求についての検討手順・手続

1. ベトナム公民の身柄引渡しの棄却を決定した省級人民裁判所は、外国の管轄機関から出された、当該ベトナム公民に対する外国裁判所の刑事判決・決定の執行要求を受領した日から起算して30日間以内に、外国の当該要求を検討しなければならない。
2. 管轄裁判所は、3名の裁判官から構成される評議会による会議を開催し、身柄引渡しを棄却したベトナム公民に対する、外国裁判所の下した刑事判決・決定の執行要求について検討するものとする。当該会議には、同審級の検察院の検察官、外国裁判所が下した刑事判決・決定の執行要求の対象人物、弁護士、又は代理人がいるのであればその代理人も出席しなければならない。
3. 会議開催後直ちに、評議会の構成員1名が、ベトナム公民に対する外国裁判所が下した刑事判決・決定の執行要求に関する問題について説明を行い、ベトナム在住のベトナム公民に対して為された、外国裁判所が下した判決・決定の執行の法的根拠について、意見を述べるものとする。

検察官は、ベトナム在住のベトナム公民に対する、外国裁判所が下した刑事罰の判決・決定の執行に関する検察院の見解を公表するものとする。

外国裁判所が下した刑事罰の判決・決定の執行要求の対象人物、弁護士、及び代理人は、意見があれば述べるものとする。

評議会は、対象人物に対する外国裁判所が下した刑事罰の判決・決定を執行するか否かについて論議し、多数決で決定するものとする。

4. ベトナム在住のベトナム公民に対して、外国裁判所が下した刑事罰の判決・決定を執行する決定書には、下記に掲げる検討及び決定を基に当事者が服すものとする懲役期間を明記しなければならない。

a) 外国裁判所に宣告された刑期が、ベトナムの法律に相応する場合は、ベトナム国内での判決・決定の執行刑期は、当該刑期に応じて確定するものとする。

b) 外国裁判所の宣告した刑事罰の特性又は刑期が、ベトナムの法律に相応しない場合は、当該刑期をベトナムの法律に相応した刑期に変更する決定を下すものとするが、外国裁判所の宣告した刑期を超えてはならない。

5. 省級人民裁判所は、外国裁判所が下した刑事判決・決定を執行するか否かを決定した日から起算して10日間以内に、実施のため、執行要求の対象人物、同審級の人民検察院、及び公安省に対して、決定書を送付しなければならない。

外国裁判所が下した刑事判決・決定の執行要求の対象人物は、控訴する権利を有するものとする。省級人民裁判所による決定の日から起算して、同審級の人民検察院は15日間以内に、また高級人民検察院は30日以内に、異議を申立てることができる。

省級人民裁判所は、控訴、異議申立ての期限満了日の7日間前までに、事件記録及び控訴状、異議申立て状を高級人民裁判所に転送しなければならない。

6. 高級人民裁判所は、事件記録、及び外国裁判所による刑事判決・決定の執行の検討要請状を受領した日から20日間以内に、会議を開催して、控訴又は異議申立てを受けた省級人民裁判所の決定を検討するものとする。

省級人民裁判所の決定に対する控訴、異議申立ての検討手続は、本条の規定に基づいて実施するものとする。

7. ベトナム在住のベトナム公民に対する、外国裁判所が下した刑事判決・決定の執行決定は、下記に掲げる場合に法的効力が発生するものとする。

a) 省級人民裁判所の決定が、控訴又は異議申立てを受けなかった場合。

b) 高級人民裁判所の決定である場合。

8. ベトナム在住のベトナム公民に対する、外国裁判所が下した刑事判決・決定の執行手続及び手続については、本法律及び刑事判決執行法の規定に従うものとする。

9. ベトナム公安省は、ベトナムがその身柄引渡し要求を棄却し、国内で懲役刑に服しているベトナム公民が外国で犯した犯罪に対する、当該国からの特赦、大赦、又は刑事罰減免の決定通知を受領したときは、直ちに当該通知を、検討・決定管轄権を有する裁判所・検察院に転送するものとする。

第 502 条 管轄権に基づく各予防措置、及び予防措置の適用

1. 身柄引渡し要求の検討、又は、身柄引渡し決定の執行を保障するための予防措置には、逮捕、勾留、居住地外出の禁止、保証金の預託、出国暫定延期措置が含まれる。
2. 予防措置は、その身柄引渡しが検討されている人物か、又は、下記に掲げる条件を全て満たして、身柄が引き渡される人物に対してのみ適用するものとする。
 - a) 裁判所が、当該人物の身柄引渡し要求の検討を決定したか、又は、既に法的効力が発生した当該人物の身柄引渡し決定を下した場合。
 - b) 身柄引渡しを要求されている人物が逃亡するか、又は身柄引渡し要求の検討や身柄引渡しの決定執行を困難にするか、あるいは妨害すると信ずるに足る根拠がある場合。
3. 高級人民裁判所の長官・副長官、及び省級人民裁判所の長官・副長官は、本条第1項に定める各予防措置の適用を決定するものとする。身柄引渡し要求の検討会議を率領する裁判官は、当該会議において、身柄引渡しを要求された人物に対する居住地外出の禁止、保証金の預託の各措置の適用を決定することができる。

第 503 条 身柄引渡しを要求された人物の逮捕、勾留

1. 勾留又は身柄引渡し決定の執行のために、身柄引渡しを要求された人物を逮捕するについては、本法律第113条に基づいて実施するものとする。
2. 身柄引渡し要求を検討するための勾留期限は、身柄引渡しを要求する国の管轄機関の逮捕状の期限、又は判決の執行期間、あるいは他の懲役判決執行期間を超えてはならない。

高級人民裁判所及び省級人民裁判所は、身柄引渡し要求の検討を保障するために、必要な場合、国家の管轄機関に対して、対象人物の身柄引渡しの命令・要求、一時勾留、又は勾留期限の延長の要求状を送付することができる。当該要求状は、公安省を通じて送付されるものとする。

第 504 条 居住地外出の禁止、出国暫定延期措置

1. 予防措置としての居住地外出の禁止措置は、身柄引渡し要求を受けている人物であって、裁判所の召喚状に応じて出廷することを保障するため、居住地が明確である者に対して適用することができる。

居住地外出の禁止措置の適用は、本法律第123条の規定に基づいて実施するものとする。

居住地外出の禁止措置の適用期限は、身柄引渡し要求の検討を保障するための期限、及び、司法共助法に基づく身柄引渡し決定、又は身柄引渡しの棄却決定に対する控訴又は異議申立てを検討する期限を超えてはならない。

2. 予防措置としての出国暫定延期措置は、身柄引渡し要求を受けている人物が、裁判所の召喚状に応じて出廷することを保障するため、当該人物に適用することができる。

出国暫定延期措置の適用は、本法律第124条の規定に基づいて実施するものとする。

出国暫定延期措置の適用期限は、身柄引渡し要求の検討を保障するための期限、及び、司法共助法に基づく身柄引渡し決定、又は身柄引渡しの棄却決定に対する控訴又は異議申立てを検討する期限を超えてはならない。

第 505 条 保証金の預託措置

1. 予防措置としての保証金の預託措置は、身柄引渡し要求を受けている人物が、裁判所の召喚状に応じて出廷することを保障するため、当該人物の資産状況に応じて適用することができる。
2. 保証金の預託措置の適用は、本法律第122条の規定に基づいて実施するものとする。
3. 保証金の預託措置の適用期限は、身柄引渡し要求の検討を保障するための期限、及び、司法共助法に基づく身柄引渡し決定、又は身柄引渡しの棄却決定に対する控訴又は異議申立てを検討する期限を超えてはならない。

第 506 条 予防措置の取消し又は代替措置

1. 管轄裁判所が身柄引渡しの棄却を決定したとき、又は、身柄引渡し決定の執行を決定し、発効した日から起算して、身柄引渡しを要求した国が引渡し対象人物を受け取らないまま15日間を徒過したときは、適用されている全ての予防措置を取り消さなければならない。
2. 本法律第502条に規定の予防措置適用権を有する人物は、自身が決定した予防措置が法律に反すると思料する場合は、適時に当該措置を取り消すか、又は変更しなければならない。

第 507 条 犯罪行為によって取得された財産の処理

1. ベトナムの刑事訴訟管轄機関は、捜査、起訴、審理、及び刑事判決の執行に必要な追跡、勾留、財産差押え、口座凍結、及び犯罪行為によって取得された財産の没収と処分において、外国の刑事訴訟管轄機関と協力するものとする。
2. ベトナム国内で犯罪行為によって取得された財産の追跡、暫定採取、差押え、口座凍結、及び没収については、本法律及びその他のベトナムの関連法規の規定に従って実施するものとする。
3. ベトナム国内で犯罪行為によって取得された財産の処理については、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定に従い、又は、ベトナムと関係国の各刑事訴訟管轄機関の間で個別に協議して実施するものとする。

第 508 条 捜査の連携又は特別訴訟捜査措置の適用

1. ベトナムの刑事訴訟管轄機関は、捜査の連携又は特別訴訟捜査措置の適用について、外国の刑事訴訟管轄機関と捜査協力することができる。捜査協力と捜査連携、又は特別訴訟捜査措置については、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定、又は、ベトナムと関係国の各刑事訴訟管轄機関の間で個別に協議して実施するものとする。

2. ベトナム社会主義共和国の領土内で実施される連携捜査活動は、本法律及びその他のベトナムの関連法規の規定に従って実施するものとする。

第9編 条項の施行

第509条 施行

1. 本法律は、2016年7月1日を以て施行される。
2. 刑法No.192003QH11は、本法律の発効日以降失効する。
3. 弁護士法（法律番号652006QH11）第27条第3項及び第4項中の弁護士証に関する廃止規定は、法律（202012QH13）によって、複数の条項が改正、追加される。

第510条 細則の制定

政府、最高人民検察院、及び最高人民裁判所は、本法律に定められた条項の細則を制定するものとする。

本法律は、2015年11月27日、ベトナム社会主義共和国の第13回国会第10会期において可決された。

国会議長

(署名)

グエン・シン・フン